

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 7 日) (火曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 4 号平成 2 1 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 5 号社団法人日置市農業公社平成 2 1 年度決算及び平成 2 2 年度事業計画の報告について	1 0
日程第 7 報告第 6 号平成 2 1 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 0
宮路市長報告	1 0
松尾公裕君	1 1
上園企画課長兼地域づくり課長	1 1
松尾公裕君	1 1
上園企画課長兼地域づくり課長	1 1
長野瑛や子さん	1 2
瀬川農林水産課長	1 2
長野瑛や子さん	1 2
瀬川農林水産課長	1 2
日程第 8 報告第 7 号平成 2 1 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 2
日程第 9 報告第 8 号平成 2 1 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 0 詰問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 1 承認第 5 号専決処分 (平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算 (第 4 号)) につき承認を求めることについて	1 4
宮路市長	1 4

梶 康博君	14
久保建設課長	15
日程第12 議案第71号日置市下水道条例の一部改正について	15
日程第13 議案第72号日置市火災予防条例の一部改正について	15
宮路市長提案理由説明	15
瀬戸口産業建設部長	15
吉丸消防本部消防長	16
日程第14 議案第73号平成22年度日置市一般会計補正予算(第5号)	18
宮路市長提案理由説明	18
日程第15 議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算(第6号)	19
日程第16 議案第75号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19
日程第17 議案第76号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	19
日程第18 議案第77号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	19
日程第19 議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	19
日程第20 議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	19
日程第21 議案第80号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	19
日程第22 議案第81号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第23 議案第82号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第24 議案第83号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第1号)	20
日程第25 議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第26 議案第85号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	20
宮路市長提案理由説明	20
休 憩	24
田畑純二君	24
宮路市長	25
田代教育長	25
上園企画課長兼地域づくり課長	25
野崎福祉課長	26
有村市民生活課長	26

地頭所教育総務課長	27
富迫財政管財課長	27
芝原社会教育課長	27
長野瑛や子さん	28
芝原社会教育課長	28
長野瑛や子さん	28
芝原社会教育課長	28
長野瑛や子さん	28
芝原社会教育課長	28
休憩	28
花木千鶴さん	28
上園企画課長兼地域づくり課長	29
花木千鶴さん	29
上園企画課長兼地域づくり課長	29
出水賢太郎君	30
有村市民生活課長	30
出水賢太郎君	30
有村市民生活課長	30
黒田澄子さん	30
富迫財政管財課長	30
梶 康博君	31
宮路市長	31
休憩	31
日程第27 認定第1号平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	32
日程第28 認定第2号平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第29 認定第3号平成21年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第30 認定第4号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定 について	32
日程第31 認定第5号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	32

日程第 3 2	認定第 6 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 3	認定第 7 号平成 2 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 4	認定第 8 号平成 2 1 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 5	認定第 9 号平成 2 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 6	認定第 1 0 号平成 2 1 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 7	認定第 1 1 号平成 2 1 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 8	認定第 1 2 号平成 2 1 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 3 9	認定第 1 3 号平成 2 1 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 4 0	認定第 1 4 号平成 2 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 4 1	認定第 1 5 号平成 2 1 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	3 2
日程第 4 2	認定第 1 6 号平成 2 1 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	3 2
日程第 4 3	認定第 1 7 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計決算認定について	3 3
	宮路市長提案理由説明	3 3
日程第 4 4	意見書案第 8 号臨時会の招集権を議長に付与する事を求める意見書	3 8
	宇田議会運営委員長提案理由説明	3 8
日程第 4 5	請願第 3 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書	3 9
日程第 4 6	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	3 9
散 会		4 0

第 2 号（9 月 1 7 日）（金曜日）

開 議		4 4
日程第 1	一般質問	4 4

田畑純二君	4 4
宮路市長	4 7
田畑純二君	5 0
宮路市長	5 0
田畑純二君	5 0
宮路市長	5 1
田畑純二君	5 1
宮路市長	5 1
田畑純二君	5 2
宮路市長	5 2
田畑純二君	5 2
宮路市長	5 2
田畑純二君	5 2
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 5
田畑純二君	5 5
福元総務課長	5 5
田畑純二君	5 5
宮路市長	5 6
田畑純二君	5 6
宮路市長	5 6
田畑純二君	5 6
宮路市長	5 7
田畑純二君	5 7
休 憩	5 7

池満 渉君	5 7
宮路市長	5 8
池満 渉君	6 0
宮路市長	6 0
池満 渉君	6 1
宮路市長	6 1
池満 渉君	6 1
宮路市長	6 2
池満 渉君	6 2
宮路市長	6 2
池満 渉君	6 3
宮路市長	6 3
池満 渉君	6 3
宮路市長	6 4
池満 渉君	6 4
宮路市長	6 4
池満 渉君	6 4
富迫財政管財課長	6 5
池満 渉君	6 5
富迫財政管財課長	6 6
池満 渉君	6 6
富迫財政管財課長	6 7
池満 渉君	6 7
富迫財政管財課長	6 7
池満 渉君	6 7
富迫財政管財課長	6 7
池満 渉君	6 7
宮路市長	6 8
休 憩	6 9
山口初美さん	6 9
宮路市長	7 1
山口初美さん	7 3

宮路市長	7 3
山口初美さん	7 4
宮路市長	7 4
山口初美さん	7 4
宮路市長	7 4
山口初美さん	7 5
宮路市長	7 5
山口初美さん	7 5
平田税務課長兼特別滞納整理課長	7 5
山口初美さん	7 5
宮路市長	7 6
山口初美さん	7 6
大園健康保険課長	7 6
山口初美さん	7 6
宮路市長	7 7
山口初美さん	7 7
宮路市長	7 7
山口初美さん	7 7
久保建設課長	7 8
山口初美さん	7 8
宮路市長	7 8
山口初美さん	7 8
宮路市長	7 9
休 憩	7 9
出水賢太郎君	7 9
宮路市長	8 0
出水賢太郎君	8 1
宮路市長	8 2
出水賢太郎君	8 2
宮路市長	8 3
出水賢太郎君	8 3
宮路市長	8 3

出水賢太郎君	8 4
久保建設課長	8 4
出水賢太郎君	8 4
宮路市長	8 5
出水賢太郎君	8 5
宮路市長	8 5
出水賢太郎君	8 6
久保建設課長	8 6
出水賢太郎君	8 6
久保建設課長	8 6
出水賢太郎君	8 6
宮路市長	8 6
出水賢太郎君	8 7
吉丸消防本部消防長	8 7
出水賢太郎君	8 7
宮路市長	8 7
出水賢太郎君	8 8
宮路市長	8 8
出水賢太郎君	8 8
有村市民生活課長	8 8
出水賢太郎君	8 9
有村市民生活課長	8 9
出水賢太郎君	8 9
宮路市長	8 9
出水賢太郎君	9 0
宮路市長	9 0
出水賢太郎君	9 0
宮路市長	9 1
出水賢太郎君	9 1
宮路市長	9 1
出水賢太郎君	9 2
宮路市長	9 2

出水賢太郎君	9 2
宮路市長	9 3
散 会	9 3

第3号 (9月21日) (火曜日)

開 議	9 8
日程第 1 一般質問	9 8
大園貴文君	9 8
宮路市長	9 9
大園貴文君	9 9
宮路市長	9 9
大園貴文君	9 9
宮路市長	9 9
大園貴文君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
大園貴文君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
大園貴文君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
大園貴文君	1 0 1
宮路市長	1 0 1
大園貴文君	1 0 1
宮路市長	1 0 1
大園貴文君	1 0 2
宮路市長	1 0 2
大園貴文君	1 0 2
宮路市長	1 0 2
大園貴文君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
大園貴文君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
大園貴文君	1 0 4

宮路市長	1 0 4
大園貴文君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
大園貴文君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
大園貴文君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
大園貴文君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
大園貴文君	1 0 5
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
大園貴文君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
大園貴文君	1 0 7
宮路市長	1 0 8
大園貴文君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
大園貴文君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
大園貴文君	1 0 9
休 憩	1 0 9
坂口洋之君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
田代教育長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 2
宮路市長	1 1 3

坂口洋之君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 5
平田稅務課長兼特別滯納整理課長	1 1 5
滿留介護保險課長	1 1 5
宇田上下水道課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
田代教育長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
田代教育長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
田代教育長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
宮路市長	1 1 9

	坂口洋之君	1 2 0
	宮路市長	1 2 0
	坂口洋之君	1 2 0
	宮路市長	1 2 0
	坂口洋之君	1 2 0
	野崎福祉課長	1 2 1
	坂口洋之君	1 2 1
	野崎福祉課長	1 2 1
	坂口洋之君	1 2 2
	宮路市長	1 2 2
	田代教育長	1 2 2
休	憩	1 2 2
	花木千鶴さん	1 2 2
	宮路市長	1 2 4
	花木千鶴さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	花木千鶴さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	花木千鶴さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	花木千鶴さん	1 2 7
	宮路市長	1 2 7
	花木千鶴さん	1 2 7
	宮路市長	1 2 7
	花木千鶴さん	1 2 7
	宮路市長	1 2 7
	花木千鶴さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	花木千鶴さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	花木千鶴さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 8

花木千鶴さん	1 2 9
宮路市長	1 2 9
花木千鶴さん	1 2 9
宮路市長	1 3 0
花木千鶴さん	1 3 0
富迫財政管財課長	1 3 0
花木千鶴さん	1 3 0
久保建設課長	1 3 0
花木千鶴さん	1 3 0
宮路市長	1 3 1
花木千鶴さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
花木千鶴さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
花木千鶴さん	1 3 1
久保建設課長	1 3 1
花木千鶴さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
花木千鶴さん	1 3 2
久保建設課長	1 3 2
花木千鶴さん	1 3 2
久保建設課長	1 3 2
花木千鶴さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
花木千鶴さん	1 3 2
宮路市長	1 3 3
花木千鶴さん	1 3 3
宮路市長	1 3 3
花木千鶴さん	1 3 3
宮路市長	1 3 4
休 憩	1 3 4
松尾公裕君	1 3 4

宮路市長	1 3 5
松尾公裕君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
松尾公裕君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
松尾公裕君	1 3 9
上園企画課長兼地域づくり課長	1 3 9
松尾公裕君	1 3 9
上園企画課長兼地域づくり課長	1 3 9
松尾公裕君	1 4 0
上園企画課長兼地域づくり課長	1 4 0
松尾公裕君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
松尾公裕君	1 4 0
宮路市長	1 4 1
松尾公裕君	1 4 1
瀬戸口産業建設部長	1 4 2
松尾公裕君	1 4 2
瀬戸口産業建設部長	1 4 2
松尾公裕君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
松尾公裕君	1 4 3
瀬戸口産業建設部長	1 4 3
松尾公裕君	1 4 4
宮路市長	1 4 4
瀬戸口産業建設部長	1 4 4
散 会	1 4 4

第4号（9月22日）（水曜日）

開 議	1 4 8
日程第 1 一般質問	1 4 8
東福泰則君	1 4 8

宮路市長	1 4 8
東福泰則君	1 5 0
宮路市長	1 5 0
東福泰則君	1 5 0
宮路市長	1 5 1
東福泰則君	1 5 1
宮路市長	1 5 2
東福泰則君	1 5 2
宮路市長	1 5 3
東福泰則君	1 5 3
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 4
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 4
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 4
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 4
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 4
瀬川農林水産課長	1 5 4
東福泰則君	1 5 5
瀬川農林水産課長	1 5 5
東福泰則君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
瀬川農林水産課長	1 5 6
東福泰則君	1 5 6
瀬川農林水産課長	1 5 6
東福泰則君	1 5 6
有村市民生活課長	1 5 7
東福泰則君	1 5 7
有村市民生活課長	1 5 7
東福泰則君	1 5 7
有村市民生活課長	1 5 7

休 憩	1 5 7
漆島政人君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
漆島政人君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
漆島政人君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
漆島政人君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
漆島政人君	1 6 1
小園総務企画部長	1 6 1
漆島政人君	1 6 1
小園総務企画部長	1 6 2
漆島政人君	1 6 2
福元総務課長	1 6 2
小園総務企画部長	1 6 2
漆島政人君	1 6 2
福元総務課長	1 6 3
漆島政人君	1 6 3
福元総務課長	1 6 3
漆島政人君	1 6 3
小園総務企画部長	1 6 3
漆島政人君	1 6 4
福元総務課長	1 6 4
漆島政人君	1 6 4
小園総務企画部長	1 6 4
漆島政人君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
漆島政人君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
漆島政人君	1 6 6
宮路市長	1 6 6

漆島政人君	1 6 6
宮路市長	1 6 7
漆島政人君	1 6 7
宮路市長	1 6 8
漆島政人君	1 6 8
宮路市長	1 6 9
漆島政人君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
漆島政人君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
休 憩	1 7 0
瀬川農林水産課長	1 7 0
長野瑛や子さん	1 7 0
宮路市長	1 7 1
田代教育長	1 7 2
長野瑛や子さん	1 7 3
宮路市長	1 7 3
長野瑛や子さん	1 7 3
宮路市長	1 7 3
長野瑛や子さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
長野瑛や子さん	1 7 4
久保建設課長	1 7 5
長野瑛や子さん	1 7 5
宮路市長	1 7 5
田代教育長	1 7 6
長野瑛や子さん	1 7 6
久保建設課長	1 7 6
長野瑛や子さん	1 7 6
宮路市長	1 7 7
長野瑛や子さん	1 7 7
宮路市長	1 7 7

長野瑛や子さん	177
田代教育長	178
長野瑛や子さん	178
宮路市長	178
長野瑛や子さん	178
宮路市長	178
長野瑛や子さん	179
宮路市長	179
長野瑛や子さん	179
宮路市長	179
長野瑛や子さん	180
田代教育長	180
長野瑛や子さん	180
宮路市長	180
長野瑛や子さん	180
横山副市長	181
長野瑛や子さん	181
田代教育長	181
長野瑛や子さん	181
宮路市長	182
長野瑛や子さん	182
宮路市長	182
長野瑛や子さん	182
宮路市長	183
休 憩	183
黒田澄子さん	183
宮路市長	185
黒田澄子さん	188
宮路市長	188
黒田澄子さん	188
宮路市長	188
黒田澄子さん	188

宮路市長	189
黒田澄子さん	189
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	191
黒田澄子さん	191
宮路市長	192
黒田澄子さん	192
宮路市長	192
黒田澄子さん	192
宮路市長	193
黒田澄子さん	193
宮路市長	193
黒田澄子さん	194
宮路市長	195
黒田澄子さん	195
宮路市長	195
散 会	195

第5号（9月30日）（木曜日）

開 議	201
久保建設課長	201
日程第1 議案第71号日置市下水道条例の一部改正について（産業建設常任委員会）	201
上園産業建設常任委員長報告	201

山口初美さん	202
出水賢太郎君	203
日程第2 議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算(第6号)(各常任委員長報告)	
.....	204
池満総務企画常任委員長報告	204
漆島文教厚生常任委員長報告	206
上園産業建設常任委員長報告	209
休 憩	211
日程第3 議案第75号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	212
日程第4 議案第76号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	212
日程第5 議案第77号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	212
日程第6 議案第81号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	212
日程第7 議案第82号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	212
日程第8 議案第85号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	212
漆島文教厚生常任委員長報告	212
日程第9 議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	216
日程第10 議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	216
日程第11 議案第83号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	216
日程第12 議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	216
上園産業建設常任委員長報告	216
日程第13 議案第80号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)(総務企画常任委員長報告)	218

池満総務企画常任委員長報告	218
日程第14 認定第1号平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	218
日程第15 認定第2号平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	218
日程第16 認定第3号平成21年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	219
日程第17 認定第4号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認 定について	219
日程第18 認定第5号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第19 認定第6号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第20 認定第7号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第21 認定第8号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会 計歳入歳出決算認定について	219
日程第22 認定第9号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第23 認定第10号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第24 認定第11号平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第25 認定第12号平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算 認定について	219
日程第26 認定第13号平成21年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第27 認定第14号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第28 認定第15号平成21年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定につ いて	219
日程第29 認定第16号平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定につ いて	219
日程第30 認定第17号平成21年度日置市水道事業会計決算認定につ いて	219

田畑純二君	2 1 9
宮路市長	2 2 0
富迫財政管財課長	2 2 1
田畑純二君	2 2 1
宮路市長	2 2 2
田畑純二君	2 2 2
宮路市長	2 2 3
西藺典子さん	2 2 3
宮路市長	2 2 4
西藺典子さん	2 2 5
平田税務課長兼特別滞納整理課長	2 2 5
山口初美さん	2 2 5
宮路市長	2 2 5
山口初美さん	2 2 5
宮路市長	2 2 6
休 憩	2 2 6
休 憩	2 2 6
日程第 3 1 請願第 3 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書（文教厚生常任委員長報告）	2 2 6
漆島文教厚生常任委員長報告	2 2 6
池満 渉君	2 2 7
坂口洋之君	2 2 8
日程第 3 2 発議第 4 号日置市長専決処分事項の指定について	2 2 9
宇田 栄君提案理由説明	2 2 9
日程第 3 3 議案第 8 6 号日置市手数料徴収条例の一部改正について	2 3 0
宮路市長提案理由説明	2 3 0
吉丸消防本部消防長	2 3 0
日程第 3 4 議案第 8 7 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）	2 3 1
宮路市長提案理由説明	2 3 1
花木千鶴さん	2 3 2
久保建設課長	2 3 2
花木千鶴さん	2 3 2

久保建設課長	2 3 2
花木千鶴さん	2 3 2
久保建設課長	2 3 3
花木千鶴さん	2 3 3
休 憩	2 3 3
花木千鶴さん	2 3 3
出水賢太郎君	2 3 5
花木千鶴さん	2 3 5
出水賢太郎君	2 3 6
花木千鶴さん	2 3 6
上園哲生君	2 3 6
西園典子さん	2 3 7
佐藤彰矩君	2 3 8
日程第 3 5 意見書案第 9 号教育予算確保に関する意見書	2 3 8
漆島文教厚生常任委員長報告	2 3 8
池満 渉君	2 3 9
坂口洋之君	2 3 9
日程第 3 6 閉会中の継続審査の申し出について	2 3 9
日程第 3 7 閉会中の継続調査の申し出について	2 3 9
日程第 3 8 所管事務調査結果報告について	2 4 0
日程第 3 9 行政視察結果報告について	2 4 0
閉 会	2 4 0
宮路市長	2 4 0

平成22年第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 7日	火	本 会 議	議案等上程、質疑（決算除く）、表決、付託・広域連合選挙
9月 8日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生
9月 9日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月10日	金	委 員 会	産業建設
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	委 員 会	予備
9月14日	火	休 会	
9月15日	水	休 会	
9月16日	木	休 会	
9月17日	金	本 会 議	一般質問
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	
9月21日	火	本 会 議	一般質問
9月22日	水	本 会 議	一般質問
9月23日	木	休 会	
9月24日	金	休 会	
9月25日	土	休 会	
9月26日	日	休 会	
9月27日	月	休 会	議会運営委員会
9月28日	火	休 会	
9月29日	水	休 会	
9月30日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告、決算認定の質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 4号	平成21年度日置市土地開発公社決算の報告について		
報告第 5号	社団法人日置市農業公社平成21年度決算及び平成22年度事業計画の報告について		
報告第 6号	平成21年度日置市継続費精算報告書の報告について		
報告第 7号	平成21年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について		
報告第 8号	平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について		
詰問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
承認第 5号	専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて		
議案第 71号	日置市下水道条例の一部改正について		
議案第 72号	日置市火災予防条例の一部改正について		
議案第 73号	平成22年度日置市一般会計補正予算（第5号）		
議案第 74号	平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）		
議案第 75号	平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第 76号	平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）		
議案第 77号	平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第 78号	平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 79号	平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 80号	平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 81号	平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 82号	平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 83号	平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）		
議案第 84号	平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 85号	平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第 86号	日置市手数料徴収条例の一部改正について		
議案第 87号	平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）		
認定第 1号	平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について		
認定第 2号	平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 3号	平成21年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 4号	平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 5号	平成21年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		

- 認定第 6号 平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13号 平成21年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14号 平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 15号 平成21年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 16号 平成21年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 17号 平成21年度日置市水道事業会計決算認定について
- 意見書案第8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書
- 意見書案第9号 教育予算確保に関する意見書
- 請願第 3号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書
- 発議第 4号 日置市長専決処分事項の指定について

第 1 号 (9 月 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 4号 平成21年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 5号 社団法人日置市農業公社平成21年度決算及び平成22年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 6号 平成21年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 7号 平成21年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 8号 平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	詰問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	承認第 5号 専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を 求めることについて
日程第12	議案第 71号 日置市下水道条例の一部改正について
日程第13	議案第 72号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第14	議案第 73号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第5号）
日程第15	議案第 74号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第16	議案第 75号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第 76号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第 77号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第 78号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第 79号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第 80号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第 81号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第 82号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第 83号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第 84号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第 85号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第27	認定第 1号 平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第 2号 平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 29 認定第 3 号 平成 21 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 4 号 平成 21 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 5 号 平成 21 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 6 号 平成 21 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 7 号 平成 21 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 8 号 平成 21 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 9 号 平成 21 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 36 認定第 10 号 平成 21 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 37 認定第 11 号 平成 21 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 38 認定第 12 号 平成 21 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 39 認定第 13 号 平成 21 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 40 認定第 14 号 平成 21 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 41 認定第 15 号 平成 21 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 42 認定第 16 号 平成 21 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 43 認定第 17 号 平成 21 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 44 意見書案第 8 号 臨時会の招集権を議長に付与する事を求める意見書
- 日程第 45 請願第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書
- 日程第 46 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（9月7日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
総務係長	吉富良一君	議事調査係	下野裕輝君

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成22年第4回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、西菌典子さん、池満渉君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの24日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。平成22年5月20日、21日に実施された平成21年度、平成22年度4月分の例月現金出納検査の結果、平成22年6月23日、24日に実施された平成21年度、平成22年度5月分

の例月現金出納検査の結果及び平成22年7月22日、23日に実施された平成22年度6月分の例月現金出納検査の結果について、当該外郭団体の現金出納その他事務の執行状況等の報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

主な行政報告について、行政執行について報告を申し上げます。

7月30日、江口浜荘跡地に宿泊・温泉施設を建設する株式会社ア・ライズ、株式会社ガストフ、坂本建設株式会社の共同企業体との立地協定調印式を行いました。平成23年度中の開業を予定しており、宿泊・温泉施設の概要は、4階建てで100人程度の宿泊・宴会などが可能で、温泉のみの利用もできる浴場も計画されております。雇用や地域の活性化、観光の振興に大きな期待を寄せているところであります。

次に、8月20日に、伊集院駅周辺整備検討委員会を開催しました。学識経験者を初め、関係公共機関、地元自治会及び各種団体の代表の方々にも、伊集院駅の北口、南口の駅前広場や自由通路等の整備計画に関し、総合的にご審議をいただくために設置したもので、提言を尊重しながら、伊集院駅周辺の整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、8月29日に、伊集院総合運動公園におきまして、陸上自衛隊、鹿児島県警察本部、日置警察署、日置市医師会、日置市社会

福祉協議会、伊集院地域自治会など約500名の参加をいただき、日置市総合防災訓練を実施しました。

災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震津波・洪水・がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導及び水防工法等の災害応急対策が迅速、適切に行われるよう、防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政報告につきましては、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第4号平成21年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第5号社団法人日置市農業公社平成21年度決算及び平成22年度事業計画の報告について

△日程第7 報告第6号平成21年度日置市継続費精算報告書の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第5、報告第4号平成21年度日置市土地開発公社決算の報告についてから日程第7、報告第6号平成21年度日置市継続費精算報告書の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第4号は、平成21年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る6月11日に理事会が開催され、日置

市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

鹿児島縣市町村土地開発公社の解散に伴う、日置市支社の残余財産であります普通預金1億1,770万5,778円、流動資産であります土地3万8,153.27平方メートル、事業原価1億5,495万3,056円を引き継いでおります。

住宅団地に関しては、2区画を分譲し、工業団地に関しましては、引き続き事業用地として2区画を賃貸中であります。

また、昨年立地した「てまひま堂」と12月に事業用借地権を締結し、事業用地として1区画を賃貸しました。

収支につきましては、収益総額2億8,575万3,093円、損失総額1,142万7,865円となり、差し引き2億7,432万5,228円の当期純利益となりました。

次に、報告第5号は、社団法人日置市農業公社平成21年度決算及び平成22年度事業計画の報告についてであります。

去る6月3日、決算総会が開催され、平成21年度決算及び平成22年度事業計画の承認を受けたことに伴い、日置農業公社から平成21年度決算報告書及び平成22年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

平成21年度の実績につきましては、農地保有合理化事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱にそれぞれ取り組みました。特に、研修事業につきましては、県の補助事業である離職者等就業・就農促進緊急対策事業を導入し、就農支援を進めています。

平成21年度の日置市農業公社の収支状況については、全体収入合計では7,847万7,010円、全体の支出合計が7,840万

4,857円で、当期収支差額は7万2,153円となりました。

また、平成22年度の事業計画につきましては、これまでと同様に、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。特に、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化団体としての事業を進め、農用地の集積を推進します。

また、研修等事業につきましては、昨年度に引き続き、離職者等就業・就農支援事業に取り組み、新規就農者の研修支援に努めます。農作業受委託事業についても、事業範囲の拡大を進めます。

次に、報告第6号は、平成21年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成21年度日置市一般会計継続費精算報告書の教育費の伊集院中学校校舎改築事業、平成21年度日置市診療所特別会計の施設整備費の診療所建築工事が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上3件ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（松尾公裕君）

今、土地開発公社の報告がございましたけれども、この中でも今回、この1年間の間にこの住宅については2区画しか販売ができなかったということがございますけれども、特にその中で、私が気になっているのは、吹上の本町の住宅団地でございますけれども、これが2区画販売があったということがございますけれども、民間が近くに開発をしたりして、非常に影響があったのかなと思っておるところでありますけれども、最近の状況は、実に対応が悪いなど思っているわけでありませぬけれども、最初の出足は非常にこの本町の

住宅団地よかったと。場所的にも非常にいいのかなと思っておりますけれども、そういった民間との競合というものがあつたのかなということが気になるところでございますけれども、この第1期の区画です。これ20区画ございましたけど、これはあつどの程度今売れているのか、販売できているのか。あと幾ら残っているのか、そのことと、この今の状況です。非常に厳しい状況かなと思っておりますけれども、そのところをお伺いをしたいと思います。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

今のご質問でございますけれども、確かに民間の方々の影響はあつたと思えます。また、ここ一月の間にまた契約もあつたようでございますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思えますけれども、残りの数につきましては、3戸の残りでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

申しわけございません。3戸でなくて、3区画でございます。申しわけありません。

○19番（松尾公裕君）

先ほど、民間がその近くにできて、同時期であつたと思えますけれども、これは影響があるのかなと思っておつたんですが、それとの競合というものは非常に影響があるのかなということで、今の、しかしその割には、割と売れたなど思っているわけでありませぬけれども、競合性ということについて、どんな状況であつたのかということをお伺いしております。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

現状は、民間の方々のところも幾つかは設置されているようでございます。理事会の中でも、確かに民間の皆さん方との競合ということのご指摘もあつたところでございませぬけれども、価格的にもやはり特に市の分が高

いという状況でもないと思いますので、その辺は民間の方々との若干の競合はあるかもしれませんが、お互いに立地に向けては今後も力を入れてすべきだと考えております。

また、ホームページ等を通じてPRしておりますので、これからも少しずつ、経済の厳しい状況でありますけれども、力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

農業公社の16ページのところですけども、研修等事業です。今年度が3名の予定と書いてありますけども、その状況と、あと、今までのこの新規就農者の方々の農業、就農、営農計画、または就農資金計画が非常に厳しい話を聞きますけども、その人たちへのフォローの状況です。就農された方々がなかなかうまくいかないということも聞きますけども、この辺の状況はどう把握されているのかお伺いします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

農業公社の関係ですけれども、21年度2名と20年度の3月に受け入れた分も1名と、3名を21年中は研修を受けさせていただいております。

それから、22年度の受け入れにつきましては、これまでずっと募集等をしてきたところですけども、予定の3名に達せず、22年度については受け入れをやっていないというふうなところでございます。

それから、事業の経営的な部分等で若干お話があったと思いますけども、ソリダコ、それからアスパラを中心にやっているところがございますけれども、アスパラのほうもなかなか生産量が伸びない部分もございまして、経営的にはやっぱり非常に厳しいところもあるのかなというふうに考えております。

なお、ソリダコのほうにつきましても、部

会等を中心に販売等にも取り組んでおりますけれども、こちらのほうもなかなか景気の動向等もありまして、販売がなかなか進まないというふうなこともありましたけれども、夏場に若干の盆需要ちゅうふうなこともありまして、単価も、ソリダコのほうについては安定してきているのかなというふうに考えているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり、生の声を聞くところによれば、県外からいらした方々もいらっしゃいますよね。だから、なかなか言うことも言えない状況ですけども、生活が苦しいという、そういう反面もありますので、そういう意見交換を年間どれぐらいされているのかお伺いします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

基本的に、吹上支所の産業建設課を中心に、向こうの農家さん方との指導のほうに当たってもらっております。ちょっとここに資料がございませんので、本庁のほうではその部分を今のところ把握しておりません。また追ってご報告したいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これで、報告第4号から報告第6号までの3件の報告を終わります。

△日程第8 報告第7号平成21年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第8号平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第8、報告第7号平成21年度決算に

基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第8号平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、平成21年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額はありませんでした。

また、実質公債費比率については、早期健全化基準が25%に対して14.4%、将来負担比率については、早期健全化基準が350%に対して72.3%で健全な状況であります。

次に、報告第8号は、平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の第1項の規定により、平成21年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、温泉給湯時事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、水道事業会計については、資金不足はありませんでしたので、経営は健全であります。

以上2件、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと求めます。

これで、報告第7号及び報告第8号の2件の報告を終わります。

△日程第10 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成22年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

本村一男氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから諮問第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件については、本村一男さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は本村一男さんを適任者と認めることに決定しました。

△日程第11 承認第5号専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第11、承認第5号専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第5号は、専決処分（平成22年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

平成22年6月の豪雨により災害が発生し、災害復旧のため、平成22年一般会計歳入歳出予算の土木費、災害復旧費の執行について、

緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,887万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ224億5,020万4,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で財政調整基金繰入金の増額により、6,887万5,000円を増額計上いたしました。

歳出では、土木費の都市計画費で、区画整理区域内の施設維持の修繕料70万円を増額計上いたしました。

住宅費では、市営一般住宅の修繕工事請負費として400万円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費で農道、水路等の施設維持費修繕料及び災害復旧工事に係る測量設計の委託料の増額、林道災害復旧費や治山施設災害復旧費の落土処理等施設維持修繕料の増額などにより2,205万8,000円を増額計上いたしました。

公共土木施設災害復旧費では、道路、河川の施設維持修繕料及び委託料の増額、美山神之川線の仮設道路施工に伴う工事請負費の増額などにより4,211万7,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、承認第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

ただいま市長の説明で、また全協の中でも説明は受けておったわけですけれども、今回の都市計画費の400万円は、災害によるものなのか、それとも一般、普通、一般会計の中で審議をするべきじゃなかったのか、そこあたりの区分を専決処分ですらなければならなかった理由等があったら説明を求めた

いと思います。

○建設課長（久保啓昭君）

住宅管理費の400万円のことでありますけれども、これにつきましては、6月の豪雨によりまして、雨漏りが一般住宅の日吉の一般住宅、麓住宅、八幡住宅にありまして、どうしても早急にしなければならぬということで、専決処分をお願いいたしました。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第12 議案第71号日置市下水道条例の一部改正について

△日程第13 議案第72号日置市火災

予防条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第12、議案第71号日置市下水道条例の一部改正について及び日程第13、議案第72号日置市火災予防条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第71号は、日置市下水道条例の一部改正についてであります。下水道使用料の額を改定するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせます。

次に、議案第72号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させます。

以上2件につきましてご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第71号日置市下水道条例の一部改正につきまして、補足説明申し上げます。

今回の改正は、下水道使用料の改正で、さきに下水道審議会に改正内容を諮問し、答申を得ましたので、今回、下水道使用料金の改

定を提案するものでございます。

本市の下水道使用料につきましては、昭和63年の供用開始以来、平成18年度まで料金の改定は行っておりませんでした。平成19年度から20トン当たり2,100円に改定しております。今回は、その当時説明いたしましたように、全国財政課長市町村担当課長合同会議における下水道事業使用料の適正化を基本に、4年ごとの3段階、12年をかけて、国の示す最終目標である20トン当たり3,150円とするために、第2段階の10トン当たり2,620円への料金改定を行おうとするものであります。

なお、前回の料金改定により、維持管理費は使用料金で確実に賄えるようにはなつたものの、地方債の元利償還金との資本費については、一般会計からの繰入金に依存しているというのが現状でございます。

また、供用開始から22年が経過しており、今後、終末処理場の機器整備の更新時期、機器等の長寿命化や施設の耐震化などの対策も行わなくてはならず、財政事情を十分に考慮しながら、計画的な事業の推進を図る必要があります。

さらに、使用者負担の原則に立ち、下水道区域外の未利用者との負担の公平も図る必要があるということで、今回は維持管理費のすべてと、事業費の地方債元利償還金から交付税措置費等の公費負担を除いた40から50%程度の費用回収を図るものです。全体の改定率は14.8%の改定となっております。

それでは、別紙をお開きください。第2条及び第16条の関係は、字句の修正で、第16条の9を次のように改めるものでございます。

まず、一般汚水の基本料金、現行800円を200円増額し、一律1,000円に。従量料金については1トンから10トンまで、

現行20円を25円増額し、一律45円に。11トンから20トンまで、現行100円を5円増額し、一律105円とし、21トンから各5段階については、それぞれ据え置きとしております。

また、公衆浴場、次の使用料については、基本料金のみを現行800円に、200円を増額し、一律1,000円とし、従量料金については、据え置きとしております。

以上による使用料の増につきましては、年間約3,000万円程度の増になると見込んでおります。20トン当たりの使用料金では、消費税込みでこれまで2,100円だったものが2,620円となり、520円が上がるという差になります。

なお、標準世帯の従量平均で算定した月額使用料の値上げ額は、消費税込みで1人世帯10トンで470円、2人世帯14トンで490円、3人世帯23トン以上の世帯では、一律約520円の値上げとなります。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、水道使用料と同じように、2カ月検針をしておりますので、4月以降の使用料を完全に対象とするため、5月31日までの検針により、使用料が確定する水道料金と同じ取り扱いになり、これまでは従前のおりということ、それ以降の検針分が新材料金となります。

以上、説明申し上げます。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

それでは、議案第72号につきまして、別紙によりこの説明を申し上げます。

日置市火災予防条例の一部を改正する条例、日置市火災予防条例、平成17年日置市条例第213号の省令の一部改正に伴い、条例の一部改正とあわせて、条文の整理をお願いするものでございます。別紙について説明を申

上げます。

まず、別紙の改正内容の1行目の第3条第1項第14項ア中からは、10行まで、これにつきましては、条文の整理でございますので、説明を省略させていただきます。

次の11行目の8条の3第1項中から一部改正となります。

第3条の3につきましては、燃料電池発電設備の関係でございます。

第8条の3第1項中、「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に、「又は固体酸化物型燃料電池」を加えるものでございます。第8条の3の改正につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴って、条例の制定に関する基準に、固体酸化物型燃料電池が加えられたために改正するものでございます。

この燃料電池発電設備で、これまで実用化されておりました固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池または熔融炭酸塩型燃料電池によるこういった発電設備がありまして、この条文の中に、今回、新たな製品として実用化及び商品化の一定の進歩が見られたことを踏まえて、開発された固体酸化物型燃料電池を加えるものでございます。

この改正は、火災予防条例の条文の中で、対象火気設備等の位置、構造及び管理の基準については、単価改正の必要がなく、第8条の3、燃料電池発電設備の条文の中に、新たに開発された固体酸化物燃料電池を加えたものでございます。

次の、別紙改正内容の14行目の第10条第4号中から、次のページになります11行までの部分につきましても、条文の整理となりますので、説明を省略させていただきます。

12行目から一部改正となります。12行目の同条第3号中があります。第29条の5の関係の設置の免除の関係でございます。同条第3号中「第3条第2項第2号」を、「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改め、これにつきましては、3号から5号までの改正でございます。特定住宅等の寄宿舍、下宿などになりますけれども、これにおける必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令40号で制定されておりまして、今回、平成22年2月に新たに2項として特定共同住宅等の種類、通常用いられる消防用設備と必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の1号が追加されており、関連条文の各項を1項ずつ繰り下げたものでございます。内容については変わっておりません。追加のための1項の繰り下げの条文でございます。

次の、同条に1号を加える。第6号として、「第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。」という1項の条文でございます。この条文については、29条の5、設置の免除に1号を加えたものであります。

29条の5の改正につきましては、住宅用防災機器の設備及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正でございます。条例の制定に関する基準のうち、3号中から5号中は、引用条文の改正と、6号の関係につきましては、複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設に設置

した場合として、居住用防火警報器等の設置の免除の規定に加えられたため、改定するものでございます。

最近、全国的に共同住宅の一部を利用して、小規模なグループホーム等の福祉施設を開設しております。現在、日置市の中では、そういった建物はございませんが、複合型居住施設とは、延べ面積が500平方メートル未満で、小規模なグループホーム等の施設であり、自動火災報知設備にかえて、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置しなきゃならないというような考え方でございます。共同住宅への福祉施設等の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備の設置のうち、共同住宅部分に設置するものについて、一定の区画等を要件として設置を免除するとともに、共同住宅等の特例を福祉施設が一部入居する共同住宅にも適用するものであります。

次の、別紙の改正内容の21行目でございます。第30条第4号中から、次のページの2行目の第49条中までについても条文の整理のために説明を省略させていただきます。

附則といたしましては、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第8条の3の改正規定及び第29条の5の改正規定は、平成22年12月1日から施行するものであります。経過措置といたしまして、第8条の3の改定規定の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備、固体燃料酸化物型燃料電池による発電設備に限る。のうち、改定後の第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

以上が、議案第72号につきましての補足説明でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております2件のうち、議案第71号は産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております2件のうち、議案第72号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第73号平成22年度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（成田 浩君）

日程第14、議案第73号平成22年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は平成22年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,283万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億1,304万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成22年6月の豪雨災害のすみやかな復旧を図るため、災害復旧費に所要の額を追加しようとするものでございます。

まず、歳入の主なものは国庫支出金で、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金に4,191万4,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のための財政調整基金繰入金を2万5,000円増額計上いたしました。

市債の災害復旧債で、現年補助公共土木施設災害復旧事業債に2,090万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、道路、河川の工事請負費などに6,283万9,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第73号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第16 議案第75号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第76号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第18 議案第77号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第20 議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第80号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

- △日程第 2 2 議案第 8 1 号平成 2 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- △日程第 2 3 議案第 8 2 号平成 2 2 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- △日程第 2 4 議案第 8 3 号平成 2 2 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）
- △日程第 2 5 議案第 8 4 号平成 2 2 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- △日程第 2 6 議案第 8 5 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（成田 浩君）

日程第 1 5、議案第 7 4 号平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 2 6、議案第 8 5 号平成 2 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 1 2 件を一括議題といたします。

1 2 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 7 4 号は平成 2 2 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2 9 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 8 億 1, 5 9 8 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金や普通交付税、前年度繰越金の確定に伴う予算措置と「地区振興計画」に基づく、地域の

課題解決に向けた地域づくり振興基金事業、共聴施設整備事業、安心子ども基金事業、水田利活用自給力向上事業、県単補助治山事業、災害復旧費などの予算措置のほか、教育施設等の施設修繕に必要な予算の補正でございます。

まず、歳入の主なものは、地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金や減収補てん特例交付金の交付決定により 4 8 7 万 5, 0 0 0 円を増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税を 1 億 8, 6 5 4 万 1, 0 0 0 円増額計上いたしました。

国庫支出金の民生費国庫負担金で、児童扶養手当国庫負担金の増額、総務費国庫補助金で共聴施設整備事業費国庫補助金の追加に伴う増額、民生費国庫補助金で、生活保護適正実施等推進事業費国庫補助金の増額、土木費の国庫補助金で、特殊地下壕対策事業費補助金の増額などにより 2, 4 2 7 万 4, 0 0 0 円を増額計上しました。

県支出金の土木費県負担金で、土地区画整理事業の公共施設管理者県負担金の増額、県補助金の総務費県補助金で、鹿児島県緊急雇用創出事業費臨時特例基金事業補助金の減額、民生費県補助金で住まい対策拡充等支援事業費県補助金の増額、安心子ども基金事業費県補助金の増額、農林水産事業費の県補助金で共生・協働のむらづくり支援事業や県単補助治山事業費県補助金の増額、災害復旧費県補助金の現年補助農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより 6, 0 9 7 万 3, 0 0 0 円を増額計上しました。

寄附金で一般寄附金及び指定寄附金を 2 6 3 万 3, 0 0 0 円を増額計上いたしました。

繰入金では、まちづくり応援基金、地域づくり推進基金からの繰入金の増額、介護保険特別会計から前年度精算に伴う増額などによ

り、6,340万4,000円を増額計上いたしました。

繰越金で平成21年度繰越金確定により9,399万8,000円を増額計上いたしました。

諸収入の雑入で、農地有効利用支援事業の事業廃止による減額などにより531万円を減額計上いたしました。

市債では、農林水産業債の自然災害防止事業債、土木債で、市道整備事業債の増額、土地区画整理事業の地方特定道路整備事業債の事業費減による減額、災害復旧債で現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額による予算措置のほか、臨時財政対策債の確定による減額などにより1億3,010万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の一般管理費では市民歌収録業務の増額、財産管理費では貸付財産の施設維持修繕や地域づくり推進事業で農道としての活用をするために、土地開発基金で選考取得した土地の購入費、まちづくり応援基金への積立金、企画費では辺地共聴施設整備事業の追加、地域づくり推進では地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた所要経費の増額、賦課徴収費では地籍管理システム登記情報確認事務のための賃金の増額、住民税申告電子化業務委託料の次年度整備による減額などにより6,543万2,000円を増額計上いたしました。

民生費の老人福祉費で、老人福祉施設へのAEDの設置、介護保険特別会計繰出金の介護給付費見込み額に伴う増額、児童福祉総務費では安心子ども基金の子育て創生事業による保育所へのAEDの設置費用助成、児童措置費では児童扶養手当の支給対象者の増に伴う総額、生活保護総務費では生活レセプト電算化構築に伴う増額などにより3,120万円を増額計上いたしました。

衛生費では、保健指導費の安心子ども基金

総合対策事業採択に伴う増額、塵芥処理費のクリーン・リサイクルセンター補修工事の増額等により5,079万6,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費では、水田利活用自給力向上事業補助の増額、共生・協働のむらづくり支援事業の事業採択見込みに伴う増額、農地費では農村災害対策整備事業に伴う増額、農地有効利用支援整備事業の事業廃止に伴う減額、農道等施設整備事業費の増額、林業振興費の林道維持管理費では緊急雇用創出事業の基金枠縮小に伴う減額、県単補助治山事業費補助の増額により2,248万8,000円を増額計上いたしました。

商工費の観光費で、重点分野雇用創出事業による観光情報発信事業の増額、観光施設管理費で森林体験交流センター美山陶遊館屋根改修工事などにより1,875万5,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費で、一般道路整備事業費の増額、都市計画総務費では、公共下水道特別会計繰出金の減額、徳重土地区画整理事業費の土地開発基金所有土地の買い戻しに伴う増額、特殊地下壕対策事業費の新規地下壕対策に伴う増額などにより3,379万6,000円を増額計上いたしました。

消防費の災害対策費で、避難所開設等の時間外勤務手当の増額、防災無線の修繕料の増額などにより203万9,000円を増額計上いたしました。

教育費の学校管理費で小学校維持補修の増額、教育振興費では指定寄附に伴う図書購入費等の増額、幼稚園費では産休代替臨時職員増員に伴う増額、公民館費では地区公民館へのAED設置、文化財費で市指定文化財の修繕に伴う増額、体育施設費で施設維持修繕料、工事請負費の増額などにより1,560万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費

や公共土木施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより6,283万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第75号は平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,137万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,760万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金で、交付決定に伴う減額、療養給付費交付金や前期高齢者交付金の交付決定に伴う増額、繰入金で保険給付費準備基金繰入金の増額、そのほかの繰越金で前年度繰越金の確定による減額などにより5,137万6,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金の決定に伴う減額や、老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金の決定に伴う減額、介護納付金の決定に伴う減額などにより5,137万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第76号は平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金で、支払基金医療費交付金確定に伴う増額より28万8,000円を増額計上いたしました。

歳出では、諸支出金の償還金で平成21年度の支払基金医療費交付金確定に伴う増額により28万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第77号は平成22年度日置市

特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,961万円とするものであります。

歳入では、施設介護サービス収入の増額、繰越金の確定により2,797万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、基金積立金の増額により2,797万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第78号は平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億79万7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で繰越金の確定に伴う減額、繰越金で前年度繰越金の増額により7万1,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費、下水道整備費の給料等の減額などにより7万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第79号は平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,582万3,000円とするものであります。

歳入で、一般会計繰入金で繰越金の確定に伴う減額、繰越金で前年度繰越金の増額により74万8,000円を減額計上いたしました。

歳出では、維持管理費で施設維持修繕料の増額などにより74万8,000円を増額計

上いたしました。

次に、議案第80号は平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,037万円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により79万6,000円を増額し、歳出では予備費を79万6,000円増額計上いたしました。

次に、議案第81号は平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ677万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により189万3,000円増額し、歳出では温泉給湯事業基金積立金で189万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第82号は平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367万7,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により253万5,000円増額し、歳出では公衆浴場事業基金積立金の増額などにより253万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第83号は平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52万3,000円とするものであ

ります。

歳入では、一般会計繰越金で繰越金の確定等により3万7,000円を減額し、繰越金を3万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第84号は平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408万8,000円とするものであります。

歳入では、一般繰越金で繰越金の確定等により3万1,000円を減額し、繰越金を3万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第85号は平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,770万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,557万1,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金や調整交付金の介護給付費見込み増に伴う増額、支払基金交付金で、介護給付費負担金の増額、県支出金で介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の追加内示に伴う増額、繰入金で介護給付費繰入金や介護給付費準備基金繰入金の介護給付費見込み増に伴う増額、繰越金で介護給付費繰越金等の前年度繰越金の確定に伴う増額などにより、1億5,770万6,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の介護基盤緊急整備特別対策事業費の追加内示に伴う増額、保険給付費では高額医療合算介護サービス費見込増による増額、基金積立金で介護給付費準備基金積立金の前年度精算に伴う増額、諸支出では償還金や他会計繰出金の前年度精算に伴う増額などにより、1億5,770万6,000円

を増額計上いたしました。

以上、12件ご審議をよろしく願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。まず、議案第74号について質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

私は、私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、一般市民を代表する立場で、一般市民の目線で再確認の意味も含めて、あえてこの本会議の場で質疑をするものであります。

各担当課長は、我々一般市民にも十分によく理解できるように、以下の6点について行政の専門用語でない普通の言葉で具体的にわかりやすく、明確に、誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の12ページでございます。12ページの財産管理費企画費19節の共聴施設整備事業費1,528万6,000円とございます。この共聴施設整備事業費は、6月補正予算（案）では4,343万3,000円計上されていましたが、今回の事業費変更に伴う増額補正とはどこにどんな施設を何のために変更するのでしょうか、具体的にわかりやすく明確に説明願います。これが1番目。

2番目、25ページの児童措置費、先ほど市長からも説明はございましたですけども、さらに詳しく質疑するものであります。児童措置費、児童扶養手当支給事業費1,528万

7,000円、支給対象者に増に伴う増額税、児童手当支給事業費42万円、支給対象者の増に伴う増額補正。児童手当支給対象者は具体的にどんな人で、何人なのでしょう。そして何人が何人に増加して、あるいは何世帯が何世帯に増加して、その理由をどのように考えているのか。また1世帯あるいは1人当たりの支給金額は幾らでしょうか。同じように、児童手当支給対象者とは具体的にどんな人で、何人か、何人が何人、あるいは何世帯が何世帯に増加し、その理由はなぜでしょうか。また、1人当たりの支給額は幾らでしょうか。おのおの具体的にわかりやすく明確に答えてください。

3番目、28ページ、塵芥処理費クリーン・リサイクルセンター運営費4,830万9,000円、補修工事に伴う増額補正とあります。これは考え方によっては当初予算でもよかったんじゃないか。なぜ今この補正予算である必要があるのか、それがお聞きしたいので、まずそれを答えていただきたい。

それから、このクリーン・リサイクル運営の現状について質疑いたします。なかなか聞く機会がございませんので、あえてこの場で質疑しますので、担当課長の明快なる答弁を求めます。まず、処理される品目と1カ月の処理量の実績、だれがどのようにして持ち込み、その処理の方法、やり方、従業員数と運営経費、そして運営上の課題と問題解決のための具体的戦略、今年度目標など、このリサイクルセンターの実態と中身を具体的に明確に答弁願います。これが、3番目。

4番目、4番目は41ページから42ページ、43ページ、ここの教育振興費指定寄附金に伴う増額補正とございます。これで、この指定寄附金は日吉町出身で、東京在住日本たばこ産業株式会社元社長で現相談役の本田勝彦氏からのものと思いますが、この補正予算の日吉地域の5小学校、1中学校、1付属

幼稚園、合計しますと100万円となります。それで、この寄附金の確認とそれから今までの寄附金の実績をお知らせください。

それと、毎年この指定寄附金に対する御礼は市としてどういう形で、具体的にどのようなにしているのか。また、指定図書とございますので、園児・児童・生徒へはこの件に関しどのように説明されているのか、担当課長の答弁を求めます。

それから、これに関連して申しますけれども、日吉地域では有志による実行委員会を立ち上げてこの本田勝彦氏感謝の集いを来る10月23日、吹上砂丘荘で県知事以下約80名の参加で開催予定しております。それで本市当局よりも市長と教育長に案内状を出す予定をしております。お二方にはぜひ出席いただきたいのですが、都合はどんなふうでしょうか。後ほど答えてください。

これが5番目、次の5番目ですね。44ページ、5番目。この設置する地区公民館費、地区公民館13施設のAED購入に伴う増額補正、この設置する13の地区公民館名とその設置場所及び一般の地区民にはその設置したこと等、利用方法等をどのようにして啓蒙、告知するのか、具体的にわかりやすく明確に答弁してください。

それから最後、45ページ、文化財費の市指定文化財阿弥陀如来三体修復に伴う増額補正とあります。それで、広く一般市民の皆様にも知っていただくために、あえてこの本会議の場で質疑するものでございますが、この市指定文化財阿弥陀如来三体とはどこにあってどんな価値があり、どんな由来、歴史があるのか、市の観光案内にも役立ちそうなのか、また修復とは具体的にどんなことをするのかなど、具体的にはわかりやすく明確に答えてください。

以上、6問質疑いたします。終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（成田 浩君）

はい、ちょっと待ってください。今の質疑の中で、この議題にふさわしくない質疑もあったようでございます。例えば、28ページあるいは41ページ、そこら辺は担当の課長がそれなりに判断して返事をしていただきたい、こう思っております。これは、あくまでも補正予算（案）の説明資料の中の議事について質疑をしていただきたいと、こう思っておりますから、それでないところの部分はカットして答弁をしてもらいますので、よろしく願いをいたします。それでは、市長。

○市長（宮路高光君）

今の若干この補正予算と関係あるのか、私もちょっとわかりませんが、ご質問でございましたのでお答えいたします。

この23日の、10月23日本田さんの集い、まだ私どものほうには参っておりません。ちょうど妙円寺詣りの前日だと思っております。都合がよければ出席をしていきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

市長が答弁された件に関連いたしまして、私も同様でございますので、関連の行事等勘案しながら検討していきたいと思っております。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

1番目の質疑の中で、説明資料12ページの下段、19節負担金補助のところでございます。共聴施設整備事業の増額補正のところ、新たな難視地域として6月補正で旧施設吹上の小永吉、そして日添、今木場、上田尻、柱野、山手、伊集院地域の久木野々、東市来、美山、宮田、下養母上、下山、そして向江、岩平、そして鉾之谷、この9施設、そして既設の共聴施設として1地区、これは日吉の毘沙門でございますけれども、追加補正をお願いしました。今、議員のおっしゃったとおりでございますが、今回はこのうち上田尻と下養母上、鉾之谷の3カ所につきまして、

22年度中に施工が完了できないという状況となりましたので、この分を23年度以降の施工として今回減額としたところでございます。

一方で、これまで要望として上げておりました吹上地域の観音河内が新たに採択の見込みとなりましたので、その追加、そして既設の共聴の改修分につきまして、日吉の扇尾地区と吹上の瀬谷地区が採択の見込みとなりました分、さらに小永吉、日添、今木場など、こういったところの事業費が決定しましたことに基づきまして、これらを相殺しまして、総額で1,528万6,000円の増額となっております。

なお、このうち歳入で3ページの1,186万7,000円が総務費の国庫補助金として見込み計上いたしております。

以上でございます。

○福祉課長（野崎博志君）

説明資料の25ページの中ほどにあります児童措置費の補助費の説明をいたします。

児童扶養手当支給事業費のほうでございますが1,528万7,000円の今回追加をお願いしております。まず、支給要件としましては、父母の離婚あるいは父の死亡などによって父と生計を同じくしていない児童について、母子世帯などの家庭に支給するものであります。それと、18歳未満の子供を養育している方に児童扶養手当は支給されます。一般的な母子世帯での増ということでは、昨年の8月と今年の8月で大体18世帯の増であります。それと、今回追加の大きな要因になったものは、8月から制度の改正によりまして、父子世帯にも児童扶養手当を支給すると。今までは母子世帯であったものが、父子世帯にも支給するというところで、父子世帯が40世帯というふうに計算しております。大体父子世帯分で8月から11月分の12月期の支払いを計算すると723万9,200円

程度が出るんじゃないかということで、今回、そういったものが追加分でございます。

あと支給額につきましては、児童1人につきまして4万1,720円、2人につきましては4万6,720円、3人につきましては4万9,720円というようなふうになっております。ただ、所得によって制限がございますので、必ずしも画一というものでもありません。

次に、児童手当支給事業の42万円についてであります。まず、対象については児童を養育している方に手当を支給するというところで、これはもう母子家庭、父子家庭関係なしに、児童を養育していらっしゃる家庭に支給するものでございます。この手当につきましては、小学校終了前までの児童を養育していらっしゃる方ということで、大きくいいますと、3歳の誕生日までの1子、2子、3子につきましては1万円、3歳の誕生日の翌月以降からは5,000円というようなふうで、支給額も変わっていきます。

それと、増につきましては、昨年度6月期が1万7,641名だったものが、ことしの2月期で1万7,803名というようなことで、160名程度ふえているということで、人口的な児童がふえたというものじゃなくて、年度でいきますので、ダブった分もあるので、この増額の差が、必ず子供がふえたというものではありません。そのようにご理解していただきたいと思っております。

以上です。

○市民生活課長（有村芳文君）

まず最初の、今回、なぜ途中工事なのかということについてお答えいたします。

施設の補修工事につきましては、施設の保全計画に基づきまして緊急度の高いものから状況を見ながら補修を実施しているということでございます。その中で、メーカーや専門業者による点検調査をもとに、どうしても本

年度に補修の必要があるというものを今回計上させていただいたということでございます。あくまでも保全計画がございまして、その中で時期を見ながらやっているということでございます。

それから、リサイクルセンターの処理の状況につきましては、生ごみの状況、21年度の搬入量が1万3,200トンの実績となっております。それから、あとリサイクル関係では、スチール缶とかアルミ缶とか、ガラス、段ボール、そういったものを重量で63万3,830キロが搬入をされております。

それから、今後のリサイクルセンターの取り組みといたしますか、ごみの分別の徹底、当然です。それから、リサイクルの推進を行いながら管理料を減らしていくようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（地頭所浩君）

41ページの教育振興費に係ります寄附金のことについてお答えいたします。

本田勝彦氏からの寄附につきましては、今回で10回目ということになっております。100万円の10回ということで、累計1,000万円の寄附をいただいているところでございます。

子供たちへの感謝の周知ということだったかと思いますが、通常、学校においては寄附金等について、この寄附の趣旨、そういったものを学校長が説明をしながら、備品購入等に充てているということになっております。そういったことから、この寄附金についても同じような扱いになっております。

以上です。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまの寄附金の関係で、市としてのお礼のやり方といたしますか、そういうことについてお尋ねだったと思います。鹿児島県の場合は、鹿児島県と県下の市町村、連携してふ

るさと納税の取り組みを進めているわけですが、その中で、特典といたしましては、市内のいろんな施設の利用の割引券でありましたり、特産品の紹介パンフの送付とか、そういう取り組みをしているところでございます。ただ、それぞれの市・県で独自で何か品物をお渡しするというような取り組みは現在行っていないところでございます。そういう意味では、指定をいただいた項目に基づいてそれぞれ有効に使わせていただいているという部分がお礼の気持ちを含めておこたえする部分になっているというふうに理解しております。

○社会教育課長（芝原八郎君）

44ページの備品購入費につきましてですが、26地区館がある中で、高山地区につきましては設置が完了しておりますので、それ以外で、東市来で上市来、皆田、湯田、美山、伊作田、伊集院地域で妙円寺、土橋、吹上で野首、藤元、平鹿倉、吹上、永吉、坊野、近くにAEDの設置等のない場所につきまして今回13の箇所を設置する予定でございます。

次の45ページですが、45ページの負担金補助金の150万円につきましては、東市来の養母、東福家に設置してあります指定文化財の番号で9番で、平成元年10月2日に市の指定文化財を指定をしております。西暦大体1426年、室町時代の応永23年の墨書きの書簡が銅像の裏にあるということです。その中で、市の指定文化財の補助事業の補助金の交付要項の中で、事業費の2分の1以内ということで、そのうちで150万円を上限とするということでありましたので、それに伴う補修をするものでございます。内訳としましては、請負工事費、賃金、原材料費、設計料、運搬料縮めて合わせて357万円ほどの負担がかかる中で一応150万円の補助交付金を予定しております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

45ページの10款5項5目の19節の件であります。市の指定文化財の修復に伴う増額補正であります。所有権、これはどちらになっているのでしょうか。

○社会教育課長（芝原八郎君）

市の指定文化財につきましては、指定文化財の適正な保存管理の活用ということで、市にあります。そういったことで——済みません、個人であります。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

2分の1以内の補助ということですが、原則として所有権が市に移管されているならば市がそういう補修もするべきじゃないかと思うんですけれども、所有権、管理、そういうのが個人のものであるのは幾つもあると思うんです。だから、今回この件に関してなされるだったら、ほかのものも伴うと思うんですけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○社会教育課長（芝原八郎君）

指定文化財の保護につきましては補助金交付要項の中で、県・国及び市が指定した文化財の補修等に要する経費につきましては、この市の指定文化財保護事業の補助金交付要項の中で取り扱っていきたいということです。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

指定はわかります。以前はそういう所有者が、個人のものであるならば個人が管理すると。指定はするけれども、管理面まで含めて個人でということですが、市になってからそれが変わったのかどうかお伺いします。

○社会教育課長（芝原八郎君）

平成22年の5月ごろに、その所有者の方から相談がありまして、そのような補助金の活用ということの申し出がありましたので、今回補正をしております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）別件ですか。（「2回目だからいいじゃない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）先ほどの再質問になるわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩ということで。

午前11時46分休憩

午前11時47分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

2点お尋ねいたします。

12ページ、先ほどもちょっと共聴施設整備事業について質疑がなされたわけですが、非常に、この整備については来年度の地デジに向けていろんなことがあったとは思いますが、予定していたところがふえたり減ったりとかっていう数字がありましたが、市全域に大変影響を与えることでありますので、ぜひともこの分については、この補正予算の説明資料だけじゃなくて、もう少しわかるような資料を添付していただきたいと思うわけですが、ここでの質疑としては、いろんな山間部でありましたり住民の方々のこの問題に対する認識が非常におくれていたりして、来年度がやってくれば大変混乱するのではないかという現状も聞かれています。そこで、市の取り組みの状況をここでも補正があったわけですが、先ほどの数字ばかりではなくて、その取り組みの状況、市のいろんな対応の仕方、説明会の状況ですとか、そのこの問題に対しての取り組みの状況をここで説明をして

いただけませんか。それが1点。

もう一点は、次のページに出てくるわけですが、有線テレビジョン放送番組審議会を開催するとなっています。このことについて、新規でございますので説明をいただきたい。

以上2点です。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

ただいまの地デジの関係でございます。これまで地デジのサポートセンターを主体とした説明会を何回もしてきたわけですけれども、現段階では、市として、自治会長さんを通じて各世帯の調査をしております。伊集院地域がほぼ終了しておりますけれども、他の3地域がまだ全部調査を終えておりません。この関係で、特に高齢者世帯の方々の地デジの対応がおくれているというのはもう皆さん方周知のとおりでございますけれども、全部の調査が終わった段階で私どもも改めてこういった方々への対応をしたいと思っております。

また、11月にはサポートセンターのほうも改めて説明会をするということ、あるいはサポートセンターからまた民生委員の方々を通じての高齢者世帯への説明ということも考えているようでございますので、ぜひ共聴施設につきましては先ほど申し上げましたとおり、なかなか22年度中に工事が終了しないということが見えてきましたので、この分につきましてはやむを得ず23年度以降でないと実施できないということになります。

現段階でも、サポートセンターに市民の方々から、特に高齢者の方々を含めていろいろ質問も多く寄せられてきている状況でございます。改めて、資料につきましては先ほどの説明資料はそれぞれできておりますので、お上げしたいと思っております。

続きまして、番組放送の関係でございますけれども、今回の補正予算につきましては、市内の26地区の公民館を初めとしまして、

主要施設にこの議会の本会議の中継を放映しております。昨年度、実は地デジの設置の際に、総務省のほうから、主として放送番組の審議会を設置する必要がありますよという指導をいただいたところでございます。したがって、私どもがこれまで単に本会議のこの放映だけで、番組として放映しておりませんでしたので、その必要性を感じていなかったところでございます。この分につきましては認識不足でしたので、おわびを申し上げたいと思っております。今回のこの予算の計上によりまして、改めて規則を今制定いたしましたので、それに基づいて進めてまいりたいと思っております。

なお、この委員の定数につきましては、放送法の第51条によりまして、7人以上をもって組織するということになっておりますので、委員長ほか6名の方々の審議会を、委員の選定に当たっては今後進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

審議会の件はわかりました。

その共聴組合のことですが、やはり現状では来年の混乱が予測されるというのはあるわけですけれども、少なくともその調査をしてみないとまた次の一手が打てないというところだと思いますが、調査も全部は終わっていないということですが、目途として、どのあたりまでには終えて、何らかの、解決には至らないという状況だとはありましたが、その調査全体を終えるのにどれくらいを目途にしておられるのか伺いたいと思っております。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

全体の調査としましては、あと一月もありませんでしたら全部の集約が終わると思っておりますので、もうしばらく待ちたいと思っております。

なお、現段階でもやはり、皆さん方からこうして「映らないけれども」という要望があ

ります状況は、地デジのサポートセンターにお電話を入れて、それから受信点調査をいたします。実は、その受信点調査をする業者さん方が対応が多過ぎてこういった状況に対応しきれないという内容が一番今の課題になっておりますので、少しでも早く対応していただくように引き続き要望をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

説明資料の28ページです。先ほど14番議員からも質疑がありました塵芥処理費の中で、クリーンリサイクルセンターの4,830万9,000円の増額について質疑いたします。

先ほどの課長の答弁で、緊急度、それから保全計画、それぞれ各点検によってその都度判断をしてこういう補正になったという説明がありましたが、先ほどの答弁では少し緊急度といいますか、わざわざ補正で計上しなければならない理由というものがはっきりわかりませんでした。本来ならば、こういった修繕計画に基づいた形での補修工事の補正というのはやはり当初予算で組まなければならないのが基本ではないかなというふうに考えるわけですが、それでも補正をしなければならないというこの特別な理由というのは何かほかにあるんでしょうか。そちらのほうのご説明をいただきたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

保全計画はございます。その中で、当初予算に計上いたしましたものの中で執行をいたしまして、その執行残額を見ながら追加補正を組むという形をとっておりますので、今回、当初予算で計上して補修をしないといけない、1年間の中には見込まれる部分もこの分にはございますけれども、状況を見ながらやっ

もいいんじゃないかというものが今回補正に上げたものでございます。それで、今年度中にしなければいけないという調査の結果がありますので、その分を補正したということでございます。

○4番（出水賢太郎君）

我々は当初予算を審議するときに、クリーンリサイクルセンターの現状という中で、ここが補修が今年度必要ですよという計画は具体的に示されていないわけですので、突如こういった形で追加で補正をされると、やはりそういう疑問を持たざるを得ないわけでございます。今後は、来年度の当初予算に関しましては、やはりそういった保全の計画、この辺全体像を示していただきたいというふうに思いますので、そちらのほうはこれからどういうふうに対応されるのかお聞きをいたしまして質疑を終わります。

○市民生活課長（有村芳文君）

保全計画につきましては、資料としてお出しいたします。それで、当初予算の予算の範囲内で進められるものを進めて、それで結果によって執行残を見ながら補正をしていくということであります。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（黒田澄子さん）

12ページのほうに2款1項5目財産管理費が計上されております。その中の施設維持修繕料ということで、旧池田中学校寄宿舎校舎吹上支所ということで、貸し付け財産による修繕料というものが計上されておりますけれども、この旧池田中学校の建物の校舎というのは、まず市の財産でございましょうか。

それと、貸し付け財産とございますけれども、どなたに貸し付けられておられますか。

それからもう一点、修繕後の使用目的は何かを質疑いたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問に関しまして、財産としては市の財産になります。旧藤元小学校の木造校舎を池田中学校の寄宿舎として利用されておりまして、その横に池田中学校のほうが食堂とか寮を併設された施設でございます。それで、貸し付けている相手方としては、糸正花井商店と申しまして、拠点は名古屋のほうにあられると思いますが、絹糸等をつむぐというんですか、そういう作業を地元の女性の方々も雇用しながらされているところでございます。

今回、改修の概要としては、裏側のほうに水田があったりしまして、石積みの段があります。その辺の水はけが悪いということから、旧食堂跡のところの床下あたりが湿気が多くて床がめくれてきたりしておりますので、施設の管理を今後続けていかないといけないということから、今回、修繕の費用を計上させていただいたところでございます。

○議長（成田 浩君）

いいですか。

○17番（梶 康博君）

1件だけ市長に伺っておきたいと思うんですが、29ページの農業振興費の中での麴米の補助金ですけれども、昨年の本年度と非常に希望者がふえていると思って、財政を年々圧迫していく構想が出てきそうな気がするんですけれども、非常に平成19年産の米が余って、平成20年産も豊作の傾向にあり、非常に米価が下がっていく傾向が懸念されているというのが毎日の農業新聞に出ているわけですけれども、そういうことを考えるときに、せっかくこういう状況が生まれつつある中で、時期尚早とは思いますが、来年に向けて、あるいはこの事業が定着するまではどうだろうか、市長がお考えがあれば伺っておきたいと思ひまして。

以上。

○市長（宮路高光君）

今回この麴米につきまして補正をさせてもらっております。基本的には、昨年、市としてこの麴米に取りかかったわけでございます、基本的には1反歩当たり4万2,000円という一つの中で昨年はやりましたけど、ことしにつきましては、国の施策の中で約2万円という、大変半減した形の中でございました。その中におきまして、特に半減する中におきましては定着率といいますか、そういうものが悪い。基本的にはこの4万2,000円というのをことしは守らせていただきました。基本的に、こうじ米につきましては、今植え付けをしておりますけれども、今後この植え付けの収量というのがどれだけになるのか、こういうものを、また来年以降、こうじ米に対します国の助成がどう来るのか、ここあたりも勘案してやっていかなきゃならない。今は特に80ヘクタールという一つの面積でございます。私ども特に日置市におきましては2つの大きな工場がございまして、この工場のほうが地元産といいますか、そういうものをこうじ米として利用するという特質的な地域でもございますので、やはりこれを定着していくにはある程度の助成もしていかなければ、農家の皆様方に不安定な形の中で作付はできないということでございますので、来年以降もこの部分につきましては市としてのやはり責任ある安定的な経営ができる形の方策をやっていきたいと思ひています。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号から議案第85号までの11件について質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第74号は、各常任委員会に分割付託します。議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第81号、議案第82号及び議員85号は文教厚生常任委員会に付託します。議案第78号、議案第79号、議案第83号及び議案第84号は産業建設常任委員会に付託します。議案第80号は総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第27 認定第1号平成21年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第28 認定第2号平成21年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第29 認定第3号平成21年度
日置市老人保健医療特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第30 認定第4号平成21年度
日置市特別養護老人ホー
ム事業特別会計歳入歳出
決算認定について

△日程第31 認定第5号平成21年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第32 認定第6号平成21年度
日置市農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第33 認定第7号平成21年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第34 認定第8号平成21年度
日置市国民保養センター
及び老人休養ホーム事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第35 認定第9号平成21年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第36 認定第10号平成21年
度日置市公衆浴場事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第37 認定第11号平成21年
度日置市飲料水供給施設
事業特別会計歳入歳出決
算認定について

△日程第38 認定第12号平成21年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について

△日程第39 認定第13号平成21年
度介護保険特別会計歳入
歳出決算認定について

△日程第40 認定第14号平成21年
度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第41 認定第15号平成21年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第42 認定第16号平成21年

度日置市立国民健康保険
病院事業会計歳決算認定
について

△日程第43 認定第17平成21年度
日置市水道事業会計決算
認定について

○議長（成田 浩君）

日程第27、認定第1号平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第43、認定第17号平成21年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの17件を一括議題といたします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由を説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月30日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。そのように進めます。

17件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第15号までは、平成21年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項の規定による監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算は、歳入総額242億5,033万8,000円、歳出総額235億2,777万6,000円で、国の経済対策等により、歳入歳出ともに前年度を上回る決算

額となり、歳入歳出の差し引き額は7億2,256万2,000円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入など自主財源が59億324万8,000円で、歳入総額に占める割合は24.3%で、残りの75.7%の183億4,709万円は既存財源であり、国・県に対する依存度の高い財政構造となっております。

歳入の主なものでは、地方税で景気低迷による市町村民税の個人で所得の減少、法人で売上などの減少により2億3,650万5,000円の減となりました。

地方交付税では、普通交付税の地域雇用創出推進費の創設などにより1億6,226万2,000円の増となりました。

使用料では、公営住宅使用料の増などより1,639万4,000円の増となりました。

国庫支出金では、国の経済対策に伴う地域活性化経済危機対策臨時交付金や地域活性化公共投資臨時交付金によるもの、平成20年度繰越明許費による定額給付金給付事業費国庫補助金や子育て応援特別手当国庫負担金、障害者自立支援給付費等国庫負担金など12億7,636万7,000円の増となりました。

県支出金では、県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金や安心子ども基金事業費県補助金、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業県補助金、種子島周辺地域漁業対策事業費、県補助金、衆議院議員選挙委託金など1,588万6,000円の増となりました。

財産収入では、未利用土地の売り払い収入や不用な公用車の売却による物品の売り払い収入などにより8,144万5,000円の増となりました。

繰入金については、繰り上げ償還の財源とし

て減債基金からの繰入金やふるさと納税制度による寄附金を管理するまちづくり応援基金からの繰入金、地域活性化生活対策臨時交付金を原資とした地域づくり振興基金からの繰入金などにより1億1,134万8,000円の増となりました。

地方債については、地域振興に資するための合併特例債を活用した基金造成事業や臨時財政対策債など大幅に拡大しましたが、全体といたしましては1億7,100万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の22.0%を占める民生費が51億8,087万5,000円、次に、公債費が16.8%を占め、39億4,342万円、衛生費が12.7%で29億8,487万9,000円、総務費で12.2%で28億5,928万1,000円、土木費が11.9%で28億1,154万4,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が1,736万8,000円の減、投資的経費が5億4,365万7,000円の減、そのほかの経費が14億245万3,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費については、職員管理適正化計画による職員数の抑制や財政健全化に資するための議員報酬や特別職、一般職の給与の減額などの削減により、対前年度比2億588万4,000円の減となりました。

扶助費については、社会保障制度による児童、老人、心身障がい者等を援助するため、障害者自立支援給付費の増や保育所運営費、児童扶養手当支給時費、生活保護費、新型インフルエンザワクチン接種費用助成等の実施により、対前年度比1億5,942万6,000円の増となりました。

公債費については、前年度に引き続き1億2,377万1,000円の公的資金補償金免

除制度の繰り上げ償還を行ったことにより、前年度の公債費総額に比べて2,909万円の増となりました。

投資的経費の普通建設事業については、まちづくり交付金の事業完了などにより4億8,841万7,000円の減となりました。普通建設事業費のうち単独事業については地区振興計画に基づく地域の課題解決のための地域づくり振興基金事業や地上デジタル放送移行対応事業などにより1億5,390万1,000円の増となりました。

その他の経費の内訳といたしましては、物件費については学校情報通信技術環境整備事業備品購入費やがん検診等事業委託、妊婦健診委託などにより2億3,299万3,000円の増となりました。

補助費等については、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当、市長・市議会議員選挙費選挙公営負担金などにより7億9,243万3,000円の増となりました。

積立金につきましては、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金に所要の積み立てを行ったことにより4億1,245万8,000円の増となりました。

市債残高については、平成21年度末で330億円で、人口1人当たりの額に概算すると64万円、類似団体の42万円を上回っているところではありますが、平成20年度末と比較して9億円の市債残高を減少させており、公債費の抑制に努めているところであります。

今後も引き続き行政改革集中プランに基づき、行財政改革を推進し、日置市総合計画を着実に実行するために、将来にわたって弾力的で足腰の強い健全な財政構造の構築に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額64億5,946万円、歳出総額62億4,056万8,000円で、歳入歳出差し引き額は2億1,889万2,000円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億282万8,000円、国庫支出金16億5,926万3,000円、療養給付費交付金3億1,730万1,000円、前期高齢者交付金16億82万6,000円、県支出金2億4,844万6,000円、共同事業交付金9億1,757万1,000円、繰入金3億6,729万6,000円、繰越金が3億3,485万9,000円となりました。

歳出の主なものは、保険給付費44億4,013万6,000円、後期高齢者支援金等5億8,809万6,000円、介護納付金2億3,886万4,000円、共同事業拠出金8億2,114万9,000円となりました。

医療費は年々増加傾向にあります。広報誌による国保制度の啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品希望カードの配布、健康づくり活動、特定健診等の普及推進や受診勧奨、嘱託保健師の訪問活動など被保険者の健康づくりの意識啓発などにより医療費の抑制に努めるとともに国保税収の財源確保による安定した国保事業運営に努めました。

次に、認定第3号は、平成21年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は3,107万7,000円、歳出総額は3,107万7,000円で、歳入歳出額は同額となりました。

歳入の主なものは支払い基金交付金31万7,000円、国庫支出金2,549万4,000円、県支出金11万円、一般会計繰入金300万1,000円、諸収入で215万4,000円となりました。

歳出の主なものでは、医療諸費で168万1,000円、諸支出金が3,916万

5,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額3億2,673万5,000円、歳出総額2億9,390万2,000円で、歳入歳出差し引き額は3,283万3,000円となりました。

歳入の主なものは、施設介護給付費収入2億9,563万4,000円、短期入所生活介護給付費収入928万6,000円、繰越金が2,139万6,000円となりました。

歳出の主なものは、施設管理費2億1,077万9,000円、介護サービス事業費4,666万7,000円、基金積立金3,416万3,000円となりました。

次に、認定第5号は、平成21年度日置市公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は5億4,180万9,000円、歳出総額は5億3,103万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1,077万5,000円となりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金744万2,000円、使用料及び手数料2億638万1,000円、国庫支出金1,850万円、繰入金1億2,889万7,000円、繰越金が3,314万3,000円、事業債1億4,720万円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で1億7,343万3,000円、事業費で工事請負費など8,397万8,000円、公債費2億7,362万1,000円となりました。

次に、認定第6号は、平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は3,912万8,000円、歳出総額は3,728万円で、歳入歳出差し引き

額は184万8,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が1,173万7,000円、繰入金で2,571万2,000円、繰越金が143万5,000円となりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費が749万9,000円、公債費が2,978万1,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成21年度の利用状況は、宿泊人員は1万5,851人、休憩人員2万6,185人の合わせて4万2,036人の利用となり、前年比宿泊337人の減、休憩795人の減の合計1,132人の利用者減となりました。

近年における経済不況の影響等により、一般客の利用が年々減る傾向にあります。合宿や大会での利用は大きな変動もなく、セールス活動を行った効果が徐々に出てきていると考えております。

決算額は歳入で2億3,020万7,000円、歳出で2億2,841万1,000円になり、歳入歳出差し引き額179万6,000円となりました。

歳入の主なものは、事業収入が2億2,461万5,000円、繰越金が399万円、繰入金が141万7,000円となりました。

歳出では、経営費として2億2,841万1,000円で、主な支出項目といたしましては人件費及び需用費などとなっています。また国民宿舎事業基金へ1,000万円の積み立てを行いました。

次に、認定第8号は、平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

江口浜荘につきましては、平成18年9月から指定管理者として株式会社イシタケを指

定し、施設の適正な管理運営とサービスの向上に努めてまいりましたが、平成22年3月末日をもって閉館とすることになり、新たに民間事業者による建てかえ作業が進められることとなりました。

決算額は、歳入総額607万9,000円、歳出総額250万9,000円、歳入歳出差し引き額は357万円となり、この金額が繰越明許費繰越額となります。

歳入では、繰入金が561万4,000円、前年度繰越金で45万7,000円となりました。

歳出では、施設維持修繕費197万9,000円、備品購入費49万3,000円などとなりました。

次に、認定第9号は、平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額1,026万3,000円、歳出総額836万9,000円で、歳入歳出差し引き額189万4,000円となりました。

歳入の主なものは、温泉使用料335万7,000円、基金繰入金217万1,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金321万円となりました。

歳出の主なものは、温泉給湯事業費で可燃性天然ガス除去設備を設置し、温泉の安全性を確保しました。

次に、認定第10号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計決算認定についてであります。

公衆浴場につきましては、平成18年9月から指定管理者制度を導入してまいりましたが、指定管理者の倒産により、昨年6月に指定を取り消し、以降は市直営で運営してまいりました。

歳入総額は1,045万7,000円、歳出総額は814万円で、歳入歳出差し引き額は231万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料が936万1,000円、諸収入は21万円、前年度繰越金が80万8,000円となりました。

歳出では、公衆浴場費で人件費、光熱水費、基金積立金など市民の健康増進や保健衛生の向上に努めました。

次に、認定第11号は平成21年度日置市飲料水供給施設特別会計決算認定についてであります。

歳入総額131万2,000円、歳出総額127万4,000円で歳入歳出差し引き額は3万8,000円となりました。

歳入の主なものは使用料及び手数料で38万9,000円、繰入金82万9,000円、繰越金が9万3,000円となりました。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費で、水質管理と維持管理を行い、安全で安心な水の供給に努めました。

次に、認定第12号は、平成21年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額705万円、歳出総額701万8,000円、歳入歳出差し引き額は3万2,000円となりました。

歳入の主なものは、繰入金105万7,000円、貸付金元金収入598万8,000円となりました。

歳出では公債費701万8,000円となりました。

次に、認定第13号は、平成21年度日置市介護保険事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は44億7,412万9,000円、歳出総額44億1,692万3,000円、歳入歳出差し引き額は5,720万6,000円となりました。

歳入の主なものは、介護保険料で6億3,115万4,000円、国庫支出金で

11億8,540万9,000円、支払い基金交付金で12億5,950万2,000円、県支出金で6億2,874万5,000円、繰入金で6億6,800万1,000円、繰越金が1億9,000万1,000円となりました。

歳出の主なものは、総務費で8,805万3,000円、保険給付費41億8,232万4,000円、基金積立金で3,337万4,000円、地域支援事業費4,547万7,000円、諸支出金が6,759万1,000円となり、保険財政の安定化やサービスの利用等効率的な事業運営に努めました。

次に、認定第14号は、平成21年度日置市後期高齢者医療費特別会計決算認定についてであります。

歳入総額5億6,604万4,000円、歳出総額5億6,451万3,000円、歳入歳出差し引き額は153万1,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で3億6,420万円、一般会計繰入金で1億9,452万6,000円となりました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療費広域連合納付金5億5,340万4,000円、保険事業費で693万8,000円となりました。

次に、認定第15号は、平成21年度日置市診療所特別会計決算認定についてであります。

歳入総額2億8,942万4,000円、歳出総額2億8,942万4,000円で、歳入歳出差し引き額は同額となりました。

歳入の主なものは、繰入金で3,722万3,000円、市債で2億5,220万円となりました。

歳出の主なものは、施設整備費、診療所建設工事請負費など2億8,906万円、公債費で36万3,000円となりました。

次に、認定第16号は、平成21年度日置市国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。

公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額は2億5,860万4,000円、支出総額は3億1,793万6,000円で、収入支出差し引き5,932万9,000円の経常損失となりました。

収入は、入院・外来収益を主とした医業収益2億3,405万4,000円と他会計補助金などの医業外収益2,455万円となりました。

支出では、職員給与費や材料費・経費・減価償却費など医業費用が3億1,773万6,000円と医業外費用の19万8,000円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入では、一般会計負担金が210万円となり、支出では、新型インフルエンザ患者入院医療機関施設整備事業備品購入費の210万円となりました。

日置市立国民健康保険病院事業会計は平成21年度をもって閉鎖され、日置市診療所特別会計に引き継がれることになりました。

次に、認定第17号は、平成21年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、料金改定による水道料金の増収を見込んだものの、節水型電気洗濯機の普及や自家水の利用増等のため使用水量の減少があり、水道料金は1,501万4,000円の増にとどまりました。営業活動に伴う収益的収支では、消費税抜きで水道事業収益7億3,246万2,000円、水道

事業費用6億4,115万3,000円で、9,130万9,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額は2億4,171万6,000円、支出額が5億3,615万8,000円で、差し引き不足額2億9,444万2,000円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額から718万6,000円、過年度損益勘定留保資金から2億8,725万6,000円補てんしました。

以上17件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

△日程第44 意見書案第8号臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書

○議長（成田 浩君）

日程第44、意見書案第8号臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長宇田 栄君登壇〕

○議会運営委員長（宇田 栄君）

ただいま議題となっております意見書第8号臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書について、趣旨の説明を申し上げます。

地方自治は憲法でいわゆる二元代表制が明確に位置づけられており、議事機関としての議会はその一翼として市長との対等の立場に置かれているものとされております。

しかしながら、現行の地方自治法においては、議会の招集権は市長にあり、一定の要件のもとにおける臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで、地方自治の本旨からして、対等にあるとは言えない現状であります。

さきの第29次地方制度調査会においても、長年の悲願である議会招集権の議長への付与

について、議会3団体はそのことを強く申し入れておりますが、地方自治法の改正には至っていない状況です。

また、議長等が臨時会の招集請求を行っても、市長が議会を招集しない事例も出てきており、このことは憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものとされており、是正のための速やかな地方自治法の改正が図られるよう、意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略をいたしますが、送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、意見書案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第45 請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書

○議長（成田 浩君）

日程第45、請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書を議題といたします。

請願第3号は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第46 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（成田 浩君）

日程第46、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分の6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、市議会議員組合分に1人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわ

らず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（成田 浩君）

ただいまの出席議員数は22人です。候補者名は既に配付のとおりであります。

なお、投票記載台にも添付してあります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（成田 浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（成田 浩君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を1名記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（成田 浩君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に東福泰則君、出水賢太郎君を指名いたします。

それでは、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（成田 浩君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票22票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、松下喜久雄さん16票、徳峰一成さん6票、以上のとおりであります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了しました。9月17日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時48分散会

第 2 号 (9 月 1 7 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、16番、2番、4番）
-------	---------------------

本会議（9月17日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	地頭所浩君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	福留正道君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。今議会の一般質問のトップバッターでございます。私はさきに通告しました通告表に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市診療所についてであります。旧日置市民病院は、1977年に旧日吉町立病院として開院されました。

しかしながら、時の経過とともに施設の老朽化が進んだのに加え、利用者減や診療報酬の改定などで赤字が膨らんだこともあり、日置市立病院事業在り方検討委員会は、3年前の2007年3月29日に、一般病床14床、療養病床5床、合計19床の診療所への規模縮小などを市長へ答申しました。

これに基づいて、旧市民病院は日置市診療所へと改築されて、4月1日より診療を開始しております。なお、この答申の表紙では、次のように述べられています。

すなわち、諮問された日置市立病院事業の在り方については、別紙のとおり答申しますが、国における医療制度改革の動きなど今後も続くと考えられることから、病院機能の再編や経営基盤の強化に当たっては、この制度の動向を念頭に置いて検討を対応する必要があります。この答申が多くの人に理解して

もらえるような手立てを講じ、円滑に進められるように期待するとともに、今後、当局において十分検討されるよう要望します。

そして、2ページ目の最後では、次のように述べられています。

すなわち、病院の経営形態としては当面は日置市が直接に運営することとし、将来的には医療制度改革の進展や病院の経営状況を見ながら、公設民営（民間委託）や民間移譲など新たな経営形態について検討し、必要な措置を講じればよいと考える。

この答申から約3年半、診療所の開所から約半年経過しましたので、検討を対応する時間もあつたと思いますが、市長は日置市診療所の今後の経営方針とその具体的内容をどのように考えているか、まず答えてください。

2、現在の診療所長と1名の医師は来年3月末で退職されることが確定しておりますので、その2名の医師の後継者探しに市長、部長、担当者は最善の努力を今までされてきていることは十分承知しております。

平成23年度はこの医師確保が最大の問題点で、町立病院時代からの今までの経緯と歴史的背景より鹿大の医局への依存度が高いようで、市長らも何回もこの医局へは足を運んで後継者を依頼をされているようであります。

そして、8月末にもある程度の結論はかの医局から聞けるかもしれないと先日、市長より報告を受けました。

また、診療所のこの4月1日への開所から少なくとも3年間は日置市直営で経営主体として病院から診療所へつくりかえられたはずですが、どうしても2名の医師確保が難しいようであれば、この直営の期間も短くなることやこの診療所の行く末まで懸念するものであります。

そこで、お尋ねいたします。

来年4月以降の医師確保の見通しと、それが不可能な場合の青松園を含めた経営者公募

の方法と時期をどう考えておられるか、そのスケジュールと行程を具体的にわかりやすくお知らせください。

(3) この診療所は平成22年度診療所特別会計当初予算にて運営されているわけですが、開所以来、約5カ月が経過した時点での経営状況はどうなのでしょう。1日の患者数や人件費を含めた経費の削減等は予定どおりに行っているのでしょうか。歳入診療収入や歳出の総務費、医療費、施設整備費、諸支出金、公債費等は予定どおりなのかも含めて、その経営内容実態を具体的にわかりやすくお示しください。

4番目、(4)平成22年度第1回日置市診療所運営審議会は、去る7月13日に日置市日吉保健センターで開催され、私も傍聴させていただきましたが、確認の意味も含めてあえてこの場でお尋ねいたします。

日置市診療所運営審議会の設置目的と、構成する委員名及び今年度の実績と協議内容結果、今後の開催予定等を具体的にわかりやすく明確に答えてください。

(5) この診療所の経営運営を改善していくためには、利用者数をふやしていくことがまず第1であります。そのためには、交通手段の利便性の向上、コミュニティバスの利用促進、信頼され頼りにされる医師の確保、健康が優れないときは住民のだれもがすぐ行ってみたいと思われる診療所の雰囲気、運営内容、すべての市民の皆様にあいさつされ信頼される診療所、利用者の皆様に不便を来さない対応、患者が安心して気持ちよく受診していただくようにすることなど、今さらここで申すまでもありません。

そのためには市職員はもちろん、私たち市議会議員を含む我々関係者全員が心を1つにして連携し協働していくべきであります。

市民の皆さんも病院に行く必要のないのがよいのですが、どうしても病院に行く必要が

あるときには、他の病院に行くよりはここをできるだけ多くの市民の皆さんに利用していただけるよう、市行政側もあらゆる方法で最善を尽くしていくべきであります。

市長は、このことをどう思われ、市民、患者からのこの診療所に対する現在の評価、評判はどう受けとめ、利用者数をふやすためにどんな方法でどのように努力されているのでありましようか。

そして、職員の接遇向上等の問題解決ための具体的戦略をどう実施中であるか、わかりやすく明確に答弁願います。

第2点、防災行政無線の市内統一と新システムの導入についてお伺いいたします。

(1)本市では、昨年3月に防災行政無線整備検討委員会が設置され、無線方式でのデジタル化が望ましいとの提言が出ている。その提言に沿い、4月13日現在、電波伝搬調査を実施して、ほぼ全域でデジタル化が可能との調査結果が出ているという報告が総務企画常任委員会が去る4月13日に実施した所管事務調査報告書でなされました。

この防災行政無線整備検討委員会の設置目的と構成の委員名及び今年度の実績と検討内容結果及び今後の開催予定等をお知らせください。

(2)本市では現在、合併前の旧町単位で本庁及び各支所に設置されている操作卓を操作し、防災行政無線放送を行っています。本庁からの日置市全域の一斉放送はできませんが、日置市消防本部からは緊急一斉放送が可能です。現在、世界中で最近の異常気象等による災害が多発しており、本市でもいつどこでどんな災害が発生するかわからない非常に緊迫した状況にあります。

このような状況下で、災害発生の際の防災対策本部、とりまとめ一環となる本庁から操作卓を制御し、市内全域に同時に同じ内容の一斉放送行えるよう早急に同報系防災行政無

線の統合更新を行う必要があります。

さきに述べました調査報告書でも、さらに外部アンテナの必要性、電波の強度などを調査し、平成22年度中に基本計画を作成する。整備着手は、財政状況なども勘案し、23年度以降に最も老朽化している日吉地域を優先して行う予定であるが、全体計画の先がけでもあり、慎重を期したいとのことであったと報告がありました。

それから、約5カ月経過しておりますが、防災行政無線の全市での統一、新システムによる同時放送はどんな内容、方法でいつごろになる予定か、市長に納得のいく、市長の責任がある答弁を求めます。

(3) 各地域ごとに見てみますと、日吉地域が最も古く、設置年度は昭和61年、吹上地域は設置年度は平成2年、本庁地域は設置年度は平成6年、東市来地域は設置年度は平成11年で4地域で最も新しい設備です。

以上のような状況下で各地域はおのおの現在1日の中で、何回、何時に放送しているか答弁願います。

(4) 行政からの放送は、我々市民の日々の日常生活の中でいろいろな微妙な影響を与えておりますので、あえてこの場でお尋ねいたします。臨時放送も含めた現在の4地域ごとの放送の基準は、何で、現在の放送内容、文言、言葉、表現等はだれがどのように決定しているのでしょうか。具体的にわかりやすく明快な答弁をしてください。

(5) 少子高齢化と人口減少、過疎化が急激に進んでいる中で、自治会有線放送は勝手もよく十分効果を上げていると思われまので、本市の防災行政無線は自治会用とは区別しての整備が必要かとも思われます。

現在の本市の防災行政無線に対しての自治会、企業、各種団体、一般市民からの要望、苦情等はどんなものがあり、市はそれにどのように対応しているのでしょうか。最近、日

吉、扇尾地区公民館から要望があり、市側もそれに的確・適当に対応し、具体的に事業化するとも聞いております。

このほかにも、いろいろな要望・苦情等があれば、それらの一部でも具体的に披露していただき、市としてはどんな態度で臨み、どんな役割分担、協働をし、どんな対応をしているかなど具体的にわかりやすく説明してください。

第3点、最後であります。改正過疎法延長についてお尋ねいたします。

(1) 国会議員立法として提出された過疎法改正案は、国会両院においていずれも全会一致で可決され、ことしの3月17日公布され、4月から施行されました。これは、改正法、従来は新法であり6年間の延長、従来は10年延長である点で過去3回の延長とは形が異なります。

しかし、それ以上に大きな変化はその内容にあり、特に過疎債のソフト事業への対象拡大が注目されています。

これにつきましては、具体的には改正法12条で地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ると示されておりますが、その対象はかなり幅広いものがあります。

そして、この過疎法の6年間の延長は、今後、過疎自治体がどのような現実的で具体的なビジョンを描くことができるかを問いかけていると言われております。

鹿児島県でも、県過疎地域自立促進方針を作成し各市町村が自立に向けた事業計画をつくる際の方針となっており、県内43市町村のうち40市町村が過疎地域として指定されています。

このような状況下で、市長は改正過疎法の意義と課題をどのように考え、今後の市政に

どう生かすつもりか明確に教えてください。

(2) 9月14日に開催されました本市の総合計画審議会でも、議題の2番目として過疎地域自立促進計画案が審議されたはずであります。この本市の過疎地域自立促進計画案の概要と内容及び既に策定済みの地区振興計画との整合性、それから第1次総合計画基本構想の一部改正案及び後期基本計画案との整合性についても具体的にわかりやすくお示してください。

(3) 政府はグリーン分野を緊急雇用対策の重点分野とすると同時に、昨年12月発表の森林林業再生プランでは森林林業の再生を新成長戦略の中に位置づけ、雇用を含めた地域再生の核としております。

林業の活性化は地域再生の地域経済の再生や地球の温暖化防止の観点からも大切で、今日性の高いテーマだと思われます。地方再生には、地方での雇用創出が不可欠であり、林業振興はその近道であると思われます。

そして、日本でも各地域で森林業革命が始まっているとも言われ、革新的な取り組みがいろいろと報道されています。

本市でも、森林組合等、関係者ともっと真剣に話し合い、協議して知恵を出し合い、森林業振興を本市の中山間地振興の旋回軸とすべきと思いますが、市長の考え方と率直なご見解を聞かせてください。

(4) 最後であります。さきにも述べましたように、鹿児島県も今年度から6年間を対象期間とする県過疎地域自立促進方針を策定しました。それを踏まえて改めまして、この場で市長に本市の農山村再生の骨太のビジョンと説得力のある政策をどう考えているかお聞きします。市長の率直な考え方、具体的政策を述べてください。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市診療所について、まず、その1でございます。平成18年度に日置市病院事業在り方検討委員会の答申の中に、「将来的には医療制度改革の進展や病院の経営状況を見ながら、公設民営や民間移譲など新たな経営形態について検討し、必要な措置を講じればよい」というご意見をいただきました。

そのような状況から、診療所に今建てかえを終わり、後、解体と外溝が残っているということになります。特に、経営面におきまして、3カ月、4カ月の推移におきましても、いろいろと経営が難しいという状況もあります。

今一番問題になっているのは医師の確保でございます。ご指摘ございましたとおり今まで医師につきましては鹿児島大学の医局のほうとお願いしておりますけど、今回お二方の方がおやめになるということにはもう決まっております。

今も、鋭意、医局との打ち合わせをしておりますし、また私ども市として独自に今それぞれ公募といいますか、医師の確保の公募もやっております。なるべく早く公募が、また医局との問題も整備をさせていただきまして、この診療所におきます今後の在り方ということも早急に決定をしていかなきゃならないというふうに思っております。

2番目でございますけど、ことし3月付で鹿児島大学院医局からの派遣が困難ということもお聞きして、皆様方にもこのことについてはお話を申し上げているところでございます。

特に、今後、医師確保を含め、特に青松園、ここの問題につきましても特に今の診療所のほうの先生方が青松園を見ていらっしゃるということでございますので、これはやはりセットといいますか、一緒に今後考えていかなければならないというふうに考えております。

3番目でございますけど、さきも申し上げましたとおり、診療所におきます診療患者数でございますけど、外来で延べ合計が6,301名ということで1日当たり50人程度ということになっております。

また、入院につきましても、平均いたしましても13名程度ということで、利用率というのは70%程度ということで、私ども当初約90%しておりましたけど、大変落ち込みであるというのもございまして、最終的な集計はちょっとわからないわけでございますけど、当初見込んでおったよりも若干多くの1年間の収支におきましては赤字になるのかなというふうに考えております。

4番目でございます。審議会のメンバーでございますけど、それぞれの各種団体のほうから4名、また学識経験者から3名、7名になっております。

構成員といたしましては、日置市の自治会連合協議会の会長の濱崎さん、日置市の民生委員の、特に日吉地域におきます代表でございます松村さん、また社会福祉協議会におきまして井上さん、また日置市の婦人連絡協議会の日吉地域の谷山さん、この方々が各種団体の代表ということで、学識経験者におきましては鹿児島大学大学院の医歯学部の学科の先生で熊本さん、また税理士の松浦さん、また医師会の事務局長の浜田さん、一応7名で委員が構成をされておまして、7月13日に1回目を開催さしていただきまして、特に21年度におきますこの病院経営におきます決算の認定をしていただきました。

また、今後の状況等につきましても、今3カ月、4カ月の状況を報告もさせていただき、また医師の問題につきましても委員の皆様方にも現状を報告をさせていただいております。

今後につきましては、11月ごろになるのかなあというふうに考えております。

また、5番目でございます。特に診療所になってからも職員の接遇の向上、これは必要であるというふうに考えておまして、特にご意見箱等も設置しておまして、またそこにつきましても、意見につきましては接遇向上委員会というのも開催しておまして、それぞれの職員同士を含め、またお客様に対します接遇に対します検討も行ってあります。

特に、いろいろと間におきまして苦情といえますか、ご意見というのでも5月に1件、6月に3件、特に設備も新しくなりまして、公衆電話の場所が悪いとか、待合所のテレビの位置が高いとか、そういういろんな施設に対しますご意見等もいただいておりますので、こういうものにつきまして改善をやっていかなくちゃならないというふうに思っております。

2番目の防災行政無線の市内統一と新システムの導入について、その1でございます。この設置目的でございますけど、日置市における防災行政無線の統合及び整備を行うに当たり統合方式、整備方式の検討を行う目的でやっております。

委員のメンバーでございますけど、委員は副市長、また各地域の自治会連絡協議会の会長さんが4名、学識経験者が2名、県の危機管理の防災課の職員が1名に、また関係行政機関の職員が4名、計12名で構成をされております。

本年になりまして会議は開催しておりませんが、今後早くこの検討委員会の開催をやっていきたいというふうに思っております。

2番目でございます。防災行政無線整備検討委員会から昨年度デジタル波での整備が望ましいという提言を受け、電波伝播調査を実施しました。その結果を踏まえ、防災行政無線の統合及び更新システムにつきまして検討を行っております。

基本的には、デジタル波による防災行政無線の60メガヘルツ帯の波を利用し、本庁を

親局として一斉放送ができる設備に更新する計画ではございます。今からまた具体的なものにつきまして、検討委員会と、また私ども市といたしましても基本計画をつくっていきたいというふうに考えております。

3番目でございますけども、放送時間につきましては東市来地域につきまして午前6時50分、午後7時35分の2回、伊集院地域が午前6時45分、午後7時30分の2回、日吉地域が午前7時30分と午後6時30分の2回、吹上地域が午後30分の1回、それぞれ放送を行っています。

4番目でございます。放送の基準ということでございますけど、この日置市の防災行政無線地域通報運用管理規程によって行っております。内容については、防災行政及び行政連絡に関することについて放送を行いたい場合は、管理者、総務課長、地域振興課長に申請を行い、許可を得て放送を行っております。

5番目でございます。苦情については、戸別受信機が聞こえないというものが最も多いようございまして、さっきも申し上げましたとおり大変古い施設でもございますので、そういう状況で、聞こえないという、そういうことが一番多いのかなと思っておるところでございます。

3番目の改正過疎法についてということで、その1でございますけど、過疎地域についてはこれまで4次、40年間にわたる特別措置法が制定され、各種の対策が講じられてきましたが、平成21年度の過疎地域自立促進特別措置法が3月に一部内容が改正され、27年度まで6年間延長されました。

改正過疎法は、これまでの過疎指定市町村を継続して指定することに加え、新たな要件を追加してすることもされているほか、ソフト事業に対しまして過疎対策事業債の適用が認められました。

このことについて今まで市長会とか過疎関

係におきます連絡協議会とか、そういう皆様方の大変ご要望がございまして、国のほうにご要望したら認められましたので、本市におきましても今ハード・ソフトのこの分野におきまして具体的に計画書を作成しつつございます。

このことについてはまた議会のほうにも今後ご報告申し上げ、またいろいろと議会のご審議もいただくというふうに考えております。

2番目でございます。今回の過疎計画については、従来の過疎法の内容の一部改正と過疎法の延長に基づくものであり、基本的にはこれまでの計画を踏襲するというものでございます。さっきも申し上げましたとおり、その中におきましてソフト事業が組み入れられるということございまして、このことにつきましては今月14日にごございました総合計画審議会のほうにも諮問をしたところでもございます。

また、来月から計画案について検討も協議を進め、12月議会に上程もする予定でございます。

3番目でございます。昨年10月に発表いたしました森林・林業再生プランでは、今後10年間の森林・林業の在り方について、林業・林産業の再生を環境をベースとした成長戦略の中に位置づけまして、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図り、森林計画制度等の制度面から労務、また作業システムの整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直すことにしております。

本市といたしましても、この森林・林業再生プランを林業再生のチャンスとするために森林組合などの関係団体と十分に連携いたしまして、林業従事者の雇用創出からも積極的に支援していきたいと考えております。

4番目でございます。本市の農山村再生へのビジョンについてでございますけど、過疎

化・高齢化が進展する中山間地域の農山村再生に向けては国は本年3月、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定いたしました、農業・農山村が有する固有の価値はお金で買うことのできないものであり、農業・農山村を国家の基盤として将来の世代に確実に継承していかなければならないという計画を定めております。

本市にいたしましても、中山間地域直接支払い制度の拡充や農地・水・環境保全向上対策などの支援策をあわせて、国県の補助事業の導入により生産基盤の整備や農山村の持つ多面的機能の維持に向け、雇用の確保と所得の向上による農村地域の再生・活性化を目指し、農業・漁業・林業の6次産業化を推進し、日置市の持つ地域資源や立地条件を生かしながら農山村の再生につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答えていただきましたが、さらに深く突っ込んで別の角度・視点からいろんな重点項目に絞って質問していきます。

日置市の診療所について、（1）第1問目でも述べましたように、3年前の2007年3月の日置市立病院事業在り方検討委員会では、「この答申が多くの市民に理解してもらえるような手立てを講じ、円滑に進められるよう期待するとともに今後当局において十分検討されるよう要望します」とありました。

市長はこの答申に従って、市民に理解してもらえるような手立てをどのように講じ、当局としてどのような検討をされたのか、もう一度詳しく説明してください。

○市長（宮路高光君）

特に今回の答申も含めまして、病院事業ということのベッド数の関係の中におきまして、19の診療所のベッド数を有する診療所の整備ということに方向をかえさせていただき市

民の皆様方にも説明もさせていただきました。

特に、今回、日置市の日吉地域につきましてはクリニックが1カ所しかない。特にかつけの病院的な形の中で、やはりクリニック的な診療所が必要であろうかという形の中で、いや今回整備もさせていただきました。

その中におきまして、さきも申し上げましたとおり、病院事業の中におきましても大変診療所の報酬とか、いろんな中におきましてこの3年、大変多くのちょっと赤字経営であったというのも事実でございます。

やはりそういうことも踏まえながら、今後この診療所をどう生かしていくのかということの中におきまして、さきも申し上げましたとおり最終的にはやはり公設民営、こういうことをやっていかなければどうしても経営の改善というのがなされていかないというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

2番目に、日本の医療と地域の再生を同時に実現するためにも、地方都市の中心部に医療施設を立地させることが1つの有効な手段となる。これが日本における有力な研究会が最近とりまとめた高齢化に対応した地域医療に関する研究の結論であります。

その基本的な考え方は、時間の都合上ここでは申しませんが、もし市長からの要望があれば後で提出します。

また、街中集積医療は有効効率的な医療を実現すると同時に、地域を活性化し住民の利便性も高まるという一石数兆の効果があるはずだとも言われております。そして、病院の規模拡大は効率を高め、医療費減に寄与するとも言われています。

市長は、このような考え方をどのように思われますか。日置市診療所は地理的にも日置市の真ん中にあり、まさに街中集積利用に当たりますので、市長はこのような考え方のもと、あらゆる手段を講じ、なお一層最大の努

力を続け、この日置市診療所を盛り立てていくという気はないのか、改めてお伺いしますので納得のいく答弁を期待いたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この病院の地理的な位置は日置市の中心部にあろうかというふうには思っております。

その中におきまして、私ども旧町4つが合併したわけでございまして、それぞれ民間の医療機関を含めた中におきましては、吹上、伊集院、東市来、それぞれ核を持ったそれぞれの地域に大きな病院がございます。

そういう中におきまして、民間を圧迫するような形の中でこの公立病院というのを規模拡大、こういうことは私は考えておりません。

やはり、民間の病院と共生協働できる、そういう形の中でこの病院経営というのをやっていかなきゃならない。そういうこともございますけど、それぞれ全国的にこの公立病院のあり方というのはいろいろと経営的に大変難しいということも言われておりまして、全国の1、2例しか公立病院のそういう経営のいいところはないようでございます。

また、その中におきまして、特に私どもはやはりこういう地域のことも十分考えていかなきゃなりませんけれども、経営という部分もやはり頭に、念頭に入れながら、この結果を方向性を持っていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

（3）ですね。（3）のイ、今までの過去の私の一般質問でも何回も取り上げてきましたが、言うまでもなく日置市では唯一の公立の医療施設を日置市の貴重な地域資源として活用していくことは日置市の大きな行政課題であります。

これは、旧日吉町時代から民間ではなく、行政そのものが管理運営を行ってきた鹿児島県でも数少ない自治体経営の独特の公立医療

施設です。

今後ともなりゆき任せでない、あくまでも行政が主体で舵をとっていくべきであり、なぜ特に日吉住民の利用率が先ほどもありましたように減ってきているのか。他人事のように考えないで深く反省しながら、その原因を徹底的に分析追究して最善の対応策を立てるべきであります。

そして、日置市となって過去5年間、この経営に対してどのような努力をしてきたのか、謙虚に反省しながら、日吉地域住民だけでなく、日置市民全体の診療所として全市民と連携しながら、協働でここを盛り立てて運営していくという気迫、気概をまず市長が持つべきだと思うのですが、市長、いかがでありますでしょうか。答弁してください。

○市長（宮路高光君）

このことについてはさっきも申し上げましたとおり、いろんな角度の中で検討されてまいりました。今、議員がおっしゃいましたとおり、公立、この公立という部分はいいいというふうに考えておりますけど、さきも申し上げましたとおり、やはり私どもも市民からのいろんな税金をいただいている行政でございますので、この中におきまして経営的なことを考えていかなきゃならない。

特に、さきにも申し上げましたとおり、本市におきましては優良な民間の新しい分野におきまして設立されております。やはりそういうものを民間のそういう病院との連携といえますか、こういうことも十分考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、さっきも申し上げましたとおり、今回の縮小した診療所にし、ゆくゆくの中におきまして早い時期が来るかもしれませんけど、これは公設民営という中におきまして、この診療所といいますか、これをやはり民間の力をおかりしながら盛り立てていく、そういう考え方を持っています。

○14番（田畑純二君）

次に、ちょっと市長と考え方が違うかもしれませんが、あえてこの場で申し上げます。

また、この診療所経営は単なる民間の会社経営とは根本的に異なり、ただ利益を出すためだけにあるのではなく、全市民が安心して安全に暮らすための市民サービスとしての公共施設であり、全市民の命と暮らしを守るためであり、年金、介護などと同じように社会制度の中の1つとして基本的には国と自治体の仕事と考えるべきであります。

そして、市民の暮らしを支え、信頼を呼ぶような医療サービスが実現できているかが問われていると思います。これに対する市長の率直な考え方、今までお聞きしておりますけど、もう1回、これに対する見解、聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

一番大きな問題といたしまして、先ほども申し上げましたこの医師の確保でございます。

基本的に本当に単独でしている市の中におきます医師の報酬というのは本当に物すごい高いものでございます。そういう医師の確保がきちっと行くのか、そこから前提になりまして、やはり公立であるのか民間であるのか、そういうことが言われると。

今の医療制度の中におきまして大変公立でやっていく部分については、私はこの地域では大変難しい見解であろうというふうに思っておりますので、こういうことを含めてさっきも申し上げましたとおり、やはり経営といいますか、やはり赤字経営が長く続く中でほかのいろんな全市民の皆様方に迷惑をかけるようなことはしてはならない。時期的なものも最小限の中において新しい判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

しつこいようですが、これに関連して、

なお申し上げます。

この診療所の在り方も、医療の質と市民の信頼の中で決定されるべきであります。ただ単に、将来は民間委託や民間移譲すればいいというほど単純なものではありません。この診療所の質をどう高めるかの問題と一体にして、市民と真剣に考えるべきものだと私は思います。

そして、自治体診療所の場合、赤字経営のツケを払うのは診療所ではなく、先ほど市長も申されておりますけども納税者の市民であります。それで、市だけでなく、医療を受ける側の市民も必要な医療と、それにかかるコストについて考えていく必要があるのだということをも市民側にも理解してもらう必要があるというふうに思いますが、しつこいようですけども、先ほど述べましたようにと、また市長が答弁があるかもしれないが、このことをどうなるか、再度、答弁してください。

○市長（宮路高光君）

ここまで診療所にする経過の中におきましても、市民の皆様方とあらゆる角度の中で、このことにはもう話をさしてきております。

今さらといいますか、ここで今からこのことについてどうこうということじゃなく、さっきも言いましたようにこういう検討委員会も3年ぐらいいろいろとした中で、経過でございますので、やはりそういう1つの結論が出た中において、その方向性の中で私は進むべきであろうかと思っております。

○14番（田畑純二君）

2番目に、先ほど1問目の5番目で市民の皆さんもどうしても病院に行く必要があるときには、ほかの病院に行くよりはここをできるだけ多くの市民の皆さんに利用していただけるよう、市行政側もあらゆる方法で最善を尽くしていくべきであります。市長はこのことをどう思われ、利用者数をふやすためにどんな方法で、どのように努力されておるの

でありましょうかと質問しましたが、これに対する明確な答弁がなかつたようですので、あえてまたお聞きします。具体的に答えてください。

○市長（宮路高光君）

特に、やはり接遇といいますか、医者にいたしましても看護師にいたしましても、やはりそういう応対、そういう中であらもう1回行きたいな、そういうふうに思われる病院であるべきだろうというふうに思っております。

その中におきましては、職員の研修というのも一番大事なことでございまして、もう1回行ったら、いろんな中において、感情的な中で怒られたとか何とかという部分でもう2度と行きたくなくなる。こういう方たちの中では、どうしても盛り上がっていかないというふうに思っております。

特に、今、ご指摘ございました交通の便とか、いろんな面もあろうかと思っておりますけど、いい医者、いい人がいたら遠くでも私はどうにかしてもみんな行くんだというふうに感じておりますので、やはり一番問題としては人材の育成といいますか、こういうことが一番大事だろうかというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

さらに申し上げます。あえて申し上げます。我々の地域の先輩が58年も前の昭和27年に市民病院の前身の診療所をなぜこの地域にわざわざ開設して、行政の病院として50年間以上もなぜ運営してきたのか。我々は原点に立ち返って冷静に深く深く考えるべきであります。

そうすれば、我々が今何をしなければならぬのかがよくわかるはずであります。先ほども述べましたように、この診療所は地域医療の拠点として日吉地域の市民のみならず、日置市民全部が利用する優しさとぬくもりのある診療所として健全な運営に向けて行政と

しても最善を尽くしながら、全市民とともに全力を挙げて創意工夫し、知恵を出し汗をかいていくべきではないでしょうか。このことを確立する意味でも、市長の答弁を再度求めます。

○市長（宮路高光君）

50数年前、この病院ができた経緯、その時期と今の経緯、基本的にはそれぞれ人口減少の中におきましてどうあるべきなのか。その設立した趣旨というのは大変大きなものであったというのは思っております。

その中におきまして、特にその当時、私も日置地区におきましては大きなそういう病院もなかったという部分もあったというふうに思っております。最近の情勢の中におきまして、日置市におきましても大変すばらしい民間がそれぞれの地域に根ざしております。

そういう部分も形態もかわってきておりますので、そのかわってきた中におきまして、そこの診療所のあり方ということも十分考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

6番目ですね。現在、前日置市民病院は解体工事が行われており、10月下旬には終了する予定としております。

以前の計画では解体された駐車場となった西側に、2件の医師用住宅も建築する予定となっておりましたが、その計画は予定どおり実行されるのでしょうか。市長、答弁願います。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、一番大事なこの医師の確保、これができるのかできないのか、ここあたりの問題が一番大きな問題でございますので、ここあたりは十分研さんした中におきまして、医師の住宅をつくるのか判断させていただきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、防災行政無線の市内統一新設の導入についてお伺いします。

1、一問目で述べましたが、調査報告書では先ほども答弁もありましたように、平成22年度中に基本計画を作成すると。整備着手は財政状況なども勘案し、23年度以降になるとの報告がありました。その基本計画の作成の進捗状況と概要、方針、考え方などを知らせてください。また、整備着手の時期などはどうなのでしょう。そして、最も老朽化している日吉地域を優先して行う予定であるが、全体計画の先がけでもあり、慎重を期したいとのことでありましたが、どんな点に慎重を期したいのか、もう一回わかりやすく明確に教えてください。

○市長（宮路高光君）

検討委員会の中で、アナログ化、デジタル化、ここの中でもいろいろと論議をしていただいたというふうに思っております。基本的にはデジタルという方向であろうかというふうに思っておりますけど、一番審議している、私どもが計画ですね、中でしているのが、やはりこの防災無線と地域におきますコミュニティ放送、やはりこの部分をどう一緒にできるのか。やはり防災無線という一つの柱もありますけど、やはり地域の皆様方がどう活用していただける、ここあたりが大変難しい部分があるということで、今特に薩摩川内市のほうが同じようにといたしますか、コミュニティを利用した中におきますこともやっております。こういうものを今職員のほうも勉強に行きながら、このことをさっき言いましたように、叩き台として検討委員会のほうに一応出して、検討委員会の中で十分まだ論議をしていただき、ことし中の中で、この基本的な方向性といえますか、計画というのができ、さっきも言いましたように、来年、再来年以降の中でいつそれに着手できるのか。ここあ

たりの基本的な方向性といえますか、ことが大事であろうかということで検討中でございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○14番（田畑純二君）

今度は各地域の現状いろいろあるんですけども、日吉地域、それから日吉地域は親局から支所から23基の屋外マスト及び各家庭に設置された2,300の戸別受信機へ電波を発信し放送を行っていると。親局の4箇所の録音ケースのうち、1カ所が破損し、代替部品もなく、土曜、日曜に対応が困難であると。それで戸別受信機取りかえ用の在庫もないと。地形的に扇尾地区公民館の受信状態は特に悪く、さらに機能の老朽化により全体的に機能が低下していると。以前、2週間かかって基盤の故障をやったけども放送ができなかった分があると。製造メーカーは東芝で、最近4年間の年間平均維持管理費は約236万円であるということです。

吹上地域は親局・子局から21基の屋外マスト及び各家庭に設置された戸別受信機電波を送信する地域と、親局から永吉中継局を経由して送信する地域が二波で防災放送を行っている。戸別受信機は4,190、製造メーカーは日吉と同じ東芝で、最近4年間の年間平均維持管理費用は約306万円です。本庁地域は親局、本庁から21基の屋外マスト及び各家庭に設置された8,800の戸別受信機へ電波を発信し放送を行っている。また、各自治会長宅から録音した内容を指定時刻に放送しています。製造メーカーはパナソニックで、最近4年間の年間平均維持管理費は約634万円です。

東市来は親局、支所から高地の中継地へ送り、全地域の屋外マスト45基及び各自治会あてに設置された450の戸別受信機へ発信しています。また、自治会長宅からリアルタイムで各家庭に放送も可能であります。今後、

自治会で移管された有線設備の維持管理費が今後の課題であります。製造メーカーは日本電気です。直近の年間平均維持管理費は約426万円です。

市長は、これらの実態をどの程度把握されているのでしょうか。そして、それらを把握した上での現状の問題点を、それらの対応をどのようにしようとしているか、再度教えてください。

○市長（宮路高光君）

この防災無線につきましては、もう3年以上いろいろと検討をさしてもらっております。現状は今議員がおっしゃったようなことは把握しております。特に、今ございます日吉地域、大変年数も古いというのも事実でございます。今回、扇尾地域のほうがコミュニティ無線ということでやろうとしております。私どもやはりこういうものが本当に活用して、ああいう山間部の中にいけたらどうなのか。ここあたりも十分今回の研究の材料としても勉強もさせていただき、さっきも申し上げましたとおり今後この薩摩川内市を含めた中におきまして、本当に地域の皆様方が活用できる、これがやはり一番大事なことであろうという、ここも主眼に置きながら防災無線の整備というのをやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

今日吉の扇尾地区公民館の要望については今市長からの答弁がありました。具体的なことお聞きしたかったんです。もう一切やめまして、ほかにも先ほども申しましたんですけども、いろいろな要望、苦情等があれば、それらの一連具体的に披露していただき、市としてはどんな態度で臨み、どんな役割分担共同し、どんな対応してるかなど、具体的にわかりやすく説明してくださいと申しましたけども、これに対する具体的な答弁がなかったようですので再度答弁してください。それで、

扇尾地区の事業化の内容、もうちょっと詳しくわかれば知らしてほしい。以上。

○総務課長（福元 悟君）

方向性につきましては、今私どものほうで進めておりましたのが、今市長が申しあげました防災等行政無線一辺倒じゃなくて地域内でも活用できる方策でさらに進めていくということで、数字等も出ておりましたので進めております。ご質問の扇尾地区のもっと具体的な状況ということでのご質問ですが、現在13戸が非常に無線が届きにくいというふうに伺っております。そういった中で担当課といたしましても、支所とあわせて扇尾地区の代表の方とお話もいたしました。ことしの7月だったと思うんですが、そういった中で約100戸の世帯を地域としては有線放送設備の積立金を確保して、それでコミュニティという設備で進めていきたいんだというような提案等もお聞かせいただきました。そういった中で現在進めておりますのは、地区振興計画の中にその設備経費を計上していただいて、地域は地域で、そういうコミュニティ放送が十分にできるというのを計画しておりましたので、そういう事業の中でとりあえずやっていただくという話し合いを持ちました。さらに、今後そういう市の行政無線、防災無線が整備していく方向が決まれば、私どもはそのコミュニティ放送にその無線に行政情報、防災情報を載せるということが非常に大事なポイントになってきておりますので、そういうことも可能だというふうにも伺っておりますので、そういったところも一つのモデルケースととらえながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（田畑純二君）

ちょっと市長に改めてお伺いします。この新しいシステム導入については、委員会でも報告がありましたんですけども、次の点を考

慮する必要があるというふうに報告されております。

A、山間部、海岸部、人口密度などを十分に考慮し、地域の実情にあった方針計画。

B、一つの手法だけでなく、緊急告知FMラジオ、テレビ、オフトーク通信、携帯電話など複数手段の組み合わせで検討すべき。

C、自治会用とは区別しての整備。

D、最初に整備する日吉地域の対応は全体の方向性にも影響するので慎重を期すべきである。

E、有利な合併特例債を活用して整備を急ぐべきである。

F、住民の安心・安全なまちづくりの最優先の行政課題である防災無線の整備については、運用・機能・経費等多面的に考慮すべきである。

こういうのが我々の委員会からの報告書の中にあります。市長は具体的にこれらについてどう思われるか。見解と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に多面的な機能、この中におきましていろいろとFMラジオとか携帯とかもあるわけなんですけど、これが同時にできるのか、また別途にいろいろとしなきゃならないのか。私どもやはり一番考えてるのは、今それぞれの地域におきます放送としております。公民館長がですね。こういうことを本当に実施できていくことが、私どものやはりお知らせ版とか広報誌というのがあるわけなんですけど、そこにこういう無線等といいますか、こういうものでお知らせができればやはり市民の皆様方に広く伝わっていくというふうに思っております。いろいろとこの防災無線につきましては、時にはやかましく言ってくるころ、強制的に入ったりしますので、これを消したり、なぜこんなときに子供が泣いてるのになぜ放送するとか、いろんな中でも行政無線の

場合は言われます。ここあたりも本当にそういう情報を得たい人、もう得たくない人、さまざまであろうというのも事実でございます。こういうことも本当に多面的にどうしていくのか、そういう市民全体的ないろんな方々がいらっしゃいますので、ここあたりも十分精査していかなければならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

あと2分ですんで要点だけ申し上げます。

先ほども申しましたですけども、改正過疎法、これ今県のほうでもいろいろと大綱などつくっておりますけど、本市でも新たな過疎計画と事業計画を作成して、あらかじめ現在県と協議調整中と思いますが、その協議内容と取り組み状況、予定、工程等をもう1回知らせてください。

○市長（宮路高光君）

今、先ほども申し上げましたとおりですね、今、市の総合審議会のほうに一応上げて諮問しております。そういうことが結果が出てきましたら、議会におきます議決等もございしますので、それから県のほうとございします。事前協議という中におきまして、県とは今具体的な計画を協議中と、そういう理解していただければと思います。

○議長（成田 浩君）

田畑純二君、あと1分です。

○14番（田畑純二君）

あと1分でございますんでこれで終わりとしますけども、先ほどの農林漁業の件についての6次産業化、第一次産業の6次産業化については市長も認識されているようですのであえて申しませんが。

最後に、今度この本市でも合併後の平成17年度から21年度までの過疎地域自立促進計画、伊集院地域を除いて、東市来、日吉、吹上地域が過疎地域対象によって過疎地域について各種の対策を講じてきている。それで、

これまでの本市の過疎対策の成果と課題について市長はどう思っているか。具体的にわかりやすく明確に教えてください。

以上をもって私の質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

特にこの過疎法の活用の中におきまして、それぞれの地域におきました生活基盤の特に道路だったと思いますけど、ある程度の面的な整備は過疎法のおかげでできたというふうに思っております。本来、過疎法という中におきましては、人口増といいますか、そういうものもねらっておるわけなんですけど、現実的にどの地域におきまして過疎の中におきまして、この過疎法をさっき申した40年近くしておりますけど、そこが人口がふえたということは大変難しい部分があるということも事実でございます。それぞれの市民にとってはそういう過疎法におきまして、生活面におきます面的な整備というのもある程度できたというふうに理解しております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○14番（田畑純二君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

合併後5年が経過をいたしました。国の財政は借金が1千兆円に迫る勢いで非常に危機的な状況で、もちろん地方財政も厳しく本市

同様どこの自治体も綱渡りのような財政運営が続いています。まさに親がこければ子も一緒にこけるかもしれません。この合併もこの経済状況、財政状況の解消に向けての一つの手段でありましたし、我が日置市も財政健全化などアクションプランを策定をして、現在取り組んでいるところであります。合併後10年が経過して、交付税の特例措置が終わるまであと5年、そして今3割削減をして一括交付金にするというような話もあり、これからますます厳しくなります。果たしてアクションプランに対するこれまでの取り組みはどうだったのか、改めてその進捗状況についてしっかりと検証する必要があります。

まず、人口減少社会に突入した現在、行政の仕事に無駄はないか、事業評価はできているのか、それらに呼応した組織機構の見直しと本庁・支所の機能整理、そういったものは進んでいるのか。その結果として職員の数は適正で、定員適正化計画は予定どおり進んでいるのかなど質問をいたします。同時に職員の減少とともに寂れゆく3地域支所である3支所地域の疲弊をどう食い止めるのかお伺いをいたします。

次に、職員の研修制度であります。民間企業の経営手法を学ぶため、民間での研修について検討をするということになっておりますが、このことについてはどうでしょうか。結果として今の厳しい状況をとらえた職員の意識、改革は進んでいるのでしょうか。そして、予算の縮減といえばまず投資的経費、公共工事についてもアクションプランで示されておりますが、少ない予算の中で業者の淘汰が進むと思われませんが、納得いく入札制度のもと、業者の競争を促す仕組みづくりがなされているのでしょうか。

次に、歳入の確保について、歳入の柱である市税をどのように増加させるのでしょうか。徴収率アップのために滞納整理課もできまし

た。累積で8億円を超える滞納をどのように解消していかれるのかお伺いをいたします。

また、未利用土地の活用・処分について、その実績はどうなのかお伺いをいたします。

さて、歳出削減、歳入努力の結果を受けて財政計画を立て予算の編成をしていきますが、本市の財政の適正規模200億円、あるいはそれ以下かもしれませんが、これに向けて計画どおりに進んでいるのでしょうか。

最後に、現在の市の借金、合計約380億円ほど、これをせめて半減をさせ次の世代へバトンタッチしなければなりません。その償還計画は予定どおりで今後どのようにお進めになるのかお尋ねをいたします。

以上、市長、関係部長、課長の誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の合併後5年経過した行財政改革の進捗状況についてというご質問でございます。

その1ということでございますけど、本市では平成18年3月に「日置市行政改革大綱」を策定いたしまして、それに基づき行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織として、簡素で効率的な組織を目指して組織機構の見直しを図ってきたところでございます。

本庁・支所の機能につきましては、事務事業の見直しを実施し、重点施策の対応には地域づくり課や特別滞納整理課を新設しながら、本所機能への集約を図ってきており、平成18年度、50課から36課に組織の改編を進めてまいりました。また、組織の見直しにあわせて職員数につきましても、平成17年度と比較いたしまして90名の削減を図ってきたところでありまして、計画目標を上回る実績となっているところでございます。

その2でございます。組織機構につきましても依然として厳しい行財政環境などを考慮い

たしましても、今後も引き続き簡素で効率的な組織機能を目指し、普段の見直しを図っていきたく思っております。ご指摘ございます3支所におきましては職員数の数は減ってまいっております。その中におきまして地域が疲弊しないかということも言われております。

特に、この合併当初、特に職員間の交流という中におきまして、大変大幅な異動をさしていただきました。その中で大変市民の皆様方も不安がっている部分もたくさんございました。そういう中で今5年後にいきますと、約7割程度の出身者のほうを支所のほうにもお返しをしております。その中で大変たくさんの職員の方々もいろんな地域のことも学んできたというふうに感じておるところでございます。今後やはりこの支所を含めたそれぞれの地域におきますことにつきまして、特に今地区館というのを設立いたしまして、この地区館におきます役割といいますか、こういうものを大きな一つの行政組織におきまして大きな課題をなしているというふうに思っております。今後それぞれの地域が疲弊しないような努力をしていく必要があるかというふうに感じております。

3番目でございますけど、職員の民間研修につきましては、これまでも研修計画に基づき、民間感覚を学ぶとして民間講師を招いての庁舎内研修や研修センター等における専門的な研修への参加、派遣により、職員の意識改革と視野の拡大を図るなど各種の研修を実施してきたところでございます。特に、今現在民間企業への派遣ということをしておりませんが、本年度中に特に新しく入った職員におきましては何時間か、特に市内におきます福祉施設、そういうところにもお願いをしようというふうに今それぞれの人事担当のほうで計画を組んでるところでございます。

4番目でございます。特に行財政改革（ア

クションプラン)では、平成21年度の公共事業、普通建設事業の総額は67億円余りを平成22年度までに25億9,700万円削減する目標を掲げて取り組んでいるところがありますが、実績といたしましては、平成21年度の普通建設事業の決算が40億2,200万円となっており、27億円余りの削減したことになります。特に、20年度、21年度におきましては、国の経済対策の影響もございまして、特に計画よりもたくさんの公共事業というのが実施できたということでございます。

今後におきまして、このように地方におきます財源移譲という中におきまして、たくさん来るかというのは大変難しい状況であろうかというふうに感じております。そのような状況の中におきまして、特に建設業界の中におきましても大変いろいろと疲弊している部分もお聞きしております。そのような中におきまして、市といたしましても建設工事の前払い金の引き上げや中間払い金の制度、また特に最低価格の引き上げ、こういうものを見直しをしながら、やはり地元の企業の育成ということも図っていく必要があるかというふうに思っております。

5番目でございます。特に地方分権推進の観点から三位一体改革が進められ、その柱といたしまして、平成19年度より国税から地方税への財源移譲が行われました。このことにより地方の税財源の自立度が増すことは喜ぶべきことでありますが、その分財源を確保する責任がふえてきております。本市の財政状況を見ますと、市税収入は明らかにこういう経済的な動向におきまして、現行減少している傾向でございます。特にこういう大きな世界の経済状況また国内におきます経済状況におきまして、市税の増税というのは大変難しいというふうに感じておるところでございます。特に市税におきましても、8億円程度

の未収金というのがございまして、特に今それぞれの原課におきましてこの対策といたしまいか、この8億円をどう徴収していくのか、これが一番大きな課題になっておりますので、あらゆる手段をとりながら今進めているところでもございます。

6番目でございますけど、未利用地の処分につきましては土地の現状把握を行いまして、市として活用策が見られない物件を洗い直して、順次、土地の鑑定評価等を行って購買の手続を進めており、お知らせ版やホームページ等に掲載して参加者を募集しながら一般競争入札による処分を進めてきております。

平成17年度から21年度までにおきまして76筆、金額にいたしまして2億7,400万円分の処分を行っております。まだ未利用地の活用につきましては、特に70筆ほどにつきましては貸し付けもしてございまして、この金額が590万円余りになっております。今後におきましても鑑定を入れながら、それぞれの公募におきまして処分を行っていきたいというふうに思っております。

7番目でございます。平成19年度から取り組んでまいりました財政健全化計画では、最終年度の平成23年度には歳出決算規模で200億円として進めてきているところがございます。これを予定どおり進めるかというご質問でございますが、日置市が置かれた現状を考えてみましたときに、平成28年度以降におきまして、現行制度上、普通交付税が段階的に削減されまして、33年度には約15億円前後が少なくなる見込みでございます。

そのような状況の中におきまして、特に今民主党政権になりまして、この23年度の予算編成、これがどういう形に編成されていくのか、ここあたりも十分注視していかなければ今までの財政計画のあり方と違う部分もあるのかなというふうに感じております。ここ

あたりも十分配慮しながら、特に私ども5万1,000人弱の人口のところ、特に人口だけでなく面積、こういうものも要件をいたしますと、約200億円前後が最適であろうかというふうに考えておりました、特に今後もこの予算編成につきましては国の動向も注視しながら編成をさしていただきたいというふうに思っております。

8番目でございます。特にこの市債といえますか、この中におきましてはこの5年間減額に努めてまいったところでございます、特に平成18年度末には一般会計におきまして352億円余りございましたけど、平成21年度末に330億円、約20億円ぐらいこの借金を返さしていただきました。

特に今も気をつけておるのは、借りるほうと返済するほう、やはりここあたりを十分考えて、今後もこの起債のあり方というのも考えていかなければならないというふうに思っております。一挙にこの返済というわけにはいきませんが、年次的に今から以降もこの起債におきます減額というのは一般会計、特別会計両方におきまして注視しながら削減の方向に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

平成21年度、昨年度の決算も監査委員の意見書がついて出されました。もちろん今市長から答弁がありましたように、非常に厳しい、国も地方も厳しいというのは私も認識しております。しかも、政権がかわってどうも先行きが見えないというのはもう十分承知しております。

今回のこの9月議会の当初で、健全化判断比率それから資金不足の比率、この2つについての報告がありました。この報告を見る限り、もちろんこの数値を出すための基準を判断するためのものがあってのことだろうと思

いますけれども、本市の場合、心配いらぬというような見方ができると思います。この報告書について市長の感想を聞かせていただきたい。そして、もう1つ、あわせて市長が今言われたように非常に現実には厳しい、税収も伸びない。一方で社会保障費などは高齢化が進む中で増大をしていくという現状の中で、実際に今、日置市の状況、借金もたくさんあるというふうにおっしゃいました。自主財源も3割にも満たない我が日置市のことを考えると、頼らざるを得ない依存財源がほとんどであります。今の日置市の状況ですね、それを市長がどうお考えになるのか、その2つを考え合わせて感想をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

21年度の決算につきまして、今監査委員のほうからいろいろご報告をいただいております。一般的に考えまして、特に合併当初におきましては250億円という大変大きな予算規模になりました。これは特にこの合併におきます各市町におきます継続事業というのを上げておりましたので、そのような状況になりました。この中におきまして、特に私どもが注視していかなきゃならなかったのは、さっきご指摘ございました市債残高、この市債残高が幾らであるのか。また、ある反面、自分たちの預金といいますか、基金が幾らあるのか、この両面をこの5年間の中におきまして、さっきも言いましたとおり、市債残高におきまして約20億円ぐらい返済をできる、逆にこの基金の積み立て、このことにつきましても約20億円程度を増さしていただきました。こういう中におきまして、健全化という中におきまして、特に財政運営の中におきましてもさっきも申し上げました、特にこの行政改革集中プランにおきまして職員の減をし、特に市民におきます補助金、こういうものも削減もさしていただきました。お互いに

この厳しい中におきまして、市民の皆様方にも痛みを分かち合いながら、今この財政計画を進めているわけでございます。特にこの国にもお金もないわけでございますけど、特にさっきも申し上げました20年、21年におきましては国の景気対策というのがこの私ども市のほうにもたくさん参りまして、この資金不足といたしますか、どうしてもこの財政を運営していく中には、短期的に借入れをしなければならぬ部分も出てくるわけでございますけど、今回20年、21年、国の景気対策におきまして大分入ってまいりましたので、そういう資金不足というのも起こらず、短期の借入れもしなく、やはりそれぞれの基金の中におきまして運用ができたというふうに思っております。ことしはこのような状況でございましたけど、さっきも指摘ございました民主党政権になりまして、本当に23年度の予算編成というのがどうなっていくのか。特に私ども市に対しては、地方交付税、この依存度といたしますか、税収もなんですけど、この地方交付税がどう変革してくるのか、ここあたりが一番大きく注視していかなくやならないというふうに感じております。やはり何よりもこの行政の中におきまして無駄といたしますか、こういうものが無駄という言葉はちょっとあれかもしれませんが、本当に節約できるところは節約しながら、この二、三年後を推移していかなければ大変な大きな財政破綻を起こすというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

一言で本市の財政の状況、今、仮定の話はできないかもしれません。例えば、国が先々つぶれるかとか何とかという仮の話はできないかもしれませんが、今市長が一言で本市の財政状況はどうかということをおっしゃるとすれば、どのような状況でしょう。

○市長（宮路高光君）

この指針というのが財政力という部分がご

ざいますけど。指数の中で。私どもは今0.4という指数でございます。この0.4という指数の中におきまして、本当は1というのが一番この財政的に強い、1以上あるところが強いわけでございますけど。やはり運用の中におきまして0.4でありますけど、さっきも申し上げましたように、歳入と歳出これに見合った運営をしていけば、今の中におきまして私は十分な健全といたしますか、まだ本当にこの税収にしてもいろんな歳入の確保がまだ多くできればよろしいわけでございますけど、最小限の財政の運営というのがやっているとこのふうには思っております。

○16番（池満 渉君）

何とか今やっていけるというふうな答弁でございしますが、もちろん余りにも不安をあおるようなことはもちろん国もそうですし、なかなかやれないというのはわかっておりますが、市長初め我々議員もそうですが、やっぱり気持ちの中で非常に厳しいんだということを心の中に持つとかなないとけないというふうに思います。私は非常にやっぱり厳しいだろうと。しかも、先々の状況を考えればなお厳しいだろうというのは思います。当然厳しいからこのアクションプランというのを策定をしてきて今遂行をしているわけでありましたが、事業評価いわゆる仕事に無駄がないのかというようなことについて答弁もいただきましたけれども、私は一概に無駄という言い方は適切でないということもわかっております。といいますのは、職員の方々は少しでも市民のためにとということでやっておられるわけですが、そのときにどうしても仕事の範囲が、本来行政がやらなければならないところをやっば超えてしまうというような、何とかしなければという思いからという部分も当然あるだろうと思います。もちろん私たち議員の要望などもあって、職員として断れない、やらないかんというところもあると思いますが、そ

ういった事業の範囲をしっかりとびしっと決めていく、それが事業評価だろうと思います。もちろん無駄なこと以外に、これからまだまだ行政がやらなければならないこと、まだ逆にあると思いますが、この評価いわゆるどんなことがこれからは市の行政として少し力を省いていこう、あるいはこんなことをやっていかないといけないといったような既存の事業と今後も含めてでしょうが、既存の事業の評価、国でいう仕分けですね。そこ辺についてはどの部署がだれがどのような基準でやっているんでしょうか、現在、今アクションプランで取り組んでいる事業評価についてはだれがどのような基準でやっているのかをお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、総務課のほうでやっております。

今、おっしゃいましたとおり、この事業仕分け、事業の評価、大変これは難しい部分があるかというふうに思っております。

特に、市民の皆様方に出しております補助金とか、またそれぞれの公共事業におきます優先順位といいますか、こういうものも大変難しい部分があるかというふうには思っております。

基本的に、私どもが今市として目指しているのは、市民の皆様方とどう共生・協働できているのか。そういう補助金にいたしましても、また地域の地域づくりにいたしましても、やはり行政とその地域の皆様方が知恵と汗をどう出して1つの生活関連基幹整備といいますか、そういう整備ができるのか。ここあたりがやはり一番大きなポイントであろうかというふうに考えておきまして、今後におきましても基本的には共生・協働というのを、余り市民の皆様方にもご負担をかけることもできないし、また私どものほうもやり過ぎてはまたどうかと。

ここらあたりの基準の選定というのを今からまだ十分、いろんなことを参考にしながら、また基準の選定というのもやっていかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

仮に私がその事業仕分け評価をやるとしたら、やっぱりやりたくない部分ですよ。市長がおっしゃるように、どこをどう削るか、だれに無理を言うかというのは一番やりたくない仕事ですが、その基準というものをしっかりと持ちながら仕事をしていただきたいと思います。

そして今、おっしゃったように当然の動きとして、共生・協働の動きが出てきているわけでありまして。

少なく職員がなくなってまいりましたので、なぜ少なくなったかというのは先ほど重なる仕事があるんじゃないかとか、本庁・支所ということなどもやってきたということでありまして、今言いました伊集院以外の3つの支所地域が職員の数が減って、どうもやっぱり疲弊しているという市民の声あります。職員が多いから少ないから、その地域が元気になるとか何とかということはまだ別かもしれませんが、確かにございます。

今、市長は3地域の振興に向けても頑張りたいということをおっしゃいましたけれども、その方策として具体的に何か今お考えですか。

○市長（宮路高光君）

職員の数からいきますと、それぞれの庁舎を見まして、大変空きスペースといいますか、そういうものもいっぱいあるのも事実でございます。

その中で、さっきもちょっと言いましたように、私は今、共生・協働の中で支所もあるわけなんですけど、やはり地区館という活用をどうしていくのか。きのうも、館長さんと指導員の皆様方と話をさせていただきました。

これにつきましては、それぞれの地域、小

学校区ごとでございますので、本所だけ伊集院地区だけ多いわけじゃなく、ほかの地域にも同じようにそれぞれの旧校区ごとに設置をしております。

これはやはり体制的なものも、いろいろなものも地域づくり基金にいたしましても同じような形の中でやっておるし、しいて言えばほかの周辺部のほうが多かろうという部分も考えております。

そのようにして、手厚くできるところについては手厚くした中におきまして、やはり私どももそこあたりも十分配慮した中で進めていかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

地区館がそれぞれありますし、地区館よりもまた、それを組織するそれぞれの自治会があります。一つ一つが活力をつけて、下からボトムアップしていくということが本来の姿だろうと思います。今、地域づくり課もできましたので、そこ辺を期待をしていきたいと思っております。

さて、職員が減少になるという話をしましたけれども、少なくなっていった中で、このアクションプランの中では、それに対応する方法としてグループ制の検討をするというふうになっておりますが、そのグループ制の検討の結果といいますか、今の検討状況というのはいかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、平成18年には50課ございましたのが、今、36課に縮小させていただきました。

また、昨年からその前もなんですけど、グループ制という問題なのか、いろいろと係ごとに大変たくさん多くの係長といいますか、グループ長というのがおりましたけど、このグループ長の統合もさせていただきました。

やはり特に支所に行きますと、1人1役と

いうことになりますと、どうしても休むこともできない。急用があつて席を外す、そういうことがございますので、今後におきましても、特に支所におきましては係をまたがった形の中で進める、これがグループ制かというふうに思っておりますけど、名称的にはグループということじゃないけど、また係の統廃合というのをやはりきちっとまだ今からもちょっとすべきで、やはりみんなでお互いに仕事の責任を持っていける形をし、本庁におきましては専門的なもの、そこあたりが大変支所と本所におきます役割分担、こういうものもきちっとしていくべきであろうかというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

私は、今、グループ制の話が出ましたけれども、このグループ制の定義というのは、市長がおっしゃったようにその課の仕事だけをするんじゃないで、少なくなった職員の中ではお互いに手のすいた者が助け合つて、専門的でないかもしれないけれども、フォローしていくというふうに理解をしています。そのとおりですよ。

まあ、課は減らしてきた、支所、本庁の整理はしてきたということでグループ制に向けてということですけども、先般、未執行の問題がございました。それから、アスベストの問題もございました。個々の問題について詳しくは触れませんが、明らかにこの2つのことを考えると、グループ制と言いながら私は職員間の連携というのがとれてなかったんじゃないかと。お互いに補完をするそういう気がいたします。

そして、もう1つは職員同士の責任の所在が不明確だったと。だれかがやるだろう見たいな、そういった部分があったんじゃないかというふうに思います。職員の削減をして、課の統廃合をして課も減らしてきたけれども、実は肝心の部分で抜けていたというふうに思

われても仕方ないと思いますけれども、市長今検討をしている、今そういうことをやってきているということをおっしゃいましたけれども、実際にはなかなかグループ制ということ自体は成果が見えてないと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

課も係も統合したりしてまいったわけでございますけど、基本的にはこの削減といえますか、職員を削減をするにはこういうことも手段の1つであろうかというふうに思っております。

今、ご指摘がございました、未執行、またアスベスト、このことにつきましてやはり連携、連帯、こういうものが欠けておったというのも事実でございます。ここあたりも、人が少なくなったからということじゃなく、これは多かれ少なかれ、そういう職員の意識、またはそれぞれの所属する連帯感、またそういうものの重さということを含めて、私どもも真摯に反省していかねばならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

終わったことをあげつらう気持はございませんけれども、本市は平成20年に職員に向けて人材育成基本方針をおつくりになりました。そこに、最初のページに依存型の職員から自立型の職員に脱皮するんだというふうに、その目指す方向が書かれております。職員一人一人の資質を高めて精鋭化していくと。

さらにその精鋭化をしていくけれども、同じように職員が減ったわけですので、さっき言いましたグループ制をしっかりとやっていくことが重要だと思います。そういう意味では、改めてこの職員の人材育成基本方針というものを含めて、真剣に練り直す。検討をする必要があると思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

職員の自立ということ、1つの内部の中ではまちづくり研究会というのもつくらせておりまして、今おっしゃったとおりこれが十分であるかということは私どももさっき言いましたように反省していかねばならない。さっきも言いましたように、今までの行政の中の職員の中でも依存型、依存型というのは国・県、そういう1つのルールにのっとって私どもはやっていけばよかった。もうこれが今までの1つの公務員の在り方であったかというふうに思っております。

自立型というのは、やはり自分たちから提案、立案して、これを国・県のほうにこういう方策、あるという、こういう自立していく、こういう職員像でなければならないのかなと考えております。

ここあたりに、今ご指摘ございましたいろいろなことがございましたので、私どもも反省すべきことは反省し、また職員ともどもやはり基本的には職員一人一人が自立していかねばならない。1人に頼っているわけじゃなく、自分たちがそれぞれ勉強しながらいろんな対応ができていく。そういう職員を数多く育てていかねばならない。それが私どもの義務であると、私の義務であろうかと思っておりますので、今からの中に5年間した中と、また今後の5年間、そこあたりの見直しも十分やっていかねばならないというふうに思っています。

○16番（池満 渉君）

交付税が削減をされるという話もありましたけれども、それよりも一括交付金化をされたときに、これまでのように国あるいは県が補助金としていろんな事業につけるということじゃなくて、これだけやりますからあなたたちの考えでまちをつくってくださいというふうにかわってくるわけですので、そのような制度になったときも非常に職員の自立型というのは大事だと思います。ぜひ力を

入れていただきたい。

さて、予算全体を200億円に近づけるといことで、縮減を21、22は地デジあるいは景気対策ということでありましたけれども、する中ではどうしても投資的な経費を削減をしがちであります。せざるを得ない。それで直接影響を受けるのが、公共工事ですよ。

予算が削減されてきて、その結果、それが減るとい、業者が方々にも大変なしわ寄せが来るというのは、これは私は仕方ないと。拒むわけでありませし、業者の皆さんも何も公共工事だけをやらずに民間工事にも仕事をしてくださいと、業態の転換もしてくださいということのみずからの努力を促すべきだと思います。

一概に、行政の責任だけでもないというふうに思いますが、しかしながら、どうもやっぱり業界の淘汰、業者の淘汰は当然進んでいくだろうと思います。

予算が少ないからこそ、プランにあるように安くて優れた品質の公共物をつくってもらわなければならない。そのためにはどうすればいいかというのがこのプランの趣旨だろうと思います、公共工事に対してですね。

このアクションプランの中で、公共工事部門について平成18年度に工事成績の評定をつけるということを導入しておりますが、これはどのような内容なんでしょうか。工事成績の評定をつけるという、そのことについて説明していただきたい。お願いいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

工事成績の評定のことにつきましては、工事執行課がそれぞれ主管しております、土木であれば土木の建設課が執行したものであれば、それ以外の農林水産課の技師が評価すると、評価の項目につきましては一定の基準がございますので、それに基づいてそれぞれ評価をしております。

今は、それを情報を蓄積している段階でございます。今後、内容を分析しながら活用していくことになることになると思います。

○16番（池満 渉君）

いわゆるやってもらった工事の1つ1つの現場について、でき具合とか、いろんなことについて点数をつけるという言い方で理解でいいんですかね。そのことについては、まだ公表するとか何とかじゃなくて、情報として蓄積をしているということですよ。わかりました。

さきの市民病院の解体工事がありました。この工事を解体するための設計、解体設計を業者に委託をいたしました。このときに、アスベストの有無が結局そのときには確認できなかったわけですよ。

で、その市民病院の解体設計を落札、仕事を請け負った業者について、ペナルティも今後考えていたというような話をちょっと耳にしました。

つまり、ペナルティというのは次回の指名には入れないようにしたらどうかということを考えているという意味だと思うんですが、しかし、実際は市民病院の解体の後に、今江口浜荘の解体工事がありますが、その解体設計が発注をされました。この解体設計をする業者の中に、市民病院の解体設計をした業者がアスベストの発見もできなかったけれども、やっぱり指名をされているんです。

これは、もちろん江口浜荘の解体、その仕事はほかの業者が落札をして、仕事が始まったわけでありましてけれども、設計業者としてその人の仕事で、例えば言われたアスベストの有無というものを見逃したということは、私は工事評定、工事成績の評定、さっき言いました、そういった意味からいけば仕事としては余り点数はよくなかったというふうに見えていいんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがですか。考え方として。

○財政管財課長（富迫克彦君）

先ほどご説明しました工事に関する評定につきましてでございますが、あくまではこれは工事に関してでございます、委託の業務には適用されておられません。

今ご指摘ございました市民病院のアスベストの問題で、請け負った業者側の瑕疵については、いろんな法律、市の指名停止の要綱等も加味しながら、いろいろ検討している最中でございます、その結果、江口浜荘の解体の指名に入ったということでちょっとタイミング的にまずい部分がございますけれども、それらについては今回の江口浜荘の件と含めて、再度、内部で検討させていただきたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

この件については、十分研究もしていただきたいとお願いをいたします。

さて、今、委託業、委託の仕事は入らないとおっしゃいましたけれども、実際に土木建築などを市内の業者などでやっても、工事成績の結果などは次の指名に加味されていないというような話もあります。

私は、この話をちょっと聞こうと思いましたが、先ほど課長のほうからまだその情報は公表もしてないし活用もしていない。情報として蓄積してるということでございますから、当然そのことを何かに活用するという事はないわけでしょうから、もし今言った解体の設計などについてもまずかった、点数が低かったところが次の指名などにも入ることになれば、どうしてもいい仕事をしていただかないといけないという趣旨からは外れるというふうに思います。

ですから、課長のほうから今、今後どのようにするかという、工事成績の評定については話がありましたので、安かろう悪かろうということじゃなくて、少ない予算ですから、そういったような成績の結果を十分重視して、

指名の段階からやっぱり加味して、業者を決めていくということが大事だろうと思います。

それはなぜかといいますと、予算が少なくなって、業者も仕事もない。そして、もちろんたたき合いが出てきたりとか何とかという粗悪工事を防止するためもそうですが、仕事がなく自分たちが苦しいのは行政が仕事を出さないからだというような少し違った見方、財政が厳しい中でもありますので、そこ辺を回避するためには、本当に業者の皆さんにも納得してもらって、あなたのところが仕事をとれないのはいい工事ができなかった結果でありますよというような、みんなが公平に納得して、仕事をやれるような雰囲気をつくっていただきたい。それがこのアクションプランの目的だと思います。ぜひ、これ指名の段階で反映できるような方策をぜひまた考えていただきたいと思います。

さて、歳入確保の件です。非常に厳しい日置市の税収も市長がおっしゃいましたように伸びません。だからこそ、8億円を超える滞納を、これまでの滞納等を含めて今後もなるたけ出ないようにということで滞納整理課もできたわけであります。

滞納額はおよそ8億6,000万円、税金がそのうち7億円、奨学資金の貸し付けなどが1億6,000万円ほどあります。

先般、市長も行かれたと思いますが、我々議員全員も金美齢さんの講演がありました。非常に疲弊して元気がない日本の再生のためには何がいいかという話でしたけれども、メイドインジャパンの心を大事にしろと。もちろん物をつくるということじゃなくても、精神的に日本人が本来持っていた公共心とか、倫理観とか、そういったものをもう1回呼び起すことが日本の再生になるという話でしたけれども、この滞納整理課の使命は回収率のアップ、もちろん少しでも回収するという事は当然ですけれども、私は納税は公のため

に個人がする義務なんだということをしっかり市民に意識づけることが第1だろうと思います。

監査委員の今回の決算の意見書の結びにも、担当課それぞれ税務課じゃなくて、それぞれの担当課が使用料とかいろんなものがございしますが、意識をしっかりとこえらるること。そして、厳しい中にも血の通った行政をやしてほしい。本当に税金を納められない人にはそれなりのまた対応をしてほしいというふうに書いてありましたので、しっかりとそのことを頭に入れて頑張してほしいと思います。

1つだけ、未利用地の処分の問題が市長からありました。市の財産という中で、法定外公共物、いわゆる赤線・青線というのがありますが、その管理について実態の把握などどのような形でなされているのか、お伺いをいたします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまご質問の赤線・青線、いわゆる里道の関係でございます。国のほうから移管を受けまして、ただいま市のほうで財政管財課のほうで管理をしているところでございます。

○16番（池満 渉君）

この、もう市の財産ですよ、ですよ。これを、例えば売ってくれとか、何とかといったときには売れるわけですので、それが当然市の収入になります。

公共的な機能を失ったもの、例えば赤線でも道路でももう本当にだれも通らないとか、利用しないとか、全く影響がないというのであって、購入したいという希望があればそれなりに分けてあげていいわけですよ、市の収入になりますよね。

ところが、住民から、職員の方々が日置市内すべての赤線・青線の管理をするのは非常に難しいわけですが、うちの近くの何とかさんのうちはすぐ隣の赤線に入り込んでいるんじゃないかと、それも石垣を積んでもう自分

のもののようにしてるが、どうするんだという問い合わせがあったりした場合は、どのような対応をされているんですか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

そういう問題が発生した場合に、隣の地権者の方、また土木の技師等も一緒になって現場の確認をいたします。

その上で、これまでの経緯等も確認しながら、どういう形で、もう仮に構築物とあればそれを撤去するというのはなかなか難しい面もあるかと思っておりますので、現場に即した形でどういう形で対応できるのか、それぞれ協議をさせていただいているところでございます。

○16番（池満 渉君）

もちろん、物をつくるとか何とかということじゃなくて、ただ車を置くとか何とかいうことでの利用は構わないわけですが、構築物をつくったとか、もしかして家をつくったとか、そのようなことがあった場合にですが、その対応をそれぞれしているということですが、対応の仕方で二、三、これまでの例を挙げただけじゃありませんか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

具体的には、その入り込んだ土地を確定した上で、そこに家なり構築物をつくられた方に買い取っていただくとか、場合によっては地権者の方との交換で対応ができる場合もあるかと思っておりますので、そういった事例があればそういう形で対応させていただいているところでございます。

○16番（池満 渉君）

しっかりと境界の確定をしないとイケませんので、測量をしたり、そこ辺の費用のほうは逆に高くつくと、費用対効果を考えればといった場合もあると思います。

もう、ほんの少しの土地が多いわけですので、しかしながら、やっぱり公の土地、公の財産というものを個人にしたら測量費が

高くても何とかやっぱりやらなければいけないと思います。

本当は、その収入のほうが多くなければならないわけではありますが、実際はなかなか手間のほうが高くつくもんだから、積極的にいけないと、いかないという実態もあるんじゃないかと思います。

しかしながら、やっぱり申し出があったところに確認をして、それなりの対応をやっていただきたいと、これは望んでおきます。しっかり望んでおきます。

さて、締め括りの質問といたしますけれども、予算規模が200億円、予算規模の話です。そして、同じく借金に対する考え方、この2つについてですが、予算規模は昨年、先ほども言いましたけれども、ことし、昨年、少しふえました。大体その規模に向けていきそうですし、やりやすい部分もありますよね。削減をしたりとかという部分、1つ借金のほうなんですけど、私は一概にすべての借金が悪いとは思っておりません。負担の平等なリスクの負担というんでしょうか、将来にわたってこの道路もまだいろんな人たちが使うから、当然今払わなくても繰り延べて払うというその思いは意味はよくわかります。

しかし、やっぱり借金というのは私たち家庭もそうですけれども、少ないに越したことはないわけですよ。

市長、そこで年次的に借り入れよりも返済のほうを多くしていきたいということおっしゃいました。財政計画なんかにも少しずつ書いてありますけれども、私は例えば平成30年には今の320、一般でいやそれぐらい合わせれば380、債務負担行為とかいろんなものもありますけれども、目に見える形のを期限を切って、例えば平成30年には200億円を切る債務残高にするんだというぐらいの目標を、まず期限を切って立てて、それに向かつての計画を立てていくといった

ほうがやりやすいんじゃないかと思います。

もちろん、突発的にいろんなこともありますし、事業もありますから、しかしながら、目標は目標として立てておくと、期限を切つてですね。そのようなふうに思いますが、いかがでしょうか。このアクションプラン全体についても、進捗状況についていつごろどうというんじゃないかと、いつまでにはこれをやるというような期限を切った表現を計画を立てて、そのことをまた成果も含めて市民の方々にわかりやすく報告をするといったことが大切だと思いますが、最後に市長の今後の取り組みの決意をお伺いをして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、10年後にこれぐらいの額にすると、そういう大まかな予測と申しますか、その目的に沿って進んでいくことは大事なことであるというふうには認識しております。

今、一番私どもも危惧しているのは、私ども、地方におきます交付税と臨時財政対策債というのが申します。基本的に、国として臨時財政対策債をまた今後も発行していくのかどうか。私ども、これは基本的にここの部分がある程度予測もついてこなければわからない。

特に、昨年とことしと22年と23年度の予算編成、これがどう位置づけてくるのか、皆さん方々は3年、5年という計画書きちつとつくってくれということは十分わかります。特に、今こういう過渡期中で23年度の国の基本的な地方財政計画に基づいた基本的なものがわかればできますけど、今までの10年間とこの5年間の間に本当にいろんな一括交付金を含め、制度設計が物すごくかわってくるというふうに思っております。

ここらあたりもどうしても注視していきながら、さっき申し上げましたこの目標、後

10年後にはこれだけ減るんだという、減らすんだという、こういう意気込みの目標はよろしゅうございますけど、どうしてもここあたりが、私ども自治体の中におきましてはどうしても国の中で左右をされてしまうのが、もう自分たちの市の財政の中ではできないというのも十分わかっておりますので、ここあたりも十分いろいろと情報を得ながら、皆様方には随時、そのときに起きる財政状況というのがお示しをしていくし、また市民の皆様方にもそういう状況のご説明というようことはやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ここでしばらく休憩いたします。

次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美君登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私を議会に送り出してくださった方々の期待にこたえ、また私に寄せられた声を市政に届け、その願いを実現するために一般質問を行います。

まず初めに、国民健康保険税についてです。

国民健康保険法は、その第1条で「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」と定めています。

しかし、今、「社会保障及び国民健康保険

の向上に寄与する」と明記した国民の命を健康を守るための制度がその目的を果たせないばかりか、その目的に逆行する事態を生み出しているのです。

国保の加入者は、公的医療保険の中で最も所得が低いにもかかわらず最も高い保険料を課せられています。中小企業が入る業界健保や大企業の組合健保、公務員などの共済組合などと比較して2倍、3倍といった保険料を納めています。

繰り返し申し上げておりますが、1980年代以降、現在に至るまで国保の国庫負担率が減少していることが主な原因です。以前は50%あったのに、現在では24%ほどにまで落ち込んでいます。国の負担をもとの50%に戻させることがどうしても必要です。

さて、日置市でも国保税の重過ぎる負担を何とか軽くしてほしいという切実な声が私のところにはたくさん寄せられています。国保税を今のところは払っている人の中にも、次もちゃんと払えるかどうか自信がないとおっしゃる方もあります。

ことしから国保になり、初めて届いた国保税の額が高くてびっくりしたと、つい先日も声をかけられました。いつも山口さんが国保が高いと言っていたけど、本当に高いですねと。払わないといけないものは払わんといかんけど、大変だと言っておられました。

また、国保税を払うのにお金をかき集めてやっと納めて、後は食費などを切り詰めて生活する。その繰り返しで、何のための国保かねと。貧乏なのに国保税のおかげ余計貧乏になって、病院にも行けません。子供にも病気をするなよ。怪我なんかするんじゃないよと言いつつ聞いていますとおっしゃる方もあります。

また、最近、50代の男性の方でしたが、保険証はまだあるけど、お金がなくて病院に行けない。血圧が上がって、病院に行きたい

のにお金がない。家賃も何カ月分もたまって
いる。失業中で仕事を探しているけれども、
仕事はまだ決まらなくてと相談がありました。

このように、保険証があっても病院になか
なか行けない例や病院に行く回数を減らした
り、治療を中断したり、病院に行くのを先延
ばしにしたり、市民の切ない声、声にならな
い声、たくさん私のところには寄せられてい
ます。

市民の皆さんのこんな声が市長には届いて
いますか。高過ぎる国保税が市民を苦しめて
います。引き下げてほしいという声は切実で
す。この声に何としてもこたえるべきではあ
りませんか。お答えください。

次に、国保の資産割についてですが、日置
市の国保は所得割と資産割、均等割、平等割
が合算される仕組みになっています。資産割
は、鹿児島県内の市の中で日置市が一番高い
ようです。資産割を取り入れていない自治体
があります。鹿児島市、霧島市、奄美市など
ですが、このように資産割ゼロの自治体があ
る中で日置市は43%と一番高い資産割の税
率になっています。

比べてみてください。薩摩川内市は20%、
枕崎は15.9%、いちき串木野市は
23.5%、出水市15%、南さつま市
24%となっています。日置市の次に高いの
は鹿屋市で31%です。日置市の43%はこ
のままでいいと思われませんか。資産割は固定
資産税の二重どりではないかという市民の声
があるように、納得がいかないという声が多
数です。検討すべきではないでしょうか。市
長、お答えください。

次に、国保の3点目の質問は、市役所の担
当の窓口にとめ置かれて当人に渡っていない
短期保険証の今後の対策や、滞納者との接触
の機会をつくり相談にのるなどの業務はどう
なっているのか伺います。

ついでに、現在の滞納状況や短期保険証や

資格証の発行状況についてもご説明いただ
ければと思います。

国保については以上です。

次に、子供医療費無料化の拡充について伺
います。やっと、ことしの4月から小学校入
学前までの医療費が無料になり、大変喜ばれ
ています。が、しかし全国を見れば進んだと
ころでは高校卒業まで無料という自治体があ
るようです。

鹿児島県内では薩摩川内市はことし4月か
ら、出水市では10月からが中学校卒業まで
無料、さつま町が中学校卒業まで入院費が無
料になりました。垂水市は中学校卒業までの
助成制度ですね、自己負担が3,000円で、
それ以上払った分が後で返ってくる償還払い
される助成制度となっております。

ほかにも南九州市は9歳までが無料となっ
ています。子育て支援策として市民の一番の
願いは子供が病気のお金のお金の心配をせず
に病院に連れていけるようにしてほしい。医
者にかかれるようにしてほしいということです。

子育て中の若いお父さん、お母さんたちを
助け、子供たちの命や健康を守るために、そ
して子供を産み育てやすい日置市の実現のた
めに、子供医療費無料化のさらなる拡充を求
めます。市長の考えをお伺いいたします。

次に、3点目の質問は、地域経済活性化の
ための雇用を守るルールづくりについてです。

以前、昨年12月議会でこの公契約条例
のことで取り上げました。市の発注する公共
事業や公共サービスについて、発注する自治
体と受託する事業者との間で結ばれる公契約
の中に労働条件を確保する条項を定めること
でございます。

特に、発注者、自治体の制裁措置をもって
労働条件の確保を担保させようとするもの
です。この制度が実現すれば、公共事業のも
とで働く人たちの暮らしを支える自治体本来の

役目を果たすことができます。

さらに、生活できる賃金が保障されることによって、深刻な不況にあえぐ地域の経済を元気づけること間違いありません。

この公契約条例について市長は今のところ考えていないと12月議会では答えておりましたが、今回はいかがでしょうか。

税金で行われる工事や事業が景気対策として本当に役立っているのかどうか、ということはとても大切なことです。そのための公契約条例でもあるわけです。

最近の公共工事の入札価格を見ますと、予定価格の90%台、80%台が多いのですが、70%台というのもふえてきています。ひどいものは50%台、40%台のものがあります。

安値競争、価格引き下げ競争が激化し、ダンピング入札、採算割れ入札までされるようになっていきます。その結果、働く人の賃金に一番にしわ寄せが行くわけです。まともな暮らしはおろか、命も守れません。こんなことが公共の事業で繰り返されていたら、景気がよくなるはずもありません。結局は、民間の賃金の足も引っ張っているわけです。

また、公共事業や委託サービス価格は安ければ安いほどいいという風潮も工事価格を引き下げる要因となっています。

このような矛盾が拡大する中で、公契約条例が必要だとの国民的認識は高まっているのです。日置市でも公契約条例をつくるべきと考えますが、市長はどうお考えか伺います。

一番最後の質問は、「雇用は正社員が当たり前のまちづくり」を進めるべきではないのですかというのですが、3月議会でも市の公共施設で働く非正規職員の処遇改善策を伺いました。

市長は、検討させていただきたいと思っておりますと答えておりましたが、検討していただけたでしょうか。今、市内の地域

経済は行き詰まり、当然、市の財政にもはつきりあらわれているわけです。

21年度決算の市税を見てもみますと、前年度より2億3,900万円の減額となっています。8月末の南日本新聞の世論調査では、景気雇用対策の要望が1位で51.9%でした。地域経済も地方財政も、元気を取り戻すため雇用は正社員が当たり前というルールづくりをきちんと位置づけて、市でもやっていくことが必要ではないでしょうか。

今、パートやアルバイト、派遣といった不安定な雇用、非正規、臨時、嘱託、期限付きとかいういろんな呼び方がありますが、非正規の雇用がどんどん広がっています。自治体の中でも非正規雇用が広がっていますが、これは地方公務員法に照らしてみてもおかしいといわなければなりません。

地方公務員法は恒常的な業務は正規職員が負うことを基本的前提とし、臨時の職や非専務職について限定的に臨時職員や非常勤、嘱託職員を任用するとしています。本来正規職員を任用すべき本格的、恒常的職に臨時、非常勤、嘱託職員などを任用するということは、地方公務員法から逸脱したものと言わなければなりません。市長の賢明な答弁を期待し、以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国民健康保険税について、その1でございます。医療費の支払いが困難というようなご相談は市役所にも寄せられておりますが、特に経済的な理由等により病院に行かなければならないというような方につきましては、福祉課と連携をとりながら、生活保護等の相談も受けさせていただいております。

昨年度、医療費に関する生活保護の相談がありましたのが27件ございました。その中で18件が生活保護を申請され、うち13件が保護の開始を受けております。国民健康保

険の財政につきましては国や県の補助金と国民健康保険税で構成されていますが、国保税につきましては世帯の所得状況に応じて軽減する制度がございます。

また、本年4月から、非自発的失業者、離職者の方への軽減策も講じているところでございます。このようなことから国保税の引き上げとなりますと、新たな財源の確保が必要となりますが、一般会計からの繰り入れ等は国保加入者以外の方にも負担を強いることになり、制度化されたものに限定されているところでございます。

また、国民健康保険保険給付等準備基金は平成21年度決算で3億4,915万円となっていますが、このたびの補正予算にございますように、補正後の基金繰入金を2億8,290万円計上しており、予算執行した場合の基金残高は6,625万円と大変厳しい状況になりますので、今は国保税を引き下げる時期でないことをご理解していただきたいと思っております。

2番目でございます。国民健康保険税は3通り、3つの通りの算定方法があります。その中で本市におきましては所得割、資産割、均等割、平等割からなる方式を採用しております。所得層が低い本市のような農村漁村部においては、安定的な国保事業を維持していくためには資産割額は応能原則における所得割額を補完する役割として設けられております。資産割額の税率を含めた国保税率につきましては、今後医療費の伸び、県下の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

3番目でございます。短期保険証は納税を促すための窓口交付が原則であります。交付につきましては、滞納者との接触の機会としてとらえ、分納誓約書の提出をしていただくなど、国保税の納税相談、指導を積極的に行うことで保険税の納付を促進しております。

また、分納誓約締結後において分納誓約が守られない人へは分納不履行通知により連絡しており、特別な事情等がある場合や納付計画を見直したい場合についても随時相談を行っております。

2番目の子ども医療費無料化の拡充についてというご質問でございます。

子育て世代におきまして、中学生までの無料化は、経済的、心理的な両面で大きな支援となりますが、任意のワクチン接種など子育て支援に対する要望が増す中で、同じ取り組みをするには財源確保が課題となっております。本市においては、本年度から小学校就学前までの無料化を実施いたしましたので、その経過を見守りたいと思っております。

3番目でございます。3番目の地域経済活性化のための雇用を守るルールについて、その1でございます。

昨年の12月議会でもご質問をいただいた公契約条例の制定について再質問でございますが、その後の検討状況といたしましては、国の法制化の検討状況を注視するとともに、全国の自治体の情報も集めながら取り組んでおるところでございます。

特に、この企業の皆様方ともこのことに若干お話をした部分がございますけど、企業におきましても民間企業を申ししているところもたくさんございまして、公的なこの公共事業だけでしてるわけでないと。そういう中でやはり不平等さとかいろんな問題があるから、大変企業の方々にとってこの公契約条例を制定するのはちょっと望ましくないという、そういうご意見もいただいております。雇用者の面からすれば、大分そういう部分はわかるわけがございますけど、企業の皆様方も公共事業だけでなく、民間の事業もしておると、そういう実態もございますので、今のところ市といたしまして、このことについて制定をするという考え方は持っておりません。

2番目のことでございますけど、現下の雇用情勢につきましては7月の有効求人倍率が全国が0.53、鹿児島労働局管内で0.43、伊集院公共職業安定所管内で0.45と、依然として厳しい状況でございます。このような中、公共職業安定所における雇用対策の基本的な考えといたしましても、求人の総量を確保してまずは雇用の場を確保することを最優先とし、次の段階で正規社員の雇用や非正規社員から正規社員の切りかえが進むよう、各企業に対する要請が行われているところでございます。

このような取り組みの結果、伊集院公共職業安定所におきましても、本年4月から7月までの4カ月間で管内の正規社員の雇用枠の目標設定470人に対して520名の実績があり、一定の成果が上がったと考えております。

今、私ども市におきます非正規の方でございますけど、やはり職員の適性化の中におきましても大変この非正規の方を正職員にするというのは大変今のところ私ども市役所内の中でも大変難しいということで、前の16番議員の中でお話申し上げましたとおり、今からも削減をしていかなきゃならない。それで正職員をふやすということについては大変予算的な、また人件比率の問題を考えると、そのようにご理解をしてほしいと思っております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

国保の自治体で独自に減免制度をつくっているところもあるようです。私もどこというふうには言えないんですが、ぜひ日置市でも研究していただきたいんですが、平等割をですね、人头割をですね、18歳未満の子供がいる場合は半額に減免すること、こういうことを実施している自治体があるんですが、このようにやはり家族が多いところ、教育費にや

はり子供がいれば教育費にかなりな負担がかかったりするわけですが、そういう家庭の負担を軽くするために、具体的にその人头割を18歳未満の子供がいるところに半額にしているというような、こういうことぐらいただたら日置市でもやれるんじゃないかなと私は思うのですが、市長いかがですか。

○市長（宮路高光君）

子供の関係の中におきます減免制度、施策ということでございますけど、本市におきます全体的な減免におきましては、所得によりまして2割・5割・7割、そういう軽減措置が所得によってございます。これを基本的に子供のいるところにした場合、まただれかがこの分を賄っていかなきゃならない、そういうことも言えるというふうに思っております。何しろさっき申し上げましたとおり、この国保の会計上の中におきまして、もう基金が6,600万円しかない、ひょっとしたら値上げをしていかなきゃならない、そういう部分の状況であるということはあるのかなと思っております。特に私どももこの医療費の高騰ということで、県下の市町村の中におきましても大変上位に累積している、位置づけてる市でございまして、どうしても全体的に医療費の全体を少なくしていく方向ということも大事であろうかというふうに思っております。今ご指摘のような子供の中におきまして、今特に子ども手当という中におきまして、いらっしゃる中においては1万3,000円、2万6,000円と、そういう論議が国のいろんな一般の中でもいただいております、今後やはりこういう小学校の医療の無料化とか、こういうものにいろいろと手当をやっていったほうがいいのかと思っております。さっき議員がおっしゃいましたように、国のやはりこの割合というのを基本的にここを上げていかなければ、やはりこの減量ということに負担が出てくるということでございます。今後私ど

もはやはり国の補助率の枠というのを上げていく、このことが一番大きな要因であろうかというふうに考えております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

ここで市民の痛みをわかっていただくために、市長が今公務員共済で健康保険払ってらっしゃると思うんですが、その金額がお幾らなのかお聞きしたいと思います。それで、市長がもし国保だったら最高限度額になると思うんですが、最高限度額は幾らなのか、その両方ぜひお答えいただきたいと。

○市長（宮路高光君）

制度的に国保と共済組合の制度上が違うということも、ここからちょっとご理解してほしいと思っております。

共済組合におきましては事業者と本人がある程度折半という考え方でございます。

国保の場合は、国、県、市町村、また国保で、そういう部分になっている。こういう制度上があるということをお前提にした中において、市長が幾ら払っているかということでございますけど、私のほうについては自己負担というのが57万4,000円、事業所、市の中におきますのは62万4,000円という割合になっております。これを国保に換算した場合におきまして、基本的に医療費、後期高齢者介護保険を含めて71万8,200円となります。

以上です。

○2番（山口初美さん）

国保の場合は最高限度額が決まっております、それほど市長がもし国保になってもそう大変じゃないのかなというふうなことはよくわかりましたけれども。市民は本当に大変なわけです。低所得者が本当にやっぱり国保を払うのが大変だということが私のほうではそういう声が本当に寄せられているわけなんですけれども。

先ほど滞納されている方に対して、こういう言葉が出てきたので私大変ちょっと気になったんですけど。指導とかそれから相談に乗っているというようなことですが、分納相談などには窓口に来てもらうということでおっしゃってるわけなんですけど、ここで川崎市……。

ちょっと質問変えます。滞納をしている方について、やっぱり市にとっては滞納者というのは困った人なのかなというふうに印象がきたわけですね。先ほどの答弁で。困った人というのは困っている人なんだと言われているのご存じでしょうか。ぜひ困ったときには市役所に相談に来てくださいと。なかなか来れない方にはこちらから連絡がなかなか電話を入れても連絡がとれないとか、そういう例がたくさんあるようにお伺いしましたけれども、そういう方たちに丁寧に会う努力を積み重ねていって、本当に相手が心を開いて相談をしてみようと思うような、そういう信頼関係をつくる。そういう大変な努力をして、その相手が抱えている問題を解決していく、そういう相談に乗るといって、そういうような方法をとって資格証の発行をゼロにしている自治体があるということを紹介したいと思います。さいたま市なんですけれども。本当に相談に来ないからと、連絡がとれないからと、悪質だというふうに決めつけるのではなくて、本当にこちらから相談に乗りますよと歩み寄っていくとか、そういうことが本当に今求められているのではないかなというふうに考えるんですが、この点市長はどのように受けとめられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、この指導という言葉が不適切だったらちょっとここあたりは変えていきたいと思っております。基本的にはやはりこういう納税相談というのは、窓口に来ていただける方、またいろんな事情で

来れない方、これはさまざまであろうかというふうには思っております。来れない方につきましては私ども職員のほうがそちらのほうにお伺いさしていただき、いろいろとお話を賜ることは今もしております。今後におきましてそういう急に離職したとか、いろんな諸状況もあるというふうには思っております。そのケース・バイ・ケースがいろいろこのことについてはあるというふうに思っておりますので、そのケース・バイ・ケースによって相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

資産割については県内の動向を見て検討していきたいというふうに答えられていただきましたので、この点は期待をしておきたいと思っております。

本当に私が先ほど登壇して申し上げましたように、いろんな方からの声が寄せられています。市長も本当にいろんなところでごあいさつされてたりする機会があると思っておりますので、本当に困ったときには市役所においでくださいということを、親身になって相談に乗りますと、日置市の窓口は本当に頼りになるんですよということを、いろんなところでぜひ宣伝をしていただきたいと思います。そして、職員のほうもそういう対応をしていただいて、市民一人一人がいろいろな問題を抱えている、そういうことを一緒に相談に乗って解決をしていくというような、そういう市政にぜひしていただきたいと思います。そして、どういう人が払うのが大変なのか、当局のほうでもよくそれぞれの事情をつかんでいただいて、独自の減免制度をぜひつくっていただきたいと思います。滞納整理も大変だと思うんです。本当にお金を払ってもらえない人にお金を集めにきましたというようなことはなかなか大変なお仕事だと思いますが、資格証を今現在発行されておりますよね。そんなにた

くさんではないんですけれども。そういう資格証の発行が収納率の向上に本当に役立っていると市長は考えておられるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

資格証につきましては、いろいろこの分納、いろんな中におきまして発行しているわけございまして、その分納におきまして、お会いする機会がたくさん出てくるというふうには思っております。もうお会いする機会がなくなれば、どちらのほうも難しくなってくるということで、この資格証明を発行することは、少しでも税を納めていただけるきっかけにはなっているというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

私は別の考えなんです。それで、この資格証の発行が別の言い方をすれば資格証を発行してから収納率が上がっているのかどうかと、そこで見ないといけないと思うんですが、そこはいかがですか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

件数的なことは持ってありませんが、昨年に比べて納税相談等に来られて、その中におきましてその相談の内容等を含めたようにしながら分納誓約書を結んでいただき、資格証の交付等を行っている状況でございまして、税のほうにつながっているとことを思っております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

資格証をゼロにした自治体があるということで、川崎市の例を申し上げましたけれども、日置市民に本当に悪質な人はいないと私は信じたいわけです。やはりその資格証の発行については本当にお金があるのに払わないということが確認された人のみを限定してすべきじゃないかなというふうに考えるわけです。

が、市長いかがですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりですね、全員悪人、悪い人はいないということであろうかということはおわかりますが、現実的に滞納が8億円累積されておるといのも事実でございます。その中におきましてはいろんな職を失ったり、高齢者であったりする部分もありますし、またいろんな中におきましてこの税、またほかの住宅、また給食、いろんな関連する人もいらっしゃると思います。その中でこの税に対します意識といいますか、ここあたりも十分配慮していかなきゃならないというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、そこあたりの区別を、どの人にはする、どの人にはしない、大変この問題は基準というのが大変難しい状況であろうかというふうに思っております。今言ったように、それぞれの納税相談を受けながらその人に合った形の中でやっていく必要があるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

わかりました。ぜひそれぞれの相談に丁寧に乗っていくという、会う努力を積み重ねていくというようなことを大変でしょうがしていただいて、本当にやっぱりそういうことをやってこそやっぱり滞納の解決にもつながっていくと私は確信しておりますので、そういう努力を期待して次の子ども医療費の拡充策についてに移ります。

やっと4月から小学校入学前までの医療費の無料化が実現して、この経過もまだちょっと見ていきたいというようなことで、すぐにまだ年齢の拡大とかそういうことはまだ検討されていないというようなご答弁だったと思うんですが。私何回も取り上げておりますけれども、せっかく無料になったんですが、病院の窓口で一遍払って後で返ってくる。3カ月ぐらいかかってやっと後で返ってくるという

ような、この償還払いが今鹿児島県内でも全域でやられてるわけですね。この無料化は本当に病院の窓口で無料になるようにしていただかないと、その意味がやっぱ半減してしまうわけなんですけど、この点の改善はその後努力していただけましたでしょうか、どうでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

窓口負担の無料化ということでございますけれども、一応これにつきましてほかの状況等も調べてまいったわけですが、現在全国的には窓口負担の無料化ということで37の都道府県で実施をしているようでございます。

九州におきましては、沖縄県と本県のみが償還払いという形で実施をしているところでございます。それで、実際窓口負担を無料化されている市町村のほうに聞き取り等もいたしました。その結果、幾つかの課題がございます。

例えば全県的に実施しているということであれば、県の制度ということで例えば国保連合会においての支出の回収とか、そういったのも可能なんですけども、鹿児島県におきましては県下全域で現在の場合は自動償還払いという形になっておりますので、本市のみが窓口の無料化という形になりますと、支出分の回収とかあるいはまた医師会とあるいは薬剤師会との協議と、そういったのも必要となってまいるといってございまして、現在のところについては県下全体で歩調合わせて取り組んでいく必要があるというふうに考えてるところでございます。

○2番（山口初美さん）

ぜひこの子ども医療費の無料化は本当に国できちっとやるべき制度なんですけれども、ぜひ声を上げていただいて県内で統一して償還払いではなくて、窓口でも無料化が実現す

るように力を尽くしていただきたいと思いません。子ども医療費を無料化ですね、中学校卒業まで無料化して、人口減に歯どめをかけたという町もあるくらいなんです、この人口がどんどん減っていくという、このことに歯どめをかける、そして人口増に結びつくというふうに考えるんですが、市長、その点はどのように思われますか。

○市長（宮路高光君）

トータルでこの人口減というのはもう起こっておりまして、その定住促進ということを図る中におきまして、この中学生までの無料化ということを掲げておるところもございませぬけど、ここすら今人口が減っております。その中で今ちなみに今全体的お話申し上げますと、就学前までの現況ですと約7,200万円必要としております。これを小学生までまた上げますと6,500万円必要とします。あと中学生までいたしますと3,600万円、合計1億1,000万円に7,200万円を足す1億7,300万円という財源が必要と。これはこの数字をやっばきちとお互いが認識をしていただく。そういうことも含めながらこの無料化をしたことで人口をふやすこの対策がいいのかどうかということございませぬけど、私どもさっき申し上げましたとおり、ことしやっこの小学校以前までをしたわけでございますので、ここあたりもし、また財政的な状況も勘案した中でこういう制度化していかなきゃ、これは一たんしたらもうずっと恒久化してしまう。言って来年でやめるわけにはいきませぬ。そういうことを考えてやはりそれだけの財源がずっとあるのかどうか、あるいはいつも言ってる財源の確保というのが最優先しますので、ここあたりも十分ご理解をしていただきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

何をやるにも財源が必要なのは私も承知しておりますけれども、こういうことをやるこ

とによって町が活性化して、人口もふえてというようなことがやっばりそういうきっかけになるわけなんです。この中学校卒業まで無料化した自治体では、不動産屋さんなんか土地や住宅の売り物件に対して、広告のチラシなどにうちの町は中学校卒業まで子供の医療費は無料ですというようなことをもう宣伝に使うわけなんです。町が活気づくということに本当に役立つ施策だと思いますので、そういうことをぜひ市長もわかってらっしゃると思うんですが、また頭に置いていただきたいと思っております。

さつま町のことを先ほど申し上げたんですが、中学校卒業まで入院費だけなんですけど無料になって本当に喜ばれてるんですけども、これはいかがでしょうか。もう一度伺います。

○市長（宮路高光君）

入院費だけということもございませぬけど、今さっきも申し上げましたとおり、私どもは今小学就学までしましたので、ここの状況を見なければですね、今からそういやさっき言ったように右うなりの中において、これもこれもこれもと来るということはわかっておりますので、ここあたりは一たんやはりこれだけの今7,200万円程度ここのところに入れておりますので、こういう状況もし、おっしゃるとおりみんなこういう無料化したら喜ぶんですよ。それはわかっております。わかっておりますけど、やはりきちとした財源のことも考えていかなければ、喜んだことだけやったら財政でも還付したら目も当てられないというふうになりますので、きちっとそこあたりも議員も理解してほしいと思っております。

○2番（山口初美さん）

ぜひ子供たちの幸せを第一に考えていただいて、今後そういうこともやっばり市民が喜ぶし、町も元気になる施策ですので、ぜひま

た市長のほうでもそのように努力をしていただくことを期待して次に移ります。

地域経済活性化のための雇用を守るルールづくりということで、公契約条例のことを申し上げました。市長は今のところ公契約条例つくる考えはないということでご答弁をいただきましたけれども、私がなぜこのことを取り上げるのかということを繰り返し申し上げますと、公務職場に働く非正規労働者も公共工事や公共サービスを受注した企業で働く労働者も今本当に低い賃金に苦しめられています。住民の税金を使った事業が働く貧困層、ワーキングプアを大量に生み出すという異常な事態が、もう日本全国で生まれているわけなんですね。これを本当にどこかで歯どめをかけて、方向を変えてよくしていかなければならない、そういう立場で私はこの質問を行っているわけですが。市で公共工事などを発注する際に、工事の見積もりをして予定価格を算出して入札にかけているわけですが、その見積もりの中に、人件費、労賃も計算に当然入っているわけですが、労働者の賃金はどのように計算されているのかについて伺います。その入札価格の点です。市長でもいいですし、担当課長でもどちらでもいいです。お答えいただきたいと思います。

○建設課長（久保啓昭君）

工事発注する際の積算でございますけれども、県のほうで土木工事等の標準歩掛等で積算しておりまして、その中の労務単価につきましてもホームページ等で公表をされております。あと歩掛等も公表ということになっております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

それでは、工事が終わった後にですね、その請け負った事業主が賃金をどのように支払っているのかというような点は市のほうでは確認をされているのでしょうか、どうでしょ

うか。

○市長（宮路高光君）

その物件、物件におきまして、この物件に幾ら賃金を払ったとかということは私どもは調査しておりません。さっきも申し上げましたとおり、雇用する側が1カ月に幾らとか、1日幾らとか、それはもうそれぞれの事業者のほうで決定することでございますので、ここまで私どものほうは入れないというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、この雇用を守るためにそういう賃金体系というのは私どもそういう積算の中で発注するわけでございますけど、この契約を条例化した中でこのとおりしなさいということは、さっきも申し上げましたとおり、民間の請負業者の方々も望んでないことであるというふうにありますので、市のほうで今条例化するという考え方はございません。

○2番（山口初美さん）

今答えられたように、行政のほうではそういうことまでチェックすることになってないわけなんですね。だからこそ余計に公契約条例の制定が必要なのではないのでしょうか。税金で発注する仕事が景気対策として本当に役立っているのかどうか、本当に大切な問題だと思います。公契約条例の制定がどうしても必要だということを再度申し上げて次に移ります。

最後の質問ですが、非正規の職員、正規の職員と一緒に日置市の市役所の中でも働いていただいているわけですが、自分から望んでパートやアルバイトで働きたいと思っている人は別として、定職につきたいと思ってもなかなか働き口がないので、仕方なく非正規で働く人が多いわけなんですね。この問題を本当にみんなで解決していく、もうお金がないからもうしょうがない、臨時を入れるしかないっていうようなそういう消極的な考え方ではなくて、本当にやっぱり大切な

問題ですので日置市では雇用は正社員が当たり前というようなことになるように、市長の行政の執行力に期待をして私の一般質問を終わりたいんですが、正社員で働きたいと思っている人には正社員の道を開く、このようなことが少しでも努力してできないものか、再度お伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ことしの採用状況といいますか、私のほうもやはりなるべく正規の職員をとっていききたいというのは願っております。今回も恐らく一般事務におきましても約100名ぐらいの方が応募しております。その中で恐らく二、三人しか採用はできないと。

おっしゃいますとおり、今全正社員にしていく中において、したらさっきも言いましたように人件費がもうこの200億円の半分以上は人件比率になってしまう。人件費を占めてしまう。本当にその中で市民サービスができるのかどうか。私どもはやはり基本的に市民サービスをしていく部分、さっきも言いましたように、正規、非正規の組み合わせといいますか、こういうものも十分組み合わせをして人件費をなるべく抑えていく、これが私は首長の努めでもあろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時5分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

私は、先に通告をいたしておりました2つの事項につきまして、質問をいたします。

まず、1番目は、道路問題についてであります。日置市の重要施策の一つであります地区振興計画が策定され、各地域、また各地区間より、インフラ整備の均等化や平準化が求められ、望まれております。その中で、国道、県道、また市道、農道、里道などの整備や改良の要望が数多く上がってきております。

私は、2年前の平成20年9月議会におきまして、これらの道路のうち、市道、そして農道、里道などのいわゆる生活道路の整備、維持、管理についての質問をいたしました。これらにつきましては、現在、地域づくり推進基金による課題解決を行っており、これらの課題は徐々に解決されつつあるものと認識をいたしております。

また、主要道路におきましては、吹上地域で、県の事業であります日置南部の広域農道が開通し、日置市内の交通アクセス、また南薩地域との結ぶ利便性というものは、非常に大きく向上したことは、皆様もご承知のとおりかと思えます。このように、主要道路が日置市の生活環境や経済活動に及ぼす影響力は非常に大きいものと改めて示されたものと考えます。しかしながら、ほかの主要道路はどうかでしょうか。すなわち、日置市内の県道の整備は、思うようには進んでいないのが現状ではないかと私自身、思っております。

そこで、4つの質問をいたします。

①、現在の県道の整備状況はどうなっているのでしょうか。

②、県道伊集院日吉線の伊集院町の郡地区と麦生田地区の整備が遅れておりますが、本市の対応は、当局の対応はいかがになっていくのでしょうか。

③、南九州西回り自動車道が無料化されました。本市におけるメリット、またデメリット

トはどのようなものが上げられますでしょうか。

④、地区振興計画に基づき、生活道路の整備が進んでおりますが、現在の進捗状況、また来年度に向けての今後の見通しはどうか。

次に、2番目に進みます。環境問題についてであります。

去る8月9日、伊集院地域女性団体連合会が主催で、議員と語る会というものが開催されました。私ども議会でも伊集院地域選出の議員9名が出席し、各団体よりさまざまな質問、また要望、意見が寄せられ、有意義な意見交換ができました。

そこで出された質問、要望の中で、私が特に気になったのが、環境に関するものでございます。神之川水系の河川における水質の汚染、また悪臭発生などを危惧する声が出され、早急な対応が必要であると感じました。

また、これと同じ時期でございますが、私が居住いたしておりますつつじヶ丘団地におきましては、団地内の調整池の管理、改善を求める要望書がつつじヶ丘1区、つつじヶ丘2・3区両自治会長より、地権者や市当局にこの要望書が提出されました。ここでは、地区振興計画でも明記をされておりますが、荒れ放題の空き地の管理、改善も課題に上げられております。

このような状況は、防犯面、また火災の危険性などもはらんでおり、放置しておけない状況でございます。このような状況はつつじヶ丘団地だけではなく、日置市内どこでも起こっている問題なのではないでしょうか。

そこで、2点の質問をいたします。

①、神之川水系で河川の汚濁が見られますが、本市の対応はどのようにされておりますでしょうか。

②、住宅団地内の空き地や調整池の管理につきまして、住民からの苦情が出た場合、本

市の当局はどのような対応をされておりますでしょうか。

以上、2項目につきまして、市長並びに担当部長、課長の誠意ある答弁を求め、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の道路問題について、その1でございます。

平成21年4月1日現在の道路施設現況調査によりますと、日置市内の県道整備の状況は県道19路線、主要地方道6、一般県道13で改良率が74.9%、舗装率100%となっており、県道整備につきましては、県単道路整備事業や地方特定道路整備事業などで、年次的に整備を進められております。現在整備中の路線につきましては、平成21年度末の進捗率は50から93%となっております。

2番目でございます。県道伊集院日吉線の郡地区は、街路事業整備として整備が進められておりますが、県議会の答弁でもあったとおり、平成23年度以降の執行額未定となっております。地域の方々が中心となって地域の意見を取りまとめ、県への要望活動を行っており、本市といたしましても、土木事業連絡会など、機会あるごとに要望を伝え、要望書も提出しております。今後、計画どおりの幅員で事業推進をするかなど、県や地域と一体となって、検討を進めていきたいと思っております。

麦生田地区につきましては、平成22年3月に地元自治会長や担当職員も出席して、事業説明会が開催されました。そして、関係地権者等の了解を得て、今年度から用地交渉に入っております。なお、工事も一部着工する計画であり、今後、早期完成に向けて、予算確保等の要望を継続していきたいと思っております。

3番目でございます。国土交通省が平成22年6月28日から、平成23年3月末日までの実験期間として、高速道路の無料化社会実験が開始されましたが、西日本高速道路株式会社によりますと、本市内における交通量は、実験前と比較して平日で約1.9倍、休日で約1.8倍となっております。

メリットといたしましては、交流人口がふえ、各方面での活性化が見られることが上げられますが、各物産館での変化は、今のところ数字に余り表れてないようでございます。

デメリットといたしましては、武岡トンネルの停滞が激しくなり、所要時間がかかるようになったことが一番に上げられると思っております。

また、周辺幹線道路の若干の停滞が見られ、一部で西回り自動車道の付近の騒音が以前より増加したなどが上げられております。

4番目でございます。地区振興計画における課題解決の平成21年度の実績といたしましては、概数で市道の改良や、側溝整備など、建設関係が62件4,180万円、農道や集落道整備等の農林水産関係費が4,230万円となっております。これに対して平成22年9月補正時点では、建設関係が約4,600万円、農林水産関係が約5,230万円とどちらも前年度を上回っております。また、その課題は、計画書に記載されていない新規の課題も多数見受けられます。地域づくり事業での取り組まれる生活道路等は小規模ながら生活に密着した身近なものが多く、市民の要望が徐々に解決されておると思っております。

今後もこの事業を継続しながら、国県の事業を活用した改良も取り組んでいきたいと考えております。

2番目の環境問題、その1でございます。神之川水系の河川の汚濁につきましては、地域の住民からの苦情を受けましたので、8月中旬から4回ほど、現場確認の調査を行いま

したが、汚濁の確認はできませんでした。汚濁原因を詳細にするためには、現場の確認、水質検査など必要になりますので、随時状況を監視しながら、原因究明に対処していきたいと思っております。原因がわかった場合は、県を初め、関係機関と協議しながら、対応することになります。

2番目でございます。住宅団地等の空き地や調整池の管理についての苦情につきましては、土地の所有者、管理者に対しまして、電話、文書等により、適正な管理をお願いしております。苦情の状況は平成21年度、13件の苦情でしたが、文書でお願いしたところ、9件は対応していただいております。また、本年度は4件の苦情があり、2件対応をいただいているとこととでございます。また、本年度は住宅団地の調整池の管理について、地域自治会から要望書が届いております。

これまで、地域の方々が自主的に調整池内の草払いや木の伐採をやってこられた経緯もあるようで、地域の方々もできる限りのことはしていただいていると思っております。

しかしながら団地ができて長い年月がたち、地域では手に負えない状況になっているようでもございます。この調整池は2社がインフラテック、カラル株式会社、2社の所有になっており、基本的にはこの会社が管理しなければならないので、電話で連絡しているところとございます。先日1社から「寒くなつてから特に目立っている木の伐採を計画している」という連絡をいただいております。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、それぞれ詳細に2問目を質問をさせていただきます。

まず、県道の整備についてなんです。私先ほども申し上げましたが、ほかの日置市外の地域と比べると、日置市内の県道の整備が少し遅れているのではないかなというふうに

感じておりました。先ほどの答弁で、改良率が74.9%という数字をいただいたわけですが、これは地域振興局内の整備率が県道で76.6%、鹿児島県全体の改良率が78.6%ですので、平均よりも少し日置市は低いと、やはり私の考えはある程度当たっていたのかなと思ってるわけでございます。そういう中で一番問題になってくるのが、主要地方道もそうですが一般県道の整備率の低さ、これが非常に問題になっているのではないかと感じております。そういった要望等を市長は今までどれぐらいの間隔で、県のほうとか、地域振興局のほうに要望にずっと行かれているのか、そういった市長の活動をちょっとお示ししていただきたいんですが。

○市長（宮路高光君）

県との交流会につきましては、年2回から3回ですね。要望もございますけど、特に土木建設部門の道路関係につきましては、意見交換をさせてもらっております。

今ご指摘のとおり、私ども日置市内におきます整備率、特に東市来、吹上、この2カ所につきましては、大変悪いという状況でございます。伊集院地域につきましては、今ご指摘ございましたこの郡、麦生田この部分と、ちょっと寺脇でございますけど、あとは大分整備されておりますけど、ご指摘いたしましたこの2カ所の地域につきましては大変整備率が、もういえば50%ぐらいのところもございません。

そういうことで、今までも、やはり前は土木事務所、今は地域振興局でございますけど、このことにつきましては、その整備率といいますか、こういうようなものを上げてほしいと、また、特に重点地域と、また地域密着、2つに分けるわけでございますけど、重点につきましては県のほうで主体的にしますけど、この地域密着型の道路という中におきまして、この一般県道を上げております。

さっきもございましたとおり、県にいたしましても、この公共事業の財源の問題で、大変したいんだけど財源がないと言われれば、私どももそうですかというわけにはいかない。それなりに、ことしももう2回ほど県とも打ち合わせもさせていただきました。特に県議会の先生方も2人いらっしゃいますので、一緒に力を合わせながら、県のほうにこのことにつきます整備率——さっき言いましたように振興局内でも、県下でもまだ低いと、平均以上で、少なくともあればまだ申し方も違うわけなんですけど、まだ平均並み以上に県道の整備というのはしてほしいということで今後要望をしていきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、私も地域振興局の資料を見まして、地図があるんですが、未改良区間の色取りをしてるんです。これ見たらほとんど日置市内なんです。鹿児島市がちょっと若干残ってますが、いちき串木野市なんかは少ないんですよ。ですから、ただ、鹿児島地域振興局の特殊性というんですか、どうしても大都市の鹿児島がありますので、鹿児島市のほうの整備を急がなければならないという特殊性もあるので仕方がないのかなと思う部分もあるわけですが、やはり今、市長が言われたように、地域は地域の、地域密着型のやはり要望というものがあるわけで、やはり市長、年に2回とかではなくて、もっと伊藤知事に直接話をしてもらおうぐらいの動きを見せていただきたいなというふうに思っております。

そういった中で、財政の状況のお話というのが、今出ましたけれども、財政の状況、国が——先ほども国の話が出ましたが——国の制度がやはりころころ変わるということで、そして県のほうも財政的に厳しいということで、動きが出ない。先ほど郡地区の話も出ましたけれども、あとでまた質問しますが、そういったなかで進みが悪いということで、そ

ういった具体的には原因というか、影響というんですか、そういったのがどういった形で県のほうから市のほうに伝わってきているのか、具体的にちょっとお示しをいただきたいんですが。

○市長（宮路高光君）

県道の整備につきましては、県のほうが財源的な裏づけをやっていくわけでございますけど、さっきありましたとおり、特に公共事業の中におきますこの予算の枠というのが、それぞれ21年から22年度の予算の配分にいたしましても、約十五、六%削減されておるのも事実でございます。その中で、県として一番しているのは、優先順位というのを上げておるようございまして、今私どもの地域にございますその場所、また箇所というのが優先順位の下のほうにあるというのも事実でございます。そういう部分で私どももやはり基本的に先に言いました地域密着として、やはり県もいろいろ予算は苦しい部分があるけど、やはりそれなりの対応をしてほしいということも、公式な場の中では二、三回ありますけども、事務所に行く回数というのは10回、20回あります。もうその都度、いろいろとそれぞれの担当部署に話を申し上げておるところでございますので、本当にさっきもちょっと申し上げましたように、このことについては県の、県議もおりますので、私もそれなりにやっていきます。ですけどそこあたりの部分もやはりそれなりにきちっとした対応を今後一緒にとっていかなければならないことであろうかと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

県議会の先生方にはもちろん頑張っていたかなければならないわけですが、ただ、我々も地域に住んでいて、私は産業建設委員会でもどうしても道路を見る機会、声を聞く機会が多いわけですが、市道はかなり、改良整備されてきている中で、どうしても県道のほ

うが遅れて見えてしまうわけです——実際遅れているわけですが。

そういった中でやはりどうしても市長の力というのも必要だと。私、施政方針の、市長の出された施政方針を各年度ずっと見ていくと、この県道の整備につきましては、「継続して事業促進が図られるよう要望してまいります」という文言を書かれているわけですが、これ、もう3年間同じ文言なんですよ。今度は過疎地域自立促進計画ですね。前期——前にやった部分——と、今度出される部分とを読み比べをするんですが、ほとんど文章も変わっていない。総合計画の素案につきましても、前期と後期見ても、県道の整備、国県道の整備に関してはほとんど同じ文言である。やはり、市としても県に対してどういうふうに要望していくのかとうの、やはり、何というんでしょうか、力の入れようというのは、反映されてくると思うんですが、なかなかそれが見えてこない。我々も言いたくても、なかなかこういう立場である以上、言えませんから、やはり市長が代表として、県のほうにはしっかりと日置市の意見というものを言っていたきたいわけですが、そこの意気込みというものをちょっとお伺いしたいんですが。

○市長（宮路高光君）

日置市の県道の中におきまして、この13線、一般がありますけど、本当に県道をずっと通ってみればわかるわけなんですけど、特に県道といい、藤ノ元から川辺に行くあの県道、本当にこれ県道なのかというような場所もあって、その整備率の低いのも若干そういう場所も率に入っていると、本当にあれを県道を改良するというのは、私は見てもこれは至難の業であると思います。

また、ほかのところにおいても、そのような部分がある箇所もございまして。基本的に今、私どももその県道のそういうところじゃなく、

生活密着した形の路線のところについて、さっきも言ったように重点的にその計画書には上げてごさいませんが、これは県の、さっき言ったように意気込みという部分も言われますけど、基本的には県の計画書の中できちっとすべきことをごさいますので、あらゆる機会を通して、今、話の何かいい手をごさいましたら、教えてもいただきたいし、また一緒にやっていけばいいと思っております。

いろいろお互いに品を変え、種を変えていうか、いろんな作戦を立てて、県のほうにはいろんな中でぶら下がって今も要望しておるわけをごさいますけど、今後もやはり同じように、こういう熱意といいますか、特に県のほうも担当職員も変わったりしてごさいますので、特にやはり人脈といいますか、そういうものをきちっと構築しながら、今後進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

あと、それぞれの県道の整備の進捗状況というものを伺いたいわけですが、以前、これは21年度の予算の審議のときにいただいた資料だったんですが、山田湯之元停車場線の皆田の部分ですね、これが20年度末の数字ですけども、事業費ベースの進捗率が68%、それから鹿児島東市来線の美山の部分ですが、ここが50%、仙名伊集院線の梅木の部分はもう改良がほとんど済んでますけども、この時点では73%、それから永吉入佐鹿児島線の七呂の部分78%、これは地方特定道路整備事業での数字でいただいたんですが、このほかにも今市長言われたように、小さいところは私も言いません。先ほどいわれた道も私も通ったことがあります。車1台通るのもやっとかつとです。ただ、そこを整備しるとは私も言いませんが、ほかのところについて、そういった状況を、今の現状でよろしいですので、それぞれちょっとお答えをいた

だきたいんですが。

○建設課長（久保啓昭君） 県のほうからいただいた資料でごさいますけれども、現在、改良を進めていただいている路線で、鹿児島東市来線、美山でごさいますけれども、これは用地の取得に今、入っております、21年度末も先ほども議員が言われたとおり50%でごさいます。山田湯之元停車場線のほうの皆田工区のほうで、21年度末で83%、永吉入佐鹿児島線の七呂工区のほうで93%ということで、ことし22年度で完了の予定でごさいます。それから養母長里線の新市工区につきましては、21年度末66%、伊集院日吉線の麦生田工区では、今年度から改良に入っていくということで、一応用地に入っているということで3%という数字をもらっております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

はい、わかりました。

じゃあ2番目に移りたいわけですが、伊集院日吉線の先ほどの郡中央通線の話になるんですけども、23年度以降は未定ということで、非常に私どももショックを受けているわけですが、22年度の県の事業概要を見ても、県単道路整備事業、いわゆる交付金の事業ですが、これが22年度の当初予算は、21年度と比べて60%しか予算がついてないですよ。で、しょうがないのかなど、国の部分もありますので、いたし方ないのかなとは思いますが、ただ未定ということは、これは沿線住民にしてみれば、めどがつかないもんですから、家の改修をしようにも、立ち退くのかどうなのか、いつになるのかもわからない、非常に動きがとれないということで、相当に説明を、やはり説明不足の部分もあると思います。めどもそうですし、未定になった理由も含めてですが、市のほうにどういった報告が上がってきてるんでしょうか、

県のほうから。

○市長（宮路高光君）

私どもの県からの報告は、さっき言いましたように、約60%ぐらいの予算になっている。県の中で優先順位をしていかなければならない。その中で事業費と建物保証、この比率の問題で、建物保証に係るところは重点的にはずされておると、そういうことで特に郡のあそこにつきましては事業ベースの中において、恐らく建物保証のほうが高くつく、そういう中で、23年度におきます選定の中で、未定になったと、こういう報告はいただいております。

それで今おっしゃいましたとおり、納得するかということは、私は納得もできないことで、最初、事業説明会もして、地域の皆様方もその予定でありますし、もう目の前できたら来年はどげんなつかとということで、いろいろと私どものほうにもそういう問い合わせは来ております。今、そういう説明を受けてから、今いろんな会の中におきまして、そういう一つの指針は建物移転補償と道路工事とどちらの比率が高いのかと、そういう部分でありますので、そういう部分であったら、また何かいろいろの手段を考えて、ここは街路の都市計画決定という一つの事業の中でやっております。

いろいろと手法は今からあるというふうには思っておりますので、県の地域振興課とも十分このことも打ち合わせをさせていただきながら、基本的には恐らく23年度は無理だというふうには思っております。24年度以降、やはりどういう形の中で着工ができるのか、ここあたりを今後十分打ち合わせをさせていただき、地域の方々にひとつまた説明もまだしていたとは聞いておりませんので、ここあたりの方向も含めた中で、やはり地域の方々には説明もしていただくような形で私どもの方からも要望をしていきたいと思っております。

ります。

○4番（出水賢太郎君）

建物保証が多いところはずされているというのは、私もそういう話は聞いております。これは知事のほうで直接そういう指示を出されているということで、たしか大隅のほうでもそういったところでストップになっているところがあるというふうに伺っております。たしか、総事業費のうちの何割でしたか、6割かどっか、建物保証が大きくなればそこは自動的にやめなさいよということになっているようだというで聞いておりますので、いたしかたない部分もあるんですが、ただ、交通量の問題ですね、この街路都市計画で、ほかの地域の部分も全部、県内の10カ所ほど上がってきてます。この中でもかなり、この郡中央通線の通行量というのは県内でも上位のほうに入ってくるんじゃないかなと思うわけですが、その辺の、例えばバスももちろん走りますし、通学路にもなっておりますし、歩道もないわけです。そういった通行量の部分を加味をされたりとか、そういう部分を県に伝えるとか、そういった具体的な話は結果は県とは詰めてらっしゃるのでしょうか。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、さっき言った対案といいますか、今の歩道が5メートルあります。今言ったように通行量とか、あそこでも死亡事故があったということで、先般、県の土木部長もまたもう一回見に来ていただきました。そこあたりを今している、本当に歩道が5メートルでいいのかどうか、これを縮小してでもひとつ完遂していく、ここあたりをもう一回、検討も十分、今はちょっとそこあたりの部分も、県も今見直しといいますか、そういう部分も入っているというようにお聞きしておりますので、私どもも十分まだ地域の皆様方の理解もどう得られるかわかりませんが、そういう一つ

の手段を使いながら、今後、24年度に再開できるような形の中で進めるとしていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

あと、麦生田の中央公民館から3号線の麦生田の交差点までの改良のお話ですけれども、今から用地買収して、工事を始めるというわけですが、具体的に着工と完了の時期というのはいつぐらいが理想でしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

平成21年度から——昨年度から——測量設計に入っております、平成24年度までの事業期間でございます。一応全体事業費は約3億円ということで聞いております。工事着工につきましては、今年度からの予定でございます。

○4番（出水賢太郎君）

まだ工事が始まんもんですから、地元からいつやるかいちいう話がどんどん来るわけで、なかなか市のほうからも強く余り言えない部分はよくわかります、県の事業ですから。ただ、あそこは日置市の中でも一番交通量がやはり多いほうで、基幹の部分ですので、市のほうからも早期の着工を、要望を上げていただきたいというふうに思っております。

あと、3番目に移りますが、先ほど南九州自動車道の無料化のメリット、デメリットということで、物産館の数字が余り出てこないということだったんですが、私もそれをちょっと聞きたかったわけですが、ちょっと期待をしてたんですけれども、うまく効果がまだ具体的にできていないと、これについては、例えば何というんでしょうか、無料化になった——1.9倍になってますけど——鹿児島からの流れが多いのか、それともどういった流れになっているのか、上りと下りでちょっと具体的な数字がわかればお示しいただきたいんですが。

○建設課長（久保啓昭君）

ちょっと手元のほうに資料を持ち合わせておりませんでしたけれども、美山のハーフィンターチェンジのところの開閉器のところでは、出口——鹿児島からの交通量が多いというような結果が出ております。

○4番（出水賢太郎君）

伊集院の数字もほしかったんですけれども、恐らく、私も分析すると、どうしてもやはりこの場合は、通勤ですね、通勤にやっぱり、ただになったから増えているのかなと感じるわけで、やはりこれは観光のほうで生かせるようにいろいろ施策をとっていかないといけないと思います。その市長のそういったこれからのこの無料化を生かした何かプロジェクトというか、計画があれば、市長の考えをお伺いしたいんですが。

○市長（宮路高光君）

この無料化だけじゃなく、今後のこの交通体系の私どもにおきます——新幹線もですけど——全体的な観光ルートを含めた形の中では考えていかなきゃならないというふうに思っております。今この南九州の無料化の中で、話にございましたとおり、これをしたおかげで大変鹿児島に行く時間帯というのが長くなったというのも一つでございますし、本当にこれがメリットなのか、デメリットなのか、本当に私も個人的に言いますと、これを無料化して本当によかったとはそんなに思っておりません。

そういう中で、本当に今後の国策の中におきまして、無料化することにおいて、さっき言いましたように県単、いろんな事業費というのが削られているのも事実でございます。そういう部分でやはり、全体的に国交省におきましても、国の予算におきましても、やはり人と言いますか、個人的に無料化すればある程度助成、来ますけど、地域におけます全体的な生気、やはりこれに重点をやっぱし、私どもこの鹿児島、また日置市におきまして

も、まだまだ整備をしていかなきゃならない部分がいっぱいございますので、そういう予算箇所のつけを本当に私どもの地域に合った形の中で、箇所付けをしていただきたいということも、今からも要望もしていきたいというふうに思っています。

○4番（出水賢太郎君）

美山インターの件は、また同僚議員が質問されますので、私のほうからは差し控えさせていただきたいと思いますが、デメリットの件で市長も言われました渋滞というんでしょうか、鹿児島方面の時間がかかるということ、私はちょっと危惧をしているのが、救急搬送の件なんですね。鹿児島に救急搬送するときに時間がかかったり、もしくは遅い車がおって、よけていたところを真ん中を通ろうと思ってもポールが立っているわけですよ、真ん中ですね。そういった面で、支障が出ないかということで私は心配しているわけですが、その辺で今、現状はどうなんですか。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

今の高速道路の関係の救急の運行でございます。救急車が当然、今高速道路の運行をやっておりますけれども、料金所関係につきましては司令室のほうから前もっての連絡で、係員の誘導で渋滞については緩和されてます。

それと、一番問題は、武岡トンネル。これは最初から渋滞はありましたけど、無料化について相当な渋滞ちゅうことでございます。これにつきましても、今言われました真ん中のポールの問題もございますけれども、ドライバーのマナーによりまして、スピードこそ落しますけど、運行については特に支障は出ておりません。

以上でございます。

○4番（出水賢太郎君）

支障がないように、市長、やはりこういう声というんでしょうか、国のほうにも声を上

げていくということでしたけれども、見栄えというか、利用者のほうからもただになったからいいという声もありますけれども、やはりこうやって私も心配するところがあるものですから、そういった声は国のほうに上げていただきたいと思います。

それから、4番目の地区振興計画の部分の質問ですけれども、来年度までの3カ年の計画という形になりますが、大体、ことしの計画でかなりの数が、21年、22年で整備はされていると、これは皆さんもご存じだと思いますが、ただ、23年度の計画においては、そこからもれた部分だったりとか、取りこぼしがあったりとか、いろいろ出てきていると思うんです。先ほども市長の答弁でありましたように、新規で上がってきた部分というんでしょうか、そういったのもかなりあるということでしたので、その辺、23年度はどういった方針で臨まれるのか、それをちょっとご説明いただきたいんですが。

○市長（宮路高光君） この振興計画に基づき、また今の基金の状況もございまして、3年ということの一つの中で来年もやらせていただきたいと思っております。基本的には次の24年から3年間どうするのか、この振興計画の作成を来年度します。それにつきます財源の裏づけ、ここあたりも十分検討し、来年はそういう地域振興計画の改訂の時期に当たりますので、ここあたりの指針を出しながら進めさせていただきたいと思っておりますけど、今おっしゃったとおり、本年度済まない、そういうところもまだあるのかなと思って、来年もことしと同じような形に私はなろうと、その中でいろいろと取りこぼしている部分、そういう部分についてまた洗い直しをしていただいて、やっていただきたいと思います。

今後はやりこの地域づくりというのは、今、私ども国体の中でやっております。今どうしても自治体ごとという部分もたくさん出てお

ります。ここあたりの今からの基本的な計画書の作成の基準といたしますか、こういうものも来年は財源と、この基準というのをきちっと明確にしていく。今回の振興計画については特に計画書はつくりましたが、財源の裏づけというのをきちっとなかった部分がございます、大変大きなでこぼこが出てきたというのもこれは大変反省しております。今後におきましては、財源と計画書が一体化していく。そうすればやはり3年間のきちっとした振興計画というのできるというふうに思っておりますので、十分まだそこあたりのほうについては論議をさせていただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、私も同じようなことを思っています、例えばやはり箇所づけ、要望箇所を各自治会、各地区館でとるにしてもやっぱりむらがあるというか、各地区館ごとにもむらがある。それはまた同僚議員のほうからも後日質問がありますから割愛させていただきますけれども、そういったのでやはり見直しというんでしょうか、そういうのは必要ですので、ぜひ市のほうでしっかりとした計画をまとめていただきたいと思いますと思っております。

それでは2番目の環境問題についての質問に移ります。

まず1番目ですが、神之川の問題です。先ほど答弁がございました、4回、8月の中旬に現場確認をされた。確認できなかったわけですが、通常、水質検査というものを、恐らく環境保全条例などもありますので、そういったことに基づいて、河川とかの、それから大気とかあいう空気関係とか検査をされると思うんですが、この神之川のこの部分に関しての検査は、年に何回ぐらいされているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

神之川につきましてもですけど、7月と

12月、年2回するというので、特に神之川につきましては5カ所程度やっております。その中におきまして、7月に2地点でA類型の環境基準が若干下回ったとしておりますけど、12月におきましては基準を満たしておりますということで、基本的には年2回、5カ所を基準点をとりまして、水質検査をしております。

○4番（出水賢太郎君）

この環境保全条例というものが、基本になってくると思いますので、これに基づいて質問させていただきますが、実際こういう声が上がったりとか、見ての方結構いらっしゃるんです。私のほうの上流域、麦生田のほうですが、あちらのほうでもあぶくが出てたりとか、結構そういう状況も見られます。ただ実際に取水をしていませんので、私もなんとも言えません、この場では。やはりこういった声が上がったときの対応というのが一番大事になってくるかと思えます。この第13条の中に書かれておりますけれども、苦情の処理ということで「市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、迅速、かつ、適正な処理に努めるものとする」と。苦情があったときには調査を下さいよというのが13条に書かれているわけですが、現場確認はされたが取水はこのときはされたのか、また、今後もしそういった苦情が出た場合にはどういった対応をされるか、お聞きいたします。

○市民生活課長（有村芳文君）

まず苦情がございましたら、現場にすぐ走っていきます。それで、今回、婦人と語る会の話聞いたときには、時間帯、それから曜日的に土曜日、日曜日というのをお聞きしましたので、そのときには朝6時ぐらいということをお聞きしましたので、そのときに聞いて、すぐ2週間ぐらい続けて検査に行きまし

たけれども、そのときには発見されなかったということでございます。また、ほかに神之川河川流域内でそういう話がありました。そのときにも現場に行って調べたんですけども、その原因はわからなかったということでございます。

過去においては、水質等調査——水質の調査をしたんですけども、その水の水質はわかっても、ただ原因がどこからどういうふうになっているかというのははっきりわからなかったというのが現状でございます。また、今後におきましては、今言いましたように、水質調査だけでは発生源の特定は困難であるということでございますので、発生源を特定するためにも速やかな現状把握と、それから河川上流への遡上による発生源の確認が重要となりますので、タイミングを逸しないようにしていきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

また同時にその会のときに話が出たんですが、下神殿の農村加工センターですね、加工センターのところでも異臭がすると、川からですね。「どういった、何が原因かよくわからないから調べてくれ」ということで対応してほしいという声がありました。これについて市のほうでどういった調査というか、原因とか状況というのを把握されているんでしょうか。

○市民生活課長（有村芳文君）

これにつきましても、お聞きしまして、現場に行ったんですけども、もともと川を遡上するというのをしても原因がわからなかったということでございます。いまからまた注視していきますけれども、たびたびございましたらその都度、それぞれ水質調査なりして、追求していきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

この野田川の流域では同じく北中の裏でもそういった声が聞かれました。やはり今原因

がわからないという答弁がずっと続いたわけですが、この環境保全条例の中の第9条の中に「公害の発生源、発生原因、発生状況等の公表に関する事項について必要な監視及び調査を行う」というふうになっております。でするので、やはり何が原因かわからないときには、何なんだろうかと不安に陥りますので、ぜひここは時間をかけてでもいいですからしっかりと調査を進めていただきたいと思います。

そして、2番目のほうの質問に移ります。まず団地の、つつじヶ丘団地のこの調整池の件からお話をさせていただきますが、要望書が出されまして、2社、地権者があるということで、そちらとの電話の交渉はされたということですが、その内容というか、冬場に木を切ってもらおうということで話がついているようですけれども、これも多額の額になると思います。それは一時的な対応かと思えます。ただやはり、また木も伸びてきますし、あの下はもうどうなってるかわからないような状況です。市長もよくご存じかと思えますが、ヘドロがたまって何ていうんでしょうか、悪臭もしております。色も水がもうすごい色で濁ってるんですよ。そういった状況で、やはり根本的な改善をしなければこの問題は終わらないというふうに思うわけですが、今後はどのような対応を市長、お考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この調整池、公共施設のそれぞれの開発要綱に基づきまして、公園、道路、いろんなのは市のほうで引き継いでいくというふうになっておりますけど、この調整池については、その当時も含めまして、そういう協定書も何もないというのも事実でございます。国からの指導の中で、こういう調整池等につきまして、市のほうという考え方も指導はなされている部分もございます。今後やはり、あれだけの大きな調整池を本当にどうして、要する

にあとは財政的なものも必要になると思っております。ここあたりは、地権者が2名いらっしゃいます。地権者としては市のほうに託していただいて、団地のほうも市がとって管理をすればいいというございますけど、これはほかのいろんなここだけで解決できることじゃなく、いろんな開発をしている部分もございます。市として今の中においてどう結論というのは大変難しいものであろうかと思っております。とりあえず今できることについては、それぞれの所有者の方にある程度適切な処理をしてほしいと、そういう行政的な指導ということをやっているかざるを得ない。その先ということについては、今お話し上げましたとおり、いろんなほかのところにおきます調整池の問題もございますので、ここあたりは十分また熟慮した中で対応をしていかなきゃならんというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

ほかのところもということでしたが、ほかの同じ日置市内でも、ほかのこういった事例、住宅造成に係る事例もあるかと思いますが、今までの事例はどうだったのか、つつじヶ丘の場合はどうしても造成業者も倒産して、誰も管理する人がいなかったという特殊な事情もあります。ほかの地域も含めてですが、通常はどういった対応を日置市、とられているんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

大型な団地形成というのはいわゆるでございますけども、話によると東市来一応、東市来におきましては、市のほうで引き取ったという部分もお聞きしておりますし、また住宅公社の問題もまだ最終的に調整池の問題までのところ、まだ至ってないというふうに思っております。こういう大型団地、今見たとおり、大変大きな調整池でございます。そういう中を本当に市として引き取ってどうするか、ああいうところはほかの団地は小さい部

分はあろうかという部分はございますけど、やはり十分ほかの市町村も事例としていかなきゃならないと思っておりますし、ここに開発協定も52年、50何年の前、もっておるんですけど、そのときはこの調整池のことについては何もしてないという部分もございます。そこあたりのほうで、行政の責任、また地域の責任、業者の責任、今おっしゃいましたとおり開発業者も倒産しているのも事実でございますし、ですけど所有者が2社になっておる。これもどうなのかちょっと私も用わからない部分もございますけど、最近名義も変わったということもございまして、いろいろとそこあたりが複雑、多様化している部分もありますので、とりあえずこの地権者の方とこのことも十分話をしていかなきゃならないことだというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

環境保全条例の第81条の中に公共の場所の定義ということで、「道路、公園、広場、河川」って書いてあるんですが、「等」なんですよね。調整池が入るのか入らないのか、こういったことも含めて、やはり条件を整備していかなければ、行政指導するにも大義名分と言いますか、やはり言いにくい部分もあるかと思うんです。民間の所有地ですから。これは空き地の件でも同じかと思うんですが、調整池の定義というものは何なのかということなんです。平成12年に旧建設省、現在の国交省のほうから、調整池の適切な維持管理について、通達、マニュアルが出されておるわけです。この中では、市のほうが、地方公共団体のほうが、防災面は流域、河川の流域の防災面を考えても、治水ということを考えても、地方公共団体が調整池は管理しなければならないというふうに出ているんですが、そういうマニュアルが平成12年に出てるんですが、その辺についてどういった見解を持たれていらっしゃるのか、お伺いいた

します。

○市長（宮路高光君）

先も話いたしましたとおり、建設省のほうからそのマニュアルはあるというのは認識しております。このことが、工業団地の場合について考えますと、あるいは市のほうできちっと調整池のほうは管理すると、最初からそういう中でうたっております。このあとからこういう部分でなったものをどうするのか、位置づけ、今からの開発におきましてはそれぞれ、その協定書を組み、開発業者、いろんな中でできますけど、以前にしたものをどう対応していくのか、ここあたりが大変難しい部分であろうかというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、この調整池、それぞれ水の、特に防災化は、それぞれの一時的に流さないで防災上を緩和していく。その中におきまして、つつじヶ丘のあそこを見れば、山といいますか木が生えて、大変、調整池なのかというぐらいの荒れ放題になっております。そこあたりもやはり私どもも認識しておりますけど、これをまだ、今、この場でどう結論づけて、こうしますとかいうことじゃ、大変難しい部分がございますので、やはりいろいろとほかのところも施策を考えたり、さっき言いましたように、地権者、いろんな方々とまだこのことについては調整していかなくちゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね、地権者も転売、転売できて、正直見たこともない、現場も見たこともないというお答えを聞いたように思います。やはり、ただ自治会のほうでもかなり問題になっている、大きな問題になっているわけですので、やはり市のほうが間に入って、業者、地権者と自治会の話し合いをしっかりと進めてもらう。やはり行政も積極的な関与をしなければならぬんじゃないかなと、もう手に負えない状況なんですよ、住民だけではですね。も

うよくご存じだと思いますのでこれ以上は申し上げませんので、市のほうでしっかりとこれから対応していただきたいと思っております。

あと、空き地の雑草の件ですが、恐らくこれ、13件、苦情が去年来しております。ほとんどが、恐らくこれもつつじヶ丘の部分が多いんじゃないかなというふうに思っております。自治会長のほうが、各地権者の電話番号だったり、連絡先を調べて、お手紙も出したりにしてあります。市のほうからももちろんこれに対して電話、文書等で対応はされているわけですが、しかしながら、なかなか荒れ放題のところは改善されない。これ、もう私が中学生ぐらいのころからの問題ですので、もう15年、20年の問題なんですよ。やはりこういう面も、つつじヶ丘だけじゃなくてほかのところもあるかと思いますが、非常に危険性が高いと、もう勧告だけでは済まない部分も出てくると思うんですが、その辺はもっと踏み込んで対応というものはできないものなんでしょうか。市のほうの対応というのはどうあるべきなのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に空き地、空き地の中でも管理をしているところはいいんですけど、草ぼうぼうになって大変そういうところも私ども市内にもあちこちあります。その中で、今ございましたとおり、環境保全条例の中に空き地の所有者は適正な維持管理を行わなくちゃならないという、その1項目が入っております、ここに罰則規定、こういういろんなものもしている市もあるわけなんですけど、今のところこの罰則規定を設けていいのかどうか、これもやっぱりいろんな条例の中でしてはならないというけど、ならなかったらどういう処分があるのか、ここまでの規定というのをつくる行政がするという部分が大変これは難しい部分であろうかというふうに思っております。またいろいろ

とこの問題につきましては今後やはりこういう、また会の中でも一端を、こういう現実にある部分がございますので、そういう審議会等にも本当にどうすべきなのか、そういう検証もお聞きしながら、また県下のそれぞれ条例もありますけど、罰則規定をしているところは薩摩川内市だけなんです。あとのところはもうその条例だけで罰則なしという部分がございます。ここあたりの部分が皆さん方ですけど、どういうふうにして行政がこういう罰則規定を全部して、やったほうがいいのか、自主的に条例でそれぞれ勧告とか警告とかこういうもので止めていくのかどうか、ここあたりがまた今からのちょっと課題であるというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

美化作業とかです、自治会の、やろうかという話になって踏み込んでいく場合もあるんですね。ただその場合も今度はもちろん労力ですが、お金もかかると。逆にそこで踏み込んでいって、地権者から逆に言われたり「入ってくるな」と、いうのもあるんですね。あとから「何で勝手にやったか」と。非常にですから住民の間でも苦慮をしている問題です。これはどこも同じ問題かと思えます。今、私は罰則規定のことを今から言おうと思ってたんですが、市長のほうが先に言われましたので、全くそのとおりですね。せっかくこういった環境保全条例というものをつくっても、意味がなくなってしまうんです。効力がないわけです。実際にやはり悪質な場合の対処というものも考えなければならない大事な時期にきているんじゃないかなと思うわけです。

特に、火事とか不審者関係とか、そういった防災面で非常に効果が上がるかと私は思います。薩摩川内市がされてるということですので、しっかり研究をされて、早期にこういった条例の改正をやるべきではないかと思う

わけですが、その辺の、もう一度いろいろ問題点があるかと思えます。そういった住民の声も上がってるわけですので、具体的にこれからどういった形で策定作業というか、改訂作業というか見直しも含めて、今年度中にそういう形でされるのかどうか、市長、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

先もお話にも申し上げましたとおり、審議会等にこのことの意味を、諮問といいますか、考え方をお聞きしたいと思っております。今お話したとおり、行政の地方自治法の中でもある市におきましても罰則がない中でいろんなことをしてやる。この罰則というのが本当に条例の中でどう意味しているのか、本当に現実的でない中においてたださっき言ったように、私どもの行政指導という形の中でやっておる。これで全然聞いてくれないという。もし言ったらこれはやはり民有地、「民」です、個人財産、そういうものの中に罰則をどうするのか、ここあたりも大変難しい部分が私はあるかというふうに思っておりますので、今からちょうどいろいろと勉強もさせていただき、ほかの市町村とも十分このことについては打ち合わせをさせていただきながら、ことしにするかということは、まだ私どももやはり調査研究、いろんなところでこのことについてはさせていただいてから、条例改正とかそういうものについてはもうちょっと時間をいただきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

最後の質問ですが、罰則だけではなくて、文書、電話で勧告をするわけですね。督促というか何度かされると思いますが、そういったときにただお願いをする。「払ってくださいね、草を払ってくださいね」と言うだけではなくて、例えば市のほうが、市民生活課のほうが窓口になって、例えばそういう業者さんとかを紹介するとかそういった形も必要か

と思います。おそらくまだそういうような、余りされてないかと思うんですが、そういった方向性、いろいろ方策を、例えば中には自治会にそういった形の交付金というか補助金をやって、自治会に肩がわりをしてもらって、その地域をきれいにする。いうことをやっている町もあるそうです。そういった考えというものは市長はないのか、最後にお伺いをいたしまして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に今この例の中ではこの団地、特に今私も、農地・水とか直接支払い、こういうものについては国の中においてみんな管理をして、それぞれ草払いもして、そういう放棄地をなくそうという趣旨の中でやっております。こういうものはございますけど、市の中でここまで入れる部分につきまして、業者を紹介するぐらいはできますけど、またそれに対します市の助成を含めてする中においては、大変限りのない部分もたくさん出てくるのかなというふうに思っております。今後におきましても、特に住宅を含めた団地形成という意味の中で大変美観にすぐれない部分がございますので、ここあたりについて十分またそういう財政的とか、いろんなそういう支援とか、ここあたりができるのかどうか、いろんなことも勉強もさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

○事務局長（住吉仲一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。

第 3 号 (9 月 2 1 日)

本会議（9月21日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、大園貴文君の質問を許可します。

〔11番大園貴文君登壇〕

○11番（大園貴文君）

おはようございます。私は、さきに通告してあります質問事項の日置市総合計画について、市長に質問いたします。

合併して5年が過ぎました。市民が求めた合併は、もっと大きな夢と期待があったのではないのでしょうか。特に過疎地域においては、もっと手厚い政策を打ち出し、均衡ある発展の中で、魅力ある農村の存続が可能になるよう進めることができたのではないのでしょうか。そして、どこの商店街にも人の行き来が見られ、高齢者から若者まで安心して暮らせる活気あふれる元気な日置市を夢見ていたのではないのでしょうか。

現実には、伊集院の中心部だけが、合併前の計画とはいえ、社会基盤が整備され生活環境や福祉面の改善が大幅に進んできています。そのような中、伊集院地域の発展を見据えた商業では、外部から大型店舗が次々に進出し、住民には、利便性が向上したものの、既存にある商店は、大型店に押され存続すら危ぶまれる状態に陥っている現状ではないのでしょうか。

また、農村地域においては、過疎高齢化が急速に進み、自治会、学校等の存続すら危ぶまれる中、「共生・協働」の名のもとに、地域住民には負担だけが重くのしかかり、農村

に定住が続き、廃屋や空き家が散見され今後の先行きに不安を抱える現実ではないでしょうか。

私は、前期の総合計画の実績は、幾ら地域の資源が豊富でも、個性として生かされることができなければ、日置市全体の発展は厳しく、農村地域においては、急激なスピードで衰退してしまう結果と考えます。合併から5年を経過して、過疎地域と言われる東市来、日吉、吹上の現状は、中心部の伊集院本庁付近と比べると、産業・福祉・環境全般にわたり、余りにも衰退が進んでいる現状と考えます。もっと過疎地域には、過疎法に準じて均衡ある発展のために手厚い政策を打ち出すことで、農村に住んでいても不安や不便を感じない魅力を本市の政策としてつくれなかったことが、農村の存続が危ぶまれている前期の結果と考えます。

もちろん、過疎高齢化や少子化は時代の流れかもしれません。しかし、条件や生活環境が整えば、逆に歯どめができるとも考えます。これからの産業は、何と云っても人が地域を支える産業の基盤をつくっていくと私は考えます。このような前期の実績から、後期計画は、課題解決に向けて、日置市がどこに住んでいても不便さを感じない社会基盤をつくり、実施することにより、定住促進を図る環境整備を第一に進めることが、地域の資源を守り生かす必要な施策と考えます。

以上を申し上げ、質問の要旨2点について市長にお伺いいたします。

1点目は、基本理念である地理的特性と歴史や自然との調和を生かした「ふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現に向けた、前期の実績から見る4地区の現況をどのようにとらえ、重要課題は何と考えるか、市長にお聞きします。

2点目は、後期計画は、課題解決に対して具体的な施策をどのように反映し、均衡ある

日置市の発展を目指すのか。後期計画（案）を示されたわけですから、具体的な施策について、市長としての大局的高い見地から進むべき方向性を答弁願ひ、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市総合計画について、その1でございます。

総合計画は、今年度で前期5カ年の計画期間が終了します。前期計画につきましては、これまでも申してきましたように、主に旧町で計画された事業を新市に引き継ぐ形で施策を進め、新市としての一体性の確立を図り、均衡的な発展へつながるよう取り組んできました。財政状況や社会情勢の変化等で、一部計画の見直し等もありますが、全体的には、ほぼ計画どおり進み、一定の成果が達成できるものと考えています。今後さらにそれぞれ4地域が持つ特性を生かした発展を図っていく必要があると考えています。

重要課題といたしましては、全国的に少子高齢化、人口減少社会といわれる中、本市の人口も減少しておりますので、人口減少を最小限に押さえ、将来増加に転じるような施策が重要と考えております。若い世代が定着し、子供を産み育てたくなる環境づくりや、雇用創出、企業誘致、農業を中心とする地域の特性を生かした産業振興、都市と農村の交流から生まれる地域活性化など、定住促進につながる取り組みが必要だと考えております。

2番目でございます。

総合計画は、平成18年から27年までの10カ年の計画であり、基本構想にその基本理念を示すものであることから、基本的には、そのまま継承するものとします。後期基本計画の策定を具体的に進めていくに当たっては、これまでの対策の成果や効果、残された課題と新たな課題、地域が抱えるニーズ等十分把

握・分析した上で、特に重点的対策を図るべき課題や施策を重点的に計画に反映させ、実効性のある計画を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（大園貴文君）

市長のほうから今答弁をいただきました。

社会現象でもあり、そういった中で、日置市におきましても、人口減少に歯どめをかけて定住促進につなげていくと。

前回、市長に質問をしたときに、どんなまちを目指しますかといったときに、福祉のまちとして、定住促進がつけがけいられるようなまちづくりという理解でよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今人口減少でございます。その地域にあいました定住促進を図りながら、地域の皆様方がいかにして、福祉行政も含めながら、安心していけるまちづくりを目指していかなければならないと思っております。

○11番（大園貴文君）

そういうまちづくりを進めていくということですが、前期5カ年を過ぎて、旧町の実態をどのようにとらえていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

この前期計画の中におきまして、先ほど申し上げましたとおり、継続事業を事業としては取り組んでまいりました。実態といたしまして、人口から言いますと、特に3地域におきます人口減少というのは、もう大変歯どめの届かない部分もきているところもあるようでございます。そのような中におきまして、やはりそれぞれの地域におきます特性の中におきまして、企業誘致、また定住促進の住宅施策、こういうもろもろをしながら、さきも申し上げましたように、この人口減少を最小限にいかにしてとめていくのか、このことが一番大きな重要課題であろうかというふうに

思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長が減少をとめていきたいということで、後期の計画については、その課題に対策を練っていくということでしたが、どのような具体的な対策を練っていかれるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、後期計画の中にございますこの公営住宅のそれぞれの地域におきます10戸程度でございますけど、建設を図っていきたいというふうに思っております。基本的には、これが一番ベターということは思っておりません。これが一つのきっかけになり、またその周辺部におきます住宅の促進、そういうものが図れていけばいいのかなというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

公営住宅も非常に大事なことかとは思いません。そういった中に、公営住宅の定住と一緒に進めなければならない環境の面については、どのような考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

環境というものをどういうとらえ方の環境かちょっとわかりませんが、基本的に農村地域におきます第一次産業、それぞれの校区ごとにいろんな取り組みをやっているわけでございまして、特にこの一次産業におきます農業のあり方におきまして、どうしても高齢化していく。今後におきましては、それぞれの校区ごとに集落営農ということかもしれませんが、やはりこれを法人化したり、または株式会社にしたりにして、どうしてもこの農業・林業・水産業を含めた中におきます産業ということも一つの事例の中において、考えていかなければならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

いろいろ課題はたくさんあるかと思えます。

私が思いますには、現日置市を考えたとき、大きく中心部と農村部という形の中で対策を練っていかないといけないと、そのように考えております。

私が考えております中心部は、どのような位置づけで対策を考えるかということでございます。伊集院駅の整備が計画されております。そのことにつきまして私は賛成でございます。日置市の顔として地域をつなぐ重要な機関都市、住民の福祉の向上に公共交通の拠点として、また新幹線開通にあわせ観光の拠点とし、市民確保のできる公共交通網を確立し、グルメコース、観光コース、農業体験コース等を位置づけることで中心部の発展の根源とすべきと考えます。

鹿児島市のほうでも、交通網の確立として、鹿児島市ナイトビュー、1時間当たりにもそのまちを走るバスが、非常に利用者も多くて喜ばれ、観光を楽しまれているということもテレビに出ておりました。また、鹿屋市においては、「中央駅から直行便」という非常にイメージ的に近いというイメージをつくり上げたのではないかと思います。

私は、日置市の中には、すばらしい資源や観光ができる、そしてまた体験ができる場所があるかと思えます。中心部の活用策をそのような形でつくっていくことによって、そして、中央駅から10分足らずで来るこの伊集院駅が、日置市の顔として発展していくことによって、日置市全体にいろいろな角度からつながっていくと思えますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

日置市のまちづくりの中で、今ご指摘がございました日置市の顔、これは、今ご指摘がございましたその駅の、どういいますか、駅を中心とした部分の顔というのができるというふうに思っております。

今、私どももこの日置市の顔ということも

一つ大事でございますし、また、先ほど申し上げましたとおり、26の地区がどう今後それぞれの地域の特性を生かしていけるのか。このことも両面で走っていかねばならないというふうに思っております。特に伊集院駅の中におきまして、特にこの交通整備、今私どもも4地域に交通整備の中におきまして、市営バス等を走らせております。いつも議員がおっしゃっているように、一つの拠点からそれぞれの全地域を回れる、そういう交通網のネットワークも大事であるということはいつも指摘されておるのも事実でございます、今後やはり、ご指摘ございましたこの交通網の整備というの、私どものこの後期におきます大きな重要な課題であるというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長のほうも重要な課題だということを認識をされていることに対しまして、私は、それを早いスピードで進めていくことが大事かと考えております。

日置市のほうのスピードが、非常に周りは一先懸命、鹿児島県も福岡に行って、自分たちの県を売り込みに行っている。我々日置市は、作業はしていらっしゃるのかもしれませんが、やはり受け入れ態勢、そして地域のアピールをもっとスピーディにやっていくべきだと考えております。

観光だけではなくて、この公共交通につきましても、今市長が申されたように、福祉の面での地域内の日置市内——地域内の福祉の面での公共交通の場所として、行政の一番中心部がある場所として、いろんな形で進めていくのが大事かと思っております。市長、その辺は、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、交通会議の中におきまして、ご指摘がございましたこの福祉、または医療、こういうものに対しますあり方ということも今検討

しているところでございまして、まずもっては、今私どもが交通網、この整理につきましては、それぞれの地域におきまして、均衡ある回数の中で運転ができないのか、このことを今、ことし探っております、来年4月から、この均衡あるこの交通におきます回数的なものが解決でき、またそれ以降におきまして、今ご指摘がございました一つの中心所在から、それぞれの方面にどうまた足を伸ばし、また周遊できるのか。このことが一つの課題でもございます。

特に、この既存の交通会社といえますか、いわさきにいたしましても、そのような状況の中で、やはり今それぞれ会社のほうでもこの路線バスといえますか、そういうものは出しております。ここあたりの競合ということも含めながら、これはやはりちょっと時間もかかりますけど、今ご指摘がございましたこの点も一つの交通会議の中におきますテーマとして位置づけをしながら、みんなでいい思案がないかということは、今後も検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

今、市長のほうで、ちょっと私とは考えが違ふところがあります。コミュニティバスの中でしょうけれども、均衡ある回数ということで、合併してからある程度の数を合わせるんだということを今申されました。

私は、過疎地域に住んでいらっしゃる方々は、今月も平鹿倉のほうで2回目の高齢者の事故がありました。免許証を返納すると、買い物も病院も行けないと。やはり過疎地域についてと、日置市の中で条件不利地域については、それなりの対策をやったりやらないといけないとそのように考えております。市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、条件不利地域、この不利地域の中におきまして、こ

の交通だけじゃなく、あらゆる面の中でそれだけのことは今までも対策もしてきたわけでございます。

やはりさっき申し上げましたとおり、この交通的なものにつきましては、不利地域もございませうけど、ある程度、均一化した形をし、また、よりよい形でこの不利地域にはどうしていくのか。そういう総合的に判断の中でやっていく必要があるかというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

そうですね。公共交通だけではなくて、やはり過疎地域にもっとそういったいろんな角度から作業を進めていかないといけない。もっと早くしていかないといけない。5年も経過しているわけですから、やはり前期の計画の中で、ここは違うんじゃないかということにつきましては、的確な対応を進めるべきだと考えております。

次に、中心部は、そういった形で私は、伊集院駅を中心に核としてよくなっていくことができるのではないのかなど。そしてまた、新幹線が開通する前に、先日議会のほうにも回ってきました。日吉町の里山のアートな工房めぐり、それから吹上のワンダーマップ、そして東市来の窯元祭り、こういったもの等も、やはり県外からのお客様が、伊集院駅からどういった形でその目的の場所に行ったりとか、そういったこと等もひっくるめて、観光と福祉が一体化した公共交通の整理を確立し、伊集院駅周辺の発展をつくっていくことが可能かと考えます。どうでしょうか。市長。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃったとおり、ご指摘のとおりだというふうに思っております。それぞれ地域におきまして、地域力といいますか、このそれぞれの地域力におきまして、自分たちのそれぞれのよさをそれぞれ点じゃなく面で結んで、またこのことが、今さっきご指摘が

ございました駅からの交通だけじゃなく、今はあらゆるところからいろんな中におきまして、その地域には入ってこれるというふうに思っておりますので、やはりそれぞれのよさを点から面にした中で進めているということは、本当に素晴らしいことで、特にこのことについては、民間の主体の中でやっていることでございますので、私どもは、そういう民間が主体になっているものについては、後押ししていかなくやならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

それでは、その中で観光ということではテーマを一つ聞いてみたいと思います。

日置市の持つ山頂にまたがる日本三大砂丘のイメージは、拉致でしょうか、「中国船の領海侵犯に麻薬の密輸ルート」とうわさされる東シナ海の怖い話ばかりでいいのでしょうか。出てくるニュースに対して、せめて日置市の財産である吹上浜イメージを変えようとする必要があるのではないのでしょうか。日置市を安心して住めるまちとして考えるならば、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございました拉致とかそういう暗い部分、これはこれとして、やはりお互いに認識し合って、この拉致の解決にも私どものほうも警察と一緒にそれぞれのご協力を申し上げております。

今、ご指摘がございましたイメージという部分がございますけど、大変やはりこの吹上浜海岸におきます大変素晴らしい松を含めまして、砂浜、こういうものが最近大変いろいろと特に砂浜におきましては、浸食等によって大変浜も荒れているのも事実でございます。その中におきまして、そういう悪いイメージというものもございませうけど、これはこれとして受けとめなけりやならないことでございますので、今後やはりこの吹上浜におきます対

策というのも必要であろうというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

市長、認識だけでいいんでしょうか。吹上浜アスリートの森は、素晴らしい計画ですが、昼はよいよい夜は怖いでは、安心してキャンプや滞在が果たしてできるでしょうか。

私は、観光の資源である吹上浜のイメージを改善すべきと考えております。日置市は、薩摩半島観光振興協議会に加入されており、吹上浜を日本で安心できる砂丘として、拉致などの二次災害から守る対策として、日置市の持つ久多島や砂丘に、自然エネルギーを活用した海ガメ外灯を設置するなど、国に陳情を出して、新しい日置市の観光スポットとして、安心して滞在でき、自然環境を守り、海ガメの産卵や星空を観察するなど、観光としても反映できる地域づくりを進めるべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘がございましたとおり、今からどういう事業を展開するのか、今言ったように、そのハード的な森構想といいますか、海ガメにいたしましても施設整備ということになるのかわかりませんが、やはり十分ここあたりは熟慮した中で進んでいかなきゃならない。

特に今、ご指摘のとおり吹上浜が明るいと、特にこの私も日置市だけじゃなくて、やはりこのことについては、南さつま市、いちき串木野市、こういう両市におきます関係というのも構築していかなきゃならない。そこあたりをただ点だけで、ほかのこともできないことではございますので、今ご指摘ございましたことにつきましては、やはりそういう観光連盟の中におきまして、位置づけをして検討をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

やはり日置市の中で、東市来、日吉、吹上

に大きくまたがるこの吹上浜、観光の資源として十分生かすべき。そしてまた、地域の近隣の市町村とも手を携えて、ただ拉致の情報はありませんかという活動が悪いとは僕は言っていません。それもひっくるめて一緒になって、地域の資源を守り、そして生かすことを、市長として私も考えていくべきじゃないかなと。

先般7月に、私は、海ガメパトロールにも行きました。キャンプ村のところから約2時間、海岸線をずっと歩いてみました。そして言われたことが、懐中電気をむやみに照らすなど。ちょうど雨前の天候で真っ暗いところでした。そういった中に、降りていくときには、それなりに海のほうに向かって降りれましたが、帰るときには、どこから降りてきたのかそのことすらわからない。やはり地域で活動している——見えないところで時間帯で活動している海ガメパトロールや、そういったこと等も十分考慮しながら、本当に日置市の財産を守り、それを生かして、日本に向かって、拉致があつたけれども安心して来れる日置市をつくっていくべきだと考えます。

市長は、今後そういったことを関係機関とも連携しながら、国に陳情をしたり計画をする考えがありますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、前期計画の中におきましても位置づけをしておりました。その中で、ことしからやっと、特に県とのタイアップの中におきまして、東市来の「蓬莱館」、あの一帯を含めまして、それぞれマリインレジャーといいますか、そういう方々も大変多く来ておりますので、特に駐車場の確保、またトイレ、そういうものの整備をしながら、また特に吹上地域、また日吉地域におきましてもサイクリングロードということで県がしてございますけど、この活用策という中におきまして、それぞれの旧駅の跡地におきます

その整備、そういうものも今県のほうで向こう3年間ぐらいかけて整備をするつもりでございます。

こういう県で対応できないものにつきましては、また国のほうに考えて要望もしていかなきゃなりませんけど、特に観光の中におきましても、案内板とかいろいろなものを設置をしていかなきゃならない。今、議員がおっしゃいましたとおり、外灯ですか、そういうものがどの箇所にいいのか。特にこの海ガメ問題を含めまして大変いろいろと問題も残るようでございます。今、県との進めているこの事業もきちっと整備をして、またその後の中におきまして、またどういう対策があるのか、国のほうにもご要望というものはやっていきたいというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

東市来のほうで、マリンレジャーを中心としたそういった整備を進めていくということを市長は申しておられますけど、最初で一般質問の中で私は申しましたと思います。市長としては、大局的な立場から、日置市全体のこの日本三大砂丘の吹上浜という大きな視点から答弁をいただきたいというふうに考えておったわけですが、やはりもっと日置市の計画においてはいろんな社会情勢を踏まえて検討し、そして一体的な計画というものを進めていくべきだと考えます。

続きまして、農村過疎地域は、これからどのような対策を考えていかれますか。

○市長（宮路高光君）

特に、農村地域におきましては、この高齢化ということで、大変私も危惧しています。特に農村地域におきます農地の田んぼ、畑をどういかに守っていくのか。これが一番大きな課題であろうかというふうに思っております。

また、その中におきまして、今、農地・水・環境と直接支払い等の制度等も国の助成

等もうまく活用しながら、またそれぞれの地域におきます生産性、こういうものの両面の中で土地も守りながら、ある程度生産性が何が上がっていくのか、こういうことも一つの課題として、今後成果を上げるような形の中で実施をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

地域を守りながら環境型保全農業と申しませうか、そういった中で進めていきたい。しかしながら、非常に農業を取り巻く環境は、米も約10年前からしますと、早期米で「1万2,000円」しよったのが、もう「6,000円」、非常に低価格が第一次産業の中では進んでおり、そういった中に焼酎も、昨年までは非常に好調だった流れも、ことしもまた制限がかかったりとかいろいろしております。やはりそういった中での若者の定住と非常に厳しい環境にあるのではないかと考えます。

県の農業政策が変わりました。昨年12月、規制緩和によって、これまでは「農業生産法人だけは農業に参入できる」としておりましたが、「一般の企業でも条件が満たせば、農業委員会を通じて参入できる」と変わりましたが、日置市の現況はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

二、三で建設業をしている方々が、そのように農業のほうに参入しているものもございます。特にこのことも県もそれぞれ推進しているわけでございますけど、この規制緩和という中とあるわけなんですけど、農業というのは、やはり基本的にそんなに簡単に生産性といえますか、営農体系というのを確立は私はできないというふうに思っております。やはり幾らそういう規制緩和をしてみても、やはり撤退していくところもございます。

やはり、これは農業というのは、やはり基本的に地道にずっと気象との戦いをしていか

なきゃならない。そういう中におきまして、私どもが今しているこつこつとした形の中でも、やはりその地域を守られていく、一番今後にするのは、農家の減少といたしますか、このことがあと10年間の中で大変起こってくると。こういうことも本当にどういう対策をしながら、さきも申し上げましたとおり農地を守っていくのか。これが一番大きな課題であろうというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

既存にある農家さんを守っていききたいと、市長のお考えですけれども、そういう高齢者の皆さん方が非常に困っているのは、労力不足ということになっております。その辺は、どのような対策を考えられますか。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと申し上げたんですけど、その校区ごとに、今高齢化におきまして農地を離していく難しい中で集落営農というのはございますけれども、これにはいろいろと農家の皆様方のやっぱり土地に対します集約等も起きて、本当に現実的には難しい部分がございます。

やはり、さっきも申し上げましたとおり、そこにおきます担い手の方に、どうしてもその土地の集約をしていってもらわなきゃならない。このことがやはり地域におきます生産性といいますか、今は、1水田にいたしましても、本当に10町歩以上の中におきまして併用していかなきゃ、米の価格にいたしましても大変経営的に難しいというのも事実でございます。ここあたりも十分対応しながら今後進めさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

担い手を育成しながら進めていくという考えでございます。それは、農村・漁村・山村にとらわれずそのような考え方でしょうか。

○市長（宮路高光君）

水産業にいたしましても、林業にいたしましても、今後は恐らくさきにも申し上げましたように、水産にしても林家にしても大変少なくなってくるのは事実でございますので、ここあたりで早くまた、今も担い手対策ということでやっておりますけど、またそれ以上に中心的な方々に集約をしていただき、特に高齢者の皆様方は、本当に水管理とか自分たちができるものは何であるのか。ここあたりをうまくやっている先進的な事例等もあり、また私もそういう場も研修に行きました。今後はやはりそういう形をモデル的でもそういう地域をつくっていききたいというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

農林水産省が、広域連携共生・対流等推進交付金事業に、農山村長期滞在プログラム「緑のふるさと協力隊」、受け入れ市町村募集をNPO地球緑化センターが行っております。市は、この事業に取り組んでいらっしゃるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まだ、その事業に、私ども本市としては本格的に取り組んではおりません。いろいろと国のメニュー方式の中で、またそれを委託した財団等がいろんな事業を展開しているのは、もう承知のことだというふうに思っておりますけど、今ございましたように、滞在型、またはその休息を含めた中におきまして、都会から来てそれぞれのコテージを含めた、また民泊を含めた中で農業の体験をするいろんなメニューがあるというふうには思っております。まだ私ども本市において、具体的にその政策に取り組んではおりません。

○11番（大園貴文君）

農村の現況や課題から考えますと、さらに農業公社に新規就農者が見込めない現実から、ぜひ日置市としても取り組むべきだと考えますが、今後検討をされる考えはありますか。

○市長（宮路高光君）

特に、この農業の中の農地の集約とか、これが一番今までも難しゅうございました。そういういろんな都会から来ていただきまして、一時的でもそのような体験をしていただくのはありがたいこととございますけど、さきにも申し上げましたとおり、本市においては、さきにも言いましたように、この中核農家の皆様方の土地の集積を含めまして、この方々が管理をしていただける体制というのを本当に目指していかなきゃならない。高齢化の皆様方は、特に土地に対します集約というのは強うございまして、ここあたりが今からどう高齢者の皆様方に説明をしながら、納得いける体制というのをつくらなきゃならないかというのが、一番私はそちらのほうが今は最優先していかなきゃならないことかと思っております。

○11番（大園貴文君）

個人の財産でもありますし、それをどこまで踏み込んで市がやるかということもあります。しかし、農業の中にも一つの観光としての位置づけも、先ほど最初に申し上げましたように、農業体験コースやいろいろなものを使ったそういった政策も、日置市としての魅力もつくっていかないと、非常に今、県都・鹿児島市の隣にあるまちであるというだけで、何のそこに行ってみたいという日置市がつかれないのではないかと思います。

そういったこと等も考慮しながら、農業の振興につきましましては、生産も大事なことですけれども、それで都心部と農村をつなぐという役割をこの国の事業では、とり行っていると考えます。事業を取り入れる、取り入れないは別にして、やはりどういった方向づけで、生産したものが売れない。売りたいけれども売れない。そしてまた、その地域の農法によっては、すばらしいものだということを感じかない。そういったことをそういう視点から

市長、考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、議員がいらっしゃる下与倉、この中で大変荒廃地したところを開墾したりして、また今言いましたように、観光農園というところまではいかないかもしれませんが、それぞれ体験農園ということでやっていらっしゃいます。やはり日置市としても、そういうモデル的な地区につきましましては、やはり率先してご助力をしていきたいと。私ども行政だけでなく、さきに申し上げましたように、地域、またそれぞれの民間団体、こういう方々が主体的になって進めて、私ども行政も一緒にタイアップをしながら、そういう一つの拠点づくりといいますか、これは大事だというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

新しい農業のスタイルをやはり受け入れ、交流から滞在、滞在から定住という形にしていくためには、やはり日置市以外の方々が魅力を感じてこられるそういったまちづくりが必要かと考えます。そういった方向で後期計画の綿密なやりとりを地域の声を聞きながら進めていっていただきたいと考えます。

次に、水産業についてお伺いいたします。

入来浜漁港についてですが、季節風により毎年繰り返されるしゅんせつは、新しい対策は講じられず、税金を海に捨てている現状をどのように考えますか。

また、漁船が潮の干満にあわせてしか漁ができない現状について、お答えください。

○市長（宮路高光君）

毎年、この入来浜漁港におきましては、しゅんせつを繰り返しております。この税金を使ってすることについては、大変心の痛い部分がございます。ですけど、基本的に今の漁港の位置づけを見ますと、どうしてもしゅんせつをしていかなければ船は出ていかないと、

そういう漁港の形態でございまして、基本的には、抜本的な変えることができれば、毎年このようなしゅんせつもしないでも済むわけなんですけど、今の現状から見れば、このしゅんせつとしていくのも仕方ないことであろうかというふうに考えております。

○11番（大園貴文君）

旧吹上町のときに、港の整理ということで、今、先のほうに伸ばして行って工事を進めておったわけなんですけど、やはりそれから先に船が就航できるような港づくりということも計画をされておりました。

今度の過疎法も、過疎債の中でも、ぜひこの計画を進めていく考え、もしくは、船の出入りの場所をば変えるという考えは、市長は、お持ちじゃないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この漁港のしゅんせつ、大変このことは、漁協組合にも含めまして大きな課題でもあろうかと思っております。漁港しゅんせつというのは莫大なお金もかかります。また県漁協としても、基本的には合併というのも考えておりましたけど、これが一応破たんになりました。私ども吹上漁港を見たときにおきまして、あれだけの長い海岸線といいますか、砂地のあるところ、大変難しい状況であらうかという。新しくあそこにしゅんせつをして、それをまた一つの経営としていくのは大変難しいことかなというふうに考えております。

基本的には、私ども日置市のほうには、江口漁協という大変そういう対策——しゅんせつをしないで済む漁港がございまして、いろいろと新しい漁港をつくるということは、財政的なことも含めまして大変難しい状況であらうかというふうには思っております。

○11番（大園貴文君）

ということは、これからも対策はなく、しゅんせつだけを対策として、そしてまた、あすこは川も兼ねておりますので、水の流れを

阻害しないような形で進めていくという市長の考えでございまして。

地域では、船が自由に出入りができれば、子供たちも帰ってきて跡を継ぎたいという話も聞いております。しかしながら、親が今の現状では帰ってくるなど、旧吹上町で計画されていた棧橋の延長ができればと話されております。

今の船を停泊としている漁港のところを一つと考えずに、もっと別な川の主流もあります。その辺に船を入れられることができるのであれば、船はいつでも出れるとそのように漁民の方々は話をされておりました。そういったことについて、市長、考えは、現場のほうがちよっとわからないかもしれませんが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、吹上のほうについては、永吉川のほうからも二、三出たりしております。この現場が、若干私も、どこという位置づけはわからないほうもございまして、この漁港付近の中におきまして、今、おっしゃいましたとおり、大変この水産業の中におきまして、この海洋の中におきまして今、大変魚のとれ方というのが、依然として大変厳しい状況であらう。

さっき言いましたように、その漁港を整備する、また後継者つくる、これは1つの正論であらうかというふうには思っております。その中におきまして、やはりさきも申し上げましたとおり、これだけ大きな投資をした中において、いかがなものか、ここあたりもやはり財政の投下ということも十分、私も行政におきましても考えていかなければならないことだというふうに思っております。

○11番（大園貴文君）

最近、漁港にできたさかな館に船が出られないために魚を並べられないと、漁民の声も出ております。そういった中に、やはり市長

もまた漁協の方々と現場を見ていただいて、何か高いコストじゃなくて、安いコストでできるような方法がないのか、現地を視察していただける考えはあるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般も組合の総会にも出てきまして、また、いろいろと意見交換も二、三人の方々はさせていただきました。

また、今からの中におきましても、組合の皆様方とは、そういう意見交換というのはいつでもやぶさかでございますので、現地を見ながら、また、どういう得策があるのか、今、しゅんせつをしていることも含めまして、現地でまた話をさせていただきたいと思っております。

○11番（大園貴文君）

ですね、やはり現場に答えが必ずあると私は考えております。市長は、前向きに現場の様子を見て、この方法はどうかといったこと等をされ、耳を傾けていただきながら、持続可能な水産業の振興が図られるように私も考えております。

4点目につきまして、環境についてですが、過疎地域において環境保全活動として実施しています道路や河川伐採、遊休農地の荒廃防止に活動する人員が不足し、負担が拡大してきております。

日置市単独でも補助額の増額はできないでしょうか。今、現在は、日置市内一律基本額とメートル単価が出ておりますけれども、その辺の考えは、今後、どのように考えていかれるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたこの高齢化に伴いまして、特に河川、また道路の伐採、本当に負担になっているのも事実でございます。今、私どものほうは、それぞれの延長メーターによって若干の助成という形で、あとはボランティアという方で自分たちのところは自分た

ちで環境整備をしてほしいという部分でやっております。

これを今後の中におきまして、単価的なものを上げていくこと、安いかと大変また財政的な面も出てくるというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、本当に超高齢化したところ、そういうところがどうしていけばいい方策があるのか。特にさっき言いましたように、そういうところを含めまして、特に直接支払いと農地・水のこういう市の単独ではなく、国とのいろんな助成の中で交付金等が出ておりますので、これをまず今後、活用していきたいと、さよう考えております。

○11番（大園貴文君）

今回の一般質問で、市長にいろいろ提言をさせていただきました。日置市の一体的な私は発展と、そしてまた、地域において負担のある部分については、やはりそれぞれの対策を市としては進めていくべきだと考えて質問をいたしました。

今回、提案された日置市の総合計画は、定住促進という市長も決められている中で、重要課題に積極的に取り組み、確実に実施し、基幹産業の振興を観光という新しい感覚も視野に、公共交通の発展を生かし、広域的にも本市の魅力が十分発揮できるものとして、資源を守り生かされ、日置市の発展を進めることが重要と考えます。市長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘いただきましたことも十分配慮しながら、この後期計画と基本計画と、またこれに伴いまして、それぞれ実施計画、それからまた毎年のローリング、こういうことにおきまして、また議会のほうにも、それぞれの年度を含めた中でご提案を申し上げますので、ご論議をいただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○11番（大園貴文君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分からといたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、坂口洋之君の質問を許します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。本日、2番目の質問者となりました。ことしの夏は百年に一度と言われるような地球温暖化を象徴する猛暑と言われる大変暑い気温になっております。全国で熱中症による死亡事故も多発しております。

先週は市内中学校の体育祭が実施されましたが、2学期を迎えながら体育祭の練習などで、この暑い中、体調を壊す児童生徒もいるようでございます。

神奈川県では、猛暑の中での練習を解消するという目的で、運動会を10月後半に開催を延ばすような自治体の事例もあるようございます。

私が小学生でありました30年前と比較いたしましても、この時期の30度を超える気温は異常ではないかと感じております。この温暖化は、今後、ますます進むとの指摘もあり、社会全体の季節感、季節の行事についても検証する必要があると強く感じているところでもあります。

私は、社民党の地方議員として市民の命と暮らし、働く人の雇用・労働条件を守るという視点から質問をいたします。

1点目でございます。日置市の滞納対策と取り組みについて質問いたします。

景気が低迷し、雇用が厳しい社会が続いております。本来、納税義務を果たすことにより、安心できる公的サービスが運営できるわけではありますが、長引く雇用不安が進み、納税義務を果たしたくても果たせないと言われる人が増加しております。

平成19年6月議会の中で、滞納対策課の設置と言われる質問があり、今年度4月から、鹿児島市に次ぐ県内2番目の特別滞納整理課が設置されました。日置市の滞納対策の取り組みについて以下の観点で質問いたします。

特別滞納整理課の成果と課題は何であったと思われるのか。地方税法により支払った月から5年が経過した場合について時効となると言われておりますが、時効となり回収できない市税とはどの程度あるのか。

3つ目に、支払い能力があるにも支払われない給食費、長期にわたり支払い相談なく滞納している奨学金等、滞納対策の取り組みはどうであるのか、以上について市長、教育長にお尋ねいたします。

2番目でございます。人事院勧告について質問いたします。

人事院勧告制度とは労働基本権制約、団結権・団体交渉権・争議権の代償処置として社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保するものであり、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っております。

人事院や公務員の給与と労働条件について法定すべき基本的事項は、国会及び内閣に対する勧告により決定されております。その勧告により地方公務員の給与が決定されております。そこで、公務員の賃金に関係する人事院勧告について質問いたします。

国の人事院勧告について市長、どのように

考え方を持たれているのか。2010年人事院勧告が8月10日に示されました。その内容についてどのように考え、認識されているのかお尋ねいたします。

3問目でございます。児童虐待防止対策の取り組みについて質問いたします。

この7月から8月にかけて、新聞・テレビなどマスコミに全国的な乳児・児童虐待、せっかんによる死亡事故が行われました。特に、大阪市のワンルームマンションで発生した3歳の女の子と1歳の乳飲み子の置き去りの死亡事故は、乳飲み子のいる私にとっても衝撃的な事件でありました。

児童虐待の相談は、昨年度で全国4万4,000件の問い合わせがあったと言われております。この問題は都市部で隣近所のつき合いのない集合住宅が多いと言われております。

本市では、地域性もあり、余り大きな問題はないと信じておりますが、本市の実態はどうであるのかと思ひ質問いたします。

平成21年度の児童虐待の認定件数は何件であったのか。児童虐待予防の本市の取り組みはどのようなものがあるのか。育児放棄や子育ての放棄の事例は本市であったのか、3点について市長、教育長に伺いまして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の滞納対策の取り組みについて、その1でございます。ことし4月から特別滞納整理課を設置し5カ月が過ぎましたが、現在まで各課が所管する債権の内容把握、関係課が懸案事項を持ち寄っての研修会、横断的な取り組みを進めるための要領の整備等について推進体制の整備を進めてまいりました。

今後の課題といたしましては、研修を重ねることによる職員のスキルアップ、滞納者の

実態把握による性質別整理の徹底、各種債権の重複滞納者を一括で管理できるシステムの構築等が最も重要な課題であろうと考えております。

その2でございます。平成21年度決算において、時効等の理由で不納欠損処理を行った金額でございますが、市税、国民健康保険税、公共下水道、介護保険料を合わせて6,675万5,530円でございます。

不納欠損とした理由については、生活保護の長期受給、企業の倒産による徴収停止、徴収困難による時効消滅が主な理由でございます。

3番目でございます。困難案件に対する取り組みでございますが、回収が著しく困難とされる債権については、滞納者の実態を適切に把握した後、納められると判断した者については、法的措置の件と逆に生活困窮等で法令等の要件に該当する者については、債権放棄の手続も検討していく必要があると考えております。

3番目でございますけど、特に給食・奨学金については教育長も答弁いたしますけども、家賃等についてでございます。公営住宅等の滞納者については、電話、文書、自宅訪問などによる納付指導を行っております。

また、一括納付が困難な場合など分納誓約を結んでおりますが、分納誓約どおりに納付しない入居者や電話、文書、自宅訪問にも応じない入居者に対しては、連帯保証人に連絡して、入居者とともに担当課へ出向いてもらい、今後の納付計画及び指導を行っております。

2番目の人事院勧告についてのご質問でございます。その1でございます。人事院勧告制度につきましては、公務員は、労働基本権の一部を制約する代償措置として制度化され、毎年、民間との給与比較を行い、公務員の給与等勤務条件の改定について国会及び内閣に

勧告されるもので、地方公務員法に定めている2つの原則（①情勢適応の原則、②均衡の原則）から、制度自体は尊重するものであると考えております。

2番目です。今年度の人事院勧告につきましては、厳しい民間情勢を反映する形で、月例給及び賞与のいずれにおいても公務が民間を上回ったことから、若年層を除き、年金給与で平均1.5%、約9万4,000円の引き下げが勧告され、また、高齢期の雇用問題として65歳までの定年延長に向けた基本的方向性が示されています。

本市においても、これらと同様に、人事院勧告及び鹿児島県人事委員会勧告を踏まえながら、対応を検討していきたいと考えております。

3番目の児童虐待防止対策の取り組みについて、その1でございます。児童相談体制に関する児童福祉法の改正により、平成17年度から児童家庭の相談窓口が児童相談所のみでなく、身近な相談窓口として市町村でも対応することになったこともあり、相談件数は増加傾向にあると考えております。

県内の3児童相談所と市町村への虐待相談件数は、平成21年度で614件、虐待と認定された件数は343件となっております。平成21年度において、本市で児童虐待じゃないかと相談を受けた件数としては7件あり、3件の事案において児童相談所からの後方支援をいただいております。そのうち2件については児童相談所が虐待と認定しており、現在も児童相談所と協力して見守りを続けているところでございます。

2番目でございます。本市では、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行う乳児家

庭全戸訪問事業に取り組んでいます。

特に出産後はうつにかかりやすいことから、産後1カ月以内の新生児訪問で産後うつのスクリーニングを行うことにより、乳児に不安の早期発見、早期支援に努めております。

また、児童を対象とする各種健診時においても、乳児相談を行うなどの取り組みが児童虐待の防止につながっていると考えております。

さらに、家庭における適切な児童の養育など家庭児童福祉の向上を目的と設置している家庭相談員が支援を必要とする子育て家庭を直接訪問し、その家庭と信頼関係を築き、児童虐待につながらないようにさまざまな相談支援を行っています。

3番目でございます。育児放棄や子育て放棄の事例でございますが、新聞等で報道されご存じと思いますが、過去に母子の無理心中等が本市でありました。このような痛ましい事件が起こらないよう、本市では子ども支援センターが中心となり、関係各課が連携し、相談支援活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

給食費・奨学金の対応策の取り組みにつきまして、平成21年度末において、給食費が4地域で80世帯、736万1,000円、奨学金が16名、341万6,000円の滞納があります。滞納対策の取り組みの現状は、文書による未納通知、納付督促を主体としながら、個別訪問を行っております。

給食費滞納につきましては、伊集院地域にかかる分が402万5,000円と過半数を占めております。したがって、この状況改善のために、平成19年1月からセンター徴収から学校単位の徴収へと変更をし、新たな取り組みをいたしました。

その結果、その後の現年度分の未納額は、平成19年度には発生せず、20年度に7万170円、21年度に6万1,476円とわずかな額となり、大きく改善されたところがございます。

また、これまでの滞納分の徴収額は、市全体で20年度が108万6,000円、21年度が78万6,000円となっており、少しずつですが回収されつつあります。

次に、奨学金の滞納分の徴収額は、21年度に3名から10万円、22年度現時点で2名から12万5,000円となっております。

今後の滞納対策の取り組みとして、継続して文書による通知を行い、滞納者と直接面談し、納付督促をする中で、文書による返済計画等を交わすよう努めてまいりたいと思います。

次に、児童虐待防止の取り組みについて回答いたします。

各学校に対しましては、校長会、教頭会や生徒指導担当者会、養護教諭部会等で、県教委、文部科学省、厚生労働省の通知文をもとに、児童虐待防止に向けた適切な対応、児童虐待防止推進月間の実施、教職員研修教材の活用等の指導を行っております。

具体的には、1つ目、学校及び学校職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるために、日常生活面について十分な観察と注意を払うこと。

2つ目は、日ごろから児童生徒の状況の把握に努めるとともに、教育相談の充実を図ること。

3つ目は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、都道府県の設置する福祉事務所等へ通告すること。

4つ目に、児童虐待防止に関する職員研修

の充実に関すること。

5つ目が、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会へ連絡、または必要に応じて相談を行うこと、などの指導を行っております。

なお、子ども支援センターを中心とした、関係各課との連携した相談支援活動をさらに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、育児放棄や子育て放棄の事例は本市であったかということですが、学校に対しまして、児童虐待の疑いがあるということで2件の情報提供がございました。これらの件について、学校で確認しましたところ、虐待の事実は確認できませんでした。その後も注意深く観察を続けておりますが、元気に登校しており、その後、同様な情報は届いておりません。

また、母親から「子供に暴力をふるい虐待してしまいそうだ」という相談が1件、学校にありました。この件については、学校、福祉課、子ども支援センターなどの関係機関と連携して対応した結果、現在では改善され、良好な状態を保っております。

今後も、引き続き情報の共有に努め、早期発見、早期解決に努めていきたいと考えております。

○7番（坂口洋之君）

3点について、市長と教育長に答弁をいただきました。

特別滞納整備課の課題と成果については、懸案事項を出し合っていることと同時に、重複している滞納している税金についてのシステムの構築をつくっていくというそういった答弁でございました。

多くの市民が納税意識を持っております。しかし、経済的な理由で、どうしても納税ができない方もいらっしゃいます。

その一方で、納税意識に欠けた、本来なら

ば資産等を考えれば十分支払い能力をされている市民の方においても、しっかり納税をされていないというそういった問題点もあるわけでございます。

先週、2番議員も指摘いたしました。国保税の負担について質問があったわけですが、経済的な厳しい状況の中において、多くの市民が税の負担が非常に年々厳しくなっている。重税化が強くなっているというそういった声をあちこちから聞いております。

私ども議員としては、当然、公的サービスを受ける以上は、一定のサービスを負担をしなければならないと思う反面、多くの市民が重税感を感じております。そのことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたように、市民の重税に対します意識の問題、特に今は、リストラ等におきまして雇用の場がなくなった、こういう方々については、なおそういう意識というのは強いというふうに思っております。

ある反面、今言ったように、社会保障の社会保障費というのが年々ふえている、こういう実態もきちっとやはりある反面、説明もしていかなきゃならない。

さきも申し上げましたとおり、私どもも、この納税に対します市民の意識高揚というのを図りながら、どうしてもできない方々については分納制度等ある。こういう物事も丁寧に今後とも説明をしていく必要があるかと思っております。

○7番（坂口洋之君）

経済的厳しい状況でありますけれども、しっかり分納相談などをしながら、やっぱり丁寧に対応していただきたいなと思っております。

昨年度の都道府県別の県税の納税率について、ちょうど3週間ほど前、ニュースがあり

ました。全国で一番県民税の納税率の高い県が島根県と言われております。

島根県は、必ずしも県民所得が高いわけはありませんが、納税に対する意識は非常に高いという地域でもあります。当然、シートベルトの着用率も高く、法律で定められたことをしっかりしているというそういった地域性がうたわれております。

では、鹿児島県の状況を見ますと、県税の徴収率が全国で31位です。九州で4位と言われております。日置市の昨年度の税の徴収率が98.33%と言われております。県内の自治体の状況では高い位置とありますが、市民の納税に対する意識・考え、また、どのように分析されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、それぞれの県におきますデータ、また本市におきます徴収率、こういうものはご指摘がございましたとおりでございます。

特に、国民の納税義務を再認識いたしまして、自主的に申告し、期限まで完納できるようなことにつきまして、積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

特に、市民一人一人の納税の意識の高揚を図りながら、市税の完納推進の日置市と申しますか、さきも言いました98.33ということで、県内のほうでは割と高いほうなんですけど、今後におきましても、市民の意識のためにPR活動等も十分やっていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

まさに、市長が先ほど答弁いたしました完納推進の日置市を少しでも実現していただきたいなと思っております。

日置市の広報紙8月号に「ストップ滞納！市税等の公平」ということで、啓発記事が掲載されました。私も読ませていただきました

けれども、特別滞納整理課の中身についての記事とか、また、市民の啓発を促すような記事が細かく書かれて、非常にわかりやすい内容だと思っております。

市民の中には、生活が厳しくても納めるのはしっかり納め、安心して老後を支えていただきたいという市民も多いわけです。滞納者はもちろん、現在納税している市民についても、納税意識を喚起するような啓発が必要であると私は感じております。

今後、納税者である市民に向けてどのような啓発、普及活動されているのか。また、これから納税をされようとする若い、例えば中学生とか高校生とか大学生、若い世代に向けての税の納税意識を高めるような啓発活動をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、広報紙等でもPRしておりますし、また、各種団体から出前講座ということで、ぜひ聞きたいということがいろいろと寄せられております。

特に、担当課長、係長含めまして出前講座もやっておりますし、また、小中学校におきましても、租税教室、こういうことをきちっと子供たちにも教えていく必要があるというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

出前講座とか租税教室という形で、具体的に今後とも計画されているようでございます。

先ほども発言したわけですが、財産調査をしながら、納税意識の欠如により納税する市民もいると聞きます。そういう事例は厳しい姿勢で取り組むべきでないかと思えます。支払い能力がありながら、納税意識の欠如等の事例はまずどのようなものがあるのか。また、市としてどのような姿勢で納税相談に取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、督促状等でそれぞれの滞納者

等には再三やっております。それに応じない方につきましては、どうしても裁判所の手続、強制執行、こういうようなこともやっていかなければならないというふうに思っております。

今後におきましても、先般、議会のほうにも出してあります債権管理条例と、こういうものも準備をしながら、やはり滞納におきまます払っていいいますか、いただける方々に対しては、いろんな手段を講じていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

日置市も、年3回、管理職を中心に滞納への取り組みをされているようでございます。経済的な状況で、どうしても支払えない方もいらっしゃるかもしれません。徴収をしながら、その方々の経済状況、例えば生活保護レベルの方々がもしあれば、福祉課と連携をするとか、また、本来ならば税金を先に納めないといけないんですけれども、多重債務を抱えながら、サラ金等の返済でどうしてもそちらのほうにお金をまず返さないといけないというそういった問題があれば、商工観光課の多重債務相談なんかと連携しながら、公正で公平な納税相談を取り組んでいきたいなと思っております。

先ほど答弁がございました不納欠損となり、回収できない市税等が6,600万円という数字が出ました。こんなに金額が多いのかと私も驚いているところでございますが、日置市としての不納欠損の処理についての基本的な考え方について再度質問いたします。

○市長（宮路高光君）

不納欠損の処理につきましては、特に倒産とかそういう事情、秩序ですか、こういうものをきちっと把握した中でやらせておりますけど、今、ご指摘ございましたとおり、大変多額な金額になっているということも言えます。

手続上の中におきまして、催告書等の送付、忘れとかそういう部分も若干はあったというふうには思っておりますけど、基本的には、この不納欠損におきます処理につきましては、厳正にやりながら、不納欠損の処理をやっていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど答弁もありました倒産とか生活保護ということで、厳しく厳正しながら取り組んでいくということなんですけれども、不納欠損については、細かい分析と実態把握が必要であると私は考えております。適切な債権管理について質問をいたします。

市民の中には、厳しい財政状況の中、役所に納めるべきものだけは、期限内に納めようと努力している方もいらっしゃると思います。しかし、中には、納税意識に欠けての滞納、制度に理解をされず滞納、担当職員の徴収が手が回らず滞納など、さまざまな理由で滞納が発生し、時効を迎えているものがあるとお聞きいたします。

そこで質問いたします。不納欠損金が6,675万円という答弁でありましたが、具体的に不納欠損の理由は、まずどのようなものであるのか、具体的な例を示してほしい。例えば税務課ではどうなのか、介護保険課や上下水道課ではどうであったのか、欠損金に対しても十分な調査の上で適正な処理がされていると理解してよいのか、お尋ねいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

不納欠損の件でございますが、平成21年度の欠損によりますと、不納欠損額は、市民税が756万6,317円、市民税法人が315万4,900円、固定資産税が2,165万7,291円、軽自動車税が76万6,100円、そして国民健康保険税が2,785万732円となっております。

不納欠損の主な原因といたしまして、生活

保護の長期受給などによる生活困窮、企業の倒産及び破産宣告による徴収停止、行方不明による徴収停止のほか、再三の催告、分納制約にも応じていただけなかったための時効による消滅等が主な理由でございます。

今後におきましては、納税者の支払い能力の見極めを徹底し、再三の納付相談にも応じていただけない場合は、差し押さえ等による強制執行及び時効の中断を実施し、1件でも時効による不納欠損が生じないように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○介護保険課長（満留雅彦君）

介護保険料に関しましてお答えいたします。

介護保険料は、介護保険法に基づきまして、時効期間が2年となっております。

それでは、21年度の不納欠損処分状況に内訳についてお答えします。

人数で129人ございまして、不納欠損をしました額が565万3,590円でございます。

主な不納欠損の原因としまして、ご本人の死亡、それからご本人の転出、それから納付の意識に欠けていらっしゃる方、それから生活困窮、居住不明等の内容になっております。納付意識がないと、介護保険料を利用しないので支払わないというようなご意見も多々ありますので、今後こつこつ足を運びながらお話をして、納付相談等に応じて、不納欠損が少しでも少なくなるように努めてまいりたいと考えております。

○上下水道課長（宇田和久君）

上下水道課の所管に係る分ですが、公共下水道が平成21年度分につきましては、38件、10万6,600円でございます。水道につきましては、107件、33万1,120円、農業集落排水飲料水供給施設使用料では、なしという状況でございます。

主な不納欠損の原因といたしましては、所

在不明、死亡、倒産というような状況になっております。

所在不明が多くなっているということでございますが、これは水道・下水道では、住民登録の有無にかかわらず、給水申請が個人からなされれば開栓することになっているということでございます。

この水道開栓の受付の際に、上下水道課でも住民登録を行うようお願いをしておるんですが、それでも住民登録を市役所の窓口で行わない人がいらっしゃるということです。そのような方が滞納したまま引っ越しをされた場合に所在を特定できなくなってしまうと、督促や滞納徴収ができなくなってしまうというようなことがあります。このようなことを少しでもなくすためには、滞納が2回出た時点で給水停止等を行うなど、早目の手だてをとるなどの対策を行っておりますが、なかなかこの部分の改修が進まないというような状況でございます。

以上でございます。

○7番（坂口洋之君）

やはり経済的な要因が多いのかなというのをつくづく感じておりますし、所在不明の方々が割といたことによる不納欠損という状況もわかりました。徴収についても、通常の業務をしながらの徴収対策ということで大変ということをお聞きしております。素直に納税を相談に来てくれる方もいらっしゃれば、ピンポンを鳴らしても全然出てこないというそういったケースも聞いております。支所においては、通常の業務をしながらの徴収対策で、非常に大変という苦勞を聞いております。

監査委員の報告の中で、「平成22年度から「特別滞納整理課」が新設され、全庁一括横断的な取り組みの体制のもとに、公正・公平な収納対策が図られ推進されることを期待するところである」と書かれております。大切なことは、その取り組みの主体と原点、推

進源は担当課であるという指摘が示されております。職員も削減され、通常業務をしながらの滞納対策は大変であります。滞納整理課に回さなくても各課で意識を持ちながら、現年度対策を含め、再優先した事務を進めていくべきではないか。まず、監査委員の指摘を含めて、このことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この滞納整理、税だけでなく、ほかの関係もございまして、現課で最初に課税しております。やはり自己責任の中で、やはりこのことは、それぞれ現課が一番すべきでございます。

さっき言いましたように、特にこの生活困窮とか、また住所不特定——住所がわからないとか、転出した、こういういろんな要素の中であるということも事実でございまして、先ほどもちょっと課長が答弁いたしましたとおり、もうそのときそのときで、徹底した形の中で滞納をやっていかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

監査委員の指摘のとおり、各課が責任を持って次に回さないような形で取り組んでもらいたいと思います。職員は3年ぐらいで常に入れかわりますので、そのときにもやっぱり、次の方に少しでも滞納額が継続されないような、限られた職場での責任ある徴収対策を今後とも強化していただきたいなと思っております。

今なお、不景気の中で、例年どおりの徴収スタイルをとっても、前年度以上の税収は望めないと考えております。

そこで、質問いたします。22年度税収を伸ばすため、新たな取り組みがあれば示してほしいです。22年度及び21年度以前の滞納分については、徴収目標額を掲げていると思いますが、具体的にどのような数字である

のか。また、目標額について、年度末、または出納閉鎖に向け、定期的に管理し、その時々に応じた目標達成に向けた対策を日置市としてとっているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今後の新たな取り組みといたしましては、「滞納整理強化月間」設置による市全体の徴収活動のほか市民の利便性の向上のため、24年度を目標としたコンビニ収納事務におきましても、準備作業を今進めているところでございます。今後におきましても未納者対策はもちろんですが、納税の必要性、公平・公正な納税についてのPRにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、目標通知でございますけど、6月の出納閉鎖後におきまして22年度の目標を設定したものでございますが、市民税の現年度分が98.88%、滞納分が14.45%、市民税の現年分が100%、滞納分が10.15%、固定資産税の現年分が98.38%、滞納分が9.06%、軽自動車の現年度分が98.35%、滞納分が19.84%、国民健康保険税の現年度分が94.24%、滞納分が13.61%という数字を定めて、これら全体で前年度比3%向上を目標としております。この数値につきましては、毎月月末で数値の確認を行うために、担当者も常々対策を検討し、目標達成に向けたさまざまな取り組みにつなげていきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

新たな取り組みということで、かつて4番議員がコンビニの納税徴収について質問があったと思っておりますけれども、24年度以降コンビニ収納についても考えていきたいということなんですけれども、どういった効果があり、どういった成果が出て、期待できるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

コンビニの場合は、通常気軽にいろいろ日

常雑貨等を買う形の中でいきますので、そのときに気楽に納税していただければいいなと思っております。

私ども本市にもコンビニ等はさまざまでございますので、会社とも十分打ち合わせをし、また手数料の問題も含めて検討する余地がございますので、目標として24年度ということで、約1年半ぐらいをかけまして、十分な調査研究をさせていただきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

人口の多い都市部では、コンビニ納付というのが割とされているところもあるんですけども、日置市のような人口が5万程度でコンビニ納付というのは、そう事例がないと思っておりますので、今後も十分な研究をしていただきたいなと思っております。

教育長にお尋ねいたします。

学校給食費の、済みません、滞納額について、ちょっとまだ聞き取れない点がありましたので、再度お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど答弁申し上げましたが、すべて4地域で、80世帯の736万1,000円となっております。

○7番（坂口洋之君）

学校給食については、本来、学校債権ということで学校が中心になって徴収対策をしないといけませんけれども、給食費の場合、長期にわたって、もうかつて30年近く前の方でも支払っていないといったそういったケースがありますけれども、過去にさかのぼった学校債権については、本来ならば学校が徴収しないといけませんけれども、学校の場合は職員も常に入れかわりますので、学校への負担も大きいと思っておりますけれども、過去にさかのぼったこの給食費なり等の学校債権についての、学校が本来徴収する役割はどうか。それで、地方自治体として、この過去にさか

のぼった徴収については、どういった役割をすべきなのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今、お話がありましたとおり、給食費は、私費的な私的な会計でございます。したがって、学校は、本来単独校については学校にお任せしておりますし、センターが2カ所ほどございますが、このセンターのほうが基本的には中心となりながら、学校と一緒に徴収を今現在行っているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

近年の滞納については、学校でも十分対応できると思いますけれども、かつて市教育文化の委員会のときに、30年ほど前の給食費の滞納があるというのをお聞きしたんですけれども、そういったかなり過去にさかのぼった場合の徴収対策の役割というのは、自治体としてどういうふうに行われているのか。学校が本当はしないといけないのか、地方自治体がもうここまで、もう周りの分については学校の自治体の役割なのか、それについてのお尋ねでした。

○教育長（田代宗夫君）

学校については、それぞれでやっていると思いますが、学校給食センターにつきましては、とりあえず現年度分については、学校が中心にやっていただこうと。それで過年度分については、特に伊集院のセンターあたりでは、私、給食センターが中心になって、過年度分の未納の徴収は、基本的に給食センターが行うというような立場で今徴収に当たっております。

○7番（坂口洋之君）

時間がありませんので、次の質問をいたします。

人事院勧告について質問をいたします。

先ほど中身について答弁をいただきましたが、人事院勧告というのは、職員の給与等でございます。日置市の職員の給与の中身につ

いては、労働基本権もあり、議会としては中身について入り込むべきではないと考えております。人事院の給与については、本来、執行部と職員組合が話し合いながら決定すべきであると考えますが、その点について、見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

執行部と組合との話し合いも、これは基本ではございますけれども、やはりこれに基づきますことにおきましては、今私ども、この人事院勧告という中で全国的なレベルの中で勧告しておりますので、もうこういうことを十分尊重しながら組合と協議をしていきたいというふうには思っております。

○7番（坂口洋之君）

私も、ことして実は40なんですけれども、本来、私の世代というのは、民間側、行政側でも中間管理職という時代でございます。仕事の量は非常にふえているんですけれども、なかなかこう賃金が上がらないということで、マイホームなんかを建てている方もいらっしゃいますけれども、本当に将来が見えないというそういった状況があります。当然ながら景気は悪いですけれども、一定の賃上げは必要ではないかと私は感じております。

人事院勧告による公務員の人件費削減が進んでおります。職員も日置市の生活者であり消費者であります。民間企業の給与の高い都市部と低いと言われます鹿児島県では、地域経済に与える影響もまた変わってきております。公務員が下がれば、消費が低迷し民間が下がると。民間が下がれば当然ながらまた公務員も下がるということで、賃金においてもデフレが非常に進んでいるのではないかなと思っております。

そこで、質問いたします。まず、今の賃金抑制策による地域経済の影響をまずどのように考えているのか。また、公務員が下がれば、また民間企業も下がります。民間企業への影

響はどうであるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこういうご時勢の中で、この賃金という中におきまして、もう以前からすると大分下がっているという認識は持っております。今さっき言いましたように、公務員を基準にするのか、民間を基準にするのか、今人勧につきましては、民間を中心とした中で公務員のそれぞれの給与をしております。そのどっちが下がってどうこうということじゃなく、私はやはりこの民間というのは、やはり私ども周辺部を含めて、この比較というのは大事なことであると。やはり今言いましたように、都会とか地方では大分違います。違ふなりにして、やはり民間との比較というのも、いつも東京の大都会におきます民間との比較、地方におきます公務員との比較、やはりこういうギャップといいますか、こういうものもございまして、十分民間との調整というのにも配慮した中でやっていくべきことであるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今回の人事院勧告においては、先ほども答弁がございました。定年制の見直しについて答弁があったと思いますけれども、まずその背景と内容についての説明と、将来的な65歳、定年延長によります本市の職員定数を含めたどのような形で影響があるのか。そして近年、採用が抑制されてきて若い職員がなかなか入ってきておりませんが、当然ながら各職場を回りますと全体的に年齢が上がってきているのをつくづく感じておりますけれども、そういった中で、年代の歪が指摘されておりますけれども、定年延長によってどのような影響が出るのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この定年延長というのは、恐らく公的年金の支給開始、こういうことにおきまして、基

本的には65という部分があります。基本的にはまだこのことについては、法制化されていないのも事実でございまして、今後やはりこの65におきます定年制というのは、いろんなことも実態を把握していかなきゃならない。特に65におきます給与の問題、給料体系、また仕事内容、こういうもの役職、やっぱりいろんな問題が取り付いてきますので、今後こういうことにつきましては、ほかのところも十分研究させて、本市としても取り組みにつきましては、今後の研究課題だろうというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後の年金受給が、将来的に65歳ということで、これから先は定年の延長ということで想定されているようでございます。

今回の中で、初めて非常勤職員の中身について触られております。日々雇用職員制度を見直して期間業務職員制度を導入するという人事院規則等の改正を行っております。同時に非常勤職員にも、育児休業・介護休暇等を適用する「育児休業法改正」に向けての今後具体的な法改正に向けて取り組みが示されております。

まず、そのことについて、市長は理解されていたのか。また臨時職員についても、内容によっては、正規職員とほぼ同様の仕事をしているわけでございます。今回初めて、人事院勧告による非正規職員の人件費以外の給与の整備が示されるようではありますが、そのことについての見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、勧告の中で、人勧の中でそのような賃金だけではなく、その制度上の問題を確立していくということも言われております。

今後におきまして、やはりいろんな類似団体を含めまして、この休暇の問題とかそういうもの等につきましても、十分検討していか

なきやならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

本市の場合は、非正規雇用についても原則5年間で雇用の見直しということで、一概に当てはめられない面もあるかもしれませんが、行政改革の中で、職員を削減される一方で、非正規労働者の方の比率というのは非常に高まってきております。また、その中身についても職員とほぼ変わらないような内容もありますので、当然ながらこのことについても十分検討をしていただきたいなと思っております。

3点目の児童虐待についての質問をいたします。

先ほども私、1回目の質問の中で大阪市の事例を挙げましたけれども、まず、ここ数年、児童虐待の数が非常にふえてきていると思われすけれども、まずその原因は何であるのか、また社会的な要因をどのように市長は分析されているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

虐待の要因というのは、さまざまであろうというふうには考えておりますけれども、保護者側についての要因とか、子供側の要因、養育環境、こういういろいろと考えられることとございますので、一概にどうということとはちょっと言えないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

その要因は、さまざまな理由がありますので、何とも言えないと思います。

今回、私、児童虐待の質問をするに当たってまして、鹿児島市の桜ヶ丘の中央児童相談所というところに行ってまいりました。その方からいろんな意見をいただきました。

まず、県内の状況から見ますと、まず、日置市の取り組み状況はどうですかという質問をいたしましたら、日置市は、子ども支援センターというのが教育委員会にあると思いま

すけれども、その機能が非常によく働いていると、こういった問題があればすぐに対応できるということと、職員が非常に熱心だというそういったことで、県内の自治体においても、この児童虐待の問題については先進的な取り組みがされているというそういった評価の声をいただいたわけでございます。

そういった中で、先ほど平成21年度で7件の通報があったということなんですけれども、まず通報先は、どのような傾向であったのか。そして日置市は、乳幼児を含めて、家庭訪問をしながら実態把握に努めているということなんですけれども、来ない親の方もいらっしゃると思いますけれども、来ない親の方々について家庭訪問をしながら問題点はなかったのか。そして、やっぱり気軽な育児相談をやっぱりしていけるような環境づくりについても答弁があったわけなんですけれども、やっぱり来やすい環境づくりについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、本市におきましては、子ども支援センターということで、それぞれの保健師を含めまして、関係各課の皆様方が連携をしながら、このセンターを立ち上げております。

今、ご指摘がございましたとおり、いろいろな方法の中で、このことにつきまして情報といいますか、その情報の収集といいますか、図っておるところでございまして、特に児童民生委員ですか、児童の民生委員等も中心に入っていただきながら、また学校とか、さっきもちょっと申し上げましたとおり、子供の健診、あらゆる機会の中でこういう虐待の把握というのはしなければ、一つのルートだけでは難しいことかなというふうに思っておりますので、今後とも各関係各課が十分連携をしていくことが大事であるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

件数的には、日置市で、認定件数が2件、そして通報先が7件ということなんですけれども、件数だけを見ると非常に少ないんですけども、虐待に至らなくても、親がしっかり子供の育児をしないケースもありますし、また、小学生、中学生でも親が仕事に行きながら十分な食事を与えずに、1日の食は学校給食というそういった子供さんもいらっしゃるようでございます。件数には見えないようなそういった事例がありますので、そういった形の拾い上げをいかに進めることが大事じゃないかなと思っております。

児童認定件数については、先ほど述べられましたけれども、日置市の子育て支援計画を見ますと、平成17年で4件、18年で2件、19年で0件、20年で1件ということで、児童虐待の認定件数が示されておりますけれども、その内容は、具体的な内容はどうかであったのか。また、認定件数を含めてどのような形でその場の解決に向けて取り組んだのか、お尋ねいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

具体的な内容についてでございますが、2件の認定につきましては、デリケートな問題でもございますので、個人が特定される可能性もございますので、詳しくはお答えできないんですが、2件につきましては、両親による子供2人に対しての虐待であります。それぞれの子供に対して、虐待として2件というふうにカウントしております。

このケースにつきましては、通告が学校からありまして、児童相談所を含め、日置市子ども支援センターを中心としたケース会議を開催し、虐待が悪化しないように家庭訪問をし、保護者や子供との面談を繰り返しているところでございます。

また、このケースにつきましては、保護者のほうも苦しんでおりましたので、子ども支援センターの臨床心理士や児童相談所におい

での面接も行いました。その結果、衝動的になりやすい自分を見つめ直すことができたということで、現在は良好な親子関係を保っているところであります。

以上です。

○7番（坂口洋之君）

答弁でもありました。子供へのまずフォローです。そして、その親へのフォローということで、日置市等も積極的に取り組んでいるようでございます。

2004年度の「児童虐待防止法改正」で、児童相談所だけでなく市が虐待の通告先になっております。日置市の虐待を知った場合の通報先として、児童相談所や市役所に連絡すればよいとの調査結果が9割でありましたから、全体の13%の方が、児童虐待や育児放棄があった場合、どこに連絡をすればよいかわからないという子育て支援計画の結果がありますけれども、今後、市が通告先になっていることについて、市民に対してどのように啓発をしているのか。また、今後市民への関心を持たせるような啓発活動、11月は児童虐待の防止月間ということで、全国的に啓発活動をされておりますけれども、その辺の取り組みについての市の考え方をお聞きいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

通報先の周知についてでございますが、市が相談窓口として周知していただくために、毎年、新入学生に子ども支援センターのチラシを配付しているところでございます。今後もさらに、市民の皆様に市町村が相談に対応していることを周知できるよう、広報してまいりたいと思っております。

さらに、11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせまして、厚生労働省が作成しました市町村に配付するポスターを、市役所、保健センター、地域の中央公民館、保育所、幼稚園、小・中学校に掲示し、保護者に対し

て啓蒙を努めてまいりたいと思います。

また、広く市民に関心を持っていただくためにも、市内のスーパー等にもポスター掲示の協力を今後、依頼していきたいと考えております。

○7番（坂口洋之君）

答弁がありました。11月は、学校や保育園、またスーパー等に、啓発のポスターを張るといふそういったことでございます。幅広く市民に向けた虐待問題や育児放棄についても、幅広い啓発活動が望まれるところでございます。

時間も押してきました。最後の質問をいたします。

先ほど私も述べましたけれども、とにかく日置市の虐待や育児放棄に対する取り組みについては、県下でも非常に高い位置にあるということでございます。特に子育て支援センターの役割の大きさを私自身もつくづく感じてまいりました。

最後に教育長にお尋ねいたします。

見逃さない体制づくりが重要である。保護者だけではなく地域全体が子育ての重要性を支えるという、そういった意識をぜひつくっていただきたいと思っております。私は、その考えについてどのように思われるのか。市長、教育長の考え方をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、私ども市民に対しましても、子ども支援センターを中心に十分市民の皆様方のそういう部分の声が吸い上げる体制というのを今後も確立していきたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

特に、学校と家庭と地域間の連携というのは大事だと思うんですが、まず第一は、見逃さない体制ということでございますので、日置市民の方々が、何かあったときには、すぐ

情報を市役所なり子ども支援センター、どこでもいいですけれども、情報をすぐ出してくださいような啓発とか、そういうものをまず進めるべきだと思います。

2点目は、市長がこれまで取り組んできております「共生・協働の地域づくり」を今どんどん進めておりますけれども、これはひいては、今こういう虐待が起こって通報が遅れているのは、やっぱり地域の中で隣近所が他人ではなくして、いろんな物事をやはりみんな協働して取り組むんだという、そういう地域づくりが一番大事だと思うんです。その地域づくりを進めていく、これは単なる物事、祭りをしたり、いろんな行事をするんじゃないで、そういう「共生・協働のまちづくり」を進める中で、みんな隣近所もお友達であるし、そして、やっぱり虐待というのは、親の命に対する問題というものもあるようでございますので、そういう連帯感が深まったり緊密な連携がとれるような地域であれば、きっと私はどこかで救えると思います。そういう地域力をさらに進めていくことが大事だと思います。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどいたします。

午後0時09分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました2件について、質問いたします。

まず、開発条例についてです。

このことは、ことし6月に突如発生しました、妙円寺団地内のサブセンターにマンションの建設工事が始まったことにより、近隣住民の方々から、県住宅供給公社に対して、説明会の開催を求める要望書が提出されたことに端を発しています。

住民説明会は、これまで6回開催されました。公社の説明では、「販売促進に努めてきたが、商業地としての販売は難しく、第一種低層区域の可能な範囲で販売したところ今回のマンション建設の話がまとまった。用途区分の範囲であり、マンション建設が住民の方々の反対を受けることなど想像もしていなかった。事前に説明すべきだった」と話を聞いて、初めて認識したと言って謝罪するも、「不当な契約がなされたわけではないので今さら後にも引けないと言った説明に、お店ができる予定だから便利ですよと言われて購入したのに、公社に裏切られた気持ちでいっぱい」という住民感情は、堂々めぐりのやりとりに終始しています。

住民も社会経済状況は理解しているので、事前に話し合いを持ってきていけば、住環境の変化や住民の要望などについて意見集約もでき、感情的しこりも残さず進められたと思われませんが、問題は複雑化してしまいました。このことに関して、市は、「都市計画法上問題がないので土地利用許可を出した」と説明しているわけですが、市民の生活に直接かわり、地域づくりにも絡むことになってくる問題をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

また、妙円寺団地には、まだ多くの施設用地が存在し、住民も販売促進に協力的な姿勢ではありますが、今回のようなことが、二度三度と続くようでは、住民の不信感と悪い風評が起きかねませんし、販売促進への悪影響が心配されます。

公社の担当者は、「この次からは説明会を

開く」と言いますが、担当が変われば、全く意味のない約束になります。開発行為の問題は、妙円寺団地ばかりでなく市内各所どこでも起こり得ることです。そこで、本市としての開発行為に関する姿勢を明らかにすることや、住民説明会の必要などを盛り込んだ開発条例を制定する必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、本市の執行業務管理は、徹底しているかについて伺います。

今日の地方自治体に置かれている現状は、大変厳しいものがあります。財源の乏しい自治体は、国に依存しなければならず、かといって国も財政難と政局で地方を助けるどころか、振り回している感の現状です。

そんな中でも行政は、市民の大事な税金をいかに無駄なく有効に使うか、限られた財源を市民の今と将来のために生かしていくのかという課題を克服していかなければなりません。その役割は果たしているのか伺います。

1番に、合併後、多くの不祥事や問題が発生しましたが、それらをどのように総括し、またどのような改善を図ってこられたのか。

2番目に、吹上支所で平成21年度予算の未執行が発生したとの報告ですが、このことをどのようにとらえていらっしゃるのですか。

3番目に、市民病院の解体設計に、アスベスト処理費が計上されていなかった件について、何が問題だったのか。その改善のために何をしたのか。実害があったのか。

4番目に、つい先ごろ、江口浜荘の解体工事でも同じ問題が発生しました。どうして市民病院と同じ誤りが起きたのか。教訓は生かされなかったのか。

5番目に、地方分権・地域主権が論議される中で、地方にその能力があるから問題になります。遅かれ早かれ進む方向ではありますが、本市の業務能力は、対応できると思いますか。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の開発条例を制定すべきじゃないかというご質問でございます。その1でございます。

サブセンター用地につきましては、県住宅供給公社が販売当初、店舗用地として周辺区画の販売時に説明をされていたと聞いております。

周辺地域の方々も店舗の建設があるものとして理解されているところに、今回のマンション建設で不安に思われたと聞いております。

妙円寺団地のサブセンター予定地の開発については、開発者より土地利用協議書が提出され、「日置市土地利用対策要綱」に基づき、関係各課の協議の後、土地利用審査会を経て土地利用承認書を開発者へ送付しております。

承認書発行の際に、自治会長をはじめ周辺住民の方々への開発行為の周知をお願いするとともに、土地利用協議承認では、事業計画のとおり施工すること。開発協定書を締結し、遵守すること。工事内容の看板を設置し、周辺地域住民に対して工事内容の周知を図ること。そのほか7項目を開発申請者への遵守事項として記載しておりますが、周辺住民の方々への十分な説明がなされなかったことにより、再度、周辺住民の方々への説明を行うよう開発申請者への指導を行いました。しかしながら、周辺住民の方々に対して困惑を招いたと聞いております。

今後、開発申請がなされた場合においては、今回のような事案にならないように、行政としても開発者への指導等を十分配慮していきたいと考えております。

2 番目でございます。

妙円寺団地における空き地の開発について、住民説明会の必要性を否定した開発条例の制定ということでございますが、本市においては、開発行為に関する条例等といたしまして

は、「日置市土地利用対策要綱」を制定しております。

要綱では、市内において行われる開発行為に対して、環境衛生自然保護等諸施策等の調和を図るとともに、開発業者に対して特別の協力を求め、住みよいまちづくりを進めること等を目的としています。

鹿児島県内では、本市を含め、11市町村が要綱として制定しており、ほかの市町村においては市町村の規定はなく、県の開発基準による申請によるものでございます。

開発行為については、都市計画法及び建築基準法の2法で定めた基準が上位法としてあるために、市といたしまして開発業者に対して現在の要綱の目的に沿う協力を求め、最大限の努力をしていかなければならないと考えております。

なお、新たな条例を制定することではなく、開発区域周辺の住民の方々不信感を招かないよう、現在の要綱の内容を精査していきたいと考えています。

2 番目の執行業務管理は徹底しているかということで、その1でございます。議員が言われますように、平成17年5月に日置市が誕生しましてから、さまざまな不祥事や問題が発生し、日置市の信用を著しく失うなど、多大なご迷惑をかけたことに対してまことに遺憾に思っており、改めて心からおわび申し上げたいと思っております。

合併当初におきましては、ほとんどの職員につきましては、旧4町の職員が新しい新市のシステム構築に向けた業務に一生懸命取り組んでくれました。

一方では、職員の連携については、寄り合い所帯ということで、なかなか統制もできなかった部分があったと感じております。その結果、不祥事や諸問題の問題が発生が生じたことについては真摯に受けとめ、原因究明を行いながら、私を含め管理監督の任にある関

係者の厳正な処分を実施しますとともに、再発防止のための管理職等を筆頭に、全職員に対する服務指導も訓示して行いました。

さらに、職員教育の面から汚職や不祥事等の問題を職場の課題研修に位置づけ、ビデオ研修や講師を招いての職員研修も実施してきました。

また、再発防止の一例で申し上げますと、外部団体などの金銭を扱う部署においては通緒と印鑑を別々に保管し、毎月所管部長からの検査体制の整備を図るなど、不適切な事務の発生を防止する対策を講じてきております。

2番目でございます。吹上支所の未執行問題につきましては、業務の執行計画を組織全体の問題として意識づけがとれなかったことが大きな要因ではないかと考えております。結果を振り返ってみますと、事情は内部で把握している状況でありながら、最終的には、事業量の見直しと業務の配分が未熟で、さらに突発的な施設の故障に対応せざるを得なかったことにより、結果的に執行できなかった地域の方々には、多大な迷惑をかけたことは、執行計画が甘かったと言わざるを得ません。

執行ができなかった分につきましては、本年度予算におきまして4件は事業を完了させ、残り2件につきましては、本年度中に事業を完了することとしております。いずれにいたしましても、組織としての業務執行のあり方が問題と痛感しておりますので、指揮系統を中心に厳格な執行体制に努めていきたいと思っております。

3番目でございます。アスベスト調査関係を委託業務の仕様書に入れていなかったことや、受託業者が図面や現場調査によって材料を確認し、材料メーカー等にも問い合わせる含有率は低いと判断し、アスベストについての報告はありませんでした。職員のアスベストに対する認識不足やチェック機能の欠陥があったと思われます。それらを踏まえまして、

関係課職員の意識向上を図るため、鹿児島県環境技術協会に依頼して、専門職員による勉強会を開催したり、危機管理体制の確立などを検討いたしました。

市の方針といたしましては、平成20年度に開催された新基準に基づきまして、本市で管理しております約1,000を超える公共施設について、担当部署や建築関係課が連携して再調査し、詳細な調査や分析調査が必要であるかなど総合的に判断して、今後の処理計画を立てる関係各課に周知していきたいと思っております。アスベスト除去工事に関しては、石綿障害予防規則による事前調査の分析結果をもとに、アスベストが適切に処理されたため、事業者や住民付近等に何ら建築被害を及ばなかったと思っております。

アスベスト除去工事は特殊工事であり解体工事と分割して発注しており、まず、アスベスト除去を行ってから解体工事に着手していきたいと思っております。

4番目でございます。江口浜荘の解体設計では、委託仕様書にアスベスト調査は計上いたしましたが、設計図書がなく、目視による現地調査や疑わしい箇所分析調査も実施されておりました。解体業者による事前調査で、今回、アスベストが見つかった箇所について、受託業者はアスベストの使用されていないリシン吹きつけと判断しております。アスベストに対する認識不足で、受託業者に的確な指示ができなかったことと、危機管理不足によって同様な問題が発生したものと思っております。

今後、公共施設等を解体する場合は、解体設計業務とは別に、アスベスト診断士などによる詳細な調査や分析を実施し、その調査結果によって除去等の処理をしてから解体工事を発注していくべきであると痛感しております。

5番目でございます。地方分権や地域主権が求められていく中、職員公務意識や業務執

行能力、高い専門性の追求は大変重要な問題であります。

将来の財政計画に合わせて行財政改革行動計画を進め、職員定数の削減を進めていく以上、一人一人の職務執行能力を高めていかない限り、行政水準を維持していくことは難しい状況ととらえております。

職員の大部分は、職務を果たしていくために懸命になっており、また、職務を遂行しながら自己啓発を初め、地域の諸活動にも積極的に協力しており、地域の課題には気づく点も多いだろうととらえております。

また、職員の資質向上や能力向上は、一般的には積極的な自己啓発であると思っております。現在の職員の職務能力の開発には、職務階層に応じた研修を主体に、公務員倫理、接遇研修、法制研修と段階的に行い、あわせて国や県等への上部団体の派遣研修を実施しながら能力開発を行っていきたいと思っております。

以上です。

○ 8 番（花木千鶴さん）

それでは1問ずつ伺います。

住民の住環境に対する行政への不信感が募っているっていう感じなんですけど、それについて地域づくりの観点から問題を感じるということはありませんか。

市に対して、説明会への席で、もう少しその辺のところを市としても考えてもらえないかという声が聞こえていると思いますね。その辺のところ、今の状況を通して、住民の人たちが行政に対する不信感を感じていると思われませんか。

○市長（宮路高光君）

このような事態が起こった中におきまして、地域の皆様方は、行政への不信感があるということはおもう否認ないというふうに思っております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

そうなんです。住民は不信を感じています。で、住民は後ろ向きな議論をしているわけではありません。地域づくりを前向きに考えていけば考慮すべき事柄があったはずなのに、行政の姿勢は余りに配慮に欠けると住民は感じているんですね。

で、少なくとも、市には公社との間に入って何とかしてほしいという率直な気持ちが働いているわけです。で、その辺のところ、今回の条例の話もしているわけですが、今回のことに関して、市がその仲介役を買って出ようかっていうそのあたりのところでの気持ちはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

まあ仲介役というそういう形じゃなく、まあ議員もご指摘ございましたとおり、今回はボタンのかけ間違いといいますか、やはりきちんと事前に説明しておれば、このような事態には起こらなかったというふうに思っております。

そのような状況の中で、こういうことが発生し、私ども住宅公社ともいろいろと打ち合わせをさせていただきました。今後におきましても、もう少しまた住民の皆様方といろいろと話し合いをしていかなければ、このことは解決は大変難しい問題であろうかというふうに思っています。

○ 8 番（花木千鶴さん）

ボタンのかけ違いという話でしたけれども、ボタンのかけ違いがないように、これからしていかなければならないわけですね。

それで、条例とは違って要綱の話がありました。で、本市の今の要綱も私は存じています。で、要綱と条例との違いについてご説明ください。

○市長（宮路高光君）

基本的言え、条例のほうが上でございまして、それに基づきまして要綱が制定されているというふうに理解しております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

まあ上・下っていうこともあります、要綱と条例の違いは私なりに思いますのは、要綱は執行サイドだけでつくることができて、内容も議会が関与できないわけですね、作成する段階で。

ただ、条例は議決事項でありますので、議会がその内容を検証することができます。それと、先ほど上位法の話が出ましたけれども、どんな条例であっても、上位法を越すことはできません。

条例というのは、法律を補完するためにつくるものだとは私は理解しています。ですから、法律があるからというだけでは説明にはならないとは私は考えます。開発条例については、少なくとも現在、妙円寺団地では必要だと訴えているわけですので、また、そのほかの地域ではどうかということも行政として考慮し、検討すべきではないかと思っているわけです。

条例としてはどうなのか、要綱でいいのかどうか、地域限定にするかなど、検討すべき点はたくさんあると思うわけです。検討するのかどうか、せっぱ詰まった地域も考慮して、早急に検討してみる必要があると思うのですが、先ほどの市長の答弁では、要綱のことには触れておられるけれども、今後、要綱でいくということですが、条例をつくっていかうということに関して検討していくのかどうか、その点伺います。

○市長（宮路高光君）

こういう開発行為につきましては都市計画法、建築基準法、法律もございます。その中におきまして、開発関係等につきましては、この要綱という中におきまして、私は進んでいってもいいのかな、条例までつくる必要はないというふうに今のところ考えております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

まあ今の段階でのことはわかりました。次に伺いますね。条例のことについていき

ますと、私はとんでもないことを言っているわけではないとは私は思うんですね。

今、地域づくりとか共生・共同が言われる中で、全国各地では、どのような地域づくりをしていくかという議論を通して、地域性を考慮した開発条例をつくっているところは、もうたくさんあるわけです。

で、今後、住民の関心はますます高まってくるので、第 2、第 3 の問題が発生する前に対処されたいとは私は念を押して申し上げておきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。日置市職員の不祥事再発防止委員会というのがありますが、ここでは、これまでの問題をどのように総括しているのかを伺いたいと思います。

ただ、先ほど市長、答弁ありました。市長の今の答弁が、この防止委員会の答弁であるというふうに理解していいわけですね。

○市長（宮路高光君）

それぞれの所轄委員会等を含めた中におきましても、私が答弁した中におきまして、やはり反省すべきことはきちっと反省し、本当に基本的には再発防止、今後、そういうことが起こらない形にどうすべきなのか。ただ、いろんなことを罰するだけじゃなく、やはり全体的な再発防止を含めた、そういう形であるべきだというふうにも思っています。

○ 8 番（花木千鶴さん）

今後、どうすべきかを話し合っている会だということでした。で、市の発足直後に職員の不祥事が発覚して以来、たくさん問題があったわけです。で、再び起きないようにいろんな対策を講じてきたんでしょう、どうすべきか会議を開いたということですが、でも、実際、次々に起こってしまった。

で、市はどんなことを一体不祥事だとしてらえておられるんですか。不祥事についてお答えください。

○市長（宮路高光君）

この不祥事の中におきましても、いろいろさまざまなものがございまして、最初、起こりました建設関係との賄賂の問題含め、また、着服とかそういうものが一番大きな職員としてとるべきことじゃない。

また、いろいろと道義的なものといえますか、そういう法に触れないものでもございませぬけど、そういう諸問題が何回か起こり、私どもも絶えず職員等にも指導しておりますけど、今後におきましても、やはり継続的といいますか、日々このことについては、やはり意識を強く持っていくような指導体制というのをしていかなければならないと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

辞書を引いてみますと、私も不祥事ってどの範囲までをいうんだらうかと思って調べて見ました。で、そうしますと、不祥事とは起きてはならないこと。それとか、めでたくないこと、うれしくないこと、そういう物事が書いてあるわけです。

で、いろいろ先ほど市長おっしゃいました。で、本市では、市職員懲戒審査会、不祥事再発防止委員会、勤務評定実施、人材育成基本方針などを職員の服務規律の確立のためにいろんなことも手がけています。

そして、委員会等をつくって、今後、起きないようにということを答弁だったんですけど、こう繰り返されては機能していないと言わざるを得ませぬよね。多くの人がそう思っていると思います。

で、未執行問題を伺いますが、4月にわかっていたんですよね。3月の末があって4月に入って未執行になっていることがわかったのに、議会に報告したのは6月30日でした。どうしてですか。

○市長（宮路高光君）

私どものほうにも、その職務的な中で5月だったというふうに思っております。まず、

いろいろ出納検査を含めた中でそういうことがございまして、いろんな間にどういう経過であったかと、そういうことを指示しながら、もう議会のほうには若干ご報告はおくれたというふうには思っております。

○8番（花木千鶴さん）

行政の事務的な末は3月末日をもってですよ。市長に報告があったのは5月、遅すぎませぬか。で、市長は議会に報告に来られたときに、決算認定の範囲であるけれども事前についていう形で報告されました。決算認定とは別に、住民の側に立ったときに予算化してもらって、今回、このことができると思っていたのに、職員の過失でペアになってしまったというわけですよ。

で、予算を含めた議決は議会で行っています。で、それを決めた議会に真っ先に報告に来るのは当然のことだと思いますが、おくれっていませんか。

○市長（宮路高光君）

まあ結果的にそのような形にはなったと思っております。そのときにさっきご指摘ございました今後、そういうものにどう対応していくのか、そういうことも十分協議した中におきまして、議会のほうには報告させていただきました。

○8番（花木千鶴さん）

でも、そのときには報告だけであって、今後の対策なんていうものについては報告されてないと思いますね。幾らか懲戒に関することはありました。しかし、決算の審査が終わってからだ云々という話でした。ですから、もう即刻わかった時点で報告すべきだと思いますがね。

で、このような状況からいきますと、議会を軽んじているんじゃないかというふうに言われても仕方がないと思うんです。その点についてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

議会を軽視していることじゃ全然思っておりません。特に、そういう議決権のある議会の皆様方でございます。ちょっとそのときも申し上げましたとおり、こういうものが判明してくるのは、決算時期の中でしかわからない部分でございますけど、私どもの内部の中でそのようなことが起こったということで、いち早く議会のほうにはご報告申し上げたと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

えー未執行ですよ、六百何十万円、決算のときでなければ出てこないんですか。これはちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。そんなふうだから、いろいろ言われるんです。もう少し議会に対しても、その答弁としてはちょっと私、どうかと思えますよ。決算のときに出てくるというのはおかしいです、絶対に。

それから、この補助金は単独事業でした。で、それがもし国の補助金だったらどうなりますか。

○市長（宮路高光君）

まあ国の補助金でございましたら、3月議会の中で継続とかいろんなそういう手順を踏んでいかなきゃならないというふうに思っています。

○8番（花木千鶴さん）

まあ国だったらそうですよね、大変なことにはなります。だから、今回、単独だったからこうだったんでしょう。

で、支所の組織改革は進んでいて、グループ制をとっているっていう報告でしたが、先ほどそんなふうに行っているっていう答弁もありました。

今回、何度も注意したのに気付かなかったっていうのは、組織の話ということもありましたが、私も、どちらも組織の問題でもあったり、個人の資質の問題でもあったりするだろうとは思っていますね。

しかし、これは普通あり得ないことですか。あつてはならないことではないでしょうか。つまり、不祥事だったと思うんですね。

間違いはだれでもありますから、不祥事にならないようにカバーし合って、未然に防ぐのが再発防止委員会の役目のはずなんですがね、でも、これまでのことを対処療法的に処理してきただけで、徹底した再発防止対策を講じてこなかったあらわれだと言わざるを得ません。

それでは、アスベストのことについて伺いたいと思います。先ほど、今後の対策についてお話がありましたが、今回の件を検証させていただきます。質問の通告書を出してから、江口浜荘の説明があつて質疑していますので、3番、4番は一緒にお尋ねします。

「市民病院の解体では、事前にわかっていたけれど忘れていた。設計図書があつたにも見落としてしまった。やっぱり検査しておけばよかったんですがね」と、7月21日の産業建設常任委員会で答弁されています。

しかし、その後、入札した江口浜荘でも、解体入札後にアスベストが検出されたということです。江口浜荘は昭和43年ごろの建設で設計図書がなかった、改装されていた、見ただけでは判断しにくかったので見落とししたとの説明です。

高濃度のアスベストが使われていた時期の建物で、設計図書もなく見ただけではわかりにくい。であれば、絶対検査をしないとわかりませんよね。おまけに、市民病院で調べておけばよかったと反省しているわけですから、比較にならないほど条件が悪いんですから、普通は検査します。信じられない説明だと私は思いました。

さて、法律の中の石綿障害予防規則では、建材及び製造時期及び目視、設計図書などにより調査し、判断できないときはサンプリングで分析することが義務づけられています。

だれに義務づけられているんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、その施設管理者がそういう形の中で義務づけられた中で実施をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

これまでの説明会の中でもいろいろありました、設計会社に責任はないのかとか、しかし、ないということで発注者である市に責任があるわけです。

で、市民病院での件を検証させていただきたいと思いますので、少し細かく伺いますが、アスベストが発覚したのは5月ですが、議会への報告は6月21日でした。私が、平成17年の調査一覧表を取り出してから初めてその存在を知ったとか、7月10日ごろ、役所内を私、聞いて回ったときに、その調査がどのように行われ、どこが取りまとめたのかさえ、その7月10日ごろわかっていませんでした、2カ月たったころですね。どうしてこういうことがわからないんですか。

○財政管財課長（富迫克彦君）

今、ご質問の調査結果につきましては、合併後の平成17年の10月以降、それぞれ担当課も含めて建築係、協力しながら調査をしておったわけですが、その結果が、総務省とかにも報告はしてございますけれども、部内での認識不足がございまして、こういう結果になったと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

事件が発生したら、すぐに情報収集しないんだらうかと私はとっても不思議でした。平成17年に調査に加わった人が庁舎内に何人もいるわけです。どうして情報を集約できないのかが、本当に私は不思議でなりませんでした。

次、伺います。私は、ミクライトの存在は設計図書でわかっていたのに、どうしてアスベストがないと判断したのか設計会社にお尋

ねしました。

設計会社は、「メーカーに問い合わせて、昭和52年ごろはノンアスベストの移行期なので、ほとんど心配要らないと判断した」と言っています。

メーカーは、「A商会ですね」と聞くと、「そうだ」と答えました。でも、インターネット上に公開されている情報では、昭和52年ごろのミクライトは12%の含有だとされています。設計会社に「メーカーへ問い合わせた業務報告なり、メモでもあるのかと確認させてください」と聞くと、「ない」と言うので、では、市との打ち合わせでメーカーの回答を確認をさせるようなものはないかも聞いてみましたが、いまだに連絡をいただけていません。

さて、問題が発生後、市はメーカーに問い合わせをしましたか。

○建設課長（久保啓昭君）

メーカーのほうには問い合わせはしておりませんが、設計業者のほうと打ち合わせのほうで確認をしております。

○8番（花木千鶴さん）

私の今の質問のるるの中で、確認できるものはないと言うんですが、市が確認したのは何なのか、とても不思議です。

私は、設計会社の言うのは変だなと思ったので、同じメーカーに問い合わせをいたしました。すると、アスベストを使わなくなったのは平成元年からです。昭和52年ごろは12%含んでいます。時折、検査結果が違っていることもあると聞かれますが、なぜかはわかりません。とにかく検査しなければわからないので、検査するよう問い合わせには応じております。その鹿児島県の設計会社の問い合わせは記憶にはないが、だれが受けてもそう答えるのが本社の一貫した回答ですという内容でした。

違法につくっていたわけではないし、検査

料を払う必要もないんですから、メーカーがそう答えるのは当然だろうと私は思いましたね。市が設計会社を信じていたと言いますが、むなしい限りではありませんか。

次に、実害の件のお尋ねします。アスベストが入っていればほかの業者が落札していたかもしれません。公平な入札ではなかったと言えませんか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃる公平な入札じゃなかったかということでございますけど、基本的に、アスベストが入っておった場合と、ない場合との業者の選定の仕様というのは若干違ったというふうには思っております。

○8番（花木千鶴さん）

若干違ったという意味がどういうことかわからないけれども、事前にきちんと調べて、当初は一緒に入札にかけるともりだったということを経済では言っておられるんですね。

ですから、若干違ったかもしれないというのはどういう意味かよく理解できませんが、入札が本当に事前にきちんとされての入札であつたら違っていたら、これは公平さは欠くだろうと思えますね。

次に伺います。一般に契約変更は落札率で変更するようですが、今回、別途発注というのはその意味では問題になりませんか。

○市長（宮路高光君）

落札率をそれぞれ参考にするということでございますけど、アスベストに対しますその仕様書、仕様書を含めた中におきまして、今回、別にこの落札率を採用しないで、また別途に入札をさせていただきたいというふうに思って、何か違法という形はないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そういうことは違法ではなくって、契約上にいろいろ市の考え方っていう意味ではあるわけですね。違法ではないと私も認識しま

す。

で、市民病院、江口浜荘、どちらも40%代という信じられない落札率なわけです。で、落札率の低さが原因で契約変更しなかったのではないかと今、見方もあるわけです。この点についてはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この解体につきましては最低制限を設けておりませんでした。今回の教訓をしながら、今後、次の23年度におきまして、ここあたりも十分検討していかなくやならないというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

そうです。うちは、解体入札の場合は最低価格を設けていない。すると40%ぐらいが出てくる。で、そうなったときの契約変更、どうするか。1,000万円ぐらいかかる。そういうことは大変影響してくるんですね。そりゃ、影響してきています。

それで、今後は何とか検討するということが、廃棄物処理法を厳守してもらうためには価格保証しないと、業者がまた下請に出して、その処理を行政は管理できません、こんなふうになっていくと。そういった意味でも、絶対にやらなければならないことだと思いますので、もう早目に検討してください。

で、もうこれは慎重に考えている余裕なんかないと思います。危機感は私だけではないと思いますので、ぜひそこら辺のところからやっていただきたい。

次、江口浜荘でも、解体業者の事前検査で発覚されたと言っていますよね、事前検査で出てきたんだと。で、分析センターへの第2工区の依頼者、検査の依頼者ですよ、これは市長になっているのはなぜですか。（発言する者あり）

○建設課長（久保啓昭君）

2工区の解体業者のほうで分析調査を依頼しまして、報告者のほうにあてが一応、分析

センター、東洋環境分析センターのほうから市長あてということで、実際はその解体業者のところに行くべきところなんですけれども、あて先がそういう形で書いております。

○8番（花木千鶴さん）

おもしろい話ですよ。依頼者に報告が行くんだらうと思うんですが、依頼者には報告が行かなくて市に来るとするのは、大変不思議なおもしろい話です。

で、第3工区の検査依頼者は、解体の下請業者がしています。2工区、3工区のこの検査、検査料はどこが払うんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの解体業者の方々からいらしておりますので、検査につきましては解体業者の方々から検査料はお支払いするというふうになっております。

○8番（花木千鶴さん）

私、解体業者に聞いてみたんですね。そして、市がもつことになっているという話でしたので、市長あてにしましたと言うんです。違うんですか。

○建設課長（久保啓昭君）

解体業者のほうから分析依頼をしまして、その費用につきましては解体工事の中で計上していくという形になっていくとでございます。

○8番（花木千鶴さん）

業者の事前検査は、先ほどの義務の話がありましたが、市の義務と同時に解体する業者は事前検査が義務づけられています。この事前検査ですので、行政が出すのは変な話なんですよ。そんな場当たりの判断は、今後の契約にも影響してくるわけですね。

それから、業者はじゃあどうして市が出すのであれば、あんなことを言ったんでしょうか。きちんとした説明をしておかないと、そっちが出してくれるって言ったじゃないかというつもりでしてたらおかしい話になります

よ、その辺どうですか。

○建設課長（久保啓昭君）

解体業者の事前調査につきましては義務づけられております。その中で分析調査等につきましては、その費用とかそういうものを計上するというので、発注者側のほうの疑問もありますので、そういうことでとらえております。

○8番（花木千鶴さん）

今の答弁も、私、変だと思いますよ。はっきりしないと、やっぱりその辺のところがいまいになっているから、もういろんなところで場当たりの、あのときはこうだった、このときはこうだったというふうになっていくからおかしくなるんじゃないですか。私は、信じられないことばかりだと思うんですね。

そこでお尋ねします。もう検討がつかないんですよ、検討はつきませんが、故意にアスベストがわからなかったことにして入札したんじゃないか、そういうことはありますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、そういう故意でそういう形をしたことはございません。

○8番（花木千鶴さん）

まあいろんなことを考えてしまうんです。で、故意であったなら、まあいいことか悪いことか別にしても、ある意味わかっていたわけだから、ミスは犯していないわけだから、救われる面もあるな、そんなふうにも思ったりしました。

でも、本当にわからなかったっていうのであれば、組織全体の問題です。底上げは大変ですよ。それには大変なエネルギーと時間がかかるなど、本当に危機的状況だと私は思いました。

私は、6月の一般質問を終えた直後に聞いたそのときからきょうまで、いろんな角度で私なりに調べてきました。この質問はそのた

った一部にしか過ぎません。初めは、率直にどうかしているんじゃないのと思っていましたが、調べるほど、絶対おかしいという確信になってしまいました。

市民病院のことを検証してみても、再発防止の改善策に本気で取り組んだとは、もう全然思えないわけです。だから、江口浜荘でも起きてしまったと、私はそんなふうにも認識しています。そして、これは一事が万事、それなんだともつくづく思いました。そう思いませんか、市長。

○市長（宮路高光君）

大変このこと、アスベストを事前に相当なお金をかけて調査をして発注するのか、また、それぞれのほうに対応するのか、ここあたりの部分が一番大きな課題であるというふうに思っております。

今後におきましては、さきに申し上げましたとおり、解体するときにはアスベスト士の診断書も入れて、最大限の中で調査をして発注をしていきたいと、さように考えております。

○8番（花木千鶴さん）

市長、アスベストのことじゃないんです。私が一事が万事、そうではないかと言っているんですよ。アスベストの件を通して徹底して調査をしてみたんです。そして、今のようなことが見えてきたんです。だから、一時が万事ではないかと私は申し上げているんです。徹底して1つのことを私なりに調べてみた結果がそう思えるわけです。もうここに及んで、アスベストの今後のことなんか、私、聞いていません。

先ほど、国の補助金の質問もしました。国のひもつきは、まあ緊張感もあるしチェックも厳しいけど、自由になるお金には緊張感がない証拠ではありませんか。地域主権は自由度の拡大です。

たくさんの職員みずからが士気が落ちてい

ます。危機意識の低下です。連携がとれていませんと言います。住民の多くが、役所はたるんでいる。合併してから人ごとみたいになっていると言ったりもします。

専門家は、合併して一番気をつけないといけないのが職員の一体感だと言っています。本当に職員の士気が落ちて、負のスパイラルに陥っていると思いませんか、市長。感想、どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、本当に最初、一体感ということがあり、今後、やはり基本的には専門的な形の中で対応していかなきゃならないと。

今、ご指摘のとおり、この間、いろんな不祥事がございまして、それぞれの自己管理、自己危機管理、こういうものが怠っておったということは、もう否認しません。こういうことも含めまして、また、私どもがきちっと職員の指導をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

まあ、だれが聞いても、客観的なというか簡素的な感じがするわけです、伺って。本当に現実的にどうとらえているかっていうふうには伝わってきません。

私は、市政の足を引っ張るとか、職員の個人を糾弾したいなどと全く考えていません。今後、行政の業務管理はますます厳しくなるので、本当にこのままではいけないと思っているから申し上げているわけです。

きょうのやりとりで、エラーの改善策ができていない。だから、次々と起きているんだと多くの人が思ったはずです。悪口とかじゃなくて改めるべきことに、行政も議会ももっと本気になってかかっているかといけないと私は思います。

行政に「ごめんなさい」は許されませんよ。行政の業務管理は企業以上に厳しくなってい

ます。「まず、そんなこと議会が許さないでしょう」と言って机をたたいて笑ったのは、ある自治体の職員の方でした。

また、私は最近、政府の地域主権戦略会議に出ていた方とお話をさせていただく機会がありました。地域主権は確実に地域間格差を生むものだという話で、「あなたのところねえ、地域主権論じるのは10年早いかもよ」、そう言われたのは、私は大変ショックだったんです。

今、日本全体が大変厳しい時代に入ったと言われています。もっと大変になるかもしれない。でも、何としても展望を見出して将来につないでいかなければなりません。不祥事を繰り返し信頼を失えば、企業は廃業か倒産に追い込まれると言います。でも、小さな不祥事を反省して、逆に評判になるところもあると言います。

最後に、市長、もう「ごめんなさい」は住民、聞きたくないと思います。謝罪ではなくて、信頼の回復の覚悟のほどをお聞かせください。これ、私の最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございまして、大変心に痛むものがございました。今後におきましても、日々努力、職員は職員なりの危機管理を持ちながら、またその反面、また、地域には地域に溶け込んで、それぞれ住民と一体化していく部分も必要でございますし、今後におきまぬ地域主権の中におきまして、ご指摘ございました、やはりこのことの格差というもの出てくるというふうに思っております。

そういう中で、どのようにしてこの時代を守ってまた前進させるのか、これは1つは職員にも1つの大きな一躍を担っていかなくやならない。そのような覚悟の中で、今後、職員指導を努めてまいりたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あ

り）ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時05分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔19番松尾公裕君登壇〕

○19番（松尾公裕君）

私は、さきに通告しました3項目について質問をいたします。

人口減少に歯どめをとということでございます。

先般、総合計画の後期計画で将来人口の見通しが発表されましたが、前期計画では人口はゆるやかに上昇していく計画でありましたが、今回の後期計画では大きく減少していく方向であり、平成17年度から見た15年度の人口は5,100人が減少し、平成32年には4万7,000人になると予測されております。

これは、同時に年少人口や生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加する、いわゆる少子高齢化がますます進行すると考えられます。全国的にも平成17年を境にして人口減少時代に入っておりますが、しかし、何と言いましても本市は60万人都市鹿児島市と隣接した地域であり、この有利な条件を最大限に生かし、ベッドタウンとして人口増を図り、市の発展へつなげていかななくてはなりません。

また、特に過疎高齢化している旧3町の人口減少が激しく、市全体の人口減少を一段と引き下げており、地域活力も年々弱まってきつつあります。

また、過疎地域の建築戸数も大幅に減少しており、建築業の方々も悲鳴を上げておられます。

そこで、企業誘致や産業振興はもちろんのことでありますが、若い世代が定住しやすい定住化促進事業や空き家活用による人口維持を図り、活力ある地域づくりが必要かと思いますが伺います。

2番目であります。土地開発公社についてでございます。

昨年1月より県開発公社日置支社より日置市土地開発公社となり、独立して経営運営をしていかなければなりません。これまで旧町においては定住の促進や宅地不足のため、また過疎化の歯どめや若者定住を促進する目的を持って推進してきておりましたが、この事業を活用することによって、少なくともそれぞれの旧町の人口維持が働いて、地域の活力向上に非常に役立ってきた土地開発公社であったと思います。

近年、不況による経済雇用状況の悪化のために建築戸数が減少しておりますが、そのためか昨年の開発公社分譲戸数も大幅に減少しており、非常に実績成果が悪かったようです。やはり、守りの姿勢でなく攻めの姿勢を示さないとその目的を持った宅地分譲の販売は進まないと思うのであります。

そこで、①であります。旧町から取り組んできた土地開発公社による宅地分譲の実績と事業効果をどのように評価しているか。②現在、未造成地を含めて9住宅団地が残っておりますが、この残地はどのような方針で進めていくのか。③今後、地区館からミニ団地の要望があったら推進をするか。伺います。

次に、土地区画整理事業についてであります。

土地区画整理事業は徳重地区と湯之元地区の2カ所で実施されておりますが、湯之元地区は平成12年度から始まり平成15年度より工事に着工し、平成30年までの計画で進められましたが、ことしの2月、工事期間の延長が示され5年ほど延長し、平成35年ま

での工事期間が計画されております。

当初の湯之元の都市計画予算は年間約8億5,000万円ほどの予算で計画されておりましたが、昨年度から約2億円程度を削減をされ、事業の進捗が悪くなってきております。

平成12年から事業認可され久しくなりますが、事業は始って自分たちのところはいつごろになると予測を立てて待っていた方々が一向に進まない事業にいら立ちを持っている方や、その中に高齢者もいますが、元気なうちに家の異動があるだろうかと不安と不満も耳にするところであります。

そこで、国も地方も財源が厳しい状況であります。徳重地区の事業は残り2年ですが、今度の国の補助関係もあると思えますが、湯之元地区への重点的な事業枠拡大ができないものか伺います。

2番目、この区画整理事業は2級河川の大里川のはんらん防止のためにもこの事業の目的の一つでもあります。下流からの河川の拡幅を早目にやらないと工事中の大雨による大災害が起きるのではないかと考えておりますが、当初の計画からすると大きく遅れているのではないかと考えますが伺います。

③この土地区画整理事業に合わせた山田川の河川改修が行われておりますが、今回の改修だけでははんらんは防止できないのではないかと考えますが、今後の対策をどのようにするか伺います。

以上3項目について伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少に歯どめをとというご質問でございます。

平成17年5月の合併時と比較いたしますと、市全体で3%、約1,600人の減、3町で比較しますと6.2、1,800人程度の人口減少であります。現在の定住促進事業としましては、吹上地域のミニ住宅団地と土

地開発公社所有の分譲宅地の割引制度があります。

また、移住、定住を促進するための就業体験ツアー事業を展開しているNPO法人かごしま企業家交流協会へ情報提供を行い、日置市の情報発信を行っています。これらの移住、定住事業には、空き家の活用が大きな役割を果たすものだと考えています。

以前調査した空き家調査から数年を経過し、それ以降に空き家になった家もあると思われ、これらの情報収集し今後の定住促進を図る上での地域づくりの一環として活用していきたいと考えております。

2番目の土地開発公社について、その1でございます。旧町から取り組んでいる土地開発公社の宅地分譲については、東市来地域が2団地で100区画、日吉地域が1団地で8区画、吹上地域が2団地で46区画、計5団地154区画で、残区画数が16区画89.6%の販売率となっています。定住促進等における役割は十分果たし、事業効果はあったと考えております。

2番目でございます。土地開発公社が分譲している造成済みの区画での残区画数が16区画となっております。今年度に入りましたも3区画の販売もあり、少しずつではありますが、売れている現状でございます。残っている区画につきましても周辺の取引価格や簿価を含め総合的に判断しながら販売促進につながるよう努めていきたいと思っております。

なお、未造成地域につきまして土地開発公社の事業計画として2団地で計画していますが、周辺の公社分譲地の販売状況及び新たに造成を行う分譲区画の販売見通しまでを含めて慎重に計画して進めていきたいと思っております。

3番目でございます。ミニ団地の要望があった場合についてでございますが、販売区画

数における一定の販売見込みがあれば公社における住宅団地造成事業としての取り組みも考えられますが、地区の要望だけの事業取組では難しいというふうに思っております。

3番目の土地区画整理事業のその1でございます。

湯之元第一地区につきましては、実施計画で施行期間を平成35年までとし、審議会及び地権者の同意を得ながら施工しております。現在の進捗状況は平成21年度末で面積ベース15.4%、事業費ベースで33.5%となっており、河川用地及び学校用地を除きますと20.1%が完成している状況でございます。また、伊集院地域の徳重地区は平成21年度末で面積ベース91.6%、事業費ベース91.5%となっており、完了年度は順調にいきますと、平成24年度と考えております。

徳重地区の事業終了につきましては、湯之元第一地区の進捗が遅れていることは事実ではありますが、財政状況が厳しい中、ほかの事業及び地域のバランスも考慮しながら進めていきたいと思っております。

2番目でございます。大里川河川改修に伴う平成21年度現在での用地確保につきましては、約5,800平方メートルを区画整理事業で確保しております。毎年、用地を確保した部分については県へ工事着手をお願いしておりますが、平成22年度の県との協議では橋梁負担区分の協議を優先し、協議終了後に工事着手をする方向であります。

3番目でございます。事業に合わせて山田川の改修でございますが、国道3号から北側については区画整理事業において、平成22年度で改修が終了し、国道横断部分については本年度末には完成する予定であります。しかし、氾濫箇所は国道3号から南側に位置し、区画整理区域外であり、事業での整備はできない状況ですが、国道横断部分の改修に

より、山田川の流はスムーズになり、また国道の側溝改修も計画されておりますので、以前に比べて水の流はよくなると考えております。

今後は、改修後の状況を見ながら、また地区公民館を通じて水利組合や商店街などの関係者に対して、管理体制等を含めた説明会を開催し、理解を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（松尾公裕君）

ただいま市長の方から説明がございましたが、順を追って順番に行きたいと思っております。

まず人口減少に歯どめをとということで、私は今の状況は非常に今般この総合計画の将来人口の見通しということで総合計画にも出ておりましたけれども、先ほど申しましたが、あと10年後には5,500人も減って4万7,000人に人口がなると、大変なこの人口減になるなということでありますけれども、先ほどの答弁の中では特にこう市全体で1,600人、3町では1,800人ということで、3町の人口減が非常にやっぱり大きいということがこの発表されたわけでありまして、そしてまた定住のこの促進についても吹上の方でこのミニ住宅団地の1坪100円でする事業や土地開発公社の割引制度というものがあるとございましてけれども、私はもう一方、この人口減少のこのバロメータとして建築戸数が非常にやっぱりどうなのかなということで調べてみたわけでありまして、建築の確認申請を調べたらわかるわけでありまして、平成15年度と平成21年度合併前と合併後の状況を調べてみましたところ、東市来で合併前は平成15年で42件建築はされておりましたが、21年は21戸ということで、伊集院は100戸に對しまして85戸、日吉町は17に對して10戸、吹上は34戸に對して20戸ということで、合計では

193戸が15年です。21年が136戸ということで57戸減少しているわけですね。率で言いますと30%減少しているということでございますが、やはり建築戸数のこんなに少なくなってきたおわけであります。そういうのは一つまたこの人口減少のまたこの方向になっているのかなと思っておりますが、私はこの伊集院はそれほど人口は維持できている、またむしろ少しふえているのかなと思っておりますけれども、この伊集院はこの日置市のいわゆる中心都市でありますので、機関車的な、いわゆる牽引車的なそういうことで産業的にもあるいはその人口的にも日置市をこう引っ張ってもらおうという面では、本当に前に進んでもらわなければならないと思っておりますけれども、しかし、市のこの中心部の人口は維持できるわけですが、周辺部の3町の人口が非常にこの減少が激しいということで、中でも農村部の方にはもう家がほとんど建たないというようなことで、例えば、皆田地域にしても東市来から見たときにですね、上市来にしても高山にしても伊作田にしても、本当に家がこの近年建ってないということで、ほとんど人口がふえてないということは言われるのではないかと思っているわけでありまして、そこで農村部のこのいわゆる地区館、自治会、こういったものの担い手は将来、本当にあと5年後、10年後、あるいは15年後に担い手が本当にいなくなるんじゃないかと、高齢者ばかりになってくるのではないかと。

そしてまたこの限界集落がよく言われますけど、限界集落だけ、だらけになってしまうのではないかなということで、市を中心部と周辺3町との開きがますますこの激しく、開きが大きくなってくるのではないかなと思っておりますけれども、市長はこの現状と将来をどのように認識をされておられるか、まず伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、平成11年度から比べますと、それぞれこの人口減少が起こっているのも事実でございます。私ども市だけでなく鹿児島県、特に鹿児島市自体もそういう増加をしていないという状況であります。その中で、今ございましたとおり、特に周辺部の人口減少が多いということでございますけど、これは出生と死亡、こういう自然的なものと転出と転入、この両面の中でそれぞれ人口の動態というのが推移するわけでございますけど、どうしてもこのさっきご指摘ございます定住人口、また移住人口、これをふやしていきたいという施策と、また自然の中におきます死亡と出生、ちょうどこれが今倍ぐらいと言いますか、そういう状況で死亡の方が多いということでこのような現象が起こっているというふうに思っております。

大変、今ご指摘の中で、大変どういう施策をしたらこれを食い止めることができるのか、私もいつも常々思っておりますけど、本当に今の明暗というのは今現状では本当に思っていないと、その中で今回持ち出しております公営住宅の、少しでもそういうことで減少率を食い止めることができないのかなと、そういうことを含めていろんなあらゆる手段を講じていかなければならないというふうに感じております。

特にご指摘ございました建築確認戸数の問題、これも一つの大きなこういう経済動向と言いますか、こういう中におきまして借金をしてでも家を建てようかという、そういう意欲もそれぞれ全体的に少なくなっていると思うのも事実でございまして、いろんな要素がこういう人口減少というのを物語っております。

ご指摘ございましたとおり、市の独自でできればいい部分もございますけど、これは国

の施策として本当にどういう大きな政策転換というのを図っていただき、また私どもこの地方にとってもいろんな活性化という事業を国の方にも本意を要望していかなければ、やはりこの人口減少というのはとめることは大変難しい至難の業であるというふうに認識しております。

○19番（松尾公裕君）

なかなかこれは人口減少を食い止めるというというのは非常に至難の業であるということでございますが、非常に難しいことだろうと思いますが、しかし、何か手を打たないと、何かやらないとますますひどくなるわけありますので、私はやはりいろいろなその事業をやっぱり活発にやると、人口はふえているところはあるわけですから、10分の1ぐらいはふえているところの市町村もあるわけですから、やっぱりそれはやりようによってはできると思うものであります。

そこで、過去、東市来がふるさと定住促進事業というようなのをやりましたけれども、これは非常にこの人口維持のために非常に役立ったということで、これはこの町外から町内に来た人に対しまして50万円補助を出している。そして東市来の人口をふやしたという一つの実例でありますけれども、私はこの過疎を高齢化している地区に限って、私はこの担い手が将来いなくなるのではないのかな、将来本当に担い手が少なくなると、集落機能が非常に厳しい、地区間の運営が厳しくなっていくのではないかなと思うので言っているわけですが、過疎高齢化している地区に限って市内でも市外でも関係なく過疎地区に限って、例えば地区振興担い手建築資金というようなものをその過疎地域に限って出したならば、少しでもそういった条件をつけてやればそういう過疎地域にも若い人が住んでくれるのではないかなと思うんですが、その点はどうですか。

○市長（宮路高光君）

今回の過疎振興計画の中にソフト事業というのがあります。今ご指摘ございましたこういうものを過疎債の中で対応できるのかどうか、十分私どもの方も研究を今後していかなければならないというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

研究をしてください。よろしく願います。

次に、この空き家についてですが、先ほどこう答弁の中では定住を促進するための就業体験ツアーとかNPO法人の交流協会とか言われましたけれども、これをこういったものの実績ですね、これは本当にあるのかどうかということと。

それから、この前ですね、東議員が、全議員が、一般質問をしたわけでありましてけれども、以前調査をしたときに1,700戸この空き家があってそのうちの貸し出せるのが65戸ある、有効な貸し出せる空き家があるということでありましたが、その後もこの対応と申しますか、これについては何かされたんでしょうか。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

今ご指摘のありました内容で、平成18年度の調査を行いまして、日置市内で1,747件空き家があったのが調査結果でございます。そのうちの1,000件ほどは良好な家屋でございましたけれども、実質貸し出せる家屋が37の自治会で65戸いう結果になっておりました。しかし、最終的には吹上地域の13戸が貸し出せる空き家として現在も紹介等を行っている状況でございます。

以上でございます。

○19番（松尾公裕君）

紹介ということで、まだ実績はないわけですね。

私は先般政務調査で岡山県の笠岡市という

ところに行きましたが、ここは人口が5万4,000人のまちであります、非常に島が多くて島が31島もありまして、そのうちの7島はこの有人島でございましたけども、この島が非常に少子高齢化して過疎化していると。そこで島おこしをしたいと、するということで、その内容はその定住促進センターを立ち上げて専用のホームページに空き家情報を掲載して、結果6件を提供しまして5件の入居が決まったと、こういった実例もあります。

それから、熊本県の玉名市において、空き家バンク制度をつくりまして、市の広報誌とかホームページで登録を呼びかけたり、自治会長による情報を聞いたりして、これまでに利用者から非常に活発な問い合わせがあるということなどがあるわけでありまして、日置市では何かこういうソフト的な部分の中で何かこう手立てをしているのか、空き家もこのホームページの開設というようなことなどは考えられないのか、そこらを伺います。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

今、ご提案のありました笠岡市のビジョンも拝見させていただきました。現在、先ほど申し上げましたとおり、13戸の貸し出せる状況があるんですけども、今後におきましては、やはり地域の方々から登録をしていただけることはできないかなということも、今担当と話をしているところでございます。

やはり、これまでは吹上地域のこの13世帯にありましては、担当の職員が間取りなりあるいは現況の写真なりしっかりとつけてすぐ貸し出せるような状況もありましたので、引き続きやはりこういった状況はすぐこういった状況であるというのがわかるような間取り、あるいは現況の写真なりとりながら登録制度ができるような体制づくりを進めていけないかなということを進めているところでございます。

以上でございます。

○19番（松尾公裕君）

現在、進めているということですが、空き家の利用者への紹介、いわゆる空き家の紹介ですね、これうまくマッチしてもらって対応していただきたいと思います。

次に行きます。土地開発公社であります、先ほど実績を言われましたが、154区画地中16区画がまだ残っていると、販売率はもう90%、89.6%ということで非常に高い販売率であるわけですが、そしてまたこの事業効果にしても十分にその役割を果たしているんじゃないかということでしたが、私もこの地域振興、あるいは過疎の歯どめのために大いにこれは貢献をしている土地開発公社であると思っているところですが、ところで、この2番目のこの旧団地の今後の方針の中で、答弁の中で分譲区画の販売見通しを含めて、慎重に進めるということになります。そして、あとこの2団地で事業を計画をしているということですが、この2団地で計画している団地とはまらずどこの団地のことであるか伺います。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

一つが吹上の本町の団地の2期工事の分、そしてもう一件は東市来の中央団地でございます。補助球場のすぐ西隣でございます。以上2カ所でございます。

○19番（松尾公裕君）

未造成地というのは、私は調べた中では、中央団地、本町団地の半分、剣壇塚、今田、入来住宅ということで、まだ未造成が3万4,000平方メートル残っているわけですね。で、合併前前後に購入をされておりますけれども、これはやっぱりこの住宅団地としてのこの分譲として購入をしたわけですが、今後これをどのようにしてこれはこんなにたくさんある団地を進めていくのか、需要の問題等もありますけれども、これを積極的

にこのこれらの団地については進めていくのかどうか、その点を伺います。

○市長（宮路高光君）

特に吹上地域におきましてそのようなところがあるわけでございますけれども、これ田んぼの基盤整備におきます集約したというところ、土地でございます、そのところが本当に住宅団地、また今後の販売という部分で大変難しい部分もあろうかというふうに思っております。今後におきましては、その土地利用の中で考えざるを得ない部分があるのかなと。

さっき言いましたように、2つの、中央と本町、こういうところにつきましては、ある程度、住宅周辺部でございますので、可能性というのはあろうかと思っておりますけど、ほかのところにつきましては本当に造成しても売れるということが難しい、そういう中であれば今後どういう形で土地利用を考えていくのか、この抜本的な部分を考え直さざるを得ないところではないかなというふうに考えております。

○19番（松尾公裕君）

根本的に今後考えなければならないということですが、特にこの本町団地のことでありますが、この団地については残りが3区画残っているということで、あと第2期分を進めるかどうかというのが、これが鍵であろうかと思っておりますけれども、ここは地盤のこの維持力が非常に不足しているということで、前貸し担保責任でそれこそくい打ち工法でしたかね、これで100万円から150万円ずつ公社の方から出したということでありましたけれども、しかし、私などがこの見る限りにおいては、非常に吹上地域のやはり中心地域でもありますし、吹上は発展もここがこの発展の鍵を握るんじゃないかなと思うような、非常にいい地域であるのかなと。

民間の部分もありますけれども、私はこれ
はぜひこの前に進めていく方がいいのかなと
思ったりもしているわけでありまして、
東市来のちょうど役場の前に大内田がありま
したが、果たしてこれが全部埋まるのかなと
10年ぐらい前でしたかね、ということで、
我々もこう心配をしておったわけでありま
すが、しかし、今日もう完全にこの残って
おりますけれども、完全に埋まって、そし
て立派なこの60戸ぐらいでしたかね、町
ができております。あれが昔のその田んぼ
のままであれば、あの地域の発展、東市
来の中心地の発展というものはないかな
と思っておりますが、やっぱり今吹上の
今本町団地をあの今半分やりかけて
おります。あと半分以上をどうするか
という問題でありますけれども、もう埋
め立てもやってスタートしているわけ
であります。お金も相当投入をしてお
るわけでありまして、私は吹上の地域の
振興のためにはあそこが一番こう重要
拠点になるのかなと、町の重要拠点に
なっていくのかなと思っておりますが、
そこらについてもう一歩踏み込んだ考
え方を市長は持っておられるかどう
か伺います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特に民間
の事業者の方があれとちょっと違う、
反対の方に造成して、まだそこの販
売の促進がやっぱり50ぐらいある
んですかね、50ぐらいあると思いま
すので、その状況を見なければなら
ない。また今おっしゃいましたとおり、
地質の問題、これも一回正式にどう
造成する前にも一回そういう一つの
不安材料を取り除かなければなら
ない。

もう一つは、今回いろんな状況の中
にございますけれども、やはりある程
度の確約、これが私は必要であると、
最近いろいろと10年前もおっしゃ
いましたけれども、今のこの経済状
況の中において、本当にその区画を
欲しいと、

こういうものが実感とすれば6割程
度なければいろんな採算の中で私は
難しいと、そういう核心。

ただ、造成してはいらっしゃいとい
うものではなく、事前にそういう調
査等いろんなことをして総合的に考
えてからこういうものには今後入っ
ていかなければならないというふう
に考えております。

○19番（松尾公裕君）

非常に慎重な答えでありましたけれ
ども、そういう答えになるのかなと思
っておりますが、やはりこれだけもう
埋め立てもして投資もしております
けれども、やはり吹上の地域の振興
のことも考えていくべきであるかな
と思っておりますので、前向きなとら
え方が必要かということをお願いし
まして、次に行きます。

それと、時間が余りございませんので、
湯之元のこの土地区画整理事業につ
いてであります。これは事業的には
もう33%ということで、面積的には
まだ15%ということでございま
すけれども、しかし、事業はもう遅
れてきておるとのことと、ことしの
2月に事業の計画変更の説明があつ
たということでございまして、私ど
もは徳重が24年度に終われば、せ
めて3割4割は湯之元の方にこのシ
フトできるのかなと、増額をできる
かなと思っておったわけでありま
すが、しかし、これが事業計画の変
更でむしろ減額になっているとい
うことでございまして、今この住
民には説明を2月にしたということで、
県の認可を待っていると、現在申
請中であるということで、私は役所
の方に聞きましたけれども、そうい
うことでございましたけれども、地
区民の人は工事が平成30年まで
終わると期待を持っておったわけ
ですけれども、35年まで引き延ば
されるということでございまして、
地元の方はこれを理解をしてよく
知っているのかどうかですね、そ
こらについて

重と湯之元とこれは同じじゃございませんし、いろんな事業が絡んでおります。こちらをこちらに回すということはできません。このそれぞれ区画の中におきましては国、県の補助を使い、単独を使い、また堀内を売却する、その方法でこの区画整理は成り立っております。その事業財源をきちんとしていなければここからこう右へ行くからできるということをおっしゃるんですけど、そのような事業ではないという理解を一つ大事にしてほしいというふうに思っています。

今ご指摘はようわかるわけです。もう私も地域に行きますとそのような形で審議会をいろんな中で皆さん方から早くしてくれという要望は強うございます。特別に今こういう財政が状況厳しい、また普通建設を減らしてくる、その中でとりあえずこの湯之元の場合につきましては現状維持、この現状維持をしていくのが私は大きな一つの私どもの市の全体からの普通建設を考えたときに、もうふやすということじゃなく現状維持をいかにしてできるのかどうか、これが一番大きな課題でございますし、その中でさっき言いましたように、これは堀内を早く売却していけばいい形なんですけど、このような情勢の中でそういう土地を買ってくれる人がいないと、やはりそういういろんなこういう昨今の状況の中で遅れてきている実態もあります。ここあたりを十分に理解していただきながら、私どももやはりきちんとかういうことについては説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

現状維持が精いっぱいということですが、今後また地域に来てまた説明をひとつしていただきたいと思っております。

次に、大里川の河川改修のことですが、これは当初、説明のときに、10年前に説明のときに四、五年後には大里川の改修は

後からちゃんとしてきますので、それは心配なくというようなことを言われました。そのときにちゃんと大里川のこの改良の仕方というものも説明もきちんとあって、四、五年後にはこれはついてきますよということだったわけでありましてけれども、しかし、これはなかなか10年たっても行われていないということでありまして、私はやはり今非常に気候が亜熱帯化して、こう非常にこうゲリラ豪雨みたいなのが降りますが、8・6で非常に大変大きな災害もあったわけでありまして、今非常にこの流速が早くなっておりまして、今のこの湯之元の工事をしている現場に大雨が上から降れば私は大変なこの被害が出るのではないかなと思っているわけですが、だからできるだけ今早くこれは下の方から、一番下流の方から早目にこの改修というか、中州を早くとれば、あれは倍ぐらいの広さになって今度来るわけですので、河川の幅がですね。それを早目にこうとすることは、災害から防ぐということでいいことだと思いますけれども、しかし、これ一向にされていないということでありまして、これは早目にこの県に強く要望していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどうなんですかね。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

その河川の方の改修ですけれども、毎年県の方にはお願いしております。しかしながら、県の意向といたしましては、橋梁負担金、これは湯之元駅から3号線に通っている県道の橋ですけれども、その橋が河川が広がります。そして県道の分も広がります。その負担割合ということで、市と県との負担割合を23年、あるいは24年度に確定いたします。

これにつきましては、当然橋梁ですので、ボーリング調査、それから橋梁設計、そういった形を22年、23年度で行って、その後協定が結ばれた後に工事の方に入っていく

ということで、今現在話し合っている状況です。

以上です。

○19番（松尾公裕君）

次に、この山田川の改修ですが、このことについてあと2分ありますけど、1分でひとつ終わりたいと思いますが、市長は水利組合とか地区館と今後話をしていくということですが、ともかく上の部分もよく改修してもらいました。そして今下の部分を都市計画の分をしてもらいましたが、その間の100メートルというものはそのままの状況なんですよ。いくらかはすべりがよくしたわけですよ。面積が半分です、面積が半分です。

ですから、それを上の方からのバイパスをつけて、そして今流れているところを約流量を半分にすれば、これはもうオーバーフローはないと思うわけですが、そういうバイパスを考えることと。

それから、もう一つは上の方を新田水路が流れておりますので、その水路を利用して今の都市計画をやっている東側の方に流す方法がありますので、この2つの点を本当にこの真剣に考えて、災害が起きないようにしていただきたいと思っているわけですが、これについてどうでしょうか。

最後の質問ですので、このことは最後にしておきたいと思います。このできれば市長にですね、市長にこの改修について、一ないし二年の間にこの検討をしてみるということを私は伺いたいんですが、ちょっとその点で市長お願いしたいんですが。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおりですね、山田川も大変中心部におきますはんらんというのはもう認識しております。今ご指摘ございました用水路の関係もございまして、ここあたり分岐点の問題で新たにバイパスという部分

はございますけど、基本的に大変バイパスというのは難しいという部分も私は考えております。

この用水路を今区画整理をしている部分とこの分岐点の方は区画整理のところにかからないところもございまして、ここあたりは大変構造上これを分離していいのかどうか、難しいというふうにはしか、今のところは答えることしかできません。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

その山田川の改修的な部分のはんらんの部分ですが、そこの部分の改修となりますと、やはり別な事業の導入かなと思っております。しかし、これは今のところは全く白紙な状態ということです。

それで、新田用水路でございませけれども、新田用水路は湯之元の第一地区の地区内を流れて、若干流れております。その部分ですね、区画道路を使って川の方に落とすような水路をつくることは可能ではないかなと思っております。

しかし、これはやはり県の方とまた協議をして進めていかなければなりませんけれども、その工法はあるのではないかなと思ってます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。あしたは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時56分散会

第 4 号 (9 月 22 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（3番、12番、18番、1番）
-------	---------------------

本会議（9月22日）（水曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑳や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	地頭所 浩君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	福留正道君		

午前10時00分開議

△開 議

○事務局長（住吉伸一君）

皆様、ご起立願います。一同、礼。ご着席願います。

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

皆さん、おはようございます。一般質問の最終日、トップバッターを命じられました。暑さ、寒さも彼岸までと申しますが、日中の暑さはまだまだ厳しいものがあります。田んぼのあぜ道や、土手のあちこちに色鮮やかな彼岸花が咲き乱れ、毎年この時期に目を楽しませてくれております。

さて、私は通告に従い、2問8項目について質問をいたします。

初めに、南九州自動車道美山インターチェンジパーキングエリアの利用活用についてであります。

国は、3月まで試験区間として、現路線を無料化して利用状況を調べ、調査している現状ではありますが、無料化により交通量は増加、利便性の向上につながっていると思います。現在、美山インターチェンジパーキングエリアは、地域の要望でパーキングエリアからの鹿児島方面への乗り降りができるようになり、利便性の向上が図られております。

そこで1番目、現在ハーフインターとして鹿児島方面への乗り降りが可能です。川内方面からの乗り降りができるよう運動すべき

と考えますが、見解を伺います。

②試験的には本路線は3月までは無料ですが、今後の無料化に対する見通しと、無料化に対する市長の見解をお伺いいたします。

③現在パーキングエリアとして、トイレと自動販売機が設置されているだけですが、パーキングエリア内に日置市の物産展、または売店の設置はできないものかをお伺いいたします。

④ハーフインターとして乗り降りができ、美山の観光客は増になったかをお伺いいたします。

次に、大きな2番目ですが、有害鳥獣被害の現状と防止に向けての取り組み及び人材育成についてであります。

自然環境の変化や異常気象のせい、近年鳥獣被害は拡大の傾向にあります。せっかく育て、収穫時期を迎え、一夜で荒らされて、だれに当たりようもない思いであります。最近昼間でも山間部のほうではイノシシが民家の近くで見受けられるようになってきており、このままでは被害の増大、耕作放棄地はふえる傾向にあります。

そこで、①近年の被害件数と平成21年度の捕獲頭数をお知らせください。

②地元の猟友会の協力体制は十分であるかをお伺いいたします。

③鳥獣害被害対策講習会の必要性を感じる、人材育成も含め実施する考えはないかを伺います。

④電気さく購入設置に対する一部助成制度は、県の補助事業としてありますが、補助基準が面積等大きく、小規模は対象にならないわけです。小規模耕作者に対しても一部助成制度は考えられないかを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の南九州自動車道の利用活用につい

て、その1でございます。-halfインターを要望して設置したときの市が負担した金額は2億4,000万円となっております。利便性を考えますと必要であることは十分理解できますが、現在供用している料金所の移設や用地取得、事業費等の財政関係など、多くの問題が考えられます。現在24年度供用開始を目標に整備が進められています、川内都、川内や阿久根から芦北への整備状況も考慮しながら、今後地域とも時間をかけて検討していきたいと考えております。

2番目でございます。国の今後の動向については、把握は大変難しいと思います。無料化につきましては、利用者の負担が減ることは利用者にとっていいことかも知れませんが、将来にわたって高速道路の維持管理分をすべて税金で賄うこととすることより、幾分かの受益者負担が望ましいと考えております。

3番目でございます。パーキングエリアを管理している西日本高速道路株式会社によりますと、営業権を持っているグループ会社へ任せており、パーキングエリアでの営利を伴う物品販売については難しいと考えているところでございます。ただ、地方公共団体等のイベントのPR等に関しては活用できるということで、本市の担当課で協議した結果、10月2日にパーキングエリア上り線で、テナント1張りのスペースを借用して、美山窯元祭りや妙円寺参りのPRを行うことの内諾を得たところでございます。

4番目でございます。美山の-halfインターチェンジにつきましては、平成20年3月末に整備されまして、平成20年度は出口の通過車両が、1日平均117台でありましたが、その後上限1,000円の割引制度や、本年6月から実施されました無料化社会実験によりまして、7月は1日平均519台、8月は643台で、整備当初に比較して約5倍と大幅にふえており、美山の観光客につ

きましては、各窯元への聞き取りによれば、高速道路を利用した観光客が増加している状況でございます。

また、美山窯元祭り期間中は、美山-halfインターチェンジを利用して、来場者が大幅にふえますが、特に今回の美山窯元祭りは無料化となって初めてとなりますので、昨年にも増して多くの来場者が美山-halfインターチェンジを利用されるのではないかと見込んでおります。

このほか、美山-halfインターチェンジの設置による観光面の効果といたしましては、江口蓬莱館や鹿児島シーサイドゴルフクラブの来場者、江口湾のサーファーなど、高速道路から美山を経由をしての江口方面への利便性が向上しましたので、これらの施設の来場者も高速道路を利用される機会が格段にふえているものと考えております。

2番目の有害鳥獣被害の現状と防止に向けての取り組み及び人材育成について、その1でございます。平成21年度の被害報告は、市全体で71件でございます。支所別では本所18件、東市来支所44件、日吉支所2件、吹上支所7件で、捕獲頭数についてはイノシシが117頭、シカ58頭、タヌキ156頭、野ウサギ90羽、カラス83羽、スズメ666羽、ドバト52羽が市全体の捕獲実績でございます。

2番目でございます。地元猟友会の協力体制につきましては、被害報告があった場合に、場所や状況を確認し、猟友会の捕獲依頼をします。猟友会員は連絡を取り合い、現地状況により銃、わなによる捕獲を実施することとしています。猟友会員の高齢化や、被害報告後すぐに捕獲に参加できる人数も検証している状況でございます。

3番目でございます。鳥獣被害対策講習会につきましては、猟友会の日置支部により毎年実施されていますが、猟友会員の高齢化や

隊員の減少により、今後は農林家や地域住民による免許取得や自主防衛策も必要になってくると思われます。

4番目でございます。電気さくの購入設置する一部助成についてであります。県の補助事業で鳥獣害防止対策につきましては、電気さくの設置事業があります。この事業の採択基準は、受益農家戸数3戸以上、受益面積がおおむね1ヘクタール以上となっております。小規模の電気さく設置については、現在市内では29地区について、農地・水・環境保全向上対策協定を締結し、また69地区に中山間地域等直接支払い制度が実施されております。これらの事業については、中山間地域の農地を守るために、鳥獣被害防止対策として電気さく等の設置ができるようになっておりますので、これらの事業の活用をお願いしたいと考えております。

なお、中山間等直接支払い交付金及び農地・水・環境保全向上対策交付金の対象外となる地域につきましては、小規模の電気さくへの助成も検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

○3番（東福泰則君）

市長の1回目の答弁をいただきました。

まず、美山インターチェンジパーキングエリアの乗り入れの件ですが、後期の総合計画の中にも重点施策として、薩摩焼の里づくり推進及び美山インターの機能強化がうたわれております。その中で答弁でもありましたが、今鹿児島方面への乗り入れにつきましては、2億4,000万円かけて現在に至っているわけで、本当利用者もふえているということで、効果は上がっていると。さらに無料化になった関係で、7月、8月と利用者も多く、さらには今度美山窯元祭りにも無料化の影響で、観光客の増大が見込まれるということで、市長も必要性は感じておられ、また24年度川

内以降の開通も見込まれるというようなことで答弁があったわけですが、今までこのようなインターの要望とか、そういうことを各機関にされたことがあるかどうか、1回答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

美山地区におきます懇話会、そういうことを含めまして、地域のリーダーの方々におきましては、この美山のフルインターということは必要であるというふうに、いろいろと会える機会の中でご要望はいただいております。

さきに申し上げましたとおり、特に市来、串木野、川内方面につきましては、基本的には無料化ということでございますけど、市来からの乗り入れ、鹿児島までは有料となっております。一番大きな問題としまして、やはりインターチェンジの料金所の設置、こういうものも1つ大きな財政的、全部無料化になればいいわけなんですけど、今の現状でいきますと、そういう設置等も出てまいります。

そのようなことで、前回におきましては、ハーフにつきましては、市の予算と国の予算、約2分の1の補助事業で、これは設置させてもらいましたけど、今からの国の施策の中で、ハーフもまた整備していただければ幸いです。市の財源が伴うものにつきましては、十分熟慮した中で、このことは検討していかなくやらないというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

相手がいることで、単独でやるというわけにはいかないということで、特に今無料化に今後ずっと続くようであれば、ぜひともインターをつくるということで進めてもらえんかというふうに思うわけです。なぜなら、新幹線も3月に完成いたします。全線開通いたします。それに対して、新幹線を利用する場合、要するに高速を利用して、川内から乗ったほうが時間的にも、また料金的にも非常に便利

な面もあるということで、鹿児島中央に行って、電車で行く、車で行くというのは別として、川内までの間の新幹線料金や時間を比べると、川内のほうが我々東市来、日吉、吹上方面は、より時間も短くて、料金も安いというようなふうに単純に計算しましたら1,380円、今の時点で、片道安くなると。往復すれば2,600円ぐらいと、これは単純な計算ですので、今後ダイヤ改正やいろいろな新幹線の料金体系も変わってくるということで、一概に料金がどうかというのはいえませんが、そういう面でも美山から乗り入れて川内を利用するという事は、非常に便利で、また日置、吹上方面なんかの方々も伊集院に出てきてとか、鹿児島で乗るというような面からすると、利便性がすごくあるというふうに思って、今この問題を取り上げているわけです。

もし、今後、無料化が続き、また今無料化試験実験中ですが、これが続くようやったら、強い要望を出して、片一方だけではどう見ても不合理じゃないかというようなことで、働きをさらに進めてもらいたいというふうに思います。

前は2億4,000万円ということで、当初予定していたより、かかったというようなことであつたんですが、これは素人の単純考えですが、今の状況では川内への乗り入れはそう工事費も、鹿児島方面からするとかからなだらうかと、取り付け道路が、採用道路があるから、あれから乗っていくというようなことなんかも、料金所の関係もありますけど、単純に考えますとそういうことがあるもんですから、あえていうわけで、今後できるように、ぜひつくるという強い意志で市長も各機関に働きかけてもらいたいということなんですけど、もう1回その意思を確認したいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり地区民の皆様方の利便性を含めた中で、特に川内への乗り入れということで、要望があるということも事実でございます。

特に今ご指摘ございました無料化の問題、こういうことも十分考えてしていかなければ、また有料化という部分と無料化の場合につきましても、それぞれの事業費を含めいろんな条件が変わってまいりますので、そこあたりは特に無料化の中でずっと進むことが確定できれば、それぞれ国、またいろんな関係機関なんかでご要望を申し上げながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

インターの件につきましては、前向きで、今後も国の動きも見ながらということで、力強い言葉をいただきましたので、これで終わりますが、②の無料化の今後の見通しというようなことで答弁いただきましたが、市長は維持管理のためには受益者負担ということで、幾らかもらうというようなことで、私もその考えには同感であります。全線がまだこういう状況で開通もしてない、都会と地方の高速道路、まだ対面交通であつたりとか、そういうようなこともありますので、無料化はいうまでもないんですが、やっぱり維持管理を含めたり、まだまだ未整備なところもありますので、ある程度の受益者負担はやむを得ないのかなということで考えておりますので、市長の考えを聞きましたので、この点はあれなんですけど、今無料化で実験中ですが、団地への交通量がふえたり、新たな苦情が出たり、停滞ができたりということで、特に朝日ヶ丘とか、そういう人たちは、インター近くの人たちは交通量がふえて、団地内の通行がふえたというようなことです。これは何かがよくなれば、通行量が多くなる、いろんなメリットデメリットが出てきたりするのは当然のことです。

それに関連しまして、今鹿児島方面の武岡トンネル、あそこの停滞が、高速を利用して出口のほうで停滞が起きて、10分も20分もかかるというようなことで、利用者も思ったより、2倍ぐらいあると思うんですが、これが本当停滞が緩和されると、さらに交通量も増していくということですが、鹿児島市の出口の問題は市長どのようにお考えでしょうか、ちょっと高速関係でお願いします。

○市長（宮路高光君）

武岡トンネルのもう1本の線を掘っている途中でございます。まだあと2年ぐらいはかかるのかなというふうには感じております。基本的に、あのトンネルが開通しても大きな、そのような緩和策というのは、私はないというふうに思っております。基本的には東西線の中におきまして、甲南高校の前までいかなければ分散する道がない。

そういう中におきまして、私ども南九州対等といいますか、1車線しかない、その中で大変多くの事故、また先ほども申し上げましたとおり、救急、こういうものにおきまして大変停滞して、本当に効果があるのかという部分は思っておりますし、特に先般の豪雨の時期に、特に運動公園の下のところで土砂崩壊がございました。その状況を見まして、やはり旧3号線、この問題におきまして、大変多くの停滞があったと。今無料化ということで、大変国道のほうはスムーズに今それぞれしておりますけど、その反面いろいろと商店街を含めまして、そういういろんなデメリット、無料化の中で私はその点でいきますと、今回は私どもこの本線におきましてはデメリットのほうはまだ多いというふうに認識をしております。

そのようなことで、今後におきましても、さっき申し上げましたとおり、本当に高速道路の無料化というのがいいのかどうか、やは

りここあたりは十分国の中でも論議していただき、私どもこういう地方におきましては、まだまだ整備をし、基本的にはやはり西回りが早くつながる、そういうものに予算的なものも十分投資をしていかなければ、部分的にあの間無料になっても、多くの相乗効果というのではないというふうに思っておりますので、やはりある程度の一部の負担というのは必要であろうかというふうには思っております。

○3番（東福泰則君）

交通体系につきましては、全体的に考えていかなければ、一部だけよくなってもどこかでしわ寄せが来るというようなこと等は、いうまでもないわけでありまして。その中で、あそこだけもうちょっと開通しても、停滞は緩和されないというようなこと等もありますが、そういったことも含めて、今後関係機関に効果が出るように、停滞が解消されるように、引き続き要望を働きかけてもらいたいというふうに思います。

その点につきましては終わりました、次にパーキングエリア内の物産館の問題は、西日本高速自動車道の会社に出向いてということで答弁があったわけですが、管理が違うということですので、パーキングエリアの管理は。ということでちょっと難しいというようなことで、イベント的な催しはできるということで、10月2日にイベントを開催するというようなことで、PRを兼ねてというようなことで回答をいただきました。

だめでもともとじゃないんですが、ただのトイレと自動販売機だけじゃ寂しいなど、地元唯一パーキングエリアがあるわけで、ほかのところにはないわけなんです。これからできるかも知れませんが、そういうことで地元のPRという意味でも、市の観光協会のほうでも陳情とか、要望に行かれたということをお聞きしたもんですから、そのときもいい返事はなかったわけですが、今後そういう制度を、

制度というか、そういうのも可能なふうに働きかけるのも大事じゃないかなというふうに思っています。

今後、新幹線の開通によりまして、車の動き、人の動き、観光、そういう面で大きく流れが変わってくるかも知れません。また我が美山インターから観光バスに乗って、市内含め、川内方面にも行って、川内から新幹線を利用するというようなこと等もあれば、あそこで休憩して物産館、お土産というようなこととも考えられるわけでありますので、ぜひそのような動きを今後とも、だめもともかも知れませんが、取り組む必要があると思いますが、そこをもう1回市長の意思をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

パーキングエリアにおきます物品の販売といますか、サービスエリアの中でございますけど、今高速道路4車線であっても、それぞれパーキングエリアの中におきます特に食堂とか、物品、こういうものが休止ですか、そういう箇所も多くなってるのも事実でございます。ご指摘ございましたとおり、そういう要望というのができる要望できない要望、私どもやはり実態というのも十分配慮していかなきゃならない。

基本的には、さっき言いましたように、今の状況で、そのような設置ができるというのは大変難しい。この沿線を含め八代からここまでの、鹿児島までの開通し、人の動向とか、いろんなのがどう変わってくるのか、ここあたりの通行量も含めまして、勘案していかなければ、こういう物品販売を含めたものは大変難しいものであるというふうに私のほうは認識しております。

その中で今西日本高速道路のほうにお願いしているのは、イベント等があったときに、そこに駐車している人にパンフレットとか、若干の無料のお茶の接待とか、そういうもの

を兼ねて、そういうものは許可がいただけるということでございますので、市独自でも、特に観光協会と商工会、こういう方々が中心になってやっていく。とりあえずは、当分の間はこういうもので、せっかくすばらしいエリアができておりますけど、そういうもので活用をしていくべきなのかなというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

要望してイベントができれば、できるようになっただけでも一歩前進じゃないかということでもありますので、引き続きそういうことで機会をとらえてイベントやらできる方策に結びつけていけたらなということに回答をいただきました。

次に、④ですが、乗り入れが可能になり波及効果というようなことで、先ほど報告がありました。確かにハーフインターで利用者もふえたということではありますが、それがすべて観光に、美山の窯元の観光客だったかどうかは別としまして、効果はあるということであるし、これについては今後のまた、利便性がよくなったら人の動きができるということで、それぞれ相乗効果があるというふうに思っており、この問題につきましては波及効果があったということで質問を終わります。

次に、大きな2番目の鳥獣害被害の件ですが、昨年度は71件、本庁18、東市来が44と飛び抜けて多いわけでありまして、それだけに東市来方面は山間部があり、被害も多いんだなということがいうまでもないというふうに思っております。最近は本当昼間でも目の前に親子連れ、うり坊というんですか、小さいな、子供はうり坊といって、本当にかわいらしいんですが、昼間でも平気で出てくるというようなことであって、被害も私もちよとした芋畑をやられましたけど、それはわずかですから、そんなことは少しは食べさせてやらんやいかんという気もあるんですが、

せっかく年寄りなんかもせっかく菜園をしてつくったら、葉物についてはそんなに被害はないんですが、実のも、サツマイモや根っこのもなんか掘り出して、本当に目に余るものがあるということでもあります。思ったより捕獲頭数も多いんだなということ、数字を聞いて初めてわかったようなわけでもあります。

それで、今これは昨年度なのですが、今年度の捕獲頭数というのはわかっておれば、主なところだけ教えていただけたら、お願いします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今年の実績については、今ちょっと手元に持ち合わせておりません。後でまた報告したいと思います。

○3番（東福泰則君）

わかりました。

現在までわかっておればということで、そしてどう推移があるかなということでお尋ねしたわけでもあります。

頭数については、年間捕獲駆除頭数の計画数というのはあるのかなというふうに思っておりますが、これについてはどうでしょうか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

平成20年度に策定しました日置市鳥獣被害防止計画、これが21年から23年までの3年間になっております。この中で捕獲計画につきましては、イノシシ150頭、年間です。野ウサギ100頭、タヌキ200頭、スズメ1,000羽、カラス100羽、ドバト100羽、シカ50頭という計画であります。

○3番（東福泰則君）

これは予算的のも伴いますので、今実績はこれくらいというようなことで、これ市自体単独で決められるものかどうか、県のほうから捕獲頭数というようなこと等が示されるのか、全体的な鳥獣害の被害という観点で、全体がふえているから少し上げよとか、そういうのはあるのかどうかをお聞かせください。

○農林水産課長（瀬川利英君）

県からの補助の関係ですけれども、平成21年度までは個体数調整ということで補助がありましたけれども、22年度からは補助がなくなっております。そのために今の段階では、全部単独費での各実績に対しての報奨を払っているというような形になります。

○3番（東福泰則君）

わかりました。

22年度からは個体数の調整促進事業じゃなくなったというわけですね。昨年21年度の決算を見たら、個体数調整促進事業の中には104万4,000円ですか、実績で上がってきてるものですから、そういった課題もあるかなと思いつつも、ただ有害鳥獣捕獲事業というのは現在も生きて、22年度も生きてきていると、私の認識不足かも知れませんが、引き続きあるわけですか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

県の補助の部分については、もうなくなったというだけで、捕獲事業はそのまま継続というような形になります。

○3番（東福泰則君）

わかりました。

③の猟友会の高齢化や隊員の減少により、農林家や地域住民による免許取得、自主防衛策も必要になってくるというようなことで市長答弁がありましたが、具体的な考えはあるのか、そういう育成に向けてというのかを伺います。

それと付随して、先般県の主催の鳥獣被害対策の講習会が、初めて農業大学校で開催されたと新聞報道にありましたが、日置市は参加されたのかというのをあわせて質問します。

○農林水産課長（瀬川利英君）

吹上の農大のほうで平成22年度農作物鳥獣被害対策地域指導者養成講座というものが開催されました。こちらのほうには本庁から1名、日吉支所から1名、合計2名が出席し

て、具体的な電さくの張り方とか、そういうふうな実地の部分を研修してきたところでございます。

○3番（東福泰則君）

参加されたということですが、やはり住民はまた、そういう電気さくを扱うにしても、細かなところにやって無駄なことをしていたり、そういうこともあるというやに聞いております。例えば電さくであれば碍子を反対に向けたり、短絡してたり、または高さがあって下から入り込むとか、そういったこと等もあって用を足してないというようなこと等も聞くもんですから、講習にいつて、またそしてそれを何らの機会に住民に普及ということがなされればということでお伺いしたようなわけであります。

電気さくが一番ということなんですが、中山間制度や農地・水に取り組んでいるところは、そちらの事業ほうから使えるということで回答がありました。実際私たちのほうもそれを使って昨年、ことしと、ことしは県の補助で4件のシカ対策用の補助事業も採択いただいて、実際に取り扱っているんですが、なかなか張るのも大変だというようなことで、しかし効果は非常に上がっているということで、認めているんですが、それは大規模というか、条件がそろったところは補助があるわけですが、地域においては小規模というようなところはないということで質問したわけでありませぬ。

今後ちょっと検討していくという回答をいただいたんですが、近隣の市町村でこういった経緯の補助事業があるところがわかっているとお知らせください。

○農林水産課長（瀬川利英君）

近隣の自治体では、鹿児島市のほうが市単独の補助事業をやっているようです。

200メートルで6万8,000円ぐらいするらしいんですけども、その3分の2を

補助するというところでございました。それから、南さつま市のほうはなにもないということでございます。それから、いちき串木野市のほうは市単独で半分助成をやっているということでございます。

○3番（東福泰則君）

近隣は鹿児島市、南さつま市ですか、あるというようなことですが、電気さくだけではないと思います。いろんな電線とかいろいろあるかと思いますが、そこらあたりは私も詳しく調べてはまだいせんが、ぜひ前向きに検討していただくということで、確認の意味で市長、そういうことで再度答弁お願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきちょっと出ました猟友会の高齢化、これに対策ということでございますけど、これは本当に年々会員数が少なくなっております。ですけど、有害駆除の対策というのはきちっとしていかなければならない。特に鉄砲の管理費とか、いろんな問題が、この猟友会の中におきましても趣味でやって、そういうイノシシをとっている方というのもございますけど、有害駆除の関係につきましても、特に農協とか、森林組合とか、私ども市もなんですけど、職員を含めて公費の中でも今後やっていかなければ、恐らく猟友会だけに任せておくことは大変難しい状況である。そういう費用的なものは、やはり市のほうで見ていく、そういう対策を、今後十分猟友会とも、今ある程度猟友会のほうで旧町ごとにやっておりますけど、これがどうしてもいなくなったら、そのような対策をしなければ、恐らく被害というのは多くなっていくというのも事実でございますので、ここあたりはもう少し時間をかけて、猟友会とも十分打ち合わせをしながらやっていきたいと思っております。

今課長のほうからもございましたとおり、小規模、特に1反歩とか5畝とか、小さい中

のところをどうするのか、特にこれは電気さくの方が主であろうかというふうに思っております。特に農林水産課のほうでは2分の1という補助がございますので、基本的にはそういう申請があったところにおきましては、今後におきましても対応していきたいと、さっき申し上げましたとおり、中山間地域とか農地・水、そういうものも十分地域では活用できますので、なるべくそういうものも活用していただき、それ以外の部分も含めて、市単独でもそのようなものは実施して、少しでも農作物の被害を少なくしていく努力はすべきであろうかというふうに思っております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

訂正をお願いいたします。先ほど鹿児島市の例で1基200メートルで6万8,000円と申し上げましたが、7万8,000円でした。申しわけありません。これの3分の2を助成するということでもあります。

○3番（東福泰則君）

鳥獣害対策につきましては、市長の前向きな答弁をいただきましたので、本当ぜひ実現するようにしていただきたいということを思います。

それと猟友会のほう、育成ちゅうことです、免許取得には結構かかるということなんかも聞いております。そういう面で育成が必要ならやっぱり負担を、個人負担をしてあげてもやっぱり育成する必要があるということもさっきの答弁で触れられましたので、それ以上はそういう気持ちがあるということで了解いたしました。

最後に、何か今猟友保護法が何か変わる、駆除法が変わるといような話を聞いたり、そういう動きはないのか、あったら答弁をお願いします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問の内容は、平成20年度にできました特別措置法のことじゃないかなというふう

に思っております。現在、県内では伊佐市がこの特別措置法のことに取り組みをしているところがございます。

日置市におきましてはこちらのほうでは例えば市の職員とか、そういうふうなものを捕獲隊というふうな形でまとめましてですね、その仕事に当たるといふようなことなんですけども。日置市管内におきましては猟友会との調整とかそういう段階でそちらのほうよりも今の猟友会の体制でお願いしたほうが良いというふうに判断しております、特別措置法のほうについては現在導入しておりません。

○3番（東福泰則君）

特別措置法というのちょっと私もその文言がわかりませんでした。また教えていただきましたが、そういうことで伊佐市が取り組んでいるということで了解いたしました。

最後になりますが、被害ということでウミガメの被害ということですね。ちょっとこの通告に上げてないんですが、産卵の後ですが、何者かが卵を荒らしてるというようなことを聞いたわけです。そのような実態があるのか。吹上浜一帯でですね。あるのか。それと、近年のウミガメの上陸頭数がわかってたら教えていただきたいと思います。

○議長（成田 浩君）

今の質問は通告外のところに入ると思えます。だから、答弁のほうはできるかどうかわかりませんが、ご了承のほどお願いしたいかなと思っておりますけど。

○3番（東福泰則君）

答弁できればちょっとそういうふうに出してから後でいいから、こういうこともあるんだよということで聞いたもんですから、時間がありますのでと思って聞いています。

○議長（成田 浩君）

わかりました。時間があるからということですが当人はそのつもりでいるかもしれませんが、これはもう通告外の質問となりますから

答弁のほうは要らないと思います。

○3番（東福泰則君）

わかりました。でもですね、その中にはタヌキか有害鳥獣に当たるのが食べてるんじゃないかということがあって、有害鳥獣被害というようなことで、関連から質問をするわけでありまして。まっ、それで聞いてないから答えられんといえればそれでいいんですが。

○市民生活課長（有村芳文君）

ウミガメ保護監視員の方にパトロールをお願いしております。その報告によりますと、平成22年度が日吉・吹上で5件、21年度は3件の被害が報告されております。

また、上陸頭数につきましては、平成22年度が今わかっている段階で東市来・日吉・吹上で232頭、21年度が186頭、20年度が245頭、報告をされております。また、平成12年度から合計で1,718頭が報告をされています。

以上です。

○3番（東福泰則君）

被害が5件と3件というようなことですね。これは鳥獣被害じゃないんですか。そこあたり、そこがわかるとれば教えてください。

○市民生活課長（有村芳文君）

パトロールの結果荒らされていたということですので、そこははっきりしたことはわかっておりません。

○3番（東福泰則君）

はっきりわかってないというような答弁であります。せっかく上陸しても今保護監視員とあってタヌキかキツネか何か実態はわからないわけですが、保護に向けて受けて取り組んでいる中にこういう被害があるってことは起きてるといえるのは事実でありますから、この原因をちゃんと確かめて今後対策をとるといえる考えないかを最後お聞きして質問を終わりたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

産卵場所によってはふ化場へ移設する場合もございます。卵全体をですね。しかし、ほとんどが産卵場所でのふ化となっているようでございます。また、日本の砂浜でカメが生んだ卵の場合ですね、砂ガニ、蛇、キツネ、また子ガメの場合がハヤブサとかカラス、犬などの捕食があるよさだということのようです。したがって、どういう対策がよいのか、その辺もでございます。そういうことで今のところは引き続き監視員のパトロールで監視していかざるを得ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分からといたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、漆島政人君の質問を許可します。漆島政人君。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

さきに通告しました防災災害対策について質問させていただきます。

今、皆様もご承知のとおり、地球規模で異常気象が叫ばれています。また、我が国においてもことしの夏は観測史上最も暑い夏だったことも報道されました。その温暖化など異常気象によって引き起こされるのが、予測できない集中豪雨や大型台風による災害であります。しかし、私ども日置市における生活環境は高齢者世帯が多く居住する過疎地域が年々拡大し、災害対策に対する体制づくりも難しくなっているのが実情でございます。

そうした中、災害が発生しても最小限に食

いとめるためには、日ごろの防災訓練、また情報伝達体制の整備、それにそれぞれの地区の最前線で活動してくれる消防団員の確保は大事な要素であることは私が申し上げるまでもありません。しかし、今私が申し上げました部分につきまして、幾つか不十分な部分があるように感じます。その一つが防災訓練のあり方です。災害というのは旧4町同時に発生することが可能性として非常に高いわけです。しかし、本市では年に1回、旧町ごとに場所を変えて訓練を実施しています。このやり方で災害現場を指揮する対策支部やそれを総括する対策本部との指揮命令系統が実際するときスムーズにいくのか不安を感じます。また、災害対策は初期対応が重要と認識いたします。そのためには消防団や地域住民とのきめ細かな情報連携が不可欠です。しかし、訓練の中ではそういったやりとりの部分が余り見えてきていません。そのほか訓練の中で実施されている水防訓練も今の災害に対応できるものであるのか疑問を感じます。こうしたことについて市長はどういうふうにお考えになっているのか、見解をお伺いします。

次に、防災訓練以外のことにつきましては、1点目に、緊急用の水、食料、毛布等、そういったものの備蓄状況は十分であると認識されているのか。

2点目に、防災災害対策に関する住民への連絡体制の件です。現在防災無線設備の老朽化に伴い新たな設備への準備作業が進められています。そこで、今後どういった方針で整備を進めていこうとお考えなのかお尋ねいたします。

3点目に、消防団員の確保に関する件です。過疎地区における災害対策は、その地区の消防団の活動が大きな役割を担っております。しかし、現況はその過疎地区において大幅な定員割れを起こしているところもあります。

また、若い人の入団が少なく、消防団員の

平均年齢も年々上がっているのも事実です。したがって、団員確保につきましては地区だけをお願いするのではなく、職員の入団推進も含め行政も一緒になって取り組むべき課題であると認識いたしますが、ご見解をお尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の防災訓練のあり方について、その1でございます。災害はいつどこで起こるか予測できないものであり、4地域同時に発生することは多分にあると考えております。本市では合併後毎年9月1日の防災の日に合わせて、防災週間の近い日曜日に各防災関係機関と連携し、防災体制の確立と市民の防災意識の高揚を図る目的で総合防災訓練を実施しているところでございます。これまで市内の4地域を毎年持ち回りという形で訓練を実施してきており、市災害対策本部の設置運用を初め関係機関との連携など、災害時における体制の確認という意味でも効果的な訓練ができておりと考えております。

また、指揮命令系統につきましては、市災害対策本部から各種災害の状況に応じた応急対策の確立を図るため、総合防災訓練の限られた時間の中で関係機関との連携、調整を実施しており、平時の訓練の中においてもこのような連携を図ることは非常に有効であり、今後より一層の情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。災害における被害を最小限に抑えるためには、初期における住民の周知と応急対策における行政の対応は重要であるとと考えております。

これまで防災訓練では、地域住民への情報伝達と防災行政無線による気象情報や避難に係る情報の伝達、また市消防団の車輛による広報伝達を実施し、住民避難訓練、消火器やバケツリレーでの初期消火のほか炊き出し訓

練に参加をいただき実施をしているところでございます。

3番目でございます。毎年、台風、集中豪雨により、土砂災害等による各地で大きな被害が発生し、人的被害も出ている状況にあります。災害の未然防止と被害の軽減を図るためには、過去の災害から得られた教訓を生かし状況を把握しながら、かねてより災害時における災害軽減に対する備え、強化する意味でも訓練を実施することは大事であると考えています。

これまでに1つの訓練開催場所に各関係機関を集めた合同訓練により、連絡調整及び連携を図りながら地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施してまいりましたが、さらに地域へ一つ踏み込んだ災害危険箇所や各種関連施設を取り組んでの訓練も検討してまいりたいと考えております。

4番目でございます。大規模な災害時に断水により飲料水が不足する場合には、現在2社の飲料水メーカーと協定を結んでおり、地域貢献型自動販売機による飲料水を供給することが可能であります。食料品につきましては消費期限の問題等もあり、また毛布につきましては現在備蓄しておりません。大きな災害が発生した場合においては、鹿児島県を初め各関係機関への支援を要請、流通物資からの調達を行っていくこととしております。

また、トイレは人が生活していく上で必要なものであろうということは認識しています。過去の大規模な災害の例にありますように、断水時のトイレ事情やその不足には関係団体も苦慮したと伺っておりますが、現在のところ先ほど申し上げました備蓄品等と同じ体制をとっていくこととしておりますが、今後それらも含め物資資材の確保等検討を行っていく必要があると考えております。

2番目でございます。災害に関する住民への連絡体制について、災害時の情報伝達手段

として防災行政無線が有効であることはこれまでも論議され、国のデジタル化への移行という方針に沿って、本市でも現有施設のアナログ波からデジタル波への移行することを前提とした整備方針について検討を行っているところでございます。しかしながら、全市的な整備には多額の費用がかかり、また市民にとっても有益なシステムの構築を行いたいため、費用対効果を見きわめながら慎重に計画を作成することが重要であると考えております。今後、デジタル波により整備し、本町からの統制、各世帯への確実な情報伝達ができる整備を行い、また市民が利用しやすいシステムの構築を行いたいと考えております。

3番目の消防団員の確保について、消防団員は本業の傍ら、地域の安全と安心のため、自分たちの町は自分たちで守るという信念を持った人々の集まりである。言うまでもなく、そこにはとうとい使命感が存在しております。消防、防災に関する知識や技術の習得が要請され、消火活動、風水害など地域防災のかなめとして大きな役割を果たさなければなりません。しかし、一方では少子高齢化、勤務の都合など、議員が言われている団員の定員割れといった課題も抱えているところでございます。

現在、日置市消防団員の定数613人に対して実員は562人となっており、51人の減員となっています。団員確保には毎年苦慮しており、日置市の広報誌等で各地にお願いし、また行政嘱託員の説明会の中でも消防団員の実態を説明し、確保をお願いしているところでございます。

最近では、消防団員不足が全国的な話題となっており、本市でもサラリーマン化し、昼間は市外へ働きに出かける団員が多く、昼間の火災など活動を心配しているところでもあります。

国からも公務員、大学生、主婦など、地元

に残る住民を入団させるなどの対応をとるよう指導も行われているところでもございます。しかし、地元には大学はなく、学生も昼間は地元にはいないことなど、また女性団員についても現在東市来方面団湯田分団に1人在籍しているだけでございます。

市職員につきましては、東市来方面団5名、伊集院方面団10名、日吉方面団17名、吹上方面団4名、合計36名の職員が消防団に入団し活動しております。平成17年5月現在になってからは11名の職員が入団しております。今後についても消防団員の確保について市民の理解とご協力を得ながら団員の確保に努めていきたいと思っております。

以上で終わります。

○12番（漆島政人君）

今いろいろ答弁をいただきました。初めに、防災訓練のあり方からお尋ねいたしますけど、防災訓練のあり方について、先ほどの答弁では効果的な訓練ができているという認識であるというふうな答弁がなされました。そこで、ちょっとお尋ねしますが、この防災訓練が終わった後、反省点等について協議するような委員会等は開催されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この防災訓練を含め、全般的に消防の幹部会というのが年に4回ほどございます。その消防の幹部会におきまして、それぞれあったことにつきまして反省を行っております。さっき効果的という分もございましたけど、まだ今の防災訓練の中で十分であろうということは思っておりません。この開催につきましても、消防団幹部の皆様方が1回だけとりあえず持ち回りをしようと、それで同じような形の中でそれぞれやってみよう。それから、さっきご指摘でございますように、いろいろと今の現代に合ったものにつきまして、また今後の来年以降につきまして、きょうご提言い

ただいたような形をまた十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

幹部会で消防団の幹部会で、そういった反省点等についていろいろ協議をしてるということでしたけど、その消防団だけでやって果たしてそのいろんな評価、反省点、そういうのが確実に見えてくるのか、物すごく疑問を感じます。そこでですね、なぜそういうことを申しますかという、過去5年間の防災訓練に関する要綱を私にいただいているわけですが、災害地が変更になるだけで、そのほか災害想定とか皆さんの行動パターンそれほとんどもう同じなんですね。ということは、そういった部分についてはほとんど見直す必要がなかったと、そういった考え方になってるのか、そのことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっとご指摘申し上げましたとおり、消防団の中におきまして各地域を1回だけ回ってみよう。今回から今伊集院が2回目になったわけでございますけど、このテーマでもう少しこのことにつきまして内容を努めていけばよかったわけでございますけど、そこあたりは足りなかったというのは反省しております。今言いましたように消防団だけでなく、このことについては総合防災訓練というふうになっておりますので、また関係機関の皆様方とも十分このことには調整もさしていただき、また来年以降どういうあり方かということも含めて検討をさしていただきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

いろいろ市長のほうからは言われましたけど今回はもう5回目。既にもう伊集院は2回目にきてるわけですね。これは相手が防災・災害に関することです。したがって、したろう、よかろうでは当然済む問題ではないですよ。そこで、私幾つかについて疑問を感じ

る部分が、防災訓練のあり方について5点ほど疑問を感じるところがありますから質問したいと思います。

まず1点目、想定内容についてです。災害の。想定内容を申し上げますと、吹上浜を震源とする強い地震により、伊集院地域において多数の家屋倒壊やがけ崩れ等によって救出を要請する現場が発生してると。また、災害も多発し延焼してる模様で、多数の負傷者が発生してるとの情報が入ってると。そのほか地震に伴う余震がたびたび発生してる中で、これまでの大雨に続きさらに日置市に大雨洪水警報が発表され、道路の寸断、大規模ながけ崩れ、堤防の決壊など、嚴重な警戒が必要であるとの想定内容になっています。

そこでお尋ねしますが、大雨が降り続けている中で、家屋が倒壊するぐらいの地震想定です。であれば当然道路の寸断やがけ崩れ、堤防の決壊、こういうのも同時に発生してもいいと思われるのです。なぜこういったことも発生したとするような想定になってないのか。こういうふうに同時に発生したとするほうが私は現実的だと思いますが、どう認識されますか。

○市長（宮路高光君）

特にこの災害につきましては、地震というのを絡ました中におきまして、豪雨いろいろと雨ということを想定しております。ご指摘ございましたとおり、道路とかいろんな中まだ想定もできるというふうに思っております。今回今ご指摘ございました、この想定といいますか、この災害におきますその想定等の中がまだいろいろと不備といいますか、まだ十分なされない部分もございました。ここあたりも今後十分反省をしていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

やはり災害想定というのはですね、やっぱり皆さん一緒になって訓練するわけですので、

現実路線に合った内容でなければ災害規模に合った訓練はできないと思うし、いざというときに役に立たないと思います。

そこで、次に2点目の疑問点です。対策本部関係者の集合のあり方です。要綱の中では午前7時に地震が発生し、宿直者は防災担当者へ連絡する。その連絡を受けた防災担当者は登庁し、情報を収集するとともに総務課長等へ連絡する。その後、警戒本部を設置し、災害状況説明と対策会議を行い、その後対策本部へ切りかえる。その時点で市長、副市長、教育長へ連絡する流れになっているようですが、実際今回想定された規模の地震が発生したときも、この流れで事を進められるのかお尋ねいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまの想定の内容でございます。情報伝達訓練につきまして今議員がおっしゃいますように、この流れを踏襲した形でやったかということでございますけれども、本庁におきまして連絡を受けまして、災害警戒本部を設置し、そして移動して伊集院の総合運動公園のほうで災害対策本部を開いて、それから対応するといったような流れでございますけれども、今回はその本庁で集まるという部分を省略しまして、伊集院の総合運動公園のほうに集まって、そして災害対策本部を設置して動いたという形になってます。想定はたんこのような流れの中で想定しておりますけれども、実際の動きとしましては総合運動公園のほうで1回災害対策本部を設置したという形になってます。

○12番（漆島政人君）

もう1回確認しますが、その伝達系統ですね。皆さん集めるための対策本部、警戒本部、対策本部に集まるための支部もそうですね。その流れはここに要綱に書いてあるこの流れで実際のときも進められるんですかということです。そのことについてお尋ねいたし

ます。

○総務企画部長（小園義徳君）

実際の災害対策におきましては、今のこの流れで進めるということになります。

○12番（漆島政人君）

その計画どおりの流れであるということですが、実際地震が発生して、宿直者が防災担当者へ連絡する。防災担当者が来てからまず総務課長へ連絡する。そして警戒本部を設置してからその後市長へ。そういうのは私はすごく不自然です。災害が震度5強の地震が発生していろいろ災害出てるわけですよ。当然皆さん同時に本部のほうへ、対策本部、対策支部のほうに集まるべきだと思いますが、ここについてはどうなんですかね。

それとですね、もう1つ、災害協力協定結んでる土木事業者、あと水道事業者、あと電気事事業者、そういった代表の形も同時に参加していただくことが私は効率的なやはり災害対策が講じられる一つの考え方だと思いますが、この辺については計画書の中には載ってないですね。それと、あと対策支部への分遣所の行動のあり方、これがはっきりしてません。この辺がどうなってるのかお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

ご質問のそういう災害現場に対してのいろいろ建設協会への要請っていうのは、今回、これまでの訓練ではその機関に関しては参加はこれまでなかったわけですが、市としましては建設協会の日置支部のほうとの災害における復旧契約というのは締結をいたしております。

以上です。

○総務企画部長（小園義徳君）

災害対策本部にその工事関係者とか組織として入っておりますけれども、震度5強という地震が発生しましたら、実際はもう災害対策本部を設置する段階だというふうに判断い

たします。それで、本庁に職員、関係職員集まって対策を講じるという形になります。

○12番（漆島政人君）

やはり防災訓練というのは実際災害が発生したと想定してやるわけですので、当然まず災害が発生すれば何が予測されるか。この間車が転倒して、がけ崩れあって、いろいろな救出作業の訓練がありましたけど。まず、この日置市で何が想定されるかということ、がけ崩れ、がけ崩れによっていろんな木々が倒れてくる。その伐採、土砂の除去、それによって避難路、いろんな災害対策の道路を確保していく。これは最も基本的な初期の段階ですよ。となると、やはりそういった土木事業者等についても最初にスタートの段階で本部に入っていただくべき、支部に入っていただくべきだと思います。

また今ですね、次の質問でお尋ねしようと思ったんですけど、私は警戒本部と対策本部を別々に分けて想定されてるわけですよ。地震というのは、地震が発生したと同時に災害も同時に発生するわけですから、なぜ警戒本部が先にきてその後順番を追うていくのかなあと。余りにも何か教科書か何か書いてるのをそのまま出したんじゃないかと、私はそういうふうに思います。でもですね、やはり今部長のほうからお話がありました。地震の場合は災害対策本部を最初でスタートするんだということでしたので、当然それがその災害本部を設置して、その中で警戒作業も行っていけばいいわけですので、その方向でいいと思います。これについてはもう答弁がありました。

次に4点目です。訓練の範囲、それとその中身についてお尋ねします。これだけの地震の規模の震度5強の地震があった場合、その災害想定を想定した場合に、やはり市内全体に災害が発生してると一般の人は予測するわけですね。したがって、市長のほうも先ほど

やはり同時に発生することは十分考えられる
というような答弁がありましたけど。したが
って、4地域同時に訓練を実施しなければ、
いざ災害となったときに対策支部での被災状
況の把握や現地での対策指示、また対策本部
への報告や指示のあり方など、情報の連携や
指揮命令系統がうまく私は流れるのか、すご
く疑問を感じるし、疑問ちゅうより不安を感
じるわけですが。この辺についてはどう認識
されていますか。

○総務課長（福元 悟君）

今回実施しました総合防災訓練につきまし
ては、今回が当番町という地域では伊集院地
域の団員180名余りでしょうか、それから
各地域のほうからの消防団員の皆様方幹部も
含めて10名から15名程度の参加を得て、
このように訓練を実施したわけでありませ
う。災害は同時に起こるとのことのご指摘で
あります。そういった意味で、指揮命令系統に
つきましては、それも想定して訓練としても
おりますが、現実大災害等が起こった場合
についてはその辺の命令というところが非常
に重要になってまいります。非常に中身の詰
め方になりますけれども、含めて命令系統が
訓練できるように実施したというような状況
です。

以上です。

○12番（漆島政人君）

その指揮命令系統がうまくいくように訓練
をしたという課長の答弁ですけど、それはう
まくいったと認識されてるのかお尋ねいたし
ます。

○総務課長（福元 悟君）

いろいろ消防団等につきましては水防訓練、
土のう積み訓練、そのような中で実施いたし
ましたので、徹底したかと問われますとなか
なかはっきりと答えにくいところもあります
が、そこも含めて訓練していくと指示が出さ
れて、そういう訓練に入るわけですが、そう

いったような命令系統の中で実施されたもの
と思っております。

○12番（漆島政人君）

やはり災害対策の中で、最も重要な部分は
どうやってうまく相互間で連携、情報連絡、
そういった指示をしていくか、それがまた確
実にどうやって伝えていくか、伝わっていく
か、その伝わったことに対して確実にどうや
って行動していくか、そこが一番重要な部分
ですよ。多分ですね、旧4町同時に災害訓
練・防災訓練をすれば、絶対うまくいかない
と思います。でも、うまくいかないのをうまく
いくように普段からやっていくのが訓練の
やっばし大事な部分だと思いますね。そこ
ですね、その訓練の中で、災害対策の中で大
事な部分が情報収集です。被災状況の情報収
集です。ここには防災担当が、要綱の中には
防災担当の人がいろんな情報を収集をしながら
総務課長に連絡するとありましたけど、ど
ういった形で情報収集されるのかなと、私は
それを自分で思いながら読んでたわけですが、
訓練の中では、県警ヘリによる災害現場
の情報伝達、こういったものが映像で映し出
されました。しかし、いざ地震が発生したと
き、すぐ要請どおり飛んでくるのか。また上
空からのテレビ画像ですので、またアバウト
的な部分もあります。それに細部まで把握は
難しいと思うんです。ヘリもずっととまりな
がら撮影しているわけじゃない、飛んで撮影
しているわけですので、速いスピードで撮影
していくわけですので、かなり状況把握とい
うのは難しい部分があるんじゃないかと思
います。

そこでヘリ以外での被災状況の把握、それ
と伝達手段です。把握したものを災害支部へ
伝達する、そういったものはきちんと整備さ
れているのかお尋ねいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

被災状況の伝達という情報収集という部分

では、いざ震度5強の地震災害が発生した場合には、情報がふくそうするわけです。でも、役所の電話も鳴りほうだいといったようなことになろうかと思えます。ですから、そういった意味での収集というのは、職員の現場の状況の連絡とか、住民からの連絡、そういったものの情報収集ということが大事になろうかと思えます。だから、それぞれの情報をまとめた中で、対策本部で対応を考えていくということになろうかと思えます。

今までの災害でも地震というのは即座には被災状況はわかりません。いろんな状況がわかってくるのが、それから、時間がたってからです。ですから、そういった個々の情報を聞いた中で動く以外に情報の収集というのは、なかなかだれに連絡して、だれがそれをまとめてという部分ではなかなか難しいのかなということです。

ですから、災害対策本部のほうで、その辺の情報を収集した中で、対応を考えていくという形になろうかと思っています。

終わります。

○12番（漆島政人君）

今部長の答弁のとおり、いざこれだけの規模の災害があれば、簡単な情報収集はできないと思えます。しかし、この訓練要綱の中には、警戒本部が設置された時点で、被災状況の説明、その対策会議ちゅうのがあります。対策本部が設置された段階で、今度は被災状況の説明、対策会議ちゅうのがあります。ここの部分がきちんとできない中で、その計画書にそういうのを書いたら何の意味もないじゃないですか。先ほど部長のほうで各いろいろな電話等によって連絡が、当然来るだろうと、それでそれを職員が受けていくような形になるんじゃないかと、そういうことを一部説明されてましたけど、やはりこういうことは初期の段階での被災状況というのは、果たして職員がどこの地域をどうやって情報収

集するのか、まずそういうところをきちんと整備されているのかお尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

職員への具体的な訓練という、こういう情報収集を含めたのは実施をしておりますが、部長のほうからもありましたとおり、各地域にはそういった意味で災害が、例えば豪雨災害等が起こったあと、台風災害が起こったあとについては、地域を回って、それを報告する体制がございます。そういった職員が担当することになろうかと思っております。

○12番（漆島政人君）

やはりこういう被災状況の把握というのは、細かく各自治会単位で自治会長さん、地域の消防団、そういう方に普段からお願いして、もし災害があった、別に地震だけにかかわることやなくして、瞬間的な集中豪雨が夜間のうちに発生する場合もあるわけです。そういったことも含めて、きちっと災害が発生した場合は、地元の自治会の役員さん、また消防団員の方々、地域の方々へすぐ情報を把握してくださいと、そしてすぐ役所のほうに連絡してくださいと、そういうものを普段からきちんとマニュアル化して、それをやはり訓練の中で取り入れていく、そういうのが最も重要だと思いますけど、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○総務企画部長（小園義徳君）

ただいまおっしゃいますような情報収集の体制を確立していきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

次に、5点目は、最後の疑問点ですけど、訓練内容のあり方です。先ほど市長は水防訓練について、やはり過去の経験を生かして、訓練は基本的なことだから必要だというような、そういった趣旨の答弁をなさったわけですけど、訓練の中に長時間降り続いた集中豪雨により、神之川地区、下谷口、川麓東地区の堤防に洗掘箇所があるとの通報を受け、あ

り投げてるというような感じです。そういった中で、漏水及び越水防止のために消防団員要請とあります。それを受けて、消防団では積み土のう工法、シート張り工法、木流し工法、月の輪工法、これによる越水防止のための水防訓練が実施されています。

しかし、私はこれがどうなのか、市長にお尋ねしますが、今のこういった訓練が災害現場で対応できると思っておられるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

これは基本的なそれぞれ水防にする訓練でございまして、今ご指摘のとおり大変豪雨、また洗い流せておる、こういうものに対応できない部分もあるというふうには思っております。現場がどういう状況であるのか、今お話ししましたこれは基本的な水防におきます工法であろうというふうに思っております。やはり現場でそれぞれの分団長含めて対応もしていかなきゃならないというふうに考えております。特に8・6水害があったときに、現場も私もそれぞれ行ったんですけど、このような訓練をしている、こういうものでは間に合わなかったというのも事実でございます。ですけど、今の訓練をどういう形で水防をしていくのか、大変基本的以外に、想定をするのは難しいというふうにも思っております。

今後こういうものにつきましても十分またみんなと検討しながら、本当にどういうのがこういう大きな災害、地震におきます訓練になるのか、十分検討もさせていただきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

やはり大雨が降り続けている、またさらなる集中豪雨、それに余震が続いている想定です。実際この状況の中で、相手は神之川とこうやって場所が指定しているわけです、こういった中でこういう指示を出せば、確実に2時災害が発生することは私は予測されます。

そういったことを予測します。

そこで私も実際に分団長時代、台風と大雨の中でこれに近い指示を受けたことがあります。しかし、そのときは、本当に団員にけがをさせないことと、道路の水かさが増していく中で、あっちこっちで車が流れていく、そういった中で消防車をどうやって車庫まで持って帰るか、とにかく団員にけがをさせない、その指示があっても私は受けなかったんですけど、やはりそれが本当に災害現場での実態だと思いますので、今後検討していくことでしたので、そこは慎重にやっていただきたいと思っております。

最後に、訓練のあり方を総括しますと、やはり県警ヘリや防災ヘリが飛んできたり、自衛隊、救助犬協会も参加しております、今の防災訓練は。また、負傷者のトリアージ等も組み込まれています。この部分は、いざ災害となったときに、こちらが要請したとおりに相手が動いてくれるのか、本当に未知数です。あとはこれらの訓練を一緒にやろうと思うと、どうしても広くてやりやすい場所でやらなければなりません。そしてこういった外部、総合訓練だから、いろんな方も入ることはわかりますけど、こういった部分の訓練は、私は災害対策の第2段階だと思います。したがって、一挙に第2段階まで入れた防災訓練は見せる訓練、つまりイベント化した防災訓練になると思いますが、総括してお尋ねいたしますけど、どういうふうな認識をお持ちかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました見せる訓練、基本的に市民の意識高揚、こういう部分を今おっしゃいましたように漆島議員も現場でそれぞれいろんな災害をしてみられました。私どももいろいろと団員を含めて、現場で活用するものと、やはり市民におきます高揚、ご指摘のありましたとおりにヘリとか、それがすぐ来る。

これは恐らく時間的なもので、こういうものがすぐ来て、ぱっということはできないというふうには思っております。思った上の中でも、やはりこういうものであるんだという、私は市民の皆様方に訓練を含めた中で見せるというのも若干は必要であろうかと、ただ生々しい現場はそれぞれ消防団員を含めてされる方々も十分認識はしております。

そういう中におきまして、今後そういう市民の高揚を含めた中で、どう訓練のあり方ということもまだ十分今ご指摘いただきましたので、総括しながら検討もさせていただきたいと思っております。

○12番（漆島政人君）

見せる訓練も必要だということは、わからんわけでもないですけど、やはり訓練には基本的なことをやる、ここがきちんとできて見せる訓練の第2段階でやるんだったらいいんですけど、やはり訓練の基本は行政消防本部、消防団、自治会が連携して、災害対策の初期段階で最も必要な被災状況の把握と報告、避難方法、避難路の確保、避難誘導、ここまでの訓練を4地域同時に徹底してやるのが、いざというときに役立つ防災訓練だと思います。またここをやっていくことによって、やはり災害が発生したときも、その拡大を抑えるということになると、私はそういうふうに思います。これについてあえて認識はお尋ねしませんけど、こういうふうには私は認識しますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、防災無線のあり方についてお尋ねいたします。

防災無線のあり方につく前に、ちょっとさきにことしの6月大雨が降ったときに、防災無線による避難がありました。その内容は防災無線で避難放送がありました。ことしの6月の大雨で、そのときの内容は、避難所が開設されました。避難される方は避難してく

ださいと、そういう内容の放送です。しかし、避難が必要な方は、また避難を希望する多くの方は山間部にお住まいの高齢者世帯だと思います。そういう人たちは避難場所まで距離も遠く、たしかそのときは1カ所のあれで中央の中央公民館かなんかだったと思います。そこの避難場所までの距離も遠く、行く手段もないのが現実です。こういった状況は当局も承知されていると思いますが、市長はこの実態をどう認識されて避難放送の指示をされているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先般申しましたけど、早い時間の中、夜とかじゃなく、今1人1人高齢者皆様方が、それぞれいらっしゃるというのは十分わかっております。基本的には今いろいろと自主防災組織、自治会を含みまして、ですので、そういう方々については、近所の方々、そういう方々にお手伝いいただきながら、そういうところに行く気になる方は、避難所に来ていただきたいとおっしゃいますとおり、そういう遠い部分も十分認識した中で、一応放送もさせていただきます。

○12番（漆島政人君）

近所の方々が、すぐ市長が考えられるとおりにお手伝いしていただければいいんですけど、それはなかなかそうはいかないと思います。普段からそういう取り決めが、我々も女房が民生委員をやっている関係で、もしものときはあの人とあの人を連れて出してくれというのは受けてますけど、そこは1人か2人です。だから、実際の場合は、そういうのは難しいです。

そこで、これからやっぱり防災無線のあり方について必要なのは、現在東市来で各自治会ごとにコミュニティ放送を活用した無線が使われているわけです、有線が。そこで東市来の方々にいろいろお尋ねしたところ、防災無線連絡網ちゅうのは、自治会にとってはな

くてはならない必需品だと、そういうふうにお話しされてます。その背景には、自治会連絡のこともですけど、やはり災害とか何とか、いざ事があったときに、みんなで連携し合う、そういった情報連絡ができる、そういうふうにやりやすい、そういったものが背景にあるようです。

そこで、今回、扇尾地区にこれと同じ型の有線じゃない、無線型のコミュニティ放送の整備がされようと、補正予算に提案されてます。そこで、コミュニティ放送はいろいろちょっとお聞きしましたら、やっぱり防災無線の備えた機能も組み込んでいくんだと、そういうようなお話をちょっと聞いたんですけど、私はこれから災害対策、いろいろな防災対策上、やはりこのやり方は効果的だとすごく認識します。そこで扇尾地区に取り入れようとする無線を、市内全域に整備していくほうが、私はこれからの防災システムを確立していく上でいいんじゃないかと思いますが、市長はどういうふうにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今それぞれの検討委員会の中で論議もしているのも事実でございます。特に防災無線、行政無線、コミュニティ無線、さまざまであろうかというふうには思っておりますけど、基本的にいつも使える、私コミュニティというそれぞれの情報伝達、ある程度の莫大なお金をかけますので、そういう地域がきちっとした連絡網がとれる、こういうものが大優先していかなきゃならない。特に防災無線の一斉無線というのも大事なんですけど、これはちょっと手間がかかるかも知れませんが、本所から支所にいき、支所から自治会長にいく、そういう部分もできると思っております。今言ったように両方これがかなえられればいい、基本的には私ども2万数千世帯ございまして、また178の自治会がございまして、基本的には集落を含めた、こういうものも一

番伝達情報がいける、こういう仕組みを考えていく必要があるというふうには思っております。

○12番（漆島政人君）

実際既に公的資金で、やはりこういうのを扇尾に整備されようとされてるわけです。そのあとは今の話では、具体的な方針ちゅうのは、こうやっていくというのはないわけですけど、もう既に1カ所が実態として出てくれば、それと同じようにしていかないと、ここは整備されてる、ここはしてない、そうなってくると、やはり災害に対する情報連絡関係も不安定要素が出てくると思います。ぜひこれは統一した形で、やっぱり進めていくべきだと思います。

次に、消防団に関することについてお尋ねいたします。消防団については、職員の入団推進については、直接先ほど冒頭のところでの答弁ではなかったようですけど、やはり行政嘱託員の会議等をお願いをしていくということでした。そこで消防団員の確保が難しい理由です。これはまず人材がない、もう一つは人材がいても入団への理解が得られない。この2つが大きな原因だと思います。

そこで、まず団員確保の前に、1つの提案なんですけど、まず消防団組織の再編、消防力基準というのがありますよね、それについて本市の場合は613名の団員がいるわけです。これは国が示した消防力基準によると、この定数は結構多いんだと、したがって500何名でも、今のこの定数でもいいんだというのを、今の消防本部長から聞いたわけじゃないですけど、前のときちょっとお伺いいたしました。そこでやはり組織の再編というのも当然今後は検討していくべきじゃないのかなと。それと消防団というのは、どうしても飲み食いというより、普段のいろんな点検をしていく、いろんな活動をしていく中でお金が必要です。そのお金はどうやって確保

しているかちゅうと、やはり地域の方々の協力会、そういったものをいただいてやっているわけです。しかし、そういった支援体制ちゅうのは、各地域いろんな形でばらばらです。やっぱりこういうのもきちんと統一して、きちんと訓練ができるように、点検ができるように、普段の研修活動ができるように、そういうために行政がきちんとした形で、統一した形で支援体制をやっていくべきだと思いますが、まずこの2つについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

消防の団員の確保、これは本当にどこの市町村におきましても大きな課題であるというふうに思っております。基本的に消防団員の中におきます消防力、車両とかいろんなものにおきまして、こうした基準があるわけでございます。消防団の活動といいますか、ただ、私は基本的に防災、また消防、火災、こういうものだけでなく、今はどうしても地域の担い手であると、そう思っております。その活動というのはいろんな地域におきますイベント、いろんな中におきまして、率先していろんな中で消防団の皆様方が実質やっただいております。ただいま考えている中において、消防力だけで消防団の確保ということは、こういう高齢化してくる中におきましては、十分そういう部分も加味していく。今おっしゃいましたとおり1つの基準をつくっていく場合、この中におきましては、消防団員の報酬、こういうものでやっております。その中におきまして、特に地域で若干違うのは協力金ということで、いただいてやっておる。そこに理解がどうあるのか、ただ、今おっしゃいましたとおり、消防だけでなく、本当に私消防団をずっと見ていますと、本当に地域のいろんな中で壮青年部といいますか、そういう方々が中心でございますので、団員の不足というのも、充足率はしていかなきゃなら

ないというのは思っておりますけど、やはり団員を削るといいますか、それだけのものじゃないと。特に今団員の編成ということで、特に伊集院方面団のほうが、今まで22の部でやっておりましたけど、これを分団方式の中で変えるということで、再編も今二、三年かけてやる予定でございます。そのようにしてほかの地域におきましても、この団員の確保、団員条例ですか、条例を削減すれば簡単に済むことかも知れませんが、やはりさっき言いましたように、特に今後の推移を見たとおきまして、やはりどうか仲間といえますか、そういうことを確保していかなきゃならない。行政連絡委員とか、いろんな中でお願ひしておりますけど、消防団員の皆様方が、やはり仲間です、これは本当の仲間でなければ長くも続かないし、いろんなことを行っても反対にいくのがおったり、いろんなことをすれば統制がとれなくなりますので、なるべく仲間の団員の方々にもお願ひしながら、恐らく今の消防の団員の状況を見ますと、すぐ来てすぐ火災とか、いろんなものに対応はできない、みんなさっき申し上げましたとおり、勤務先もよそにおったり、またいろんな状況がございますので、さっきも言いましたように、ただ、消防力だけじゃなく、兼ねてのいろんな地域におきますいろんな行事、こういうものにも参加してほしいというふうに希望しておるところでございます。

○12番（漆島政人君）

削ることは地域の大事な担い手だからということで、それは理解できます。

それでは、その地域の仲間は当然市役所の職員も地域の仲間です。そこで消防団員の確保が早急に必要な地区については、その地区かその周辺に居住する職員で補充していく。つまり緊急的な不足対策は職員で調整していく制度をつくっていくべきだと思います。また、採用試験の段階で出身地に居住し、消防

団に入団することを促していく。こういったことも今後取り組んでいくべきだと思いますが、市長はどう認識されますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にさっきも申し上げましたとおり、平成17年から進めますと11名の職員を入団をさせておりました、特に日吉方面団等におきましては17名という大変1割以上の方が職員でございます。今後におきましても、今ご指摘ございましたとおり、いろいろと職員の特に補助していく場所につきましては、関係する地域の消防団員の職員の皆様方にもお願いしたいと思っておりますし、これを今条件の中で消防団員に入るんだという1つの要綱をつくれればいいのかどうか、ここまではちょっと難しいかも知れませんが、いろいろ面接等におきまして、やはり地域に残ってやれる、そういう方々を私どものほうは、やはり確保していかなくちゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

既に36名の職員の方が入団して頑張っているわけです。でも、ほかにもいっぱいいらっしゃるじゃないですか、地域にも。そういった方々が入団に対する理解を示さないで、どうやって一般の若い人に入団してくれという理解を求めても、そういうのはできるもんじゃないと思いますよ。やっぱり消防団に限らず、民生委員そうです。ボランティア精神がなければ、これらの仕事はできません。しかし、これらの仕事の役割は、非常に重要であるということは、行政当局が一番認識されてるはずですよ。そうした中で、行政が率先して地域のために活動していく、協力していく、奉仕していく、これは当たり前の姿勢です。きのうも同僚議員の中に、やっぱり職員のいろんなものに対する危機意識とかという問いかけがありました。私も職員の危機意識のことは、これが消防の入団についても同じだと

思います。やはり職員の意識が変わらずして、防災啓発や災害対策はできないと思っておりますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃられますとおりでございます。みずから私ども職員が、そのように律しながら、今後指導していかなくちゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

最後の質問といたします。

今まで防災、災害対策についていろいろな質問をしてきましたけど、合併をして防災、災害対策に対する総合力といいますか、機動力です。こういったものはわかったと思います。しかし、行政と地域との連携力というのは、合併によって範囲が拡大した分低下していると思います。

そこで防災で一番大事なことは早目の避難です。また災害対策で一番大事なことは初期段階での早い対応です。いずれにしてもこの部分を確実に実行していくためには、災害対策に対する地域力をどうやって高めていくか、またその高めた地域力をどうやって効果的に機能させていくか、ここが防災、災害行政に携わる行政の重要な役割だと認識いたしますが、このことを最後にお尋ねして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの地域力、今私ども含めて、私どもいつも言ってきましたように、小学校区ごとに地域力というのは高めていかなくちゃならない。そういう中におきまして、消防だけでなく、地域づくりを含め、人づくりを含め、小学校区ごとにどうあるべきかということをお願いしながら、今後ともいろいろとまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後 0 時 01 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
発言を求めています。

○農林水産課長（瀬川利英君）

先ほど午前中の東福議員の質問の中で、平成 22 年度の有害鳥獣の実績ですけれども、8 月末の現在で日置市全体におきまして捕獲数ですけれども、タヌキ 80 頭、野ウサギ 49 羽、カラス 51 羽、イノシシ 58 頭、シカ 15 頭となっております。

○議長（成田 浩君）

先ほどの追加答弁でした。
次に、18 番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔18 番長野瑛や子君登壇〕

○18 番（長野瑛や子さん）

通告いたしました 3 項目について質問いたします。
まず、地区振興計画の対応策についてです。地区振興計画書の中で道路等社会基盤や生活環境の課題と解決方法には、国、県、市、自治会等管が一体的に掲げられ、補助事業や地域づくり推進基金で取り組むものも優先順位が同一です。長年要望してきた地区の課題で、優先順位の変更により、目標年度に至ってないものも、目標年度が平成 29 年度まで記載されているものなどさまざまです。そして重要課題である道路は、市民の生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子高齢化が急速に進む中、地域づくりや子供たち、高齢者など弱者の安全確保にも道路整備の促進は必要不可欠であります。

そこで市長、教育長にお尋ねします。1 点目、自治会等から要望を受けて実施する道路改修、河川、治山工事など、どのような基準や方法で、その優劣、順位が判断決定されて

いるのか。

2 点目、県道の歩道等の設置要望の取り扱いが、長い期間が経過することは非合理的であり、早期実現への仕組みづくりが必要かと考えます。現況及び今後の対応策を伺います。

次に、友好都市交流の活性化についてです。先般大垣市において開催された関ヶ原合戦 410 年記念事業に際し、薩摩藩、そして平田鞆負、島津豊久公の主君を助けるために犠牲になって奮闘したことを心にとめて、長い間検証されておられることは頭が下がります。島津関係 10 年間の節目に当たり、大垣市、宮崎市との交流がますます深められる中、3 市の将来への展望策が大いに期待されます。

そこで市長、教育長にお尋ねします。1 点目、島津の本拠地としての文化伝承や商工会など民間を巻き込んだ経済交流を含めた取り組みが必要ではないか。

2 点目、閉鎖状況にある各町の歴史民俗資料館等に、学芸員などの専門員を配置し、集客に向けた展示や情報発信等の有効活用を図るべきではないか。

3 点目、観光や学習への活用策として、以前提案した名所旧跡を線で結ぶいろはロードのその後の検討はどうされたのかをお伺いします。

次に、ふるさと納税制度についてであります。

鹿児島応援寄附金は、県と市町村が設立した協議会において、県外に郷土鹿児島への応援寄附を募る取り組みであり、ふるさと納税制度は出身地とは限定されず、自治体の独自性、先進性の評価の指標として具体的対応が必要といわれます。これまで日置市へのふるさとを思う多くの方々の熱い志に深く感謝し、その期待に添う努力が必要と考えます。

そこで市長にお尋ねします。1 点目、鹿児島応援寄附金募集推進協議会の理事として、実績現況と活動の方向性はどうか。

2点目、鹿児島応援者証等による入館料の割引施設などにも取り組むべきではないか。

3点目、寄附金が形に残る高齢者向け住宅など、長期的な寄附金目的を持ち、県出先機関やふるさと会、県人会等への呼びかけ、ホームページの積極的なアピールをすべきではないか。

以上で、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の地区振興計画の対応策について、その1でございます。これまで公共的課題の解決は、市の担当課がそれぞれの予算に基づいて執行してきましたが、地域づくり推進基金を原資に、地区振興計画に基づく課題解決では、地区が選択した課題を公共事業として、または原材料支給で実施します。地区振興計画に記載された課題には、地区で協議して決定した解決の優先順位が付されています。基本的にはその順位に従って解決するものと考えています。

しかしながら、ご指摘のように日常生活にかかわる基盤で、その改修等に緊急を要する課題にもかかわらず、地区の優先順位が低い場合も想定されていますので、基金に対する場合では不合理があるのは、所管課の規定予算で対応してまいります。

整備の内容に従って、国や県にお願いするもの、市で実施するもの、地域で実施できるものに分類して、事業実施に向けて推進しております。道路整備では、拡幅改良など、交通量や安全性、経済性等を総合的に判断し、河川整備については、寄州除去や護岸工事など、河川状況を確認して、緊急性を考慮しております。治山の事業については、地形、地質状況の危険性や保全人家戸数等の事業採択の判断によって透明性を高め、採択理由の説明責任を果たすことを目的に優先度評価を策定しています。補助事業につきましては、そ

れぞれの採択要件なども異なっており、それらの要件を満たし、なおかつ緊急度の高い地区等から要望している状況でございます。

2番目でございます。県道伊集院日吉線のことなどを言われていると思いますが、歩道整備につきましては、以前から地区住民の整備要望を受け、県への要望を続けている状況でございます。今後市と地域が一体となって、事業主体である県へ事業継承等を働きかけ、要望活動を充実していきたいと考えております。

2番目の友好都市交流の活性化についてでございます。その1でございます。旧上石津町と旧吹上町において島津氏にかかわる縁から、青少年交流を中心とする地域交流が続いてきており、現在それぞれが合併し、日置市と大垣市として新たにフレンドリーシティ交流をスタートいたしました。本年度は観光をキーワードにした交流事業を行うことにしており、ことし10月22、23日に開催の妙円寺参りフェスタに、大垣市の観光PRや特産販売の出展をしていただき、芭蕉元禄の街大垣を情報発信されることになっています。

日置市から11月19日から22日にかけて西濃まるごとバザールインおおがきのイベントに、日置市の観光PRや特産品の販売を行うことになっており、相互の交流を深めることになっております。

また宮崎県の旧佐土原町は、島津豊久公の旧領地という縁で、文化部門では吹上青松太鼓、産業部門ではそれぞれ地域の桜まつりや秋祭りで特産品を相互に販売するなど、民間レベルの交流が続いております。島津氏の本拠地が日置市にあることで、関係する友好都市との歴史的なつながりを学ぶ機会として、特に青少年交流は重要な意味を持つものでありますので、このことを中心に節目節目で市民の交流や経済交流を発展させながら実施してまいりたいと思っております。

2問目と3問目につきましては、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目のふるさと納税制度についてでございます。

この協議会はふるさと納税制度の創設を踏まえ、鹿児島県と県内43市町村で構成する団体として、平成20年の5月に発足いたしました。この協議会での活動方針としては、東京、大阪、福岡にあります県の出先事務所ごとに現地推進本部を設け、県外在住の本県出身者や関係者等に鹿児島応援基金の募集を行っております。

具体的には県外で開催されている県の観光物産フェアや、それぞれの出身市町村ごとに開催される県人会等に推進本部の専従職員が出向き、募集活動を展開しております。

これまでの実績といたしまして、本年2月までの2年間に1,528件、金額にいたしまして1億2,300万円余りの寄附をいただいたところで、このうち日置市の関係では直接市にいただいた寄附を含め116件、1,753万6,000円の寄附をいただいております。

今後の方向性としては、やはりそれぞれ県外の事務所に専従の職員がおられ、各県人会の開催にあわせた募集活動ができることは大きなメリットと考えていますので、当然私も県人会等に出席する機会には積極的に協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

その2でございます。鹿児島応援者証による、県内観光施設の入館料の割引制度は募集活動を強化するための策として、平成21年7月から導入されました。また、県の特産品の購入に対しても割引が受けられるようになっています。日置市内では現在入館料を必要とする施設として、沈壽官窯で割引を受けることができますが、最近の入浴料の割引を実施している団体もあることから、今後関係課

とも調整を行い、利用できる施設の拡大を図ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。日置市まちづくり応援基金条例は、環境の保護及び整備に関する事業や保健、医療、福祉の増進に関する事業、観光及び産業経済の振興に関する事業、教育、文化及びスポーツ振興に関する事業、市民との協働によるまちづくりの推進に関する事業と大きく5つに分けて寄附を募集しておりますが、ご質問の形に残る高齢者向け住宅の建設となると、ある程度短期間に資金を集めないとならないことも想定され、現実的には難しいものではないかと思っております。

ただ、都市間競争の時代でもありますので、指定寄附として魅力を持っていただけるような素材として、どのような施策が講じられるのか研究させていただきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

地区振興計画の対応についての2番目の県道の歩道等の設置要望等についてでございますけれども、児童生徒の通学路である県道谷山伊作線、永吉入佐線、国道270号線等の歩道等の設置につきましては、これまでも継続して市長部局と連携をとり、県に対して要望してきたところでございます。現在国道270号線の下草田から小野馬場間につきましては、歩道を新設していただき大変感謝しているところでございます。

今後も児童生徒の通学の安全確保のために、市長部局と一体となって歩道等の早期設置について継続して、県の地域振興局に要望していくつもりでございます。

次に、友好都市交流活性化の2番目でございますが、吹上地域には歴史民俗資料館があり、そのほかの地域には展示コーナーがありますが、いずれもスペースが限られており、

大規模な展示品の公開や特別展示などを早急に行うことは困難な状況であります。少しずつ地域の特色を生かした展示に改良すべきであろうと思っております。今後、各地区公民館を利用しての巡回展などの方法を考えております。ただ、防犯、スペースの問題、展示ケースの有無など課題もございますが工夫していきたいと思っております。

学芸員は正規の職員の配置としては大変厳しい状況でございます。文化財保護審議会委員や学芸員資格を有する有識者のご協力をいただきながら、特別展等の開催を工夫してまいりたいと思っております。

3番目ですが、各所・旧跡を線で結び活用することに関しては、「日置に幕末明治維新をたずねる」、また「戦国島津氏をたどる」の2案をつくりまして、ホームページへの掲載やパンフレット作成などに生かしております。日置市全域を網羅した文化財マップも完成し、各方面に配布をしております。また、ホームページの文化財の紹介も写真をふやすなどして改善を図る予定でございます。日吉・伊集院地域では歩いて回れる範囲に限定した町歩きマップも作成されております。また、文化財の説明版や案内版も年度ごとにふやしていく予定であります。名所・旧跡の存在を地域住民に知っていただくこと、そこから観光・学習への活用へつながるものと考えております。

なお、史跡・名所をいろは歌でくくるのは、それぞれの歴史的な由来もありますので難しいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

質問事項について市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねします。

まず、地区振興計画の対応策についての1点目ですが、振興計画の見直しについて課題解決の優先順位、目標年度、これが国道、県道、市道、農道、治山別の整備を私は

すべきと考えますが、見直しに向けての改善策はどう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

地区振興計画でございますけど、当初3年ということでございまして、23年度まででございまして、来年度、次の3年間の第2期の地区振興計画を策定する予定でございます。この中におきまして特に最初におきまして、いろいろな県、市、いろいろなものも入っておりますので、ここあたりはやはり地区におきます問題解決という形に重点的に集約していったほうがいいのか、ここあたりも十分検討した中で、来年この方針につきましてそれぞれ地区の皆様方にもご説明申し上げたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

今の状況ちょっとですね、年度とかあるいは優先順位とかが少し見にくい感じですので、やはりこういう国道、農道、治山、こういう整備を図るべきだと思いますけど。

また、自治会長の選出が短期間交代等によって道路、河川、治山などの課題漏れとかですね、用地買収が済まない、急傾斜の危険箇所巡回、やはりこういうのも往々にしてあります。例えば農道が市道昇格のままで現状が市道かなというふうなぐらい白線も消えているようなところ。また、堆積土で狭窄状態の河口周辺ですね。いろいろ聞くことがありますので、この辺を見直しに向けてやはり把握していくべきだと思いますけども、今後どうされるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

その地域におきまして、特にこの自治会長さんの1年で交代する。そういう地域も大変たくさん見受けられます。そういう中で私もそれぞれ年度当初におきまして、それぞれの要望をいただくわけでございますけど、そういう要望がスムーズに移行されない。そういうことも今までも事例がありました。その

中におきまして、特に今それぞれ校区ごとにですね、私ども市の協力員また地区館の指導員、こういう方々も積極的にこのまちづくりのほうにも入っていただきましてですね、そういう方が長期的に見たときにどの箇所をしていくのか、そういう部分の計画をつくっていかなければ、ただ自治会長さんだけじゃそのように長くしてる人、1年で交代する人、さまざまでございますので、少なくとも5年ぐらいは長期的に見られていく、そういう計画書づくりに努めていかなければならないというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

旧町吹上時代は5年ごとで振興計画見直しで、やはりそのスタンスがちゃんとはっきりしてましたので地区民も納得しますし、自治会長もしっかりと予算を立てれるちゅう、そういうメリットもありましたのでぜひ見直しに際しては考慮されたいと思います。

花田地区は高校、中学校、小学校が隣接しております。先生方は市外からの通勤が多いようですが、今後さらに福祉施設の増設等で職員の市外通勤も見込まれている状況にあります。振興計画の中で、花田地区における7,000平方メートルの市有地の公営住宅の整備の活用、これ上げてましたけども目標年度は21年度です。振興計画どおりに民意を反映し、子供連れの先生方などの長期的人口流入というのも考えないといけないと思いますけども、そういう一時的なものもありますけども、こういう長期的な人口流入ですね、この対応策として私はこの7,000平方メートルのこの土地がもったいないなど。地区によっては一等地等でも日当たり等でそういうふうに言われてますけども、ここを生かさない手はない。未利用地として置いてありますが、私はこういう小・中・高、高校まであるところに県営住宅の誘致を検討するというのも一手だと思いますけども、いかがで

しょうか。

○市長（宮路高光君）

県営住宅の誘致ということで大変スケールの大きな話になっておると思っております。今花田校区でございましたとおり、私どもは今この地区振興計画の中を含めた中においては市営住宅の設置という部分を考えております。今ご指摘ございましたとおり、7,000平方メートルの市有地があるというのは認識しております。ここにどういう形の中の有効利用ができるのか、特にこの県営住宅の誘致となれば県のいろんな財政的なこともございますし、また県の意向もいろいろ伺ってみたこともございませぬので。今後ですね、県のほうにはこのようなどころがあるという県の一つの方針ですね。こういう県営住宅に対します、そういう方針も伺っていきたく思っております。今までの伺っている中におきましては基本的には県営の場合は建てかえを中心としていく。それが基本的な考え方で、新規でしていくのは大変難しいという一つの話をお承りしました。

特に妙円寺に今回90戸をつくる結果になりましたことにつきましては、鹿児島市内にあるこの建てかえにおきます戸数の枠を持ってきたことと、1つは高齢者住宅、そういうもので新規にできたという、そういう要因がございました。ここにすることにおきましてやはり県営としてのその要因というものが何になるのか、ここあたりも十分計画を練っていかねばならないのかなというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

といいますのもですね、中学校のやはり先生方の今の住居ですね。こういうのもやはりせめて教頭先生には子供を連れてきてくださいという運動で、一時はいらして下さったけども、やはり部屋の間取りの関係とかですね、トイレが旧式だったりとか、そういう状

況が続いていますので、私はいっそですね、農業大もありますので、そういう職員の方々も含めて子供連れの先生方、こういうのも一つの小規模校の対応策でもないかなと。なかなか人が来てくれたらいいんですけど、今の状況はよほど町に魅力がない限り、また子育て支援の充実こういうのがない限りですね、なかなか人は来ないと思います。だから、苦肉の策でいっそ県営住宅と言いましたけども、やはりこういう福祉施設もまた増設されるもので、そこあたりも踏まえたら国道沿いの日当たりのいいところに、こういう未利用地としてあるのがもったいないなと思ってますので、今後いろいろな角度で検討されたいと思います。

次にまいります。土砂崩壊等危険地域については伊集院北地区だけが急傾斜崩壊危険箇所の傾斜道ですね。こういうの詳しい記載なっていますけども、その他の地区は段傾斜なのか、見なしていいのか、また優先順位を含めた今後の実施計画を立てるべきだと思います、いかがでしょうか。

○建設課長（久保啓昭君）

北地区につきましては、担当者からの資料提供を受けて、伊集院北地区のほうだけが記載されているという状況であると思いますけれども、平成8年度に県のほうで危険箇所の調査を旧4町ともいたしておきまして、報告書がそれぞれ保管されているようでございます。そのためにほかの地区につきましても急傾斜地は存在すると考えられます。あと地域からの用地関係の同意書等を添付していただいた要望書につきましては、県の担当者とも現地を確認して要望している状況でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

今後ぜひ実施計画等も伊集院北地域だけじゃなくて詳細にわたって記載されたいと思います。

2点目です。歩道がないのに通学路と指定

し、死亡事故が多発しているにもかかわらず、数十年間要望の継続のまま未整備なところが県道伊集院日吉線の郡2工区また県道永吉入佐鹿児島線、そして谷山伊作線、国道270号線の一部などです。いずれも目標年度は21年度に掲げてありますが、いまだ実現していない状況を、市長、教育長はどうとらえておられるか伺います。

○市長（宮路高光君）

地区振興計画の中には、それぞれ優先順位、おっしゃいましたとおり県道につきましても今歩道設置の問題で、それは最優先、地域の要望として上がっているというふうに理解しております。その中におきまして、今ご指摘ございましたこの地区におきます歩道設置がなされてないと。もう20年以上もそのような状況でございますし、先般の議運の中でも出ました、伊集院日吉線の郡の第2工区、この問題につきましても大変いろいろと財政的なものを含めてですね、大変厳しい状況があるというのも事実でございます。

また、県道入佐鹿児島線におきましても今七呂工区のほうが最終的なところでございますし、その後におきます要望というのをしていかなきゃならないというふうには思っております。基本的にこの路線沿いにおきまして、広域農道の開通におきまして、若干の交通量というのは減ってきたのかなというふうには感じておりますけど、まだ歩道設置がされない県道であるというふうに思っております。ほかの中におきましてご指摘ございますとおり通学路という中におきまして歩道のないところというご指摘があるようでございますけど、最短距離、まだ危険でない、危険じゃないというのはおかしいですけど、距離的な最短距離の中でどう通学すべきか、こういうことを判断してそういう完全な道路整備でない中におきましても、通学路としての学校としての位置づけをしているところも、ここだけ

でなく県道だけでなく、また市道もですね、ほかの分につきましても通学路ということで学校のほうが指定している部分がたくさんあるようでございます。今ご指摘ございましたように、一つずつ早く解決していかなきゃならないというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

通学路となっている場所がたくさんあるわけですけど、近くに迂回路等があればそちらを通せるということもあるんですけども、なかなかそういう場所もないようございまして、私も大変心配をしておるところでございます。学校によりましてはスクールゾーン委員会というのを毎年1回早い時期に開催をいたしておりますが、この中には警察とかあるいは本市の土木関係の方、職員それから地区公民館長さんあたり、すべて関係のものが皆様が入った会ですけども、ここでもそれぞれの学校区の通学路として危険箇所として上げられる。ながら検討しているところがございます。しかしながら関係のほうからもいろんな要望もしておりますけども、なかなかそれが実施、実現できないところございまして、私も大変心苦しく心配をいたしております。したがって今後子供たちが安全に通学していくことを願っているところでございます。何らかの立て札を立てたりとか、もう少し道をもう少し遠くになってもかえるとか、そういう手だてがもしあればですね、何らかのまた対応も今後考えていきたいなとも思っているところでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

20年間もほっておられるちゅうのは、やはり1人子供の犠牲者が出たらどうなるかって、それやったらすぐ進むのかなとですね、そういうことも本当に切ない気持ちで考えることですけども。やはり1人でも2人でも命には変わりないと思います。場所によっては子供が縁石ですね、その上を歩いて行ってま

すね。以前も質問いたしました。また、郡地区のところ、もう親が朝送り迎えをしておりますね。もうこういう状況で子供たちに歩きなさいっていうのを教えるのがちょっと言えないような状態になってますけども。やはりしっかりと真摯に受けとめてほしいと思います。

郡地区の1工区の工事終了の件ですが、この地域で2工区的设计書をもとに着手予定の説明会ももう既に開催済み。そして、1工区に比べ2工区の用地買収費用は低いということでありましたが、本年度ゼロ査定ですね。だから、目標年度もこれも21年度で地域の要望というたらそこまでですけど。一応目標年度を上げるということは、私は何らかの動きをしないとイケないと思います。このことは6月議会に追加資料っていうのを提出されました。その中でゼロ査定という結果をどう受けとめて、また県等への対応をどのようになされたのかお伺いします。

○建設課長（久保啓昭君）

今年度の郡地区、2工区ですけども、21年度の改良した箇所を舗装工事をされるということにはなっております。23年以降はまだ白紙状況ということでございますけれども、これにつきましては都市計画決定された道路でございますので、その現在の幅員でいくか、いろいろ検討をするということで、県のほうで幅員の検討また線形等を検討しながら地域住民にまた説明していくということで聞いております。

○18番（長野瑛や子さん）

それではちょっと郡地区のこの概要ですけども、ここは住宅団地も多いですね。道路を挟み10カ所以上の取り付け道路が走っております。県道には上水道の耐震衝撃性やカーブにも弱い、昔ながらの石綿セメント管布設の実情があります。大型車輛が頻繁に往来する道路には通学路も横断歩道もない。死亡事故による犠牲者はこれまで5人と聞きま

す。また、たび重なる漏水問題も起こり、地域住民の生命を脅かす危険きわまりない環境に私はあると思います。このような道路未整備とまた連動している石綿管布設がえは、私はやはり市の責務とも考えますけども、緊急に私は取り組むべき重要課題、どちらをどうするのかですね。やはりこういう石綿布設管網になってるとい道路をですね、既に地権者全員が同意書も出されてる状態なんですよ。だから、そこの中にこの2つが連動しているという状況をとらえたら、もう緊急に私は県当局にでも切実な訴えが必要だと思いますけども、市長は今後の対応をどう検討されるのか伺います。

○市長（宮路高光君）

今までも答弁してまいりましたとおり、ここにおきます重要な道路の位置づけと認識は持っております。特に今、水道の石綿管におきます布設、こういうこともあるというのも事実でございまして。あらゆる機会通してですね、私ども県のほうに、実は県が予算を握っているわけでございまして答弁できないわけでございますけど、こういう実情というのはいろいろと強く訴えていかなければならないと思っておりますし、またことしも何回かそういう県との会ありますので、また近いうちセッティングもされておりますので、このことについてまた説明とお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

道路だけではなく、やはりこの石綿セメント管は通水状態では余り害は見られないですけども、これが漏水になったときがやはりここが危険じゃないかなということも言われております。だからたび重なるこういう漏水問題ですね、道路を先か、石綿セメント布設がえをするのかですね、やはり費用もどちらかというと一緒にのほうは私はいいいと思いますけども、少しずつでもですね。だからこういう

カーブにも弱い石綿管でありますので、カーブが3カ所以上あると思います。だから、この郡地区600メートルがなぜされないのかですね。その先は交通安全対策等で今年度予算も出てるようにお聞きしますけども、やはり一番この肝心の緊急性があるところを私は先に先に訴えをもっと強くやっていくべきじゃないかな。生活の本当それにかかわってくる問題だと思いますので、市長はこのどちらをどう優先するのかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

どちらをどう先にするかというお問い合わせでございますけど、基本的には事業が一般街路事業でやっておりますし、一方は歩道事業という、やはり国におきましてもそれぞれに事業の種目が違っております。そういう中におきまして、今郡につきましては街路事業でやっている事業でございまして、さっきも申し上げましたとおり、どっちがどうじゃなく、やはりそれぞれの事業の目的がございまして、それに沿ってやっていかなきゃならない。また、街路としての予算確保をこういうものを私は強く県のほうにお願いをしていく。そういう覚悟をしております。

○18番（長野瑛や子さん）

1工区はきれいになりましたよね。2工区は先ほどからも言いましたようにお金は余りかからない用地買収費用、工事費にかかわるそういう買収で何か工事がストップと言われるけども、私はその点をどうかなと。もう1回積算をし直す必要があるんじゃないかなと思いますけども。やはりこちらからもそういう道路の下に埋設されている石綿管等の危険性、もう既に何度も漏水してるちゅうことですので、その漏水したときが問題になりますので、やはり生活の本当に危機感というんですかね、そういう地域の声をとらえられて、また両方の歩道を、今のところ1工区は両方ですよ、歩道が。だから、そういう何とか

実現可能になるような方法もあり得ると思いますので、この辺は市長はまた積極的に真剣にかかわっていただきたいと思います。

教育長にお尋ねします。歩道を歩きなさいという、先ほど私も教えが生かされてないと、非常に残念と。朝晩子供たちを見守りをつけておられる人たちがいらっしゃるんですけども、むなしいと言われます。教育長は先ほどから県の振興局等にも行かれる、そういう決意を聞いたわけですけども、本当子供たちの死亡事故も免れないような状況にありますね。だから、こういう子供たちのこの危険性という、そういう視点でですね、私は県教委との連携も図って、あらゆる方向から一方的な振興局もいいけども、県教委との連携も図って、またそこを要望されていくのが必要じゃないかなと思いますけど、その件についていかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

教育委員会の教育長という立場で県教委のほうにこの道路の問題を言って、もし改善するのであればですね、もう積極的に私も行って相談したりしてまいりたいと思います。

○18番（長野瑛や子さん）

20年からのことですので、本当に長い期間不合理が続いてますので、ぜひやはり足を運んだら煩惱がわくということもありますので、どんどん行ってほしいと思います。

あと永吉入佐線、ここには沖縄からの陸揚げ海底ケーブルがここも埋設されております。今ある状況は切り取った簡易な表層舗装の状況であります、まことに何か見苦しい感じがいたします。これは国の情報網の埋設道路でもありますので、地域要望を真摯に受けとめて、恒久的な路盤の整備、ここを私はやるべきじゃないかなと思いますけども、早急に国、県へ要望すべきこの路線も一つの要望ですけども、これはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

海底ケーブルの道路といたしますか、これを埋設してあるというご指摘でございますけど、このこととまだ道路の幅員、これがどう因果関係があるのか、ちょっと私のほうも推察はできませんけど、しかしこの入佐線におきましても歩道がないというのも事実でございますので、この部分につきましてご要望は申していかなきゃならないというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

やはり県道は国道に通じる、ほんと人と人の交流の入り口・出口と言われますね。だから、こういう幹線道路をちゃんと整備すればきれいな町だなあとということで人も足を運ぶと思いますので、やはりこの20年間ほったらかしってというのがですね、なぜこういうふうにマンネリしてそういうふうになってるのかなと、欲がないのかなと思うんですけども。子供とか高齢者、そういうのが巻き込まれている現状をやはり避けては通れないと思いますね。やっぱし1人の命ちゅうのを考えたときには、自分の身になって考えるべきだと思いますけども、この課題実現のためにはやはり国、県、市、地域住民、また国の国会議員、県議、私たち議員が連携を図ってやっていくべきことじゃないかなと。要望書の事後説明ですね、またその意見交換をする、そういう仕組みづくりが私は大事だと思いますけども。ただ要望出してそれで終わり。いつ待っても何も言うてこない。ああ、そんなもんかと。そういう状況が続いてるのじゃないかなと。再確認を私はいつもしてくださいねと地域の人には言いますが、もちろん私も再確認に行ったりもしておりますが、こういうやはりまずは市との連携ですね。どこまでどうなったのか。事後説明、意見交換、こういう仕組みづくりが私は大事だと思いますけど、このことをどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、それぞれその説明といたしますか、連携といたしますか、報告といたしますか、これは大事だというふうに思っております。いろいろあらゆる中におきまして、それぞれの立場の中で要望するわけでございますので、そういういろいろと要望書が上がってきた方々に対してもですね、その現況といたしますか、これはこういうふうに報告すべきだというふうに思っております。

○18番（長野 瑛や子さん）

国はお金がない。県お金がないと。そういう問題じゃないと思いますね。やはり予算化するにはこちらの努力が必要だと思います。予算がないところにお金をつくり出す予算をつける努力が私は必要じゃないかなと。命がかかってますのでね、この辺はまた十分に連携を図って、地域、議員、また市、県、国、国会議員もどんどん使ってますね、そこあたりは予算獲得をなされるべきだと思いますので取り組みを期待いたしております。

2番目の友好都市交流の活性化についてであります。先ほど答弁いただきましたけども、大垣市、宮崎市の市長さんを初め関係者は、私も語る会が何回かありましたけども、日置市の歴史をもっと発信してほしいという話がありました。これまでうちはどちらかという弟子屈町でもそうですけども、受け身っていうのかな、向こうからありがたかったから交流してくれと。やはりもう少しですね、こちらから積極的に交流を深めるべきだと思います。

平田靱負、島津豊久、永山在兼、共通するのは無私、私がない精神ですね。これはやはりどうしても中世時代の世のため人のための偉業を遂げられた、また博愛の精神、人としての教えを説いた、私はやはり島津中興の祖である日新公のいろは歌にまた郷中教育につながると考えます。薩摩藩の土魂のルーツですね。こういうのをもっと聞きたいという人

もいらっしやいました。5代にわたって島津家亀丸城は生誕地です。だから、こういうのもここが生誕地だよって、ここで生まれたんだよっていうのをですね、日置市はほんとほかにはない本質的な歴史があると思いますけども。ここをしっかりと認識してそれをまた伝えられるような体制を私はつくるべきじゃないかなと思いますけども。この辺は市長がまずちゃんと認識して、本当に自分からやる気を出してもらわんと、私いつも思うんですけど、私は言うてばかりそれで終わりなんですけども。市長はほんとにこの歴史を知ることによって、その意気込みはどうでしょうか。

○市長（宮路 高光君）

私の認識不足の中もたくさんこういう中世におきます歴史、これはもう否認しません。そういう部分の中でもあらゆる機会の中で、その史跡等については私もみずから行くような努力はしているつもりでございます。さっきも申し上げましたとおり、大垣市、またそれに友好ある都市等におきまして、今までもそれぞれの地に出向き、また私も来ていただきました。こういう部分の友好都市は今後とも発展的にやっていきたいというふうに思っております。

○18番（長野 瑛や子さん）

友好交流は地元の地域社会にない新しい風を受け入れて地域の人々を活性化させる作用があります。今回大垣市はおいしい水を開発されましたけども、私はこういう今後は共通するテーマをもとに、複数の交流のハブになることも考えておりますが、このような複数で考えていく大垣市、弟子屈、宮崎市、こういう中で一緒に開発する特産品の試みはどうでしょうか。

○市長（宮路 高光君）

それぞれのゆかりある地におきまして相乗効果が上がる一つの産業、産物といたしますか、そういう開発をというご意見であろうかとい

うふうに存じ上げております。私も大垣市のほうに行きまして、その場所におきますその水を含めた中でPRしておったのも事実でございます。今後私ども日置市におきまして、そういう関係の皆様方とどうつながりの中でこの一つの品物ができるのかどうか、そこあたりも十分研究をさしていただきたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

ぜひ何かつくれるといいなと思っております。共通のテーマでね。努力されたいと思います。

教育長にお尋ねします。子供たちの交流、青少年交流の中でやはりこの1つ、2つの文化を融合させる。うちの文化、相手方の文化を融合させることでまた新たな文化活動をつくり上げることになると思います。だから、将来交流のやはり担い手に今の子供たちがなるとは思いますけども、やはりこういう大きな期待もかけて育成に努めるべきと思いますが、その長い目のこういう青少年交流をどうとらえておられるのかお伺いします。

○教育長（田代宗夫君）

これまでもいろんな交流をやっているようでございます。先ほど、昼休みに帰りましたらこの報告書が、広報が届いておりました。これを見ましたら、ちょうど議員おっしゃるように大垣市の青少年交流事業が載っておりますですね。この中で亀丸城跡を見学したり、豊久公の墓に行ったり、小松帯刀のところに行ったり、こういう史跡めぐり等もやっておる。したがって、こういう史跡めぐり等を通してですね、私どもの島津のあるいは鹿児島の日置市の史跡を来られた方々に知っていただく、そしてまた帰っていただく。そしてまた向こうの史跡等もお互いに交流しながら深めていくというのも大事なことだと思いますので、やはり交流にはそれぞれの持っているその文化的なものを含めた交流というんで

しょうか、そういうものをやっぱり計画していくべきじゃないかと思えます。

○18番（長野瑛や子さん）

文化、歴史、交流を深められて、さらに子供たちに通じるような環境問題とかですね、そのとここの環境問題の意見交換会とかですね、またいろんな面でまちづくとか、そういう学校行事の交換っていうんですかね、事業そういうのもなされたらどうかと思っております。期待しております。

2点目になります。交流10年目でありながら日置市の資料館の数々の品物の数々の位置が何にも変わってませんね。歴史と文化の風格のある町として佐土原町、上石津町歴史資料館と比べたら市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この資料館につきましても設備といいますか、こういうものは先般上石津のほうに行きましたけど、大変すばらしい資料館ができておりました。これを我が家にどうということもすぐご指摘されるのかなと思っておりますけど、大変今の私どものこの財政の中で含めましてですね、大変難しい部分があるかというふうに感じております。それぞれの4地域におきます保管はしておりますけど、一番この資料館というのは大事であることはもうわかっておりますけど、この活用の問題、後ほど出てきます学芸員を配置してもうちょっと活発にこなさいというご指摘は十分わかります。わかりますけど、今のこの私ども日置市におきます現状におきましては、今やっているのがやっとなことかなということで考えております。

○18番（長野瑛や子さん）

島津義弘公が敵中突破のときに詠まれた歌、御歌というんですかね、「急ぐなよまた急ぐなよ世の中の定まる風の吹かぬ限りは」こういうのもですね、ここが生誕地なのにこうい

うのありませんよね。向こうはちゃんとういうふうに飾ってありましたね。だから、向こうから交流してくださいちゅうことで呼びかけがあったのに、弟子屈町でもそうです。だから、永山在兼のことももっともってですね、義弘公のことももっともって展示するちゅうのかな、ちゃんと小さい町ながらも学芸員を置いておられますね。上石津町もね。だから、旧町郷土史編さんのときに学芸員が何名かいらしてて、ほんとにうちの郷土史もびしゃっとできましたけども、そのときの学芸員をちゃんとそこに位置づけされた横山副市長、学芸員について必要か必要ないか、そこあたりのご意見をお聞かせください。

○副市長（横山宏志君）

いろいろ今お話がございまして、学芸員というのを置けるような歴史民俗資料館とかできればいいなというようなことは所感として思っておりますが、今いろいろと今の状況ではすぐには置けないなあとというふうに思っております。

以上です。

○18番（長野瑛や子さん）

少し遠慮しながら言われたような気がしますね。（笑声）うちには旧町時代にちゃんといらっしゃいましたね。優秀な方が。この学芸員というのはですね、歴史などの調査・研究を行いながら専門的な技術で展示方法とか管理運営をされるちゅうことですね。だから、うちはまだまだ研究されなきゃいけないのがあります。いろんな飛鳥仏のこと、中国の小銭がなぜ4,000年前のうちにあるのか。そういうのをいろいろひもといていったらですね、あと黒川洞穴のそういう人骨があった、そういうのも調べていけばまだまだルーツ、そういうのも研究する余地はあると思います。だから、本当はこういう調査・研究をしながら、専門的なそういう技術で展示方法、やはり非常にこのことは私は残念と思いますけど

も、大垣市、宮崎市の資料館と肩を並べるには、やはり思い切ったトップの裁量しかないと思っておりますが、今の市長の考えでは予算上できないと。じゃあ魅力づくりは何かと私は言いたくなりますけども、ひとつつも一歩先が出ません。市長は。だから一歩先を前に出るちゅうのが私はこれがどうしたもんだらうかと。市長の市長室にもうほんと歴史書ぼんと持っていけるしかないかなと思っておりますけども。ほんとに自分の市のよさですね、ほかにありませんよ。鹿児島市。私は3者統一で鹿児島の母体を生んだ、つくった母体だと思っております。それぐらい自信を持ってしないと、交流もやはり後からついていくわけじゃとてもじゃないと思っております。ぜひぜひ市長はもう少し認識を持たれるように思っています。

教育長に聞きます。今回関ヶ原記念事業に同行された吹上出身のもと国土館大学教授の井原先生、この方は郷土史の指導を非常にあちこち講演されたり指導されたりなさってますけど、まだまだ元気ですちゅうことでした。いつでもはせ参じますちゅうことですが、こういう郷土史の指導を市長初め職員の方々には依頼を、講演等を依頼するちゅうお考えどうですか。

○教育長（田代宗夫君）

私もこの話を聞きましてすばらしい方がいらっしゃったもんだなと初めてお聞きいたしました。これからいろいろと郷土の先ほど言った文化的なものも研究や検討を進めていくわけですが、ぜひ必要だと思ったときにはお願いをしたいと思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

もう二人とももう相手にできません。ほんとに自分とこのよさっていうのを理解しないとまちづくりはできないと思います。いいものを出さずか出さないかと思っておりますけども、そこあたりをですね、井原先生ほんとにもう吹

上高校出身で国士館の教授をされてましたけども、ほんとに吹上のことを思っておられます。いつでも来ますということですので、ぜひ皆さん職員全部で日置市のよさ、4町ほんに関連してますので、歴史にほんとに通じるのが4町ともありますので、ぜひここからまず出発されたいと思っております。

次まいります。ふるさと納税ですけども、これ県の出先機関が4つ、3つありますけども、なかなかふるさと会の方たちが、そういうパンフレットも持ってきてはくれないという話を聞きますけども、私は何かふるさと会があるときに連絡をしてですね、やはり呼び寄せるぐらいの気持ちがないといけないんじゃないかなと思いますけど、市長はどう受けとめておられますか。

○市長（宮路高光君）

約2年ぐらい、このふるさと納税もなるわけございまして、パンフレットといいますか、そういうものにつきましては特にそういう県人会があるところにおきましては、皆様方に出席した人には配布しておるようございまして。これをそれぞれ郵送とかですね、そこまではまだ至ってないというふうには思っております。いろいろこのふるさと納税、私も日置市にもさっきも申し上げましたとおり、約1,800万円程度いただいております。これを大変有効活用させていただきながら、このふるさとづくりに努めているわけございまして、このPRの仕方が足りないというご指摘でございます。今後におきましても特にこういうふるさと会を中心としてお願いをしていきたいというふうに思っております。

○18番（長野瑛や子さん）

はい、わかりました。高齢者住宅の件ですけども、19年度に住宅セーフティネット法により、高齢者、障害者、被災者、子育て世帯、この方の居住の安定を確保するという対

策が進みますね。その施策にですね、例えばぬくもりと安らぎの町とうたって寄附金を活用するという手もあるんじゃないかなと思います。

あるところでは何々川の保全とあって、実際ふるさとの川を見てもらって、またふるさとに納税しようという気持ちを起こさせるちゅうんですかね、そういう試みもなさってますけども、うちにはこういう高齢化率が高いところでありまして、ひとり暮らしの高齢者また高齢者夫婦が増加する傾向にあります。だからこういうのを私上げたんですけども。一部に充てる、例えば公営住宅の中にも多分そういう弱者向けの住宅を確保されてると思っておりますけども、そういうところにも私はなされるべきじゃないかなと、キャッチフレーズをしてですね。こういう考えいかがですか。

○市長（宮路高光君）

今後必要なのは、この高齢者住宅というのは大変今後必要であるというふうに認識しております。この中におきまして、このふるさと納税制度の中におきまして、この高齢者住宅の建設、これと直接結びつくかどうか、さっきも申し上げましたとおり、これが大変高齢者住宅をつくるに至っては大変大きな資金等が必要であるというふうには思っております。さっきご指摘ございましたそのイメージという中におきまして、補修する中におきましてですね、どの部門に使えるのか。ここあたりも一つのアイデアということで検討もさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

発言時間があと1分となっております。

○18番（長野瑛や子さん）

その全部の住宅をつくるのは、老人マンション、そういうのもなさってるんですけども、やはりこういう住宅セーフティネット法っていうのがですね、これをもとになさってるとこもありますので、日向市なんかは特にそれをや

っておられます。だから、うちも全部をつくるんじゃないくて、その公営住宅の一部にこういう高齢者向け、弱者ですね、高齢者、障害者、被災者、この方たちに優しいそういう住宅を進めるところもありますけど、その一部をそれに充てると。何室かに充てるちゆうことを私は言ってるんですけども、このことをお聞きしまして私の質問終わります。

○市長（宮路高光君）

ちょっとすいません。その一部分的なものという部分がございますけど、このまちづくりの応援基金の中にも保健、医療、福祉の増進にするという項目も入っておりますので、目的の中でいただける指定的な寄附というのもありますし、今言った3つの中でトータルでもできます。ここあたりは、そういう分の応援していただける人の意思を十分酌んで活用をさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ここでしばらく休憩いたします。

次の会議を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。今回は、私が最後の質問者となりました。

ことしの夏は異例づくしの猛暑続きで、うんざりして、果たしてことしの秋は来るのだろうかと思っておりましたが、9月の中旬を過ぎて、やっと少しは涼しくなってきました。そっと、頬をなでる風に、「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風のおとにぞ驚かれぬ

る」という爽快感が感じられます。

さて、この夏のもう1つの暑い理由は今月の中旬まで民主党の代表選が行われたことです。負けても責任をとらない無責任な現職の総理大臣と、わずか3カ月前に幹事長を辞任したばかりの「壊し屋政治家」による民主党の代表選挙でありました。現職総理の続投が決まったようですが、我が国にとって極めて厳しい円高、株安の経済不況時に、代表争いに時間をかけるよりも政府としてもっと迅速な確かな景気対策、雇用対策の施策を打ち出して国民生活を一番に考えてほしいという声が多く聞かれました。

本市の若者からも、「テレビで毎日2人の候補者のことだけが取り上げられています、実際のところうんざりです」という本音もよく聞きました。お祭り騒ぎも終わりました。新しい内閣のスタートというより、「夏草や、つわものどもの夢の跡」という空虚な虚しささえ感じますが、厳しい現在の状況を1日も早く脱出するために、まさに国民の生活が第一でありますので今後の政府の動向をしっかり注視してまいりたいと思います。

このたび公明党は、新しい福祉のあり方とクリーンな政治の実現について具体的な提案を行いました。国民のための政治の実現に一生懸命に取り組む公明党の所属議員といたしまして平成22年第4回定例市議会に当たり一般質問を行います。

初めに、非核平和宣言についてであります。

本年は、終戦65周年を迎え、終戦のときに生まれた方も65歳の高齢者となります。ことしの広島や長崎での平和記念式典においては、特に8月6日の広島において65年目にして初めての原爆投下を行ったアメリカの駐日大使や国連事務総長等が出席され大変に大きな話題となりました。

世界の動きも昨年プラハで行われたオバマ・アメリカ大統領の「核のない世界に向け

て行動する」との演説を受けて核廃絶の機運が高まってきております。

私ども公明党は、核兵器禁止条約の実現や2015年の核廃絶サミット開催などを柱とする核廃絶に向けて5つの提案を発表いたしました。

親子爆弾と言われるクラスター弾の使用を禁止する条約が8月1日に発効しましたが、その条約同意に公明党は全力で取り組み行動する平和主義に徹してまいりました。

本市は2006年に非核平和都市宣言を行い、ことしで5年目に入ります。本庁や各支所にはりっぱな看板も立てられておりますが、私は日置市や市民にとって非核平和の実現に向けての目に見える具体的な取り組みがなされているか懸念しております。そこで、まず非核平和についての市長のご見解を伺っておきたいと思っております。

次に、この宣言前と宣言後に何がどのように変化したのか、その相違点について具体的にお聞かせください。

3点目に、唯一の被爆国である我が国は今こそ先頭に立って核廃絶に向けて強いリーダーシップを発揮すべきと考えますし、そのことを次世代にしっかりと伝え、平和の心を育み、大切な命をつないでいくということが極めて重要ととらえられます。非核平和都市宣言をされてから4年間の経過、その間の本市の取り組みや実績について伺います。

最後に「非核平和都市宣言の都市・日置市」として市民の意識を高揚させるような今後の具体的な取り組みが肝要であると思っておりますが、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

第2の質問といたしまして、がん対策の一環としてのがん検診の拡充について伺います。

いまや2人に1人ががんにかかり、約3人に1人ががんで亡くなる日本においてがんは大変に怖い病気となっております。1981年か

らがんが死因の第1位となり、私ども公明党もこのことを最重要課題ととらえ、公明党主導によって2006年6月にがん対策基本法が成立、2007年4月に施行されました。がん対策は何ととっても早期発見と早期治療が肝要であり、そのために検診の拡充が不可欠であります。

本市は、昨年につき、本年も女性特有がん検診無料クーポン券配付事業を実施されました。私は財政が厳しい中にもかかわらず、継続実施されましたことは女性の健康を考え命を守る施策として評価しているところであります。そこで、まずこの事業の成果に関して市長の率直なご見解をお聞かせください。

次に、このクーポン券配付事業は5歳刻みの女性に届けられているため、最低でも5年間は継続して取り組んでいくべき事業であると私は考えます。

先日も、私はこのクーポン券でがん検診を受けてまいりました。おかげさまで大丈夫でした。本年の第2回定例会において、私の質問に対して市長は「なるべき5年間続けていきたい」という趣旨の答弁をされましたが、念のため再度お尋ねいたします。来年度もこの事業を継続して実施されるつもりがあるかについて明確にお答えください。

最後の子宮頸がんワクチンについては、公明党が中心になって取り組んできておりまして、今回の臨時国会でも、私ども松あきら副代表が安全性と有効性を確認され事業の推進を促されました。

また、今回、厚労省は、来年度予算の概算要求に市町村の子宮頸がん予防ワクチン事業を推進する助成費150億円が計上されています。政府の考える対象者、12歳の女子全員にこのワクチンを投与するためには210億円かかるとされていますが、政府は接種率を最大45%と低く想定し、しかも自治体が事業を行う場合しか補助しない方針らしく、よっ

てすべての12歳の女子が接種した場合、残りの60億円の財源は県や市町村に託されているようです。

そこで、本市は大切な女性の命を守るために子宮頸がん予防ワクチン接種を啓発し、また経費助成を考えておられるかについて伺います。

第3の質問としまして、地区振興計画について伺います。昨年より始まりました地区振興計画は市民の要望を地域で解決する1つの手立てとして評価されていると思いますが、一方では、市民には一体何が行われているのかよくわからないまま実施されてきているという実態があることも否めないであります。

そこで、この地区振興計画の成果について、市長はどのように評価されているのか、率直なお考えをお聞かせください。

次に、3年間の計画で来年度で一区切りつきますが、第2期とも言える24年度以降の地区振興計画について、どのように考えておられるのかお答えください。

最後に、前回に引き続いての質問になりますが、介護支援ボランティア活動の推進について伺います。

平成19年に地域支援事業実施要綱の改正がありました。この事業の交付金が介護支援ボランティア活動にも活用できるよう改正され明確化されており、「都道府県内市町村等へ周知徹底がいかなきよう配慮されたい」と厚労省より通達されているのであります。

そこでまず、この地域支援事業実施要綱の改正と事業実施についての市長の率直な見解を伺います。

最後に、国においては介護支援ボランティア活動に交付金を用意していることになりません。前回の私の質問に対する市長の答弁は余り積極的な答弁ではなかったのですが、この事業の交付金を活用して、本市においても介護支援ボランティア活動の推進を行われ

るお考えはないのか再度お伺いしまして、以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の非核平和都市宣言、5年目の取り組みについてという、その1でございます。

世界では、核兵器、戦争、テロの脅威に脅かされています。世界平和を願う運動は、さまざまな形であらゆる国と場所とで取り組まれているのが実情でございます。世界においても、今もなお大量の核兵器が存在しているだけに、唯一の被爆国として広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、住民一人一人の生命と暮らしを守り、人々のために世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課された重大な使命であると感じております。

2番目でございます。核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願うことは人類共通の願いであります。合併前も、平和都市宣言、非核平和自治体宣言を行っていた経緯もあり、それについては特段ございません。

今後、平和事業への取り組みと多くの市民の声を尊重しながら、平和で豊かな郷土を守り続けていくために引き続き努力してまいりたいと考えております。

3番目です。宣言後の4年間の取り組みについてのご質問でございますが、現在におきましては、広島、長崎の原爆投下日の時刻及び終戦記念日の正午にあわせて、市民の方々へのお知らせ版や防災行政無線を通じて追悼の意を含めた黙祷の呼びかけを行い、世界恒久平和へ向けた啓発事業の1つとして取り組みを行っている状況でございます。また、本庁及び各支所において、非核平和宣言都市看板を設置しております。

4番目でございます。今後も引き続き、啓発事業を、市の取り組みを行います。市独自の具体的な事業実施はありませんですが、世界恒久平和を願う取り組みの周知や各地域で

開催されるイベント等、民間活力による事業については側面から協力していきたいと考えております。

2番目のがん検診の拡充についてということで、その1でございます。

がんによる死亡者数は年々増加している中で、がん検診の受診率は低く、本市における同年齢の方の平成20年度の受診状況は伊集院、東市来で実施しました乳がん検診が12.4%、子宮頸がん検診で6.1%となっていますが、21年度の女性特有のがん検診推進事業では、乳がん検診が33.9%、子宮頸がん検診で19.9%となりますので、無料クーポン券による受診率の向上は大きな成果があったものと認識しております。

また、無料クーポン券の交付により、今回初めて受診された方が大勢いらっしゃるのかと思いますが、今回の受診がきっかけとなり継続した受診につながることを期待しているところでございます。

2番目でございます。がん対策は早期発見、早期治療と言われておりますことから、検診を推進する意義は大きなものがございます。

また、厚生労働省では平成23年度の予算概算要求の中でがん検診の受診奨励事業方策の1つとして、市町村が実施いたします女性特有がん検診推進事業に要する費用の一部を助成するための予算措置を行っています。

このことから、来年度につきましても本年と同様の取り組みを実施したいと考えているところでございます。

3番目でございます。子宮頸がんは予防できるがんと言われ、現在予防ワクチンの接種が始まっていますが、保護者の理解が得られにくい面もあり、また費用が高額なことから保護者の経済的負担も大きく、経費助成の必要は認めているところでございます。

ただ、厚生労働省では23年度、がん対策の概算要求の中で子宮頸がん予防対策強化事

業として、市町村が実施いたします事業に要する接種費用や事務費などの費用の一部負担を新たに助成することとしております。

なお、この事業は国が一律に実施するものではなく、市町村単独の事業を国で支援する位置づけであるため市町村負担の地方交付税措置がなされておられません。

本市は、来年からヒブワクチン接種の助成も予定しており、また今後、肺炎球菌ワクチンなどほかにも経費助成を求められるワクチン接種が予想されることから、財源確保を図るとともに優先順位を設定するなど今後検討してまいりたいと思っております。

3番目の地区振興計画についてのご質問でございます。

その1でございますけど、地区振興計画は平成19年から20年にかけて地区公民館ごとに策定に取り組んでいただきました。策定の目的は、地区みずからが地域を点検し、地域活動の充実や再検討の機会を設け、課題を発見し、役割分担によりその解決を図ろうというものでございます。

みずからの地域を見直すことで、地域課題とともに地域の誇りも再発見し、自治体の枠を超え、地区という範囲で集約することで地域に新たな情報の共有や一体感が醸成されると考えております。

反面、実態把握の根拠をなす自治会へ策定の趣旨が十分伝わらず、調査の深さに差が見られたり、地区自治公民館組織として日が浅いため中心的に取りまとめられない側面もあったと認識しております。

地域づくり振興基金による課題解決ではこれまで思うように任せなかった身近な基盤の整備が地区みずからの選択で実施され、計画の重要性が意識されるとともに市政への参画意識が芽生えたと考えております。

現在、労務支給を受け、地域の労務提供での改修など限られた配分額を有効に生かす取

り組みもふえていきます。その一方では、計画が認識されなかった自治会で配分額を分割したことにより新規の課題が多数追加されることになりました。

なお、本年度の地域づくり推進基金の配分は、地区の活性化を支援するために均等割のほか、地区を支える人と保守すべき範囲に着手し、人口割と面積分けをそれぞれ同率の20%、自治会統合により自治機能を強化した地区に合併割を加えています。

2番目でございます。

現在、取り組まれております課題解決は、地区振興計画策定要領に基づき策定された地区振興計画が基本でございます。要領では、その期間設定を21年から23年の3年間とし、その後は事業の進捗状況に応じて見直すことにしております。

各地区には解決すべき課題が多種多様であり、23年度までにすべてが解決できるものではないと認識しておりますので、平成24年度を初年度とする第2期計画を策定したいと考えております。その見直し作業を23年度に取り組んでいくこととなります。

第2期計画は、第1期計画に解決できなかった課題に新たに把握された課題を加えたものとなり、引き続き、「自助、互助、公助」の役割分担をしながら継続的に解決を目指したいと考えております。

現行では、自治会長さんの在任任期が短いため地域課題が引きつがれない状況もありますが、地区単位での取り組みであるということ念頭にその策定を進めなければならないと認識しております。

また、その解決に向けまして、引き続き、地域づくり推進基金を活用して取り組んでいけるよう財政措置もしていきたいと思っております。

4番目の介護支援ボランティア活動の推進について、1と2は一緒でございますので一

緒に答弁をさせていただきます。

地域支援事業実施要綱は、厚生労働省が平成18年6月に定め、県を通じて通知されてきています。この要綱の目的は、本事業を行うことにより、被保険者が要介護状態等になることを予防することともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としております。本事業は、介護予防事業、包括支援事業及び任意事業の3事業を柱としております。

本市においても、平成18年度から介護予防事業の特定一般高齢者施策事業として、介護予防教室と、任意事業では介護用品支給事業を行い、平成19年度に地域包括支援センターの発足と同時に包括的支援事業に着手し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を行っております。

また、新たな事業として、高齢者の生活実態や現状を見極め、「いきいきサロン育成事業」、高齢者クラブを対象とする「元気もりもり教室の介護予防事業」、「認知症家族の会」の支援や認知症サポーターの育成事業等、市独自で必要と思える事業に取り組んできているところでございます。

ご質問の介護支援ボランティア活動によるポイント制度については、平成17年度に東京都稲城市が提唱し、平成19年度から取り組み20年度に本格実施されました。厚生労働省は、19年に要綱を一部改正し現行制度で対応可能とする見解を都道府県に通知したところでございます。

また、本年8月の要綱改正により、この介護支援ボランティア活動に係るポイント制について、より具体的に次のように追記がされています。

介護予防事業の中で、従来的一般高齢者施策事業のうち社会参加活動を通じた介護予防

に資する地域活動の実施の項目に、例えば要介護に対する、介護予防に対する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上でポイントをする活動が与えられると例示で示されております。

本市といたしましては、元気な高齢者が地域に貢献できるような取り組みを推進し、もって介護予防事業の普及・推進を図っていく上からでも、この社会参加活動は本当に重要な活動であると考えておりますので、今後ボランティア組織をまとめる社会福祉協議会と、実施体制について、また特別養護老人ホームの介護関係施設と受け入れ体制について、それぞれ協議検討を重ね本社会参加活動の推進に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

今、まとめてご回答いただきましたので、では順を追って1つずつお伺いをしていきたいと思っております。

まず、市長にお伺いします。8月15日、NHKがHYというグループを1年間取材しまして、「僕らが伝えなきゃ～HY沖縄から“命”を歌う～」という終戦の日、特別放送がありました。ごらんになられましたか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと、見ておりません。

○1番（黒田澄子さん）

市長は、このHYという沖縄県うるま市出身の5人組のバンドをご存じですか。

○市長（宮路高光君）

まだ存じ上げておりません。

○1番（黒田澄子さん）

この5人組の中にお1人女性がおられます。女性ボーカルの仲宗根泉さんが終戦後の65年たってやっと口を開いてくださった祖母——おばあから聞いた悲しくむごい沖縄戦の話を「時をこえ」という曲につくり上げ

「胸に刻みなさい あなたのその鼓動を 昔、昔に繋がる この命 大切に生きなさい だれかに伝えなきゃ 僕らが伝えなきゃ 「家族の事を一番に」 昔の人は言いました “命どう宝” の言葉こそ忘れちゃいけないものがある」と歌っております。この夏、全国ライブツアーを行いました。

このライブ終了後、インタビューに答えた若い女性は、「私は沖縄で戦争があったことは知りませんでした。HYに戦争のことを伝えてもらったので、今度は私が伝えていきます」と話していました。ここなのです。大事なことをしっかり伝えていくこと。これは戦後生まれの私どもにもできることです。

また、HYホームページ投稿に、「当たり前毎日の気がするけども、それは奇跡の連続で、今を普通に思っていけない気がしました。世界でさまざまなことが起きている中で、今だから考えないといけないことがたくさんあると思います。簡単には答えが見つからないけど、自分の周りから平和を考えていきたいと思っております。また、戦争の愚かさ、怖さ、悲しさ、今、被爆者の方が段々と亡くなりつつある現実に早くこのことたくさんの人に伝えないと。そうしないと時代は必ず繰り返されてしまうと私は思いました」との若者からの書き込みがあり、私は若者が真剣に平和を思い、戦争を絶対起してはならないことを伝えなきゃと感じていることを実感しました。

また、本市内も昭和20年3月18日、B29により東市来付近の空襲を初め、この日を境に空襲が激化、吹上の永吉駅、永吉小、東本町、南湯之元等、日吉毘沙門駅、吉利小、日置小付近、伊集院駅、元町等々たくさんの方々の空襲にあい犠牲者も出しております。

市長はもちろん、この本市の空襲の歴史はご存じでしょうが、先日、ある支所にお電話をしまして空襲の記録についてお伺いしましたら、「へえ、そんなんですかあ」と職員の

方はご存じありませんでした。

私は、もうすごく残念な気持ちがいたしましてがっかりしました。もうこれが今の現実、大人の現実なのかなあというふうにも感じました。同じような空襲被害にあった合併間もない始良市では、この夏、「8月11日 空襲の日・平和の集い」が開かれました。旧町時代から続けてきたことし5回目を迎えるこの集いは「錦江国民学校が空襲にあい中学生15人を含む28人が亡くなり、罹災者3,000人を出した空襲を風化させてはならない。次世代に伝えなければならない」との強い強い思いが込められています。

当時、5年生だった谷村和夫さん、76歳の当時の辛酸な爆撃状況や終戦後の悲惨な模様を語った後、全員で1分間の黙祷、その後、加治木中3年生有志による「ふるさと」という加治木空襲の体験談をもとに創作劇が演じられ、参加者の胸を打ち深い感銘を与えたそうです。

そこで、市長は平和のリーダーとして、しっかり本市を非核平和に進めていかれるリーダーとして、本市においてもこのような取り組みに挑戦されるお考えはないかをお答えください。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれ戦争、非核、いろんなことの例を例えていただきました。

私どもがやはり、私も戦争を知りません。知っているのは親父のほうが行きまして、いろんなことを小さいころからお聞きする。もうそれぐらいしか、私にもそういう経験したことがございませんのでわかりませんが、やはり戦争という悲惨なことであったということはもう認識もしております。また、叔父も戦争で亡くしております。

そのようなことを含めながら、私どもが知り得ることは、それぞれまた若い方々にお話をしていかなければならないというふうに思

っております。

本市におきまして、どこのどういう地域、大きな罹災した場所とか、またはそういう境遇とか、そういうことごとにつきまして、また実際にそういう調査等もしておりませんが、何かやはり今からそういう体験した方々に対しまして話を聞こう、そういう機会は今後設けていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

先ほども、市長からもございました。りっぱな看板は各ところに本庁と各支所に立っております。非核平和を語る年として1分間の黙祷をそれぞれの家庭でされている。それも大切なことだと思います。

私が今申し上げているのは、「伝えなきゃ」というこの言葉でございます。私たちが黙っているのは、また私たちが知り得たことを伝えていかなければ、この投稿にあった若者は必ずこういう悲惨なことが繰り返されていく。それは知らなかったことによって、繰り返されていくわけでございます。ほとんど戦争のときに犠牲になるのは女性、それから、老人、そして子供たちです。男性が戦争を起していった事実が今までの世界の歴史でございます。

そして、85歳とか90歳にもうなられようとしている方たちは本当に命をかけて語れる時期というのが10年、20年、30年あるのかなと思いますと、そんなに長くない。

であれば、今本当に真剣にこのことをしっかり記録として残しながら、そのことを子供たちに伝えていくことはすごく大事なことでございますので、きちんとそういうことを1つのスケジュール化しながらという言い方はおかしいかもしれませんが、先ほど、市長は民間の方の力もかりてとおっしゃいました。もちろん、これは民間の力をかりなければできないことでありますので、ぜひともそ

れぞれ、5年もたちました。それぞれの町史はございますけども、日置市としてのこの日置市史はございませんので、しっかりそこらあたりも学校とかPTA、また高齢者クラブの方々とか、いろいろお伺いできるところはたくさんあると思いますので、そういったことを、まずはどこかモデル的にでもなさっていくお考えはないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今具体的にどこということとはございませんので、今、さっき言いましたように、こういうことについてはいろいろと民間の中で進めていくべきなことであろうかと思っておりますので、モデルとか、どこをどうということは今ちょっと具体的な案を持っておりません。

なるべく、そのような形ができるような形を進めて、特に教育委員会とかいろんな方々とも十分このことについては話をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、今後の取り組みに期待いたしまして次の質問に参ります。

2番目のがん検診の拡充について伺います。市長にお伺いしますが、乳がん撲滅のリボンの色はご存じですか。

○市長（宮路高光君）

ピンクですか。

○1番（黒田澄子さん）

ピンク色でございます。それでは、本市の人口は男女どちらがどれくらい多いかお答えなれますか。

○市長（宮路高光君）

何か質問事項にあっているような質問でございまして、政策といいますか、こういうときはやはり政策の中で、質問事項みたいな形でなくちょっとしていただきたいなあと思っております。

基本的に男性より女性が多いというふうに思っております。今9月1日現在で男性が

2万4,252名、女性が2万7,492名というふうにして、約3,000人近く女性が多いです。

○1番（黒田澄子さん）

この差は6.2%、3,240人女性が多いわけですね。

この議場には、女性はたった5名でございますので、非常に男性が多いように思いますが、本市内的には女性3,240名多い。この女性の命を守ることは、最重要課題だと思います。

乳がんは20人に1人が発症して年間1万人弱の女性が亡くなっているという、極めて厳しい病気でございます。この乳がん撲滅のリボンの色は今市長お答えになられたんですけど、このリボンの色がなぜピンクであるかという由来はご存じですか。

○市長（宮路高光君）

わかりませんので、しっかり教えてください。

○1番（黒田澄子さん）

1980年、アメリカにおいて乳がんで亡くなられた女性のお母様が、この女性の娘であられる孫に同じ悲しみを繰り返さないようお願いを込めて手渡したものがピンク色のリボンであったことに端を発しているそうでございます。いまや世界中に広がっております。

そこで、本市においてもこのピンクリボン運動の一助としてピンクリボンツリーを本庁等に設置し、乳がん検診の受診率啓発に取り組まれるお考えはございませんか。

○市長（宮路高光君）

具体的なものについては、今後、保健師とも十分相談させていただきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

先ほど市長もおっしゃられたとおり、子宮頸がんは唯一ウイルス性ですので、予防ワクチンがあります。

しかし、国が交付金を入れてくるし、来年はヒブワクチンも、また先ほど肺炎球菌もというようなお話をされておられましたので、今後検討していきたいというふうな答弁でございました。

この予防ができるがんですので、何としても予防していただきたいというふうに思います。その先には、大切な、先ほど言いました3,240名も多い日置市の女性の命があるからでございます。しっかり命が救えるわけで、そのことを正しく伝えるために、全国でも細胞検査師さんと連携をとりNPOで「子宮頸がんを考える市民の会」も立ち上がっておりまして全国的にセミナーが進んできています。

鹿児島市においては、県医師会主催で8月21日、市内12歳女兒と保護者を対象に子宮頸がんセミナーを開催しております。セミナーではワクチンの副反応が少ないことや定期健診の重要性などが説明されたようです。

9月14日、国会議員でつくられている子宮頸がん予防ワクチンに関するプロジェクトチームで自治医科大学附属埼玉医療センター今野良教授が講演された中で、「子宮頸がんワクチンを12歳女兒に接種すると子宮頸がんの発症を将来的に73%減らすことができる。費用が210億円必要だが、かかった場合、医療費や労働損失を減らすことができるため400億円の効果があり、社会全体で190億円の損失を減らすことができる。そして、この実施により10年後、20年後には子宮頸がんは確実に減少する」と話されておられました。

そこで、本市でもこの12歳女兒の保護者を対象に、また女兒と保護者を対象に正しく子宮頸がんを知るというセミナーを行われてはどうかとご提案いたすものですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、特に子供たちの12歳、こういうところにおいては学校、保健師さんとも十分お願いしながら、そういう話をしていくべきだというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

国が今一生懸命進めようとしておられます。そして、これは任意で自分が受けるか受けないかというのを決めますが、12歳の子供たちにはなかなかそういう学習が学校の現場ではなされておらないのが事実であります。

そこで、このように医師会やまたそういう細胞検査師さんたちが一生懸命になってこのセミナーを行われている理由は、その先に大切な女性を生き続けさせなければならない。こんな予防ができるようなワクチンを投与しなかった日本の女性だけが、毎年毎年1万人弱とか、3,500人とか死に続けていくこの歴史に終止符を打ちたいという強い思いがあられます。

ぜひとも、教育長ともまたご相談されながら、しっかりと啓発活動に努めていただきたいと思います。強くお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

地区振興計画、私は今回いろいろなことを申し上げるつもりはございません。たくさん問題は出ていることは市長もおっしゃいましたので、それは十分わかりますし、またこの計画が全く無駄なものではないということもよくわかっています。地域の方が喜んでいらっしゃることもよく聞いております。

その中で、若干不公平なところがあるのではないかなあという点、1点だけをお伺いしたいと思います。

ここに地域づくり振興基金地区配分試算表というのが21年度、22年度いただいております。そして、この広報「ひおき」の本年5月の「共生・協働の地域づくり」11の中に、今回の地区振興計画による課題解決とし

て、きちんと表になって書いてございます。

その中で、今年度地区振興計画の課題解決には、基金のうち1億5,000万円を充てて取り組みます。今年度は地区の人口や面積など4つの指標で配分を決定しました。したがって、過疎・高齢化を中心に配分した昨年とは配分額が異なる地区もあります。

また、伊集院地区は極端に規模が大きいため2地区分として算定していますというふうに書かれてあります。

まず、21年度と22年度で配分の仕方が違ったのはなぜかをお答えください。

○市長（宮路高光君）

このことはもう今までも何回もご説明申し上げましたとおり、21年度の配分につきましては国庫補助金、これが丸々でございました。

22年度は地方交付税の対象と、ここが基本的に違っていると、そういうご理解をしてほしいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

国庫補助金との違いというふうに言われました。21年度はこの配分試算表の中で均等割は456万7,000円になっております。そして、これが95%充てられております。あと、世帯が2、人口が3、高齢調整が0.5となっております。

そして、この広報「ひおき」の中には、「したがって、過疎高齢化を中心に配分した昨年とは配分額が異なる地区もあります」とありますが、こちらの高齢調整は0.5しか入っておりせん。いかにも21年度は過疎高齢化を中心に配分したとうたっておりますが、0.5、それもこれは加算されるものかと思っておりましたら、減額されている地域もたくさんありまして、15の地域は加算されているわけではなく引かれている地域でございます。

私はこの広報「ひおき」の書き方が非常に

曖昧だし、0.5しか配分されていないのに、なぜ配分額が過疎高齢化を中心に配分したと書いてあるのかに非常に疑問を持っておりませんが、市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

黒田議員もこのことについては、何回か、私どもの説明も受けたと思っております。いろいろと予算の配分等もわかっていると、そう理解した上でご説明申し上げますけど、当初におきましては国庫補助金の100%の交付金、この制度の中で地域におきまして、特にこれは国の経済対策によって配分ございまして、国におきましても傾斜配分という過疎地域を中心にして大変多く配分された国庫補助金でございましたので、基本的にそのような配分をさせていただきました。

地方交付税の今回の算定の中というのは、やはり人口もある、面積もある、そういう配分で交付税の中に算定されております。

それで、前年度、今回を比較しても、目的の原資が違いますので比較の検討にはならないというふうに理解してほしいと思っております。

今回は、そのように地方交付税の算定基礎におきまして人口面積と、そういういろんな要素を、均等割が出ておりますので、ことしから初めてこのように交付税算定されたものを来年以降もやっていくということでございますので、昨年度・ことしじゃなく、ことしと来年は同じ配分の中でやっていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

はい、わかりました。

もう1つ、聞きたいのですが、この22年度は基本額が55%305万6,000円が基本額になっております。そして、この5月号の「ひおき」によりますと、「また伊集院地区は極端に規模が大きいため2地区分として算定しています」とあります。「極端に規

模が大きい」というのは何千世帯からが極端に大きいととらえられておられますか。

○市長（宮路高光君）

特に、何千世帯というあれじゃなく、特に伊集院小学校区、ここを通常見てみても約1万人ぐらいの人口集積をしております。とりあえず、この伊集院地区についてはごくごく、基本的には小学校、旧小学校区という1つの基本的な基礎で分けておりますので、特に何千から大きいというわけじゃなく、とりあえず伊集院小学校区だけ1万以上というのはもう東市来に匹敵するぐらいの人口だけがある。ここだけが1つの1地区ではどうしても配分が不平等であろうという部分の中で、この伊集院地区だけを2分割させていただきまして、トータル的にいきますと、この1億5,000万円というのは周辺地域に大分配慮した形の中で配分をされているというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

よくわかりましたが、私が申し上げたいことは、基準がないということをお願いいたします。

伊集院地域は1万1,973人がお住まいです。一番少ない地区間では143名がお住まいです。この今年度の配分額を人口で単純に割ってみますと、私はこういう計算が得意ではないんですが、143人でこの配分をされたところはお1人当たり3万1,468円が地域のために使われていってるわけです。

そして、この1万1,973人のところは1,344円、お1人当たりがそうですね。そして、市長はちょっと話が違ふかもしれないですけども、行政嘱託員さんの基本のお手当いうのを最高1万円、皆さん同じであったけれども、それを自治会の人数比で分けていかれて基本額がほとんど下がっておられます。

私は、確かにこの中には面積割も人口割も入

っておりますので、基本額が非常にちょっと基準が曖昧だなあというふうに感じております。

1,000世帯のところ、2,000世帯のところ、3,000世帯のところ、4,000世帯のところ、5,000世帯のところ、そして1万を超すところ。もう5,000世帯から1万までぼんと5,000人から違うんですけども、じゃあ143人から5,000世帯を見ると、とても大きな地区だと思えるんですけども、この伊集院地域に2地区分しましたということに何も異論を唱えているわけではないのですが、後の地域は異論がなかったのかしらと、うちだって5,000人以上いるよと、うちは4,000人なのよ、何で143人のところと、基本額が一緒なの。均等割額一緒なの、という声も若干あります。そして、この広報「ひおき」の中に、そういったことが一つも書かれていまして、配分額と人口比、人口と面積だけが書いてあって、何となくうやむやな感じに書いてあるのはわざとかしらと若干思ったりもしました。

均等割額がこのように150世帯未満のところも5,551人——あ、世帯じゃないですね——のところも5,551人のところも一緒になっていて、1万1,000人を超えている。約1万2,000人を超えているところだけが、極端に大きな地域として2地区分と非常に曖昧な基準だと思いますが、市長、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的な数字にとらわれている考え方、私どもはやはり旧小学校区ごと、そういう地域づくりをするんだという、ただ数字だけを究極にとらえていけば、それは大変な大きな問題といえますか、出ますけど、26校区それぞれでこの地域づくりをしていただきたい。

ただ、さっき言いましたように均等割、面積割、人口あっておりますけど、それは100のうち20%程度均等割という部分は

ございますけど、この中で、そのとらえ方を、割り振りについて本当にいろいろと私どものほうも論議してきたわけでございますけど、均等割を多くしてあるわけ——ごめんなさい、ちょっと私のほうが、55%均等割をしています。

これはさっき申し上げましたとおり、26地区をどうしても今後いろいろレベルを上げていかなきゃならない。そういうことも含んでおります。

そういうことで、ご指摘ございましたように数字だけでとらえているわけじゃなく、やはり私どもが地域づくりはそれぞれの校区づくりでやるんだという趣旨の中で、この部分を配分を行っております。

基本的に交付税の算定も今おっしゃいましたとおり、どこからどれだけという、そういう小さな形じゃなく、やはり均等割、面積割、そういう部分をやっておりますのである程度の基準になった中でしておきます。

特に交付税の場合につきましても、収入、財政力によって、これは違うわけなんです。その中で、税収が多ければ交付税は少なくなると。そういう中で基本的に地域におきます需要額においてみなって国から交付税が算定されるわけです。

やはりこの交付税の算定もまた議員のほうもきちっと今後勉強していただき、これは交付税の基礎のもの等でやっているんだという意識をしていただかなければ、今おっしゃったようないろんなご意見は出てくるというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

これは素朴な市民の疑問でございましたので、もうちょっとわかりやすく、また市民の皆様にもどこも305万円なんだよと、これは交付税がどうしてもこうやってかえられないんだとこういうのを広報「ひおき」なんかにもしっかりと書いていただきたいと要求をい

たしまして、次に移ります。

介護支援ボランティア活動の推進について、市長も非常に今回ご理解をいただいたのかなあというふうに思っております。

9月5日の日本経済新聞に、日本福祉大学の研究チームが愛知県に住む65歳以上の高齢者約1万3,000人を4年間追跡調査した結果が出ておりました。

要介護状態になりにくい人の特徴として、社会参加をしており人の役に立つ社会的役割を持っている。1日の歩く時間が長い。男性の場合は、外出する頻度が高い。趣味を持っている。このように掲載してありました。

また、電通が行った敬老の日の意識調査で「欲しいのは物より会話であること」、これが16日に発表され、同社は「親世代は子世代が考える以上にコミュニケーションを求めている」と分析していました。これを裏づけるように介護予防ボランティアポイント制度を導入している先進地、薩摩川内市内では65歳以上の独居男性への調査の結果、1週間に1度も人と会話をしたことの多い人が多く、今回はこの高齢者に対する傾聴ボランティアにも介護予防ボランティアポイント制度を導入する。そのような方向であるようです。

この調査後、すぐに30人の方からぜひ傾聴ボランティアに来てほしいという男性の高齢者からのお申し出があったそうです。この元気な高齢者、長く元気でいていただくための介護予防の施策でございますので、要支援とか要介護にならない人はお医者さんにも行きません。医療費がかかりません。そして、介護の制度を使われませんので、介護のお金が出ていくということもございません。1石、2石、3石、そしてお元気であるということは幸福であるということです。

それから、薩摩川内市のほうでおっしゃっておられました、前期高齢者、65歳から75歳ぐらいまでの方はまだお元気な方がい

っぱいいらっしゃるので、本市でも行っている「いきいきサロン」一生懸命に取り組んでおられますけれども、そのスタッフ側のほうにもどんどん前期の高齢者を入れてあげて、今回薩摩川内市はお若い高齢者の方がスタッフになった人にはポイントをあげるというふうに考えておられるそうです。自分が参加者の側の人にはもちろんあげられないんですけども、私は高齢者を、自分も高齢者だけサポートしましょうという方にはそのようにされておられます。

そこで、今回はいい答弁をくださったのですが、団塊の世代が75歳に入る2025年に対応するために、本市では市長は何か施策をお考えでしたらお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

団塊の世代の方々が今後、前期高齢者、後期高齢者のほうに入っていく。これは大変大きく危惧しているところでございます。

今もご指摘ございましたとおり、元気な市民づくりということを1つのテーマに置きまして、みんなが元気でいかにして健康を守っていくのか。そういう展開をしていかなきゃならないというふうに思っております。

先般も敬老会といろいろとあちこちで回りますけど、いろいろと本当に元気で敬老会に来れる方は私は幸せな方だと。また、それにも来れない方、いろいろといらっしゃるというふうに認識しております。

特に、今回のこのボランティアポイントでございますけど、特に介護予防という1つの焦点をさせていただきまして、さっきもちょっと申し上げましたとおり、これは恐らく社会福祉協議会のほうがその素地といいますか、ボランティアの窓口になっておりますし、そういうことを含めて、特に施設ですね、特別養護老人ホームとか、グループホームとか、そういう施設に限られていかなければ、だれが認証するのか、そのポイントしたときにど

うするのか。ここあたりも難しい部分がございますので、できるところだけからそういうものを始めて、また広げるにはいろんな課題もございますので、今回はそういう介護予防の施設等におきまして十分社会福祉協議会と検討させていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

あと1分しか残っておりません。

○1番（黒田澄子さん）

市長もその気になっていただいたようでございます。

ぜひ、市の職員の方も、県内だけではなく全国的に先進地がございますので、ぜひ行って勉強していただき、私も一生懸命にそういうところに参りまして、まずできることはこれ、そして広げていっていることはこれ。そして問題点があればこういうことをどのように解消していっているのか。そういうこともたくさんの方がやっておられますので、検証をしていきたいと思えます。今後、職員をそのように研修に出していただけるでしょうか、お伺いして最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

あらゆるところで実施しておりますので、今さっきご指摘ございました薩摩川内市、そういうところとも情報交換をさせてもらっておりますので、できることからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですね。

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日に日程は全部終了しました。

9月30日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時11分散会

第 5 号 (9 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 71号 日置市下水道条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第 74号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 75号 平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 76号 平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 77号 平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 81号 平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 82号 平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 85号 平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第 78号 平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第 79号 平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第 83号 平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第 84号 平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13	議案第 80号 平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14	認定第 1号 平成21年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 2号 平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 3号 平成21年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 4号 平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 5号 平成21年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 19 認定第 6 号 平成 21 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 7 号 平成 21 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 8 号 平成 21 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 9 号 平成 21 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 10 号 平成 21 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 11 号 平成 21 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 12 号 平成 21 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 13 号 平成 21 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 14 号 平成 21 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 15 号 平成 21 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 16 号 平成 21 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 30 認定第 17 号 平成 21 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 31 請願第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書
(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第 32 発議第 4 号 日置市長専決処分事項の指定について
- 日程第 33 議案第 86 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 87 号 平成 22 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 35 意見書案第 9 号 教育予算確保に関する意見書
- 日程第 36 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 37 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 38 所管事務調査結果報告について
- 日程第 39 行政視察結果報告について

本会議（9月30日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	建設課長	久保啓昭君
上下水道課長	宇田和久君	教育総務課長	地頭所浩君
学校教育課長	肥田正和君	社会教育課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	福留正道君	代表監査委員	南一秀君

午前10時00分開議

△開 議

○事務局長（住吉伸一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。ご着席願います。

○議長（成田 浩君）

花木千鶴さんから、午前中の本会議の欠席の届け出がありました。報告申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

建設課長から、9月21日の花木千鶴さんの一般質問の説明について訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○建設課長（久保啓昭君）

花木議員の一般質問に関しまして、アスベスト事前調査の分析調査費につきまして、どこが支払うのかという質問に対しまして、「発注者側のほうの義務もあります」との答弁をいたしました。分析調査費用は解体業者が支払うものですので、訂正のほどお願いいたします。

△日程第1 議案第71号日置市下水道
条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第71号日置市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第71号日置市下水道条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る9月7日の本会議において、本委員会に付託され、9月9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました下水道条例の一部改正案の要旨は、下水道使用料の額を基本料金については、現行800円を200円増額し、一律1,000円の基本料金として算定を、従量料金については、現行と同じ累進料金制とし、1立方メートルから10立方メートルまでは、現行20円を25円増額し、一律45円に、11立方メートルから20立方メートルまでは、現行100円を5円増額し、一律105円に、21立方メートルからの各5段階については、それぞれ据え置きとする。

また、公衆浴場の使用料は、基本料金のみを現行800円に200円増額し、一律1,000円とし、従量料金については、据え置きとするための改定とあわせて、条文の整備を図るためのものであります。

改正案の提案理由は、昭和63年3月の供用開始以来、平成18年度までは、使用料の改定を一度も行わないで、下水道事業の整備を長期的展望に立ち計画的に進め、現在も事業許可の見直しを行いながら、現在の事業認可区域面積549ヘクタールに対し、整備率84.2%、普及率94.31%の状況になっております。

このように事業の推進はもちろんのこと、供用開始以来20年を超える施設の適切かつ、効率的な維持管理を図っていくためにも、また、下水道施設の区域外未利用者との負担の公平、いわゆる“使用者負担の原則”により、適正な負担区分による健全な下水道財政の確立を目指し、平成18年度の下水道審議会の中で、汚水処理に係る維持管理費のみならず、資本費についても、下水道使用料の対象とすることが妥当である。

しかしながら、資本費へ全額算入すると、著しく高額の使用料になるため、市民の負担を考慮し、段階的な料金改定をとということで、各4年ごとに3期に分けて、平成19年度より1期目（19年～22年）の値上げが行わ

れました。

しかし、資本費等については依然として、一般会計からの繰入金等に依存している状況であります。今回の第2段階目の料金改定は、維持管理費の今後の増加に備え、資本費40%～50%ほどの費用回収を目標に、年間3,000万円増を見込み、下水道審議会の答申を受けたところであるとの説明でありました。

次に、質疑の概要について申し上げます。

下水道審議会で処理原価を下げる方法があるのかとの質疑があるが、どう答弁したのか、また、経営状況や処理単価を示したのかとの質疑に対し、処理原価を下げる方法は、職員の削減しかないだろうということで、処理場の完全民営委託等を含めた検討を早急に行う必要があるだろうと答弁した。また、処理原価は約3,000円であると説明し、経営状況、処理場の委託をしている部分での契約内容の単価の問題、他の類似団体との使用料の比較等を示して説明したとの答弁でありました。

地方債元利償還金は公費負担を除いて、原則として使用者負担としたいとあるが、詳細な説明をとの質疑に対し、公費負担とは、40%交付税措置と、平準化債という無期債のことで、起債の元金の償還に充てられる。その両方の公費負担を除いても、起債償還分が5,000万円～6,000万円残るので、それに対して半分を償還金と見込んでいる。この状態であれば、平成27年度にはペイするとの答弁でありました。

最初から加入していた住民にとっては、事業区域が広がるにつれて、使用料が高くなってきている。経費を除いて剰余金が出れば、積立金として積み立てられないのか、一般会計に戻せば使用料の受益者負担がどんどん加算されるように考えられるがとの質疑に対し、総務省からの指導もあり、一般会計からの繰

り入れする経営から、脱却しなければ難しい。経營的にも余裕があるとみなされ、繰り上げ償還も認められないのではとの答弁でありました。

使用料の値上げ改定については、市民の反発も強いと思うので、市民に十分な説明をし、広報に努めるべきとの指摘に対し、今後半年間かけて、市報や下水道だよりで説明を尽くし、自治会の要望があればいつでも、説明に向く予定であるとの答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がございましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第71号日置市下水道条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第71号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可いたします。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第71号日置市下水道条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例の改定によって、23年4月から下水道使用料の額が値上げになります。市の収入が3,000万円ほどふえるとの説明でございました。私は、市民の負担がふえるということに反対せざるを得ません。

今市民は、収入のふえない中、いろいろな物価が上がり、切り詰めた暮らしをしています。公共料金の値上げはたとえわずかの値上

げでも、市民にとっては家計に響きます。今でも負担が重いという声もございます。市民の立場に立って考えると、私は賛成するわけにいかないということを再度申し上げ、非常に簡単ですが以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、出水賢太郎君の賛成討論の発言を許可します。

○4番（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第71号について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の下水道料金改定については、2つの理由が挙げられます。まず、1番目は、平成16年1月に開催されました総務省の全国都道府県財政課長及び市町村担当課長の合同会議におきまして、「下水道事業における使用料の適正化に向けて」という国からの指導があった点であります。

その背景となっている問題点は、次のとおりです。1、今の厳しい財政状況などを踏まえ、一般会計からの繰り出しを前提とした経営から、使用料収入による汚水処理原価の回収を基本とする経営に転換する必要がある。2、公共用水域、いわゆる河川の水質保全など環境保全に対する要請が高まっている現状から、下水処理の重要性に対する認識が高まっており、そういった観点から、使用料の引き上げについて一定の理解を得るように努める。3、使用料収入だけではなく、租税収入を財源とする一般会計からの繰り出しにより、汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることにより、その便益を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じる。

こういった問題点を是正するために、国から具体的な使用料の適正化の方策として、現行の使用料水準では、汚水処理原価が回収できない事業にあっては、20トンのあたりで

月額3,000円の水準に引き上げることが望ましいということで、国から指導がありました。今回の料金改定は、そのような国からの指導によるものであります。

また、下水道の資本費が、国の水準より低い自治体にあっては、下水道に係る地方債の繰り上げ償還も制限がかかるなど、我々地方自治体の考えだけではどうにもならないという点は、その背景にあります。

2番目の理由ですが、供用開始後22年経過いたしました終末処理場の維持管理の推進という観点であります。今後、終末処理場では、年次的に耐震化の工事、また、脱水ケーキホッパーの取りかえ工事などが予定されており、施設の長寿命化の取り組みが図られております。中長期的な安定した運営をできるようにするためには、一般会計からの繰り入れから脱却し、健全な下水道財政運営を行うことが不可欠であります。

最後に、今後市民の皆さんへのお知らせを十分に行い、料金改定への理解、また、公共下水道事業への理解を深めていく努力を当局に望みまして、議案第71号を認めることについて賛成するものであります。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）は、去る9月7日の本会議におきまして、本委員会にかかわる分を付託され、9月8日、9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、さらに一部の現地調査も実施し、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

ご承知のように、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億294万2,000円を追加し、総額をそれぞれ228億1,598万5,000円にするものでありますが、詳細な部分は割愛をし、その概要について申し上げます。

まず、歳入の主なものは減収補てんの特例交付金の増減と、子ども手当及び児童手当の増で、それぞれの交付額決定に伴い、「地方特例交付金」487万5,000円が増額計上であります。

「地方交付税」も、決定交付額87億5,860万5,000円のうち、今後の留保財源6億7,800万円ほどを残し、1億8,654万1,000円の増額計上。

なお、今回も地方再生対策費による、地域づくり推進基金への積み立てを1億6,200万円予定しているとの説明。

「国庫支出金」は、新たな難視聴地域の共聴施設等の事業費変更に伴い、補助金1,186万7,000円の増額計上。

「県支出金」では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の、住民税申告書電子化の翌年度繰りかえと、林道等環境整備事業費の減、観光情報等発信事業費の増で、差し引き補助金1,002万8,000円の減額計上であります。

「寄附金」は、一般寄附・指定寄附7件の合わせて263万3,000円の増。

「繰入金」は、まちづくり応援基金から100万円、地区振興計画の事業実施に伴う地域づくり推進基金から4,443万4,000円で、基金からの繰り入れが合計4,543万4,000円と、介護保険特別会計の前年度の清算額1,797万円を合わせて、6,340万4,000円の増額計上となります。

「繰越金」9,399万8,000円は、平成21年度決算の確定に伴うもので、繰越総額から基金積立額2億4,500万円を差し引き、さらに当初予算に繰り越し予定として計上した1億5,000万円の残額であります。

「市債」は、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、1億3,040万円の減額、湯之元第一地区の事業費3,800万円の減額及び市道整備事業債災害復旧事業債の増額を相殺し、1億3,010万円の減額計上となりました。

次に、歳出の主なものでは、運動会などでも気軽に「市民歌」を楽しんでもらうための吹奏楽の演奏と合唱で、CD1,000枚を作成する経費として183万円を予算計上。

「財産管理費」は、糸正花井商店への貸付財産の修繕費190万円と、日吉支所の風向風速計修繕費45万2,000円、3筆の南鉄跡地を土地開発基金から買い戻し、2つの公

民館の課題解決のため農道・市道として利用するための土地購入費162万3,000円。

一般寄附金と指定寄附金263万4,000円はそのまま、まちづくり応援基金に積み立てます。

「企画費」の1,528万6,000円は、「新たな難視聴地域7カ所」の事業費変更に伴う増額補正、「情報管理費」50万円は携帯電話エリア整備事業事務と、電算システムの更新作業に伴う職員の時間外勤務手当の増額であります。

次に、「地域づくり推進費」は、基金による、388件の課題解決のための、総額1億4,625万円のうちの、4,477万4,000円であります。

地区及び自治会ごとの、内容は各位の資料にお示しのとおりでございます。

特に「備品購入費」の高山地区巡回バス補助金260万円の減額は、新車から140万円の中古車に切りかえたことによるもの、永吉地区の180万円減額は、芝刈り機購入取りやめによるものであります。

「工事請負費」のうち、扇尾地区は、集落内の有線放送施設の老朽化により、地域コミュニティ無線放送システムの整備を行い、防災無線の受信状況の改善まで図るものであります。同じく妙円寺地区も、防災無線の難聴地域解消のために新たに防災無線のアンテナを増設するものであります。

「税務総務費」の減は、病気で職員一人が3カ月間休職したため。「賦課徴収費」の賃金201万6,000円は、法務局からの地積情報確認のため、20万8,000筆のうち、残り15万2,000筆の台帳との確認作業にかかるものであります。

同じく委託料670万円の減額は、県の緊急雇用創出事業で予定をしていた住民税申告電子化業務を来年度からの本市電算システムの更新にあわせ、次年度整備に変更するため

のものであります。

「観光費」の委託料250万円は、県の緊急雇用創出事業を活用しての本市観光情報の発信業務を観光協会へ委託し、新幹線開業などもにらみ、ホームページを立ち上げようとするものであります。

「観光施設管理費」の工事請負費1,600万円は、美山陶遊館の屋根がわらの老朽化により、雨漏りがひどく、箇所の特定制ができず、電気系統への漏水で火災も心配され、さらにその重量により壁にクラック、柱にねじれなどが生じるなど、緊急性も危険度も高いために計上されたものであります。

なお、現地調査を実施し、予定される工法、原材料についても確認をいたしました。屋根材は、ガルバリウム鋼板を予定し約800万円、壁・漏水補修などに約300万円、仮設工事等に約100万円、その他管理費・消費税などに約400万円と見積もっております。

「常備消防費」では、住宅用火災報知器の設置が、来年6月1日から義務化されることから、設置の周知と扱い方などについて、最終の啓発を図るためのチラシ代と、来年5月に5年に一度の消防本部の無線局の再免許申請に備えて機器の点検作業など、期限内の整備・調整をするものであります。

「災害対策費」の職員手当100万円の増額は、梅雨時期からの長雨等での避難所開設並びに大雨警戒、災害調査などの増加によるものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、財政管財課では、池田中学校跡地の糸正花井商店は、いつごろから創業し、家賃、雇用人数は、また今後の廃校跡地の活用をどう考えるかとの問いに、平成15年に吹上町の誘致で、平成30年までの期限で貸し付け創業中。家賃は月額5万円、雇用は常時3～4名で繁忙期は5～6人。補助金などの解決がつけば、今後も積極的に同様の財産貸し出

しを進めたいとの答弁。南鉄跡地の買入れ単価は幾らかとの問いに、2筆が坪単価800円、1筆が200円との答弁。

「企画課」関係では、デジタル化について市民の中には内容を知らない人もいるが、今後どのようにして周知していくのかとの問いに、テレビのテロップでも広報しているが、まだ他人ごとのように思っている人もある。そのような情報もあり、各課連携をして十分周知徹底をしていくとの答弁。

地域づくり推進事業での水道メーターの設置は適当かとの問いに、該当地は水道未普及地であり、補助金の対象地区でもなく、地区民の要望が最も高かったためとの答弁。ハード事業が多いが、地域づくりのソフト事業にも活用すべきではないかとの問いに、ほとんどの地区で実施された夏祭りは、地区民総参加の取り組みで、一体感の醸成にも役立ちソフトの一部であるとも理解しているとの答弁。

これまで防犯灯の設置補助などをしてきた地域の防犯組合と重複する場合はないかとの問いに、防犯組合は現在、不足する街路灯の設置や、防犯告知の看板設置などの業務を行っているとの答弁。

「商工観光課」関係では、陶遊館は白アリ被害もあるのではないかと、今回の工事での対応はどうかとの問いに、白アリ防除工事は昨年度に終了しており、雨漏りと直接の因果関係はないと思われるとの答弁。

観光ポスターはどのようなイメージを持ち作成するのかとの問いに、来年の新幹線開業を控え、本市へのアクセス、本市に何があり、どのようなことができるか等、観光客を誘導できるような内容を想定しているとの答弁。

「税務課」関係では、職員の休職の原因は何か、その他の職員への負担はないか、また、職員数が減る現状で、職員全体の健康保持に今後どう努めるのかとの問いに、うつ病との診断で治療を受けたが、間もなく復職できる

し、現在は残りの職員で協力し合っている。今後に向けては、職員数も減ることから保健師や産業医の協力で、職員アンケートなどもとりながら、健康状態をチェックしていきたいとの答弁。

そのほか、多数の質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、本委員会所管にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっております議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）について、本委員会に分割付託された部分についての、委員会審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました。それを受け、9月8日、9日の両日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと、委員会を開会し、提案理由について担当部長、課長当の説明を受けた後、質疑を行い、審査をいたしました。

まず、市民福祉部所管に関する補正内容について申し上げます。

提案された補正額は、8,393万円を追加し、予算の総額を90億1,498万1,000円とするものであります。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と、主な質疑応答について申し上げます。

初めに、市民生活課から申し上げます。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費の増額補正は、産休職員に対し、第2子の出産に伴う産前・産後期間に支払う人件費の増額と、

産休代替臨時筆耕雇用に伴う賃金が主なものである。

また、4款2項2目、塵芥処理費の中の工事請負費4,830万9,000円の増額補正は、クリーン・リサイクルセンター内の施設補修工事費であるとの説明でありました。

主な質疑につきましては、クリーン・リサイクルセンター施設補修工事費の増額補正は多額であるが、なぜ、今の時期の計上なのか、また、保全計画との整合性はどうかの質疑に対し、当初、保全計画に基づき、2億1,000万円の予算要求をしたが、1億5,000万円の予算となった。したがって、当初予算で計上した工事費の執行残の範囲で、今回残っている補修工事費を増額補正させていただいた。また、今年度終わらなかった工事分については、来年度に繰り越していく。今後についても、予算や保全計画、また補修が必要な緊急度等も考慮しながら、効率的な補修に取り組んでいくとの答弁でありました。

次に、福祉課につきましては、老人福祉費及び健康交流施設費の中の備品購入費は、老人福祉センターやゆすいんにAEDを購入し設置するものである。また、児童福祉総務費に関する増額補正の主なものは、子育て創生事業に係る「子育て支援マップ」、里帰りして出産する方などへ、チャイルドシートの貸し出し支援をするためのチャイルドシート6台の購入費、そのほか、公立・私立保育所等21の施設へAEDを設置するための購入費である。

なお、この子育て支援事業に係る予算は、県の安心こども基金事業からの100%の補助であるとの説明でありました。

児童措置費の増額補正の主なものは、児童扶養手当支給対象者増に伴うもので、児童福祉施設費の修繕料は永吉保育所の屋根防水補修である。

また、生活保護総務費の増額補正は「生活保護レセプト電算化」に伴うもので、この財源は、国の「生活保護に係る業務効率化事業」による100%補助であるとの説明でありました。

質疑につきましては、どういった理由で子育て創生事業の中からこの事業を選択したのか、県のメニュー事業の中にあつたのかの質疑に対し、特別、メニューはないが、「すべての子供への支援という目的」でこの事業を取り入れたとの答弁。

里帰り出産者へのチャイルドシートの貸出期間と、その周知方法は、また市民への貸し出し制度はどうかの質疑に対し、貸出期間については1カ月ぐらいを考えている。周知方法については、広報等で呼びかけていく。また一般市民への貸し出しについては、現在、交通安全協会のほうで貸し出しており、昨年度で89件の実績がある。しかし、会員でないと借りられない制約等があるため、必要な方については「里帰り出産で利用される方と同様に貸し出していきたい」と考えられるとの答弁。

生活保護レセプト電算化を導入する理由と、導入するメリットについて何うの質疑に対し、導入については、今後、国のIT戦略の中で、今後は国全体でレセプトの電子データによるやりとりになる。またメリットについては、ペーパーレスにより、保存場所等の必要がなくなる。また、レセプトの分析がやりやすくなるなどのメリットがある。

生活保護に関する情報管理は特に重要であるが、その辺についてはどう考えているのかの質疑に対し、現在実施している介護保険や国保事業の情報管理と同じで、情報は厳重に管理されていると認識しているとの答弁。

次に、健康保険課について申し上げます。

保健指導費の中の、子育て支援事業費に係る増額補正は、福祉課でも予算が計上されて

おりましたが、県の安心こども基金事業の中の、子育て創生事業に係る消耗品費及び備品購入費であります。

中身につきましては、「沐浴人形や妊娠シミュレーター・妊婦体験用モデル・胎児モデルセット」等の購入費で、これらの備品は「妊婦教室」や「いのちふれあい教室」等で幅広く活用していくとの説明でした。

質疑につきまして、「いのちふれあい教室」の実績とその評価はの質疑に対し、昨年度は、新型インフルエンザの影響で開催できなかったが、平成20年度の実績は、「中学生は2年生が対象で、14回577名の参加、小学生は5・6年生が対象で4回実施し109名の参加となっている。評価については、すべての教室でアンケートをとるようにしているが、男子生徒などさまざまな感想が寄せられている。

胎児モデルセットについてどういった活用をしていくのかの質疑に対し、お腹の中の胎児が、月齢に応じてどう発達していくか、その様子を立体的に説明できるので、理解が得やすいと考えている」との答弁。

次に、介護保険課については、職員の扶養数変更による人件費の増額と、介護給付費の見込み増に伴い、市の負担分12.5%の金額に対し181万3,000円を介護保険特別会計へ繰り出すものであるとの説明でありました。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

提案された補正額は、1,560万1,000円を追加し、予算の総額を23億6,818万7,000円とするものであります。

初めに、教育総務課・学校教育課から申し上げます。

事務局費の旅費の増額は、学校教育課指導主事2名の屋久島町宮之浦と始良市加治木町

からの赴任旅費で、県の旅費規定に基づいた計算である。

また、備品購入費の35万1,000円の増額は、教育専門員・アドバイザーが使用しているパソコンの買いかえで、老朽化し不具合が生じているためである。

小学校費の施設維持修繕料144万2,000円の総額は、日置小の職員トイレの改修と和田・花田小の天窓落下防止用網設置のための費用で、花田小で5カ所、和田小で2カ所となっている。なお、「本市内における天窓に関する落下防止用網の設置は今回ですべて終了する」との説明でありました。

また、小中学校費の教育振興費に係る備品購入費の増額は、日吉町出身の本田氏からの指摘寄附によるもので、100万円を「日吉地域内5小学校と中学校及び幼稚園の図書購入費や中学校の部活動に係る経費である」との説明でした。

次に、社会教育課について申し上げます。

公民館費の需用費の増額補正の主なものは、吹上中央公民館の冷房設備機器修繕費でファンコイル詰まりによる修繕である。また、備品購入費252万2,000円は、13の地区館にAEDを設置するための購入費用であるとの説明でありました。

また、文化財費の補助及び交付金の150万円の増額補正は、市の有形指定文化財である「阿弥陀如来像三体」の修復に関する補助金交付金申請が所有者より提出されたため、日置市指定文化財保護事業補助金交付要綱にある補助率の2分の1の150万円を上限とする要綱に基づき予算計上したとの説明。

体育施設費の需用費の増額補正は、伊集院総合運動公園外周園路補修費・こけけドームの12カ所あるオーバードアが塩害により滑りが悪くなったための補修費、吹上浜公園体育館屋上の防水補修費及び軒天補修費、同じく吹上浜公園相撲場土俵整備と新しく俵を取

りかえるための経費であるとの説明。

工事請負費の110万2,000円については、伊集院武道館2階の床補修費であるとの説明でありました。

質疑につきまして、指定文化財に関する修復費補助について、今回どういった経緯で修復することになったのかの質疑に対し、当初、所有者が個人で修復しようとして修復の専門家や文化財保護審議員に相談したところ、多くの町で修復に関する補助金制度があるのではとのことで調査したところ、本市においても補助金交付要綱があることを知り、修復費の補助申請がなされたとの答弁。

「阿弥陀如来像三体」の修復費に係る内訳はの質疑に対し、賃金が162万円、原材料費49万円、設計料6万5,100円、運搬費54万円、出張費32万8,800円、諸経費36万5,100円、消費税17万450円であるとの答弁。

「有形の指定文化財に関する管理条例」はどうなっているのかの質疑に対し、国・県・市いずれも管理については「文化財保護法と文化財保護条例によって管理されている」との答弁。

早い段階で修復すれば経費も少なく修復度も高いが、修復基準や工事費の基準等はどうかになっているのか。また工事見積もりは1社だけになるのかの質疑に対し、修復については、自己負担もあるので、所有者からの申し入れになる。

また、修復費については、対象が文化財であるだけに一般の工事費とは同じようにはいかない。したがって、1社での見積もりになる。輸送については、文化財輸送を専門とする輸送費が基準となっているようである。また修復事業者については専門家の中では信頼性は高いとの話を聞いているとの答弁でした。

以上が、本委員会に分割付託された部分の審査の経過であります。

委員会では、審査終了後、討論採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第74号の文教厚生常任委員会に分割付託された部分につきましては、全委員一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして、本委員会所管にかかわる補正予算を分割付託され、9月9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑・討論・採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は、2,248万8,000円増額し、総額を9億8,692万5,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、農地災害復旧費分担金、県単補助治山事業費分担金、県補助金、災害復旧費県補助金、市債、災害復旧債の増額補正、そして、事業廃止による農地有効利用支援整備事業費補助金の減額補正であります。

次に、歳出の主たるものは、農業振興費として、農業振興育成事業、共生・協働の村づくり支援事業の事業採択等による負担金、交付金、県支出金精算に伴う増額補正であります。

畜産事業費としては、口蹄疫の影響による共進会等の各種事業中止に伴う減額補正であ

ります。

農地費としては、農道等の施設整備事業等の事業申請及び災害による農道等の整備のための委託料及び重機借り上げ料、原材料の増額補正、そして、国の事業仕分けによる事業が廃止となった農地有効利用支援整備事業並びに県土地改良事業団体連合会への負担金の減額補正であります。

林業費としては、県単補助治山事業、林道整備事業費等の事業採択見込みと有線柱の移転のための委託料、工事請負費、負担金及び補助金の増額補正であります。

災害復旧費として、農地・農業用施設災害復旧費は豪雨による災害発生のための工事請負費の増額補正であります。

次に、建設課の土木費にかかわる予算は、3,379万6,000円を増額し、総額27億3,799万7,000円にしようとするものであります。歳入の主たるものは、特殊地下壕対策事業費に対する国庫補助金、県補助金、土地区画整理事業公共施設管理者としての県負担金の増額補正であります。歳出の主たるものは、道路橋梁費としては道路維持費、道路新設改良費の増額補正、河川総務費として県単砂防事業の事業費増による負担金の増額補正、都市計画総務費としては公共下水道事業特別会計への繰入金の減額補正、土地区画整理費、公園費、特殊地下壕対策事業費、住宅管理費、公共土木施設災害普及費の増額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

農業委員会については、委託料が計上されている農地制度実施円滑化事業について具体的な説明をとの質疑に対し、昨年改正農地法等の施行に伴って農地の権利異動規制の見直しが行われる一方、農地の適正利用を担保するための措置が法制度に位置づけられた。これまでの入り口規制、許認可に加え、出口規制として事後監視まで重点を置いて対応する

ことが求められている。例えば、遊休農地に対する措置として、年1回の農地利用状況調査、それを踏まえ、遊休農地の所有者に対する指導が義務づけられた。そのため、これまでの農家単位の農機具、施設、経営農地、貸し付け地の保有状況を管理する属人台帳から、区域内すべての農地の利用状況を管理する属地台帳に変更することになり、電算システムを改修し、法令事務を速やかに執行するための必要な資料を準備すべき事業であるとの答弁でありました。

次に、農林水産課関係については、戸別所得補償制度によって米の作付面積は前年度と比べたときどうか、主食用米は増加したのかとの質疑に対し、米の作付面積は県から市に1,013ヘクタールの割り当てがあった。早期、普通期、主食用米、加工米をすべて入れて1,104ヘクタール作付された。91ヘクタールふえているが、増加したのは米麴用米である。前年度は米粉用米が10ヘクタール、麴用米は26ヘクタール程度であったが、今年度は米麴用米を含む加工用米は112ヘクタールで、主食用米は約991ヘクタールで、ふえていないとの答弁でありました。

口蹄疫の影響について、本市の子牛競り市では値段が下がっていたが、都城の競り市は1割ぐらい値段が上がったとの報道があった。理由をどう考えているかとの質疑に対し、本市の競り市は鹿児島本土で一番初めに行われたので、購買者が様子見をしているようであった。また、購買者が大勢集まる大きな市場ではなく、今回は肥育適齢期を過ぎた牛であったので、適正価格にならなかったのではと考えているとの答弁でありました。

中山間地域直接支払い交付金の返納であるが、今の時期までどうしてわからず今回の返納に至ったのかとの質疑に対し、伊集院地域の鳥ノ巣地域においては、平成13年度から

平成16年度までの4年間、農振農用地以外の農地2,427平方メートル分を事業面積に取り込んでいた。東市来の芝居段地区は、県道買い取りにより水田面積が減少していたにもかかわらず、買収以前の面積で計算をしていた。ゆえに、平成20年度と21年度の2年間分を返納することになった。申請地のチェックが漏れていた。これまで国費・県費は県で基金をつくっており、そこに返納していたが、この基金が廃止されることにより、調整が必要なところは平成22年度中に返納するよう指導があり、今回の返納になったとの答弁でありました。

次に、建設課の土木費関係について、特殊地下壕であるが、伊集院地域は4カ所で35万円計上、日吉地域分は1カ所で260万円計上されているが、何か特殊な理由があるのかとの質疑に対し、国の補助事業対象は200万円以上の工事に対して、200万円以下の工事は県補助対象の事業である。県の事業は、壕口の封鎖が主なものである。日吉地域の地下壕は陥没していて、すべてを埋め戻す形で概算70立方メートルほどの発泡モルタルで埋め戻す工事である。この事業は2年間延びて、平成23年度までとなったので、残されているものを再調査して、土地の所有者の了解を得ながら事業を実施していきたいとの答弁でありました。

公営住宅の老朽化に伴う補修であるが、その中にシロアリ駆除があるが、シロアリの対応は、申請があったときに部分的に対策を講じているのか。公営住宅へのシロアリ調査を全体的にしていくのかとの質疑に対し、今回は集中的に発生し、要望があったので駆除するが、古い住宅にはシロアリの発生があるので調査を検討していきたいとの答弁でありました。

前回、専決処分を含め災害対策費を計上してきたが、今回の災害規模の計上、小災害対

策はどうかとの質疑に対し、補助災害は即決していただいた。補助にならない部分は維持修繕料で対応した。小災害の件数は道路が64件、河川が17件、合計81件で、施設維持修繕料で対応した。維持修繕料で対応できない部分を今回計上しているとの答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号平成22年度日置市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第74号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第75号平成22年度
日置市国民健康保険特別会
計補正予算（第2号）

△日程第4 議案第76号平成22年度
日置市老人保健医療特別会
計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第77号平成22年度
日置市特別養護老人ホーム
事業特別会計補正予算（第
2号）

△日程第6 議案第81号平成22年度
日置市温泉給湯事業特別会
計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第82号平成22年度
日置市公衆浴場事業特別会
計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第85号平成22年度
日置市介護保険特別会計補
正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第75号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第8、議案第85号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題といたします。

6件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました議案第75号、76号、77号、81号、82号、85号について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これらの議案は、去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それ

を受け、9月8日、9日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか関係する課長、園長等の出席を求め審査いたしました。

初めに、議案第75号平成22年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）からご報告申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出それぞれ5,137万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を67億5,760万7,000円とするものであります。

歳出の内訳につきましては、平成22年度の介護納付金や老人保健拠出金の納付金等の決定による減額が主なもので、また歳入の増額補正については、国庫支出金の中の療養給付費等負担金3億9,322万円の減額は、本年5月18日付で交付決定がなされたこと等によるものである。

4款1項1目の療養給付費交付金の1億1,224万3,000円の増額は、退職者にかかわる分の交付額が決定したことによるものである。

5款1項1目の前期高齢者交付金の2億3,019万1,000円の増額は、65歳以上75歳未満の療養給付費等に要する費用で、国が負担する額が決定したことによるものである。

9款1項1目の保険給付準備基金繰入金7,719万2,000円の増額は、財政調整に伴う基金からの繰り入れである。

なお、繰り入れ後の基金残高は6,625万円となる。

10款1項2目のその他繰入金の8,110万8,000円の減額は、平成21年度会計の繰り越し額が2億1,889万2,469円に確定したことに伴い、当初で計上していた3億円との差額を減額するものであるとの説明でありました。

次に、主な質疑につきまして申し上げます。

予算に関する交付額決定までの流れとその時期、また決定後の予算計上の流れについて伺うとの質疑に対し、当初予算では一昨年、昨年度の実績等を考慮し予算計上する。その後、4月ごろ、国、県補助金等についての交付申請を行い、5月ごろ交付決定がなされる。その後、翌年2月ごろ変更交付申請に基づく交付決定がなされ、6月ごろ実績報告を行うことになるとの答弁でありました。

質疑を終え討論に入りましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第75号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号平成22年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を214万8,000円とするものであります。

内訳につきましては、歳出で諸支出金の中の償還金に当初1,000円を計上していたものに28万8,000円を追加するもので、その財源は一般会計からの繰り入れによるものであるとの説明でありました。

質疑もなく、討論に入りましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第76号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第77号平成22年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出それぞれ2,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,961万円とするものであります。

補正の内訳につきましては、歳入の施設介護給付費収入の13万9,000円の増額は、施設利用料の滞納があり、滞納繰越分として計上していたが、現在、身元引受人より納付がなされ、完納となっている。また、繰越金

2,783万3,000円の増額は、繰り越し額の決定に伴うものである。

なお、最終的な繰り越し額は3,283万3,000円となる。また、歳入で受けた2,797万2,000円は、歳出で基金積み立てへ積み立てるものであるとの説明でありました。

質疑につきましては、入所者の年金の取り扱いの状況はの質疑に、80人の入所者に対して施設側で年金の預金通帳を預かっているのは55名である。残りの25名の方については家族で管理されているとの答弁でありました。

現在の基金残高は幾らになっているのかの質疑に対し、平成21年度末で1億1,882万2,589円であるとの答弁でありました。

質疑を終了し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第77号につきましては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号平成22年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を677万1,000円とするものであります。

内訳につきましては、繰越金189万3,000円の増額は、平成21年度会計分の繰り越し額が決定したことに伴い、その分を歳出で基金に積み立てるための補正であるとの説明でした。

質疑もなく、討論に入りましたところ討論もなく、採決の結果、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号平成22年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出

それぞれ253万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を367万7,000円とするものであります。

内訳につきましては、歳入の繰越金231万円の増額は、平成21年度会計分の繰り越し額が決定したことによるもので、また雑入の指定管理者納入金滞納繰越分22万5,000円は平成21年度指定管理者が納付すべき70日分の金額を今回補正で計上した。歳入で受けたこれらの額は、歳出の基金積み立てと予備費に振り分けるとの説明でありました。

質疑につきましては、滞納額の納付見込みについてはどういった状況かの質問に対し、今後、管財人と正式に協議することになるが、今の状況ではほかにも債権があり、公租公課分が優先することから、納付される見込みは極めて低いとの答弁でした。

質疑を終え、討論に入りましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第85号平成22年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算の概要につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,770万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億3,557万1,000円とするものであります。

内訳につきましては、歳入の主なものから申し上げますと、国からの介護給付費負担金現年度分の290万円、同じく国からの調整交付金116万円の増額は、平成20年度4月から導入された高額医療・高額介護合算療養費制度による介護給付費の見込み増による増額補正である。また、4款の支払い基金交付金の介護給付費負担金現・過年度分合わせて737万7,000円の増額は、高額医療合算介護サービス費の見込み増と、平成21年度介護給付費の精算に伴う追加交付分

である。また、この財源は第2号被保険者分の保険料である。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の7,875万円の増額は、介護保険事業計画第5期分で予定されていた施設整備等に関する分で、今回、3事業所分が追加内示されたことによる県からの交付金である。繰入金427万7,000円の増額は、高額医療合算介護サービス費の見込み増に伴う市負担等を一般会計及び介護給付費準備基金から繰り入れるものである。また、繰越金5,720万1,000円の増額の中身は、介護給付費、介護予防事業、包括的支援員事業等の前年度からの繰り越し分であるとの説明でありました。

また、歳出の内訳は、償還金2,746万4,000円は、前年度精算に伴う支払い基金交付金精算返納金、国、県支出金精算返納金である。他会計繰出金1,797万1,000円の増額補正は、前年度精算に伴う一般会計繰出金であるとの説明でありました。

質疑について申し上げます。第5期の介護保険事業で計画していた施設整備が追加内示分も含め多く整備される計画であるが、これに伴う介護保険事業の運営と介護保険料は今後どう推移していくことが予想されるのかの質疑に対し、具体的な金額までははっきりしないが、施設整備に加え、さらなる高齢化等を考慮すれば、安定した事業運営を進めていくためには幾らかの保険料値上げになるのではと考えているとの答弁。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第85号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、6議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第75号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第11 議案第83号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第9、議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号平成

22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）、議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、9月9日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額を7万1,000円減額し、6億79万7,000円にしようとするものであります。歳入は、繰越金確定による歳入財源の調整であります。歳出は、職員の給料減額及び子ども手当、共済費の増額に伴う人件費にかかわる増減により7万1,000円の減額補正であります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論にしましたが討論はなく、採決の結果、議案第78号平成22年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額を74万8,000円増額し、3,582万3,000円にしようとするものであります。歳入は、繰越金確定による財源の調整であります。歳出は、供用開始後12年間経過した処理場の2基ある電動ボールバブルの取りかえ修繕が発生したことによる増額補正であります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論にしましたが討論はなく、

採決の結果、議案第79号平成22年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおり52万3,000円であります。歳入において前年度繰越金確定により一般会計繰入金との組み替えであります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論にしましたが討論はなく、採決の結果、議案第83号平成22年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおり408万8,000円であります。歳入において前年度繰越金確定により、一般会計繰入金との組み替えであります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論にしましたが討論はなく、議案第84号平成22年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第78号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第80号平成22年度
日置市国民宿舎事業特別会
計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第13、議案第80号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっています議案第80号平成22年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月8日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長などの出席を求め質疑、9月9日に討論・採決を行いましたので、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ79万6,000円を追加し、総額をそれぞれ2億5,037万円とし、内容は、平成21年

度の繰越金の確定により79万6,000円を、そのまま予備費に計上するものであります。

1件だけ、次のような質疑がありました。

借入金の償還もすべて終了しているはずだが、現在の基金の額は幾らか、そして、それを今後どのように活用していくのかとの問いに、21年度末で7,015万円の基金があるが、おふろの改修など小規模な営繕に活用し、将来の支出にも備えていきたいとの答弁。

このほか、質疑はなく、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 認定第1号平成21年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第15 認定第2号平成21年度

- 日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 1 6 認定第 3 号平成 2 1 年度
日置市老人保健医療特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 1 7 認定第 4 号平成 2 1 年度
日置市特別養護老人ホー
ム事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- △日程第 1 8 認定第 5 号平成 2 1 年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 1 9 認定第 6 号平成 2 1 年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 0 認定第 7 号平成 2 1 年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 2 1 認定第 8 号平成 2 1 年度
日置市国民保養センター
及び老人休養ホーム事業
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 2 認定第 9 号平成 2 1 年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 2 3 認定第 1 0 号平成 2 1 年
度日置市公衆浴場事業特
別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 2 4 認定第 1 1 号平成 2 1 年
度日置市飲料水供給施設
特別会計歳入歳出決算認

- 定について
- △日程第 2 5 認定第 1 2 号平成 2 1 年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- △日程第 2 6 認定第 1 3 号平成 2 1 年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて
- △日程第 2 7 認定第 1 4 号平成 2 1 年
度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について
- △日程第 2 8 認定第 1 5 号平成 2 1 年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につ
いて
- △日程第 2 9 認定第 1 6 号平成 2 1 年
度日置市立国民健康保険
病院事業会計決算認定に
ついて
- △日程第 3 0 認定第 1 7 号平成 2 1 年
度日置市水道事業会計決
算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第 1 4、認定第 1 号平成 2 1 年度日置
市一般会計歳入歳出決算認定についてから、
日程第 3 0、認定第 1 7 号平成 2 1 年度日置
市水道事業会計決算認定についてまでの
1 7 件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

まず、認定第 1 号について質疑はありませ
んか。

○1 4 番（田畑純二君）

私は、平成 2 1 年度歳入歳出決算認定につ
いて、全体的、総括的に市長に質疑いたしま
す。

私は、昨年まで過去 3 年間続けて、日置市
決算成果報告書の書き方について、ほぼ同じ

ような内容の質疑をしてきました。すなわち、決算に係る成果報告書という場合の成果とは、予算執行の単なる実績とデータではなくて、施策の実現を目指して措置された予算執行によってなし遂げた効果であると言われております。

しかしながら、本市の作成した歳入歳出に係る成果報告書を読みますと、ここにありません各決算書の項目ごとに詳しく何々しました、こうしましたという、まさに予算執行の単なる実績、データが、ほとんど述べられております。

そして、肝心の予算執行によって生じた、なし遂げた効果や、今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等については、ほとんど述べられておりません。これでは、各担当課の決算認定結果を今後予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立て行政執行に生かされるよう努力すべきであるという本来の意義をよく理解されているのか、疑問に思えてなりません。

そこで、市長は、この成果報告書の書き方をどう思われ、今後の作成方法と改善すべき担当者を指導していくつもりはないか、過去2回質疑いたしました。しかしながら、改善の跡はほとんど見られないままで経過し、昨年度の市長の答弁は、次のようなものであります。

すなわち、年2回、いろいろと企画調整会議をやっておりますが、皆さんにここで報告申し上げるには、やはりこの表現がいいんじゃないかという結論の中でさせていただいております。今後におきましても、やはりこのあり方の中で、もう少し表現を変えなきゃならない部分があった場合につきましては、今後また改善していかなくちゃならないというふうに思っております。

しかし、今度の平成21年度分は、従来の

「決算成果報告書」から、「決算書補足説明資料」というふうに題目は変わっていますが、中身は、これまでの成果報告書とほとんど変わっていません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

(1) なぜ、「決算成果報告書」から「決算書補足説明資料」に名前を変えたのか、具体的でわかりやすい理由、すなわち、1ページ目最初を平成20年度各会計ごとの決算成果について、次のとおり報告しますと今までありましたが、今年度、平成21年度分については、平成21年度各会計ごとの決算の内容について、次のとおり補足説明しますと書いたその理由。

(2) 地方自治法233条第5項、決算に関することですが、ここでは、次のように述べられております。普通地方公共団体の長は、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、すなわち、主要施策の成果説明書、その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならないというふうに規定してあります。

ですから、この地方自治法の規定に沿って、私は、来年の分からは、さきに述べました趣旨にも沿ったような従来の「決算成果報告書」という名目で提出すべきであると思いますが、市長どうでありましょうか。

(3) 昨年までの過去3回の答弁を踏まえて、今年度分にはどのような配慮をされたのか。

(4) 年2回の企画調整会議で、この件が十分審議されたのか。

(5) 市長は、この改善に真剣に取り組む気があるのか。

以上、5点について納得のいく、誠意あふれる、責任ある答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

今回、この決算書におきます補足説明資料

を添付もさせていただきました。今、議員がおっしゃいますとおり、この決算につきましては、地方自治法におきます233条の5におきまして、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類と、こういうものを議会のほうに付するというふうになっております。今、議員がおっしゃいますとおりですね、いろいろとそういう成果のことも必要であろうかというふうに感じておりますけど、今の中におきましては、私は、この様式の中で皆様方にお示しをするのが、一番ベターじゃないかなというふうに考えております。

また詳細については、それぞれ担当課長のほうに説明させます。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ご質問のありました決算書並びに成果報告に関しまして、ご説明申し上げます。

日置市の決算書におきましては、科目ごとの決算結果をですね、それぞれ作成をしてお示ししてございます。これは、いわゆる総合計画の実施計画に基づいて予算を編成いたしまして、その結果、こういう形で執行いたしましたということの内容になっております。

で、補足説明資料につきましては、従来「成果報告」という表現を使っておりましたけれども、必ずしも、その行政評価的なですね、成果というところのチェックまでできておりませんので、そういう意味で「成果報告」という表現が、ふさわしくないんじゃないかということから、今年度は「補足説明資料」とさせていただきます。

で、この決算成果に基づきまして、昨年と同じような質問の中で、市長が申しあげました企画調整会議並びに総合計画の実施計画策定の検討委員会がございしますが、その中では、この決算の結果に基づいてですね、成果を確認しながら、次年度以降の課題を整理して、次年度の予算編成に生かすというような全体的な流れになっております。そういった意味

合いで、今回の決算書並びに補足説明資料をご理解いただければというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

今の説明を聞いていますと、この地方自治法に定める本来の趣旨から外れています。正直に申しましてですね。補足説明資料は、その成果報告書に対する補足説明資料ちゅうことであって、その予算の執行によって成果がどういうふうにあられたかということを示すのが成果報告書、だから、その成果報告書を地方自治法は求めているわけです。

だから、本来の趣旨にちょっとそぐわないんじゃないかなと、地方自治法が定めている規定と実際に今日置市がやってる補足説明資料、それは、ちょっと趣旨が違うんじゃないかと、私はそう思われます。今の答弁を聞いてですね。

だから、今後はこの規定によって、成果報告書説明書という形で来年度からもう1回、そういう企画調整会議なりなんかでよく話し合っていて、そういうふうにするのがよりベターじゃないかと思います。

それで、ただ、それと、我々議員のほうには、その企画調整会議で審議される内容が全然伝わってこない。わからんわけです。だから、この決算認定をするに当たって、この資料、この資料に基づいて我々は決算認定するわけです。だから、この資料がですね、成果をあらわすと、ただこうしました、ああしました、こうしただけの、ただ事実を述べただけであれば、それを今度、次の機会に生かさない、生かされないと思う。

だから、よく考えていただいて、執行部のほうでも、来年度からもう1回、地方自治法のこの規定をよく読んでいただいて、この成果とは、なぜ決算の認定があるのかと、そういうことをもう1回このような趣旨に立ち返って、本来、地方自治法はなぜこういうこと

を要望しているのか、そこらをもう1回研究していただいて、来年度からは、それをちょっと変更といいますか、検討していただくように希望します。これに対する市長の答えはどうか、答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

今、課長のほうも答弁を申し上げましたとおり、この様式も、中で皆様方にはお示ししております。特に、予算と決算、この意味合いを含めて、それぞれにおきます決算につきましては、それぞれの成果といいますか、結果、ここあたりの分をやはりどれだけの執行があったのか、こういうものも大きな、重要視していかなきゃならないというふうに思っております。

議員がおっしゃいますとおり、いろいろとここに成果と言えば、1年です。2年です。一つのまとめ方が大変大きな苦慮とするということで、これは、単年度の中におきます決算でございますので、ここあたりは十分ご理解もしてほしいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

これは、別な点です。これに関連して、今度は、日置市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、意見審査というのが、監査委員がつくられたのが我々に配られております。このことについて、総括的、統括的ですから、決算認定に関することですから、私は、あえてこの場で市長に質疑いたします。

まず、監査委員お二方は、この作成の中身のこういう意見書ができ上がっておりますので、その作成に際しましては、いろいろとご苦労があったと非常に思って、まず、お疲れさまでしたと言いたいと思います。

それで、この意見書のですね、皆さんのお手元にあると思います、この意見書の最後の

部分の5「結び」、38ページから42ページにかけてあるんですけど、このことにつきまして5項目ほど、監査委員の要請及び要望事項というのがございます。

それで、これはもちろん、市長は既に読んでおられると思いますけども、これらに対する市長の意見、今後の取り扱い、取り組み方針、そこら辺を我々議員の前であえてこの場でお聞きしますので、よく答弁願います。

まず、38ページの中ほど、1番目ですけど、38ページの中ほどに、分析していくと、当年度決算における一般会計歳入決算に占める自主財源の割合は、24.34%、前年度に比較して、率にして、1.87%の低下である。地方自治体の仕組みでできる問題かもしれないが、財政基盤の脆弱体質は変わっていない。そこに自主財源を適切に確保することが、自治体財政にとって常に喫緊の課題であることも浮き彫りにされてくるというふうに述べられておりますので、この自主財源の確保を改めてどうするつもりか、この市長の考え方、まず1点。

それから、2番目に、39ページの真ん中辺にありますけど、その一方で公平な収納手続を怠ることは許されることではない。従来にも増して、担当課における地道な取り組みを続けられ、適切なデータをもとにしての特別滞納課との連携体制が構築されて、さらに思いやりのある行政、市民と血の通う行政、住民と協働できる行政と発展させていただきたい。これに対する考え方ですね。

3番目、41ページ、真ん中辺ですけど、これは、先ほどの9月22日の南日本新聞にも記事として取り上げてあるんですけども、前述したとおり、一部に事業の未執行が見受けられたことを真摯に受けとめ、なお一層、予算の執行状況をきめ細かに掌握し、先手の対策を講じ、安易な不用額が生ずることのないよう、適正に予算の管理を願うものである

と。

それで、それらに関して予算未執行の再発防止について、事の顛末は、しかる部署で審議中であり、具体的かつ詳細については省略することとするが、単なる不用額を論ずる以前の根本的な執行に対する認識、姿勢の問題とも言える。結果から波及する関係者への損害を含めた影響は小さくないはずである。これらのことをしっかり受けとめて、再発の防止について適切かつ万全の対策を講ぜられることを強く要望するものである。これが3番目ですね。

4番目が、41ページ、同じく下のほうに書いてありますように、健康づくりリフレッシュ等の住民ニーズ、スポーツ振興等における施設、役割等を慎重に検討し、総合的視点に基づく体育施設のあり方、維持管理に係る指針的なものの策定検討を要望するものである。その方針に従って、効果的施設の管理が図られ、住民利用が一層促進されていくことを願うものである。

最後、5番目、これは、昨年度も同じように書いてあったんですが、あえてまたお聞きします。なお、一層住民のニーズ把握とコスト意識を持って、日置市の発展と活力あるまちづくりに寄与され、また、信頼される行政運営維持のための適切な説明責任、透明性の保たれた業務執行の体制確立に向けて、今後特段の努力を切望する。

こういうふうにございますんで、この5点につきまして、市長はどう思って、今後の取り組み方をどう考えておられるか、あえてこの場でお聞きしますので答えてください。

○市長（宮路高光君）

この監査の意見書につきましては、先般、南監査委員と門松委員のほうから、特別に私どもの応接間のほうにお伺いしていただきまして、副市長、私、総務部長、個別にいろいろとご意見もいただきました。

特に「結び」ということで、いろいろと書いてございます。このことについては、大変、真摯に私どもも受けてやらなきゃならないというふうに思っております。特に、この滞納のことにつきましてご指摘ございまして、これ以外にも若干あるわけでございますけど、基本的に滞納整理課というのをつくったんですけど、基本的には原課できちっとやはり、課税といいますか、する方々が整理をしていく。これを基本にしてほしいという、そういうご指摘もいただき、また、このことにつきましては、部課長会におきまして、また私どもの方から、職員の指導もさせてもらっております。

特に、今回のこの決算につきまして、予算の未執行ということにおきまして、大変皆様方にもご迷惑をかけておりますし、また、市民の皆様方にもご迷惑をかけたこと、大変心からおわび申し上げたいと思っております。

このことにつきましては、皆様方の決算委員会等が終わり次第におきまして、それなりの私ども執行部おきます再発防止を含めた中で、あとは、また議会の皆様方に、このことについては、ご報告申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

15番、2つほど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

総論的に申し上げまして、一応決算の財政計画におきましては、本市の財政計画におきまして、200億円を目指して、1年に10億円ぐらいずつ、少ない形にしていこうという目的があったと思います。

20年度は、歳出に関して申し上げますと、226億円、今年度はいろいろな国の交付税の関係、それから、それに伴ってまたいろいろ

ろな事業がたくさんありまして、それを利用してよかったというふうに思っているわけではございますけれども、その計画を一応立てておりました。その計画との整合性というものを今回はこれでいいんだというふうに思って、235億円ですね、ちょっと上がってしまったわけですが、それはそれはこれはこれというふうに、今年度は考えてなさるのかどうかということ、1つお尋ねしたいと思います。

それから、法人税について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この補足説明資料の28ページ一番下のほうにおきまして、法人市民税では、2億4,821万7,300円を収入し、前年度対比、これでやはり7,184万円、その減収であったと、これは大変、今この経済の情勢が大変厳しい中におきまして、私どもも周りのいろいろな事業所とか、一般の民間の方々の状況から、いろいろなことを言われて、厳しい状況だというふうに感じているところで、これが、その結果だというふうに思っております。

その中の内訳として、ちょっとお尋ねしたいのですが、この減収になったというの内訳が、実際にその事業所などが収入が減って減収になったということ、そういう事業所ですね、それからまた、税会計におきましては、益金から損金を引いたときに、これかマイナスになったときには、税金はもう払わないでいいという、欠損法人というような形もあるのじゃないかと思うんですが、そういうふうな事業所、それからまた、その欠損法人っていう形が、その単年度だけじゃなくて、7年間まではそれが繰り返していけるよという税制の会計があるみたいですが、そういうふうなその3つに、私がこうして素人、余りよくないんですが、素人で見るときに分類されているんじゃないかなと思う

わけですが、その分類をしていられるのかどうか、そして、それによって見えるこの日置市の事業所とか、民間の経済状況はどうかということまで分析していられたいと思います。以上です。

○市長（宮路高光君）

21年度の決算は、235億円ということで、今ご指摘ございましたように、私どもは、アクションプランを含めた財政計画の中に、約200億円程度を目標にそれぞれやっていくんだということで、皆様方にもご説明申し上げました。

この中で、特に21年度におきましても、国の補正予算、また、子ども手当、こういういろんな要因がありまして、いろんなことも出てまいりまして、このように決算におきましても実質膨れ上がっております。基本的に、この200億円という形の中におきましては、この自主財源といいますか、こういうものも大きく左右するといいますか、国、県のそういう補助金とか、そういう交付金とか、こういうものがいろいろと出てくる場合におきましては、予算的な、決算的なものも若干は多くなっていくというふうに思っております。

今後におきましては、やはりこの200億円というのは一つの目安でございまして、そういう財政状況の中でやらなきゃ、そういう目標を持ってやっていくべきだというふうに思っております。

また、今の法人の問題でございまして、こういう大変危機になっているところでおきまして、今議員もおっしゃいますとおり、赤字決算もした企業も幾つもあるというふうに思っております。そういう部分の中におきまして、そういう分類といたしまして、そういうものは、やはり法人税のそれぞれの個々に均等割だけのところ、所得割、この2つの中で法人税が決定されるわけでございますけ

ど、ここあたりにつきましては、いろいろと分類をしております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○15番（西園典子さん）

2つ目のことにつきまして、分類をしてどのようなものが見えたかとか、そこ辺のお答えを、もう少し具体的にお知らせいただけたらと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

ただいまの分類のご質問でございますが、大きな原因は長引く景気の低迷ということでありますけど、その詳細につきましては、現在、手持ちのほうで持っておりませんので、後もってご回答したいと思います。

詳細については、後ほどデータでお渡ししたいと思います。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私のほうからも、市長のほうにお尋ねしたいと思います。

昨年の6月議会の際に、予算のときに市長のほうに質問をいたしまして、長引くその景気の低迷ですね、それによって市民の生活も大変だということで、市民がやはりこの自治体行政へ要望というか、期待があるというのは、やはり景気をよくしてほしい。仕事をふやしてほしい。農業や商売を支えてほしい。そういうことであり、ほんとに今すぐこの景気を何とかしてほしいというのが、市民の切実な願いだということで、やはり雇用の問題や、それから、しっかりそういう市民の暮らしや仕事、農業、商売、そういうものをしっかり支える市の行政であるべきだということで、市長のほうのご答弁も、日置市内の中で経済が回っていくようなそういう施策をなる

べくやっていきたいというふうに言っておられました。

これが、この21年度の決算でどのように、市長としては、それが十分やれたと思っておられるのか、総論的にですね、そういうことに努力をされた結果が、どういうふうにあらわれていると考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、この地域内循環の経済発展という、こういうものを考えていかなきゃならんと思っております。この国策の中におきまして、大変雇用とか、経済というのは、国策の中で大きく左右されるのも事実でございます。その中で、私ども市におきますこの経済を含めた中で、特に商業におきまして、この21年度、振興券等を含めてですね、少しでも市内で消費できるようなそういう施策もさせていただきました。

また、農林水産業におきまして、特に不作といいますか、そういう部分につきましては、随時、助成金等もやりながらやらせてもらっております。

総体的にみなぎるその産業といいますか、そこまではいかないというふうに思っておりますけど、少しでも市民の皆様方に、それぞれの分野の中におきまして、行政として、また私ども、この市におきますこの財政力の中で、精いっぱいのことをやらせていただいたというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

もう1点、お尋ねしたいんですが、国保税の滞納の次に滞納が多いのが、固定資産税になっているわけなんですけれども、補足説明資料の29ページの上の段に、その減収の原因としてはという説明があります。滞納整理には努力をされているということなんですけ

れども、これも、ほんとに努力された結果が、やはりなかなか税収が伸びなかったというような結果になっているわけなんですけれども、この点をどのように市長としては総括されるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に市民税におきます固定資産税、こういう固定資産につきましては、所得に左右されない中で税が課税されます。そのような中におきまして一時的に解雇になった方とか、そういう方々もいらっしゃるというふうにお思っております。

そういう原因の中で、市民税の住民税のほうについては所得税、課税されますけれども、固定資産におきましては、このような状況の中で滞納というのも多くなっているのも事実であろうというふうにお認識しております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号から認定第17号までの16件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで17件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第17号までについては、9人の委員で構成する決算

審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、黒田澄子さん、東福泰則君、出水賢太郎君、上園哲生君、花木千鶴さん、並松安文君、大園貴文君、長野瑛や子さん、松尾公裕君を指名いたします。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長及び副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは、応接室にお集まりください。

午後1時03分休憩

午後1時08分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に松尾公裕君、副委員長に大園貴文君が互選された旨報告がありましたので、お知らせいたします。

△日程第31 請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書

○議長（成田 浩君）

日程第31、請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本請願は、9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、本委員会では、9月9日、第2委員会室におきまして、全委員出席のもと審議いたしました。

初めに、請願の趣旨について申し上げます。

子供たちの豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。しかし、今まで政府は公務員の総人件費改革実行計画の中で、教職員についての人件費削減を求めてきた。

先日、文科省から出された教職員定数改善計画の中では、1学級の上限人数を一部引き下げ、今後教職員の数も、数万人規模でふやしたいとしているが、それでも日本の教育費予算はGDP比に占める割合はOECD諸国に比べて少ない。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためにも、これ以上の義務教育費国庫負担制度を削減するべきではないことから、ここに、義務教育費国庫負担制度を堅持すること等に関する意見書の提出を求めることが請願の趣旨でございます。

そこで、本委員会では、本市の教育現場の実情がどういった状況にあるのか、所管課の説明を求めました。その結果につきましては、国の基準では、1学級の定数は40名となっているが、鹿児島県の場合、県のすくすくプランに基づいて、1、2年生については36人を超えた場合は2クラスにする。また、1クラスが30人を超した場合は非常勤講師を配置するとなっており、国の学級編成基準より低くなっている。

この制度により、伊作小1年生で44人が2クラス、伊集院小1年生で112人が4クラスになっている。そのほか、鶴丸小では

35人で1学級であるが、非常勤講師が配置されているとの説明がなされました。

また、義務教育施設整備に関する国の負担や補助等についても、本市でも伊集院中学校を初め、今年度から伊集院小学校の改築など、多額の工事費を伴うが、国が定める国庫負担の建築単価での建設は難しい。したがって、かなり上乘せした単価での建設費となっているため、施設整備に関する国庫負担割合の拡充は願うところであるとの説明でありました。

その後、本委員会では、所管課の説明資料やそのほかの説明資料等をもとにいろいろな角度から討議した結果、共通した結論と集約された意見は、願意の趣旨は理解できる。また、本委員会では、平成21年度も同じ内容の請願を採択したことから、今回も採択すべきであろうとの意見集約が出されました。

その後の討論の中でも同じ趣旨の討論がなされ、採決の結果、本陳情は全委員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第3号について討論を行います。発言通告がありますので、発言を許可します。

最初に、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

ただいま委員長から採択の報告がありました請願第3号、私は反対をいたします。

請願書に、子供たちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりに重要であると記載をされていますが、豊かな教育とは何を指すのでしょうか。我が国は戦後60年余り、

限られた予算の中でその充実に努力をしてきました。その結果、奇跡とも言われる復興をなし遂げ、世界の先進国の仲間入りを果たし、ノーベル賞の受賞者の数では国別で1位となりました。これは、本人の努力はもちろん、古来日本人が持つ勤勉さなどと彼らを指導した教育関係者の使命感がなし得たものであります。

全国学力テストの結果を見ても、ワースト3の沖縄、北海道、大阪などがとりわけ教育施設が劣っているわけでもなく、逆に3世代同居率の高い上位の福井、秋田、富山が特別教育環境がずば抜けているわけでもありません。

我が国の教育環境は、学校施設、教材、図書などどれをとっても今は格段によくなっています。ましてGDP比、OECDの諸国との比較で議論することは賢明ではありませんし、現に少子化により30人から35人の学級への移行も予定をされていて、一般教員の増員のほかに障害児教育に4万人の増員も予定されています。職務内容に違いはありますが、盲学校や聾学校、養護学校と小中学校の特殊学級の担任には本俸の8%が上積み支給をされ、この8%はいわゆる手当でなくて退職金、年金にも加算されるなど、厳しい財政の中、教員の給与体系にも十分配慮されています。

また、親の所得格差が子供たちの教育環境の格差にならないようにと子ども手当、高等学校の授業料無償化なども財政の心配をしながらも現在実施をされています。逆に、奨学資金制度などは返済が滞り、そのあり方が問題になり、義務より権利の主張に重きを置いてきた教育の弊害も感じられるところでもあります。

教育の環境は、物質的には豊かになったけれども、親や子に対する虐待、殺人、強盗など社会の現状はすさんでおります。その結果、

ゆとり教育の反動や、公より個を重んじる教育そのものを反省し、60年ぶりに教育基本法が改正されたわけであります。

教育基本法及び学校教育法の目標に、国家・社会の形成者としての資質を備えた国民の育成が挙げられ、家庭教育は親が、学校教育は教師が学習指導要領に沿って両輪として進めることが明記されています。豊かな教育環境、社会基盤づくりは、物や人員の増加より、親、教員の使命感と質であり、まさに教育は人であります。

学習指導要領に「国歌君が代はいずれの学年においても歌えるように指導すること」とあります。最後に私は請願者に問いたい。あなたの教え子は皆国歌を歌えますか。そして財政も厳しい国や地方自治体にねだる前に、教育者としての使命を十分果たされていますかと。ほんとに必要なことは何か、教育者一人一人が教師になった当時の志を思い起こし、聖職者としての使命感を確立されることを念じて、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○7番（坂口洋之君）

請願第3号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持について、賛成の立場から討論をいたします。

この請願の趣旨は、OECD諸国と比較して1学級当たりの少ない教職員の定数を改善することと、全国各地で教育格差を是正するための義務教育国庫負担制度の堅持を願う趣旨でございます。定数改善計画については、来年度予算に向けて公立小中学校の中長期的な教職員配置の指針となる文部科学省の第8期定数改善計画が進められており、2014年度から5年間に障害児教育、特別支援教育、習熟度指導教育の教育を充実させるために4万人増、その他自然増2万人の増

員をし、現在の40人学級から今後5年間で35人学級に向けて、来年度予算に向けて現在文部科学省として計画しています。

また、義務教育費国庫負担制度についても、平成18年度からの2分の1から3分の1に負担が下がり、一般財源化による影響や地域間の教育の差が広がる傾向にあります。

この制度は、子供たちの教育環境の機会均等の立場から、堅持する必要がございます。そのためにも、この次期定数改善計画の早期の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持について賛成とします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

△日程第32 発議第4号日置市長専決処分事項の指定について

○議長（成田 浩君）

日程第32、発議第4号日置市長専決処分事項の指定についてを議題といたします。

本案について提出者の宇田栄君から提案理由の説明を求めます。

〔21番宇田 栄君登壇〕

○21番（宇田 栄君）

発議第4号日置市長専決処分事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

これまでの日置市長専決処分事項の条文整理を行い、新たに3項として、支払い督促の

申し立てにかかわる訴えの提起、和解及び調停に関する事項を追加し、税、その他使用料、貸付金等の滞納整理を中心とした債権処理対策を迅速かつ適正に処理するためのものといたします。

この専決処分事項指定は、平成22年10月1日から効力を生ずるものといたします。

なお、これまでの日置市長専決処分事項、平成18年9月28日議決分は、平成22年9月30日限りで効力を失うこととし、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委員による専決処分事項を指定しようとして、日置市議会会議規則第14条第1項の規定により提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから発議第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第86号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第33、議案第86号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第86号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

地方公共団体の手数料標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（吉丸三郎君）

それでは、議案第86号の補足説明をさせていただきます。

議案第86号日置市手数料徴収条例の一部改正とあわせて条文の整備をお願いするものでございます。

今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の条例に関する政令の一部改正が平成22年9月の8日に公布されるため、本日、追加議案として提案をさせていただきました。今回の改正でありますけれども、特定屋外タンク等の設置許可等にかかわる審査業務の効率化が図られたこと等により、実費に変動が生じていることから、当該3項の設置許可等の手

数料の額を引き下げる政令の一部改正が行われたものでございます。引き下げにつきましては約9%程度の引き下げとなっております。

また、今回の政令の改正に伴いまして、日置市手数料徴収条例第2条第1項第2号の消防法等に基づく処理に関する事務、別表第2の手数料を改定するものでございます。

また、今回の改正の対象となるタンク等につきましては、特定屋外タンク、これにつきましては1,000キロリットル以上のタンクを申します。準特定屋外タンクにつきましては、500キロリットル以上1,000キロリットル未満のタンクをいいます。岩盤タンクにつきましては、いちき串木野市にあります国家石油備蓄基地等の手数料の関係でございます。現在、日置市においては50キロリットルを超える屋外タンク等の貯蔵施設は設置されておられません。

今回の改正につきましては、直接関係する手数料はございません。通常、特定屋外タンク等を設置する場合には、海岸線に設置されますけれども、海上輸送、タンカー等が接岸する水位もなく、現在のところ、日置市内につきましては予定の確認もされておられません。

それでは、別紙により説明をさせていただきます。

条文の整備については、説明を省略させていただきます。

まず、別紙改正内容の1行目からになります。別表第2の1、消防法の施行に関する事務の部中、法第11条第1項の規定に基づきとございます。この改正につきましては、設置の許可の申請に対する審査手数料でございます。58万円を53万円に、ここから16行目の1,180万円を1,070万円に改め、ここにつきましては設置許可申請手数料でございます。この部分について20カ所の改正でございます。

同じく16行目になります。同部6、法第

11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令、第8条2第7項の規定に基づく、この部分の改正につきましては、完成検査前の検査手数料となります。45万円を41万円にから、次のページになります。4行目の1,870万円を1,700万円に改めるものでございます。この部分は完成検査前の検査手数料でございます。19カ所になります。

次に、同部7、消防法第14条の第3、第1項及び第2項の規定に基づくでございます。ここにつきましては、屋外タンクまたは移送取り扱い所の保安に関する検査、結局移送取り扱いについては、パイプラインなどをいいますけれども、この部分の保安に関する検査の手数料でございます。34万円を31万円に。ここから11行目の440万円を400万円に改め、次に同款2岩盤タンクにかかわる特定屋外タンクの貯蔵の関係、これも保安の関係でございますか。292万円を266万円に、ここから最後の526万円を479万円に改めるものでございます。この部分は岩盤タンクの保安の手数料でございます。

この条例につきましては、平成22年10月1日より施行するものでございます。

以上が、日置市手数料徴収条例の一部改正の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第86号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は可決されました。

△日程第34 議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）

○議長（成田 浩君）

日程第34、議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第87号は、平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億4,778万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成事業と、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して公共施設のアスベスト調査に伴う予算措置で、所要の額を追加しようとするものであります。

まず、歳入では、県支出金で新型インフル

エンザワクチン接種費用助成事業県負担金 623万円と、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業県補助金894万円を増額計上いたしました。繰入金では、財政調整のための財政調整基金繰入金を1,663万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では衛生費の保健衛生費で予防接種事務に伴う賃金、対象者へ通知する印刷製本費や通信運搬費、委託料及び扶助費の増額により3,180万2,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路維持費でアスベスト調査に係る調査員賃金への組み替えによる委託料を252万7,000円減額し、住宅対策費で公共施設のアスベスト調査員賃金を252万7,000円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから市長提案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

お尋ねします。先日、この件については議員全員協議会で一応説明をいただきました。その中で、今回の雇用対策のためにアスベスト調査を、その事業を使ってやるということですが、この対策費の中でどのような人を使ってどのようなそういう調査をするのか、具体的にお示しをいただきたいと思えます。

○建設課長（久保啓昭君）

調査員につきましては、1級2級の建築士を雇用しまして調査をするということでございます。役所のOB等を利用して調査するということでございます。調査の内容につきましては、利用者の安全確保のためのアスベストの曝露、また飛散などの状況を、現状を把握するという調査で、設計図書の有無、アスベストの含有、建材等の確認などでございます。

○8番（花木千鶴さん）

今、OBの人たちにお願ひする。4名とありますので、OBの人たちを4名使って、そして安全確保とかそういうことがるる書いてあるわけですが、平成17年に一応検査をしたことになってはいます。この平成17年に技師の皆さんと所管する各課で調査をしたということにはなっているわけですが、その平成17年の検査を受けて、今回、それがどのように違うのか、それを1点ご説明をいただきたいのと、もう一点は、ここの中では目視によるものがほとんどだと思えます。検査料は含んでいないと思いますので、非常に人件費等も充てられていることですが、検査をしないで目視ですということとは、これまでのさまざまな問題が噴出している中で、目視でどうすることもできなかったことが一因として上げられているわけですが、それが250万円もの確保された財源を使うということについて大変疑問も感じるわけですが、その辺のところはこれまでの目視調査とどのように違うのか、その辺のご説明をいただきたいと思えます。

○建設課長（久保啓昭君）

20年度に法が改正されまして、アスベストの6物質に調査するというので法改正がございましたので、それに伴いまして今回現状の把握、解体工事等につきましては分析調査、またアスベスト診断士等による詳細の調査を行うという計画でございますけれども、今回は現状の把握といった基礎調査でございます。

○8番（花木千鶴さん）

平成20年にも法改正があったからその基準に照らし合わせて云々ということですが、本来、平成17年の調査は、正式には20年に公布されたことになってはいますが、平成18年の9月に法改正の段取りが公布がなされるわけですが、それは通達とい

う形だったかとは思いますが、平成18年に準備に入って、正式に法改正になったのが20年、その法改正に向けて調査がなされるということで条文の、段階から調査をすることが市町村に通達されてきたんじゃないでしょうか。ですから、17年に検査をしたんだけれども、20年に法改正があったからもう一度やり直さなければならないというのはおかしいんじゃないでしょうか。

そして、本来その法改正があるから準備として自治体が調査をしておきなさいという通達が来ていたはずなんです。これがどうしてきちっとできていなかったのかをご説明ください。

○建設課長（久保啓昭君）

17年度の調査につきましては、各所管課の担当者、それと建築技師等も一緒になって調査をされたとは思いますが、それが統一した調査がなされていないという経緯が見られる。それも、ということも踏まえまして、今回、市の管理している公共建築物を項目ごとにチェックして調査をすると。現況調査をして現況を把握するというところでございます。それで、早急に対応しなければならない箇所につきましては、チェックを行って対策につなげていくという調査でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

○8番（花木千鶴さん）

議案第87号の審査に入るわけですが、私は平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、賛成者、西菌典子議員の同意を得て、修正動議を提出したいと思います。

○議長（成田 浩君）

賛同者がありますので、動議が成立しております。賛同者は西菌典子議員の同意を得て出してあります。

ここで、暫時休憩いたします。次の開議を14時ちょうどといたします。休憩中に議会運営委員会を開きます。

午後1時44分休憩

午後2時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）に対して、花木千鶴さんのほか賛成者を得て修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

○8番（花木千鶴さん）

議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）の修正案の提案理由についてを説明いたします。

補正案の中でも8款2項2目の道路維持費から8款5項3目住宅対策費への252万7,000円の組み替えについて、組み替える必要がないため、もとの形に戻すという修正案でございます。

執行案では、公共施設のアスベスト調査のために緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費を使うということですが、本市はアスベストでさまざまな問題が発生してこれまでまいりました。平成17年に公共施設の調査をしたけれども、本年度5月の市民病院の解体工事仕様書に計上すべきなのにそれを忘れていたんだとか設計図書があったんだけれども目視

では判断できなかった。検査をすればよかったんだがという答弁であったり、そもそも平成17年度検査というのは、技師の目視だけでちゃんとしたものではなく、20年度も先ほど説明がありましたが、法改正がなかったから、それまでの検査だったからとかいうふうなことを言って説明をしているわけですが、納得できる状況ではありません。

また、8月末の江口浜荘の解体工事仕様書の中にもアスベストが計上されていなかったということがありました。設計図書がなかったためとか、目視で判断できなかったなどと説明していますが、こんなときが即検査をしなければならない対象だったんです。それをしていなかった。

このような市の執行状況の中で、今回のアスベスト調査費についてですけれども、まず第1に、本市が今やらなければならないのは公共施設のアスベスト調査等々についてどのように解決していくのか、計画を示すべきではないでしょうか。今回は事前調査だということですが、これまでも何度も事前調査はしていることになっています。平成17年度が云々とか、解体工事の事前に一応目視をしたとか。今回も同じようにまた事前調査を目視ですというようなことでありますけれども、同じことを何回も繰り返す必要があるのでしょうか。まず、本市の今やるべきことは、きちんとした計画をつくるべきだと私は考えています。

また、市長は、1,021カ所、対象とするアスベスト調査の対象の箇所があるんだというんですが、それがどのようなものか議会のほうに明らかにしていません。1,021カ所、何億もかかるという説明を議会にしていますが、それが緊急性を要するものなのかどうか、事前調査をしなければならないものなのかどうか。解体のときで十分なのかどうか、そういうことも資料の提出は一つも

明らかにされていません。そのような資料をきちんと出して予算化するときにはもうこんな事態になっているんですから、きちんと議会がその納得のいく資料を提出して予算化すべきだと私は考えています。

今回、設計図書のあるなしについても調べるということを前提で報告していますけれども、所管の職員でできるものではありませんか。設計図書があるのかないのかということぐらひは。また、先ほどの説明で、市職員の退職者4名で目視調査をするんだといいますけれども、これまで目視で見落としてきているんじゃないありませんか。これには緊急雇用対策事業費と、職員のOBの人を使ってやるのが緊急雇用対策の事業費と呼べるのかどうか、市民感覚でいくと、やろうとしていることも含めて大変疑問に私は思うわけです。

アスベストを今後市がどうしていくのか、計画性を持って予算は使っていかなければならないと思いますので緊急にそのことをやっていただきたいと私は思います。さらに、設計図書とか目視調査は、職員でやっていけるんだらうと、9月当初の全員協議会では市長が私ども議会のところの説明しておられます。ですので、それは市の職員大変かもしれないけれども、やっていただければいいんじゃないかと私は思います。市は、まだたくさん緊急を要する住民の要望にこたえていかなければなりません。そして、仕事のない人たちに対してもその雇用の場を創出するためにこの緊急対策事業はあるんじゃないでしょうか。そのことをやっぱり考えて事業費を使うべきだと私は考えます。市民が執行当局に求めている業務と緊急雇用対策費というもののあり方について慎重に議会は審議をすべきではないかと私は思っているところです。

くどいようですが、アスベスト調査についてやるのであれば、市が。もっと全体のことを考え、何をやるべきなのか、そして年次的

な計画であったりそしてつけるべき資料もつけて、こんな形でやっていくというまず対策の計画をきちんと立てて、そしてまず第1次的にこれを予算化していくというような説明をしていただきたいと私は思います。したがって、これが修正案を提出した理由でございます。議員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、修正案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

提出者にお伺いをいたします。

今のご説明の中で、公共施設のアスベストの調査の計画をしっかりとつくるべきだということで、この問題につきましては私も所属をいたしております産業建設常任委員会のほうでも所管事務調査を2度開きまして、いろいろと質疑も行われました。同じような見解ではあります。ただし、その計画をつくるべき資料となるべき資料というか、材料だったとかデータだったとか、そういったものがこの委員会においても内容不足というか、示されなかった部分があります。そういった中で、その材料をしっかりと調べるために今回調査費用として出ているんだと私は考えています。しかし、提出者は、それよりも先に計画をつくるべきだとおっしゃっているわけですが、そのもとがなければ何もできないと思うわけですが、別にじゃどういった形で、所管の職員の方々にやってほしいということですが、具体的にどのような形でそれをこれからされるのかというのはどのようにお考えでしょうか。

○8番（花木千鶴さん）

出水議員のおっしゃるそのことも私の意見に賛同するところもあるということですが、決定的な違いは、今回の調査がその計画をつくるための基礎資料になるんだということ

すけれども、私は、まず今回やらなければならない、でもやろうとしていることは設計図書のあるなしを調べようということが1つありました。それは職員でできると考えています。

それからもう一つは、先ほど説明がありましたけれども、幾つかの目視で状況を把握するということですが、それも私は職員でできると考えているわけです。そういうふうに市長が説明をなさいました。それが、経過からいいますと、産業建設常任委員会の7月21日だったですか、説明会のときに当局が委員会に対して、9月は300万円前後の補正を組んで調査をしようかという話がありましたね。その後、私は予算が組まれるのかなと思ってはいたんですけども、予算が組まれませんでした。なぜ予算が組まれなかったかという、市長が9月の全協のときに、それは職員でできるので、当面で職員で調査をやりたいというような説明がございました。それで、今回急に、最終本会議に予算が出されているわけです。

私は、その基礎資料をつくるための資料としてやることは、出水議員がおっしゃるのはよくわかります。しかしながら、私がこだわっていますのは、それが4名のOBを使ってやらなければならないのかどうかというところにあるわけです。そして、もう一つの計画という部分でいいますと、市の総合計画の中で申しましょうか。結局出水議員がおっしゃったのは、総合計画のいわゆる実行計画のような、行動計画のような部分だと思います。それが数値がわからなければ決定的な計画にはならないんじゃないかという意味だろうと思いますが、総合計画のようなものを私は意味しているわけです。全体の流れの中でアスベスト調査をこんなふうにしていきたいというものがまず示されたり、現状をどれぐらい把握しているのかということが示されたりし

ていく中で、今度はきちんとしたまた予算をして、そのための第1弾、第2弾というふうに計画をつくっていくべきではないかというのが一般的な流れではないでしょうか。私が言う計画というものはそのようなものです。

○議長（成田 浩君）

ほかに。

○4番（出水賢太郎君）

もう一問お聞きいたします。

先ほど提出者の花木議員のほうが、職員で対応できると自信を持って言われているわけですが、その根拠というものは何なのか。

1,021カ所調べるということで相当な量になるわけですが、一通りやはりすべてを見ないことには、どこがやらなくていい場合なのか、どこがやらないといけない場所なのかという基準とか判断というのはできないと思うんです。そういった中で、やはり建築士という資格を持った人間でなければこういうのは専門的な技術がないと調べることはできない。確かに、過去、今まで建築士が見逃したという部分もあってこういう結果になっているわけですが、今後はそういうことがないような形でされるでしょうから、そうなったときに、じゃ別にだれかほかの方を呼んでするのか、それでできる量なのか。職員でできる量であれば何名の職員がどういった時間帯にどういった形で、時間外をつけるのかどうか。その辺の計算というのは提出者のほうはされていらっしゃるのでしょうか。

○8番（花木千鶴さん）

職員でやってもらうということに対して、私は何名で何時間かかるという必要はないと考えています。業務の範囲でできるということであれば、市長もそのようにおっしゃったことがあるわけで、その中で、何日までに仕上げなければならないということも今のところありません。ですので、私は職員の皆さんの中でやっていただくことに問題があるとか、

それが足りるのか足りないのかというのは、逆の意味で執行当局のほうからも、こういう理由だから職員ではできないんだということも示されてはいません。ですので、私はやっぱり執行責任者である市長が、やっぴいこうと考えているということは、そのことが、それは市長ができると思われていたんだらうと、私はそう思うんです。

それと、私たちが今出水議員がおっしゃったことを数値化して示すような必要は私ないと考えています。職員の皆さんが本当にできないのであれば、できないなりの理由を示して予算化するのが執行部の仕事ではありませんか。それが私は示されていないと思います。

それと、一般に、これまでも検査をするときに職員でやっていました。ほかのところも。職員に時間がなかったから平成17年の検査も不十分だったとかいう説明はどこにもありません。きちんとやっぴい計画を立てていく。それを予算化していかなければ、外部に頼まなければいけないというのであれば、もっとそれなりに根拠のあるものを示して予算化していただきたい。これは住民の本当の思いではありませんか。執行当局に対する。私はそんなふうにはやっぴい予算化していくのであれば、それは職員じゃなくてほかの人が必要なんだというのであれば、それをきちんと説明することのほうが先だと考えています。

○議長（成田 浩君）

ほかに質問、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に賛成者の討論はありませんか。

○5番（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）の原案に賛成の立場で討論をいた

します。

このアスベスト問題に対し、産業建設常任委員会において所管事務調査を行い、これまでの経緯の説明を求め、厳しい指摘と提言をいたしました。その中で、平成20年度の法改正の新たな基準に基づく調査はいまだに行われていない。また、公共施設に対する設計図書の有無についても、完全に把握されていないためにきちとした管理、整理がなされていない。また、学校、公営住宅等の緊急性を有する施設の現状、曝露しているところ、飛散箇所などの発見など、今対応していかなければならない問題点が山積しております。

先ほどから、職員を使ってというようなご提言もありますけれども、日常業務を抱えた職員、専門性のある問題、今の職員の方々の対応では到底できなかつたことがこれまでの経緯で示されております。これらのことに速やかに対応するために、今回執行部はこれまでの対応の反省に立ち、現状の改善をするための基礎調査費の補正予算を提案したと考えます。

解体を前提とする公共施設については、アスベスト調査士という専門家を使っての別な予算立てを考えているとの説明もございました。まずは市民の安心感、そこに少しでも素早くこたえるためのきっかけとなり、また本市の反省を踏まえた環境問題への具体的な行動力を示す一般会計補正予算ということで、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、原案及び修正案反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

次に、修正案賛成者の討論はありませんか。

○15番（西園典子さん）

私は、修正案に対しまして賛成の立場で討

論をさせていただきます。

賛成の理由は、ただいま提案者が申し上げたのとほぼ同じでございます。しかし、私個人といたしましては、つけ加えさせていただくならば、緊急雇用対策事業という名目でもってこのことをなさるということでございますけれども、大変厳しい社会情勢の中で、また若者雇用というのが非常に難しい現状の中で、職員OBを使われるというのに限らず、なぜ民間の雇用ということなども含めて、早くからこういう事業を使おうということがなかったのかどうなのか。このことが起こってからこういう雇用対策としてこれを使うというふうに計画されたというふうにしか私には見られないからでございます。そういう疑問が残ります。

また、1級2級の建築士が、そういう免許を持った職員の方々が今まで見過ごされたという経緯がある中で、そういう職員のOBの方を使って、またこうしてするということが本当に妥当であるのかどうなのかという思いもあります。アスベスト被害の恐ろしさというものは皆様十分ご存じかと思えます。かつて花形の時代もありましたが、功罪として花形の時代もございましたけれども、その中で工場で働いていた方、また周辺の方、そしていろいろなところで多くの人々が肺がんなどの後遺症、そして死亡者などが出ている、そういう危険性の高いアスベストというものの扱いにおいて、今回こうした一応調べるといようなこういう形がかえって安心感というものを与えて、新たな大きな危険性を産むという危険性をはらんでいないのかどうなのかという心配も私はしたりいたします。それでもって、私はこの修正案に対して賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。賛成討論です

か。

○20番（佐藤彰矩君）

原案に賛成の討論をいたします。

今回の日吉の病院の問題、それからまた江口浜荘の問題、アスベストがないだろうと言われた江口浜荘のほうでも出てきたと、こういうふうなことで、公共施設に関する住民の不安というものが大分高まっております。このような中で、アスベストの危険性を緊急に確認をするということは大事じゃなかろうかという気がいたします。公共施設においては住民の安心・安全で使っていただくという趣旨が一番大事だろうと思います。そのような中で、今回のこの事業におきましては住民を安心・安全に公共施設を使っていただくという意味からにおいては、早急にさせていただき、そして住民が各施設を安心して使えるような、そういう環境をつくるということにおいては早くしていただきたい。そういう意味において、今回の事業における賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）に対する花木千鶴さんのほか賛成者から提出された修正案について採決いたします。この採決は起立によって行います。修正案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。この採決も起立によって行います。原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第87号平成22年度日置市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

△日程第35 意見書案第9号教育予算確保に関する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第35、意見書案第9号教育予算確保に関する意見書を議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となりました意見書案第9号教育予算確保に関する意見書案について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された請願第3号の願意は、義務教育費国庫負担制度を堅持すること等に関する意見書の提出を求める内容でした。そこで、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものであります。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、教育予算については、子供たちの健やかな発達と確かな学力や生きる力を推進し、また教育の機会均等が損なわれることのないよう、国の責任のもとに確保・充実する必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係省庁へ意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから意見書案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

○16番（池満 渉君）

先ほどの請願第3号をもととしての意見書でございます。先ほど反対の討論をいたしましたけれども、内容はほぼ同じでございますが、義務制の第8次、そして高校第7次の教職員の定数の計画、これは教員を減らさずふやしてくれといったような趣旨であろうと思っております。この少子化の中で、かつては五、六十人の子供たちをぎゅうぎゅうにしながら教えながらも子供たちの意欲、教員の使命があったはずであります。そして同じように、義務教育費の国庫負担制度は、これは教員の給与についてしっかり確保していただきたいというような趣旨が入っているようにも思っております。私は、子供たちの教育について一生懸命やることには何ら反対ではありませんけれども、この請願の趣旨を中心とした意見書の内容については反対でございますので、この意見書の送付については反対をいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

賛成討論です。意見書案第9号教育予算確保について、賛成の立場から討論いたします。

内容趣旨については先ほど述べました次期

定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持についてと請願趣旨と同様でありますので、賛成討論とします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第36 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第36、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第37 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第37、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第38 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

△日程第39 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第39、行政視察結果報告についてを議題といたします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、

産業建設常任委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、9月7日の招集から本日の本日の最終本会議までの24日間に当たりまして、地区振興計画に基づく地域の課題解決に向けた地域づくり振興基金事業を初め共聴施設整備事業、安心こども基金事業、水田利活用自給力向上事業のほか、義務教育施設等の施設修繕に関連する平成22年度一般会計補正予算を初めそのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

審議におきまして、議員各位からいろいろご意見、ご指摘のありました点につきまして、真摯に受けとめ、熟慮の上、円滑な市政の運営に努めますとともに、特に今回問題となりました予算未執行の問題を初め、アスベスト処理に対する認識不足、チェック機能の甘さなど危機管理体制の機能が不十分であったことを改めておわび申し上げるとともに、これらの反省点を踏まえ、再発防止など徹底した確認体制を確立しまして、適正な執行に努め

てまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけど閉会に当たりましてのごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで、平成22年第4回日置市議会定例会を閉会いたします。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

○事務局長（住吉伸一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。

午後2時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 西 菌 典 子

日置市議会議員 池 満 渉